

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

担当	責任者	総務部長
		各部長
	班	各部各班
	関係機関	各項目に記載

第1 初動体制

活動項目
1 各部の体制
2 災害情報連絡会議等
3 災害警戒体制本部
4 夜間・休日等の体制

1 各部の体制

各部長は、災害発生を知ったときは、市長の指令の有無にかかわらず、この計画に定める風水害の配備体制が指令されたものとして、必要な応急措置を講ずる。

あわせて市長若しくは、副市長に対し必要な指示の要請、その他の助言を行う。

2 災害情報連絡会議

(1) 設置基準

災害が発生するおそれがある場合で、警戒体制本部を設置するまでの間の配備及び災害応急対策の検討を、以下の基準により「災害情報連絡会議」を開催して行う。

ア 日立市に大雨、洪水、暴風、高潮等の各警報のいずれかが発表され、今後かなりの降雨等が見込まれ、被害の発生が予想される場合

イ 久慈川（榑橋水位観測所）の水位が水防団待機水位（2.7m）に達し、はん濫注意水位（3.7m）に達した場合

(2) 組織及び事務分担

災害情報連絡会議は、総務部長を本部長とし、防災対策課長を副本部長とする。

また、総務部長不在の場合は、次の順序で権限を代行する。

①防災対策課長

②総務課長

災害情報連絡会議の組織及び事務分担は、災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

(3) 関係者会議

風水害が発生又は発生するおそれがあると予想される場合で、災害情報連絡会議を設置する以前に、防災対策課長が必要と認める場合において、関係課所長等を招集して関係者会議を開催し、必要な対策等を協議する。

3 災害警戒体制本部

(1) 設置基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでの間の配備及び災害応急対策の実施を、以下の基準により「災害警戒体制本部」を開催して行う。

ア 日立市に大雨、洪水、暴風、高潮等の各警報のいずれかが発表され、現に相当の降雨等により被害が発生し、今後危険な状態が予想される場合

イ 久慈川（榊橋水位観測所）の水位が避難判断水位（6.3m）に迫ると見込まれる場合

(2) 組織及び事務分担

警戒体制本部は、総務部を所管する副市長を本部長とし、他の副市長及び総務部長を副本部長とする。また、総務部を所管する副市長が不在の場合は、次の順序で権限を代行する。

①他の副市長

②総務部長

③防災対策課長

警戒体制本部の組織及び事務分担は、災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

4 夜間・休日等の体制

(1) 夜間・休日等勤務時間外の対応

ア 日直者又は市役所警備員（以下「日直者等」という。）は、災害情報を収受したとき、直ちに防災対策課長に連絡するとともに、防災対策課長の指示により、防災関係職員へ連絡を行う。

また、日直者等は、防災関係職員又は市長その他の職員が登庁するまでの間、総務部長若しくは防災対策課長の指示に従い、情報の収受にあたる。

各職員は、災害の発生を知ったときは、指示の有無にかかわらず、動員指令が発令されたものとして、あらかじめ指定した配備場所に参集する。

イ 防災関係職員は、参集後直ちにあらかじめ定められた任務につき、総務部長若しくは防災対策課長の指示に基づき初動体制を敷き、本部開設までの初期応急活動を行う。

ウ 初動体制は、警戒体制本部又は災害対策本部の設置により、必要な引き継ぎを行った後、それぞれの非常配備体制へ移行する。ただし、指定避難所への直行職員は、本部長の指示があるまではその任務を継続するものとする。

(2) 防災所管部のとるべき措置

ア 防災対策課長が災害情報を収受したときは、直ちに総務部長へ連絡する。また、日直者等に必要な指示を行ったあと直ちに登庁し、防災関係職員配備体制を敷いて、本部開設までの初期応急活動を行う。

イ 総務部長が災害情報を収受し、内容により協議の必要を認めたときは、副市長に連絡の上、直ちに登庁し「災害警戒体制本部」若しくは「災害対策本部」を設置する。

(3) 初動体制の要員

市内及び近隣に居住する職員のうちから、あらかじめ指定した職員をもって初動体制要員とする。要員となった職員は、防災対策課長からの出動指示連絡に応じ、あらかじめ決められた場所に参集する。

(4) 初動体制要員の任務

ア 配備場所での任務

配備場所における市民や関係機関からの通報や情報の受付、とりまとめにあたることであり、

配備場所を不在にしないことである。

- ①職員に対する動員指示の連絡
- ②IP無線の利用、その他の方法による情報収集
- ③参集途上の報告、調査員派遣、その他の方法による情報収集
- ④県及び自衛隊、消防、その他防災関係機関との連絡
- ⑤災害警戒体制本部又は災害対策本部開設の準備
- ⑥その他総務部長又は防災対策課長の指示した事項

イ 指定避難所（市の窓口）での任務

指定避難所での任務は、市民や関係機関からの通報や情報の受付、とりまとめにあたることであり、指定避難所を不在にしないことである。その上で要員の参集状況に応じて、以下のような任務を果たす。

- ①「日立市指定避難所」の看板を大きく掲げ、周辺住民にその存在を明らかにし、地区拠点としての指定避難所を開設する。
- ②災害対策本部及び地区内防災関係機関との連絡
- ③地区内の住民の避難誘導
- ④指定避難所、救護所の開設その他救護活動への協力
- ⑤災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動
- ⑥その他総務部長の指示した事項

第2 災害対策本部

活動項目
1 災害対策本部設置基準
2 災害対策本部の設置場所
3 災害対策本部設置の決定・廃止
4 現地災害対策本部の設置
5 災害対策本部設置又は廃止の通知
6 災害対策本部組織・運営等

1 災害対策本部設置基準

市は、次の場合に災害対策本部（以下「本部」という）を設置する。

- (1) 日立市に大雨、洪水、暴風、高潮等の各警報のいずれかが発表され、大災害が発生し、又は大災害の発生が予想される場合
- (2) 久慈川（榊橋水位観測所）の水位が避難判断水位（6.3m）に達し、はん濫危険水位（6.7m）に迫ると見込まれる場合
- (3) 日立市に大雨、暴風、高潮、波浪等の特別警報が発表された場合
- (4) その他本部長が必要と認めた場合

2 災害対策本部の設置場所

本部の設置場所は、原則として本庁4階庁議室兼災害対策本部室とする。ただし、何らかの状況から設置することが困難な場合は、他の場所に置く。

3 災害対策本部設置の決定・廃止

(1) 設置の決定

本部設置の決定は、市長が行う。

市長が不在の場合は、副市長が設置の決定を代行することができる。

(2) 設置の具申

ア 本部員にあてられている部長（以下「部長等」という）は、本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長を通じて市長に本部の設置を具申する。

イ 総務部長は、他の部長等から要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、副市長を通じ市長に本部設置を具申する。

(3) 廃止の決定

本部長は、以下の場合に本部を廃止する。

ア 市域で災害が発生する危険が解消したと認めた場合

イ 災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合

その決定の経路については、設置の場合に準ずる。

4 現地災害対策本部の設置

災害が局地的であり、かつ特定の地域に著しい被害が生じたときは、日立市災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に「現地災害対策本部」を設置する。

(1) 現地災害対策本部の設置基準

ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合

イ 被害が広域にわたる場合であっても、特定地域に著しい被害が生じた場合

(2) 現地災害対策本部の組織

災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する者をもって、現地災害対策本部へ、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他職員を置く。

(3) 現地災害対策本部の分掌事務

ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること。

イ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること。

5 災害対策本部設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合は、総務部長は直ちにその旨を次表のとおり通知及び公表するものとする。

設置の通知においては、あわせて必要に応じて各部連絡員の派遣を要請する。

(1) 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先等	担当者	報告・通知・公表の方法
市各部・班・各機関の長	総務班	庁内放送・ファクシミリ・電話・その他迅速な方法
市出先機関・消防団長	各主管部 各担当班	IP無線・電話・メール・衛星電話・その他迅速な方法
市民	広報班	防災行政無線・広報車・報道機関・インターネット・コミュニティFM・ケーブルテレビ

茨城県知事	総務班	電話（衛星電話含む）・茨城県防災情報ネットワークシステム・ファクシミリ・その他迅速な方法
日立警察署長	総務班	ホットライン用電話・IP無線・電話・その他迅速な方法
防災関係機関の長又は代表者	総務班	IP無線・電話・ファクシミリ・その他迅速な方法
報道機関	広報班	電話・ファクシミリ・口頭又は文書

(2) その他

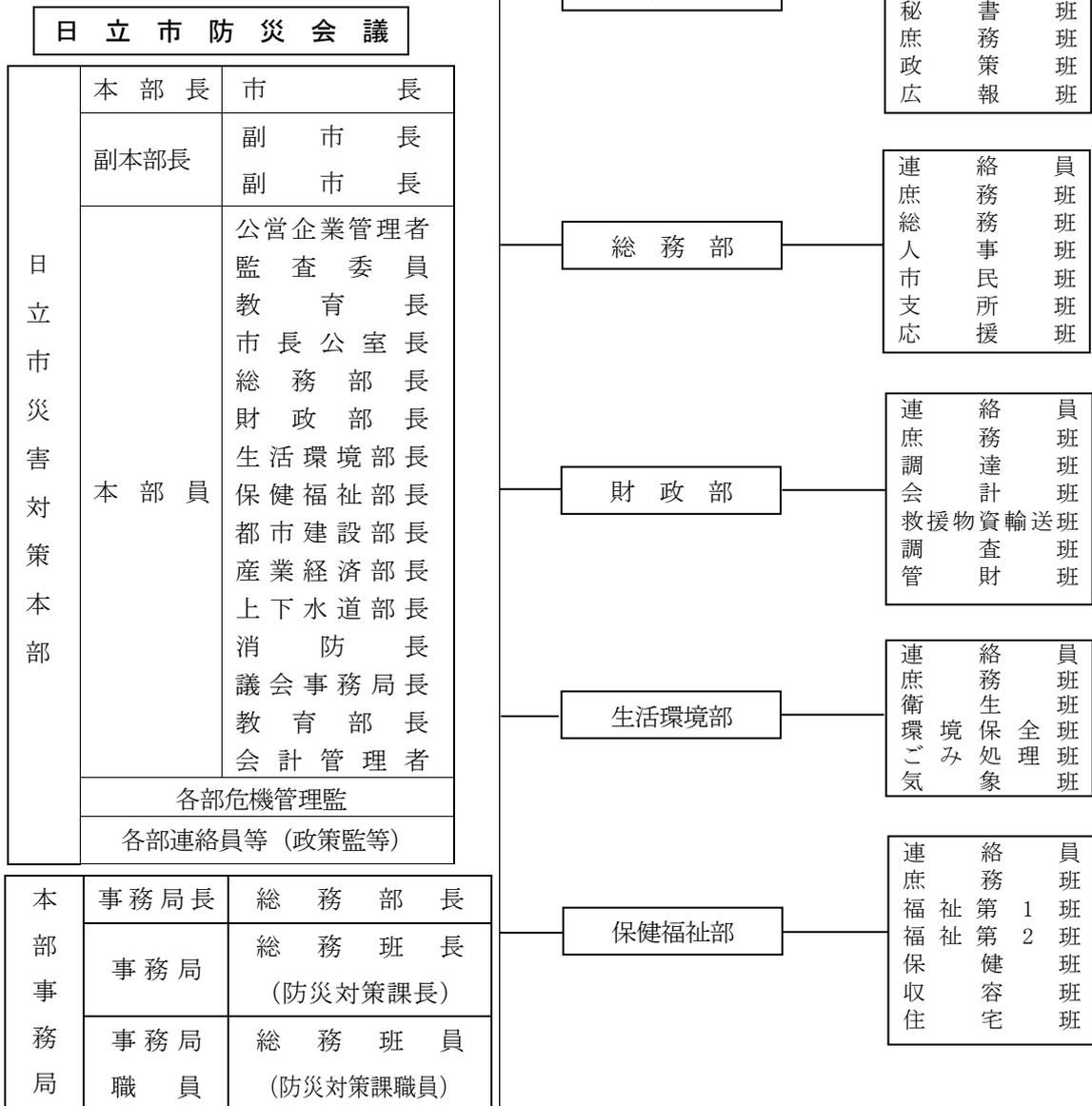
総務班長は、本部が設置された場合は、本部入口に「日立市災害対策本部」の標識板等を掲げる。また、本部会議室・指定避難所・救護所並びに被災者総合相談所等拠点施設の設置場所一覧を明示するなどして、市民等の問い合わせに便宜を図る。

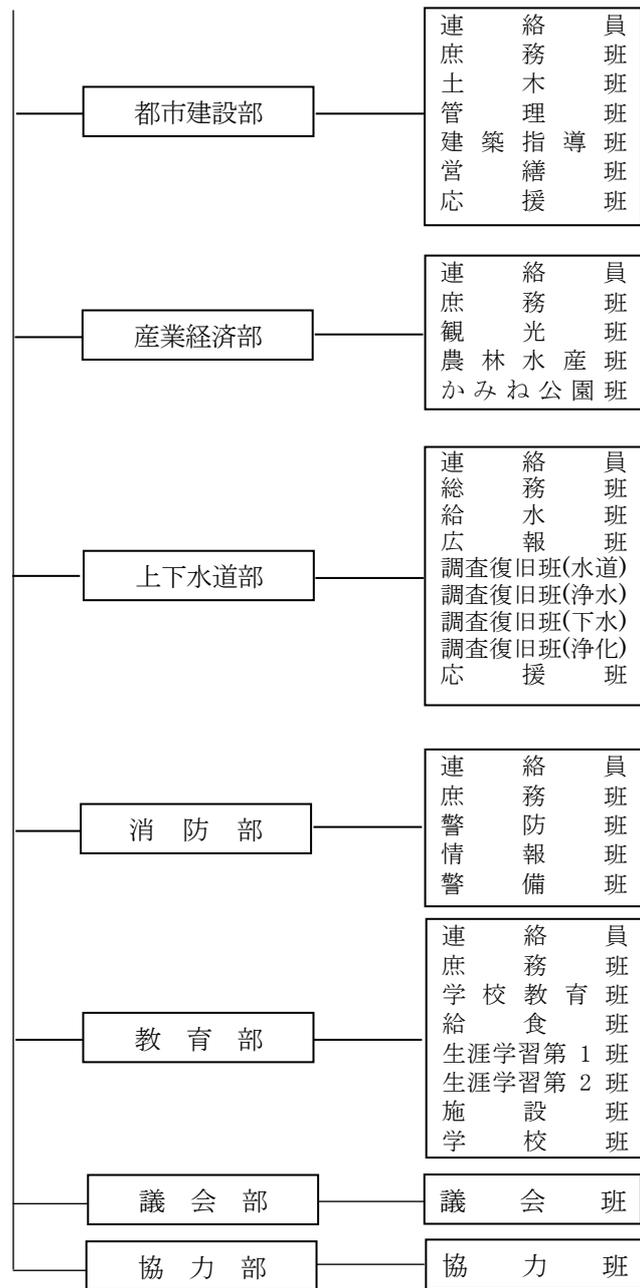
6 災害対策本部組織・運営等

本部の組織及び運営は、日立市災害対策本部条例の定めるところに基づき、以下のとおり行う。

(1) 組織

ア 日立市災害対策本部組織図





イ 本部長、副本部長及び本部員の主な任務

本部での職名	平常時の職名	主 な 任 務
本部長	市長	1 市防災会議、災害対策本部会議の議長となること 2 避難指示、警戒区域の設定を行うこと 3 市民向け緊急声明を発表すること 4 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体等への支援協力要請を行うこと 5 その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること 6 本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督すること
副本部長	副市長	1 本部長不在もしくは本部長に事故があるとき、本部長の職務を代理すること

		2 情報を常に把握し、本部長へ適切なアドバイスを行うこと 3 本部長を補佐すること
本部員	部長以上	1 部長として、担当部職員を指揮監督すること 2 災害対策本部会議構成員として、本部長及び副本部長を補佐すること 3 本部長、副本部長が不在もしくは事故があるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること。なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める

ウ 災害対策本部

- ①災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を置き、必要な事項を協議する。
- ②本部長は必要に応じて、本部会議を招集するものとし、会議は原則として本庁4階庁議室兼災害対策本部室で開催し、本部長、副本部長、及び本部員で構成する。
 なお、本部員に事故ある場合は、当該部の庶務班長が代理出席する。
- ③本部員は、必要により関係班長その他班員を伴って会議に出席することができる。
- ④各部連絡員は、本部会議開催中は別室に待機し、各部長からの伝達事項の連絡調整にあたる。
- ⑤本部会議の事務を総括するため、本部事務局を置く。
- ⑥防災関係機関派遣の連絡員は、アドバイザーとして参加するとともに、相互の密接な連携・情報交換に努める。

エ 各部の編成及び事務分掌

各部の編成及び事務分掌は、資料編 資料23-2を参照。

(2) 本部の運営等

ア 本部会議の開催

本部長は、本部を設置した場合は、速やかに本部会議を開催する。副本部長及び本部員等は、本庁4階庁議室兼災害対策本部室に参集し、災害情報、被害状況、災害応急対策の状況、各部の配備体制及び緊急措置事項を報告する。

また、会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じたものとするが、おおむね次に掲げる災害防止策、災害応急対策、その他の防災に関する重要な事項を協議する。

- | |
|---|
| ①本部の活動体制（緊急非常体制及びその廃止）に関すること
②避難指示、警戒区域の設定に関すること
③自衛隊、茨城県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関すること
④災害救助法の適用に関すること
⑤激甚災害の指定に関すること
⑥現地災害対策本部に関すること
⑦災害応急対策の実施及び調整に関すること
⑧応急対策に要する予算及び資金に関すること
⑨国、県等への要望及び陳情に関すること
⑩災害広報に関すること
⑪その他災害対策の重要事項に関すること |
|---|

イ 本部会議室の開設及び運営上必要な資機材等の確保

総務班長（防災対策課長）は、本部設置があったときは次の措置を講ずる。

①本部会議室開設に必要な資機材等の準備

- a 日立市災害対策図板（各種被害想定図含む）の設置
- b ホワイトボード、プロジェクター、被害状況図板等の設置
- c 住宅地図等地図類の確保
- d ラジオ・テレビの確保
- e コピー機、ファクシミリの確保
- f ビデオテープ・ビデオデッキ・カメラ等の記録機器の確保
- g 電子会議用パソコンの確保
- h 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
- i 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
- j 被害状況連絡票その他書類の確保
- k 日立市地域防災計画等の防災関係書籍
- l 懐中電灯その他必要資機材の確保
- m 戸別受信機の設置

②通信手段の確保

以下の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画で定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

- a 市防災行政無線（戸別受信機・屋外拡声子局）、IP無線
- b 携帯電話、衛星電話、臨時電話（NTT東日本・NTTドコモ）
- c 災害時優先電話（NTT東日本・NTTドコモ）

③非常用電源の確保

停電に備え、非常用の電源を確保するため、必要な措置を講じる。

ウ 本部会議の招集

本部長が、必要の都度招集する。

招集の伝達は、本部事務局長が「庁内放送等」を通じて行う。

エ 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための、無線機等を携行させるよう配慮するものとする。

オ 本部の標識等

本部長、副本部長、本部員、各班長、各部連絡員及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ防災服を着用する。

なお、防災対策課長は、本部設置の通報を受けたときは、速やかに日立市役所（災害対策本部が他の場所に設置された場合はその設置された建物の正面玄関等の適切な場所）に、「日立市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて本部室、本部会議事務局・指定避難所・救護所等の設置場所を明示する。

※ 日立市災害対策本部条例（資料編 資料1-3）

カ 関係者以外の立入り制限

本部会議室は、円滑に業務を行うため、本部員、事務局員、その他特に許可を得た者以外の立入りを制限する。

(3) 職員の健康管理及び給食等

事務局長（総務部長）は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、本部員及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態を常に配意し、適切な措置を取る。

なお、職員の休憩・仮眠・医療・給食に関する詳細事項については、別に定める。

(4) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。

現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

(5) 他機関との連携

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係地方公共機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

(6) 資料・情報の提供等の協力

必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

第3 職員の動員・配備

活動項目
1 職員の動員・配備体制
2 職員の動員
3 義務登庁・自主登庁
4 非常時の措置
5 職員の心得
6 出動体制
7 緊急放送による緊急出動

1 職員の動員・配備体制

表 風水害時の配備体制

「事前配備体制」

体制区分	配備基準	配備人員
事前配備	第1 ・日立市に大雨、洪水、暴風、高潮等の各警報のいずれかが発表され、災害の発生が予想される場合 ・久慈川（榊橋水位観測所）の水位が水防団待機水位（2.7m）に達し、はん濫注意水位（3.7m）に達するおそれがある場合	あらかじめ定めた防災関係職員
	第2 ・日立市に大雨、洪水、暴風、高潮等の各警報のいずれかが発表され、今後かなりの降雨等が見込まれ、被害の発生が予想される場合 ・久慈川（榊橋水位観測所）の水位がはん濫注意水位（3.7m）に達した場合	災害情報連絡会議員 あらかじめ定めた防災関係職員

「警戒体制（第1次動員）」

体制区分	配備基準	配備人員
警戒体制	・日立市に大雨、洪水、暴風、高潮等の各警報のいずれかが発表され、現に相当の降雨等により被害が発生し、今後危険な状態が予想される場合 ・久慈川（榊橋水位観測所）の水位が避難判断水位（6.3m）に迫ると見込まれる場合	災害警戒体制本部員 各部・班長があらかじめ定めた人員 （職員の3分の1）

「緊急体制（第2次動員）」

体制区分	配備基準	配備人員
緊急体制	・日立市に大雨、洪水、暴風、高潮等の各警報のいずれかが発表され、大災害が発生し、又は大災害の発生が予想される場合 ・久慈川（榊橋水位観測所）の水位が避難判断水位（6.3m）に達した場合 ・その他災害の状況等により、本部長が必要と認めた場合	災害対策本部員 各部・班長があらかじめ定めた人員 （職員の2分の1）

「非常体制（第3次動員）」

体制区分	配備基準	配備人員
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・日立市に大雨、洪水、暴風、高潮等の各警報のいずれかが発表され、大災害が発生し、又は大災害の発生が予想される場合で、「第2次動員」体制では対処できない場合 ・久慈川（榊橋水位観測所）の水位がはん濫危険水位（6.7m）に達した場合で、「第2次動員」体制では対処できない場合 ・その他災害の状況等により、本部長が必要と認めた場合 	災害対策本部員 各部・班長があらかじめ 指定した人員 (全職員)

2 職員の動員

(1) 勤務時間内の対応

ア 伝達手段

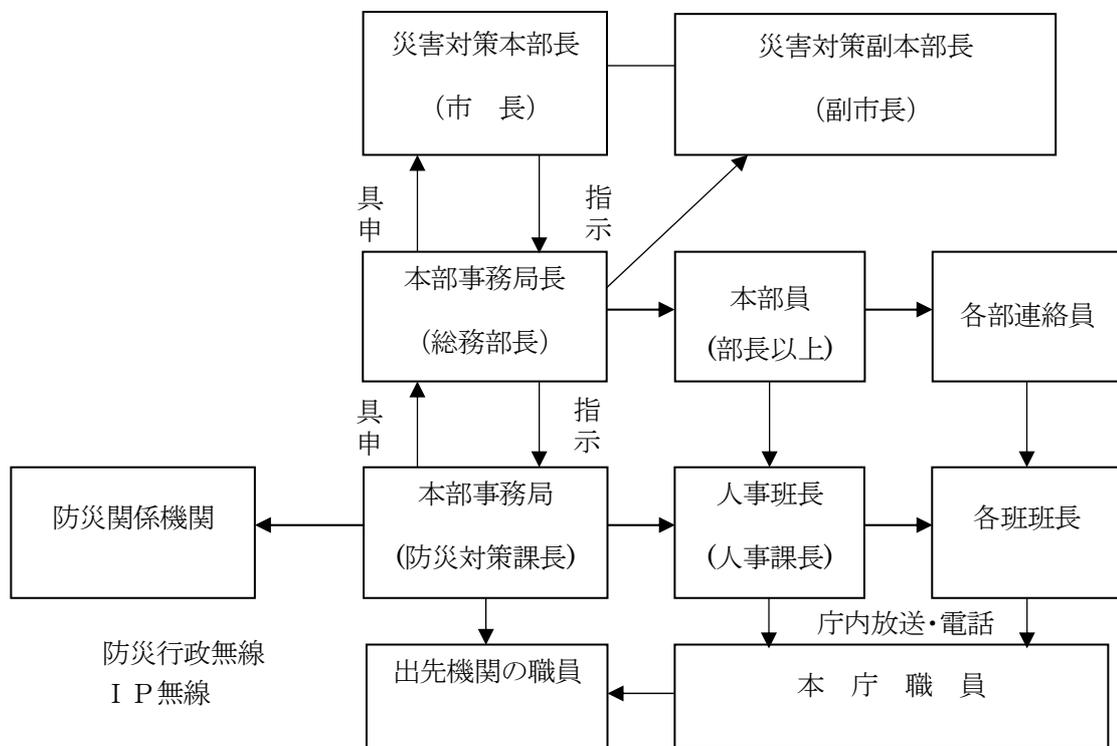
(イ) 動員の伝達

人事班長（人事課長）は、庁内放送及び庁内電話で職員に対し、動員の伝達を行う。

(イ) 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、人事班長は、班員の使送により、各部連絡員を通じ、各部長に動員伝達を行う。

イ 伝達系統



(2) 勤務時間外（休日等を含む）の対応

ア 伝達方法

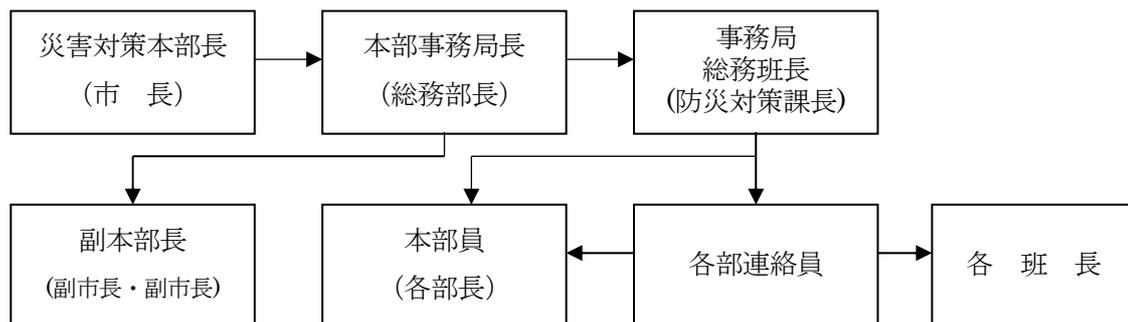
- (ア) 災害対策本部員は、部所属各班員の住所、連絡方法を把握しておき、連絡員を配し、所属職員を直ちに動員できるよう措置する。
- (イ) 日直者等は、災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報された場合は、速やかに防災対策課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係職員に連絡する。
 - 災害が発生し、緊急に措置を実施する必要があると認められるとき。
 - 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

イ 伝達手段

- (ア) 携帯電話による伝達
総務部長は、防災対策課長へ指示を行い、携帯電話により情報を伝達する。
- (イ) 一般加入電話による伝達
各部連絡員は各班長に、各班長は所属職員に、それぞれ定めている非常連絡体制により、一般加入電話を用いて動員の伝達を行う。

ウ 伝達系統

携帯電話・一般加入電話



エ 本部長の事前命令

本市に大規模な災害が発生した場合は、災害情報をテレビ・ラジオ等で確認し、配備基準に該当した場合は配備指令が伝達されなくても、全職員が直ちに自主登庁する。
ただし、本部長が認める職員を除く。

(3) 配備の報告

各部連絡員は、職員の動員状況を速やかに把握し、速やかに総務部長へ報告するものとする。
また、総務部長は、市長に報告するものとする。

3 義務登庁・自主登庁

(1) 義務登庁

職員は、夜間、休日等時間外において、第3次動員体制以上の該当を知った場合は、直ちに登庁することを義務とする。

なお、職員も市民であることに鑑み、家族の安全を確認したうえで登庁する。

(2) 自主登庁

職員は、勤務時間外に第2次動員体制以上の該当を知った場合は、自主的に登庁するように努める。

4 非常時の措置

職員は、速やかにあらかじめ定められた課所又は施設へ、あらゆる手段をもって直ちに登庁を目指すこととする。

なお、通常利用している公共交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク、徒歩のいずれかとする。

また、災害により勤務課所への登庁が不能となった場合は、次に基づき行動する。

(1) 参集場所

交通が途絶し、又は利用できないため登庁が不能となった場合は、次の順位により登庁可能な最寄りの出先機関（課所）に参集し、当該課所長の指示を受け、災害応急対策に従事する。

第1順位：所属課所と密接な関連を有する最寄りの出先機関（課所）

第2順位：最寄りの支所

第3順位：その他の最寄りの出先機関

(2) 参集した場合の措置

ア 職員は、当該出先機関（課所）の長に自己の所属課所、職氏名及び勤務課所へ参集できない理由を報告する。

イ 当該出先機関（課所）の長は、加入電話が利用できる状態になったとき、又はIP無線が利用できる場合は、前記により報告を受けた職員の職氏名及び勤務状況等について、当該職員の所属長に速やかに連絡する。

(3) 勤務場所への復帰

出先機関（課所）の長は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともに、その旨を当該職員の所属長に連絡する。

5 職員の心得

全ての職員は、次の事項を遵守する。

- (1) 職員は、災害が発生した場合は、直ちに所属の班長と連絡を取り、所定の場所に参集しなければならない。
- (2) 常に、災害に関する情報及び本部の指示に注意する。
- (3) 自らの言動によって住民に不安を与え、住民に誤解を招き、又は本部活動に支障を来すことのないように注意する。
- (4) 配備体制が指令されたときは、万難を排して参集する。
- (5) 常に所在を明らかにしておき、上司の指示があるまでは退庁してはならない。
- (6) 不急の行事、出張等は中止する。
- (7) 全職員は、自班の事務に精通するよう努め、自らも本部の一員として自覚し、他の部班における緊急用務処理のため協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。
- (8) 災害現場に出動した場合は、職員は腕章を着用し、また公用車には標識及び標章を使用する。
- (9) 緊急登庁する際は、作業等に適する服装を着用し、携帯品は特に指示があった場合を除き、食糧3日分、飲料水、雨具、防寒具、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ等を持参すること。

- (10) 動員途上において、建物の倒壊又は火災等に遭遇したときは、付近住民に協力し、人命救助を第1にするとともに、最寄りの消防署又は警察機関等へ通報する。
- (11) 参集の途上において、地域の建物の倒壊や火災発生等の状況、道路や交通の状況等の情報を収集し、所定の参集場所に到着し、所属班長に報告する。
- ※ このほか、本部活動に関する細部事項は本部長が必要に応じて指示するものとする。

6 出動体制

職員の配備体制の非常事態の基準を満たすときは、市職員の全員出動体制とする。

参集場所は複数进行け、直行職員は、あらかじめ決められた指定緊急避難場所に参集する。

時間の経過に伴い市外居住職員が市庁舎に参集次第、災害対策本部の指示により、出動する。

(1) 各部の配備・動員計画

ア 各部長は、所管部の非常配備体制動員計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対しその旨の周知を図る。

イ 各部の配備・動員計画は、配備種別ごとに、次の内容により作成する。

①勤務時間外動員職員名簿（各部使用のもの）

②職員動員連絡体制表（各部使用のもの）

ウ 各部長は、作成若しくは修正した計画を、随時総務部長に報告する。なお、総務部長は、各部から提出された配備・動員計画の写しを適切に管理し、非常時の動員連絡に万全を期する。

(2) 各部間の職員流動体制

各部長は、各部間の職員流動を円滑に行うため、災害対応従事者を把握し、各部間の調整を行う担当者を定める。

(3) 非常勤職員等の活用

非常勤職員、臨時職員、OB職員の活用についても検討するものとする。

7 緊急放送による緊急出動

防災対策課長は、災害が発生し、緊急を要すると判断される場合は、消防本部若しくは非常参集担当職員に対し、消防本部サイレン、参集メール又は緊急放送により、災害程度相当の「緊急出動報」発令又は放送を行うよう指示する。

第4 市民向け緊急声明の発表

活動項目
1 市民向け緊急声明の要請先
2 市民向け緊急声明における要請内容
3 市民向け緊急声明の実施期間
4 動員宣言の発表文例

担当	責 任 者	総務部長、市長公室長、消防長 ※ 市民向け緊急声明に関すること
	班	広報班、総務班、消防部情報班
	関係機関	NHK水戸放送局、I B S等報道機関

1 市民向け緊急声明の要請先

市域に大規模な災害が発生し、以下に掲げる要件の1つ以上に該当する場合、本部長は、NHK、I B S等報道機関による緊急放送、その他の手段による「市民向け緊急声明」の発表を県知事に要請する。

- | |
|-----------------------------------|
| (1) 災害発生後、6時間における職員参集率が、30%未満の場合 |
| (2) 災害発生後、12時間における職員参集率が、50%未満の場合 |
| (3) 災害発生後、24時間における職員参集率が、70%未満の場合 |

2 市民向け緊急声明における要請内容

「市民向け緊急声明」における主な要請内容は、被災の状況によりその都度本部長が決めるが、おおむね以下のとおりとする。

対 象	主 な 要 請 内 容
市 民	(1) 市災害対策本部が行う対策活動への参加・協力 (2) 指定避難所及び被災地域における相互扶助活動への参加
協 定 事 業 所 等	(1) 飲料水・食品・日用品等を被災者へ提供 (2) 医薬品・医療用資機材等の病院・救護所への提供 (3) 災害対策本部・本庁舎・出先機関その他の指定緊急避難場所への資材機材・物資・燃料及び技術者その他活動要員の無償提供
そ の 他	(1) 市議会議員に対する全員協議会の招集 ※「市民向け緊急声明」における要請措置に関する承認・協力を得るとともに、その他必要な措置についての意見を求める。

3 市民向け緊急声明の実施期間

「市民向け緊急声明」の実施期間は、原則として災害発生直後から3日までとする。

なお、4日目以降に関しては、市民、協定事業所・業者団体等については所管各部署が、それぞれ行う対策活動に受け入れる。

4 総動員宣言の発表文例

「市民向け緊急声明」の発表文は、被災の状況によりその都度本部長が定める。

なお、総務部長、市長公室長は行政機関・事業所・団体との協定締結の拡大・強化に努めるとともに、あらかじめいくつかの事態を想定し、発表文例を作成する。

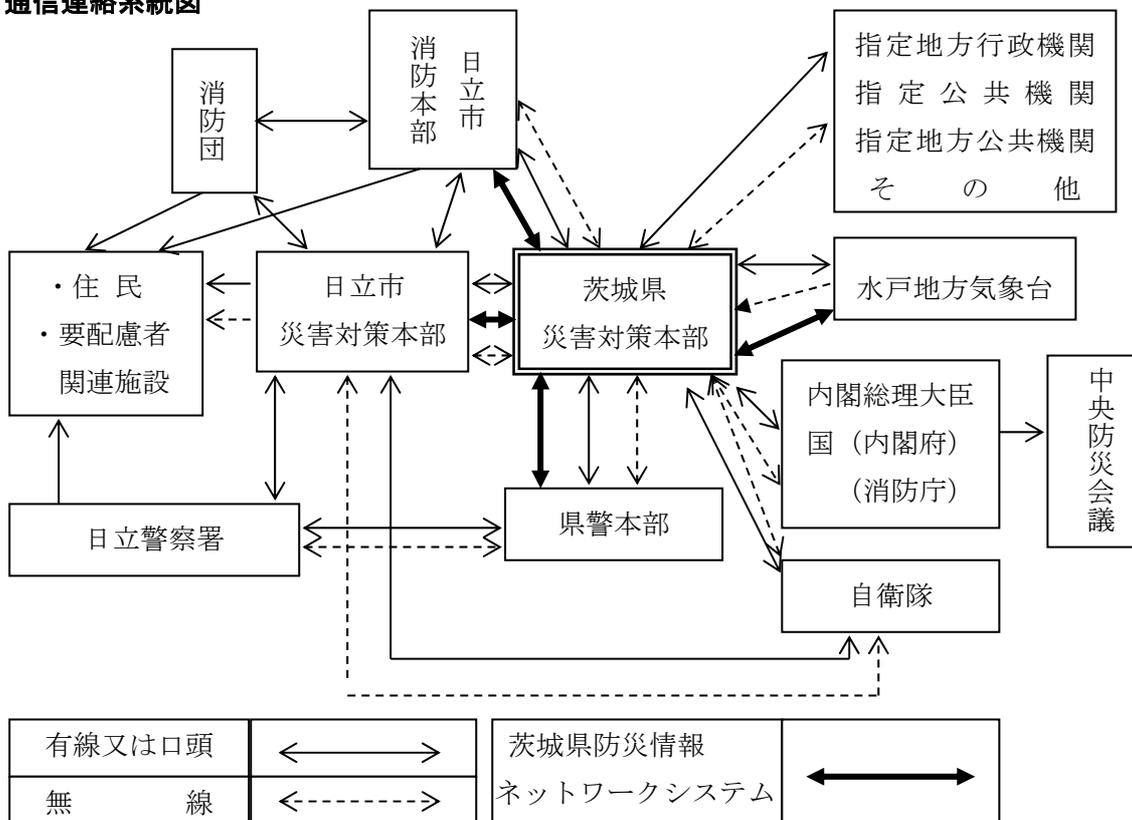
第2節 情報収集伝達計画

第1 災害情報の通信連絡系統

活動項目	
1	通信連絡系統図
2	通信連絡手段
3	指定電話・連絡責任者の指定等
4	本部連絡員の派遣
5	災害時に利用可能な有線通信網
6	有線通信網の利用方法
7	有線通信が途絶した場合の措置
8	無線通信の運用

担当	責任者	総務部長 各部長
	班	総務部庶務班、総務班、防災無線班、消防部庶務班、警防班、消防部情報班、関係各部各班
	関係機関	県防災・危機管理課、日立警察署、NTT東日本茨城支店、NTTドコモ茨城支店、NHK水戸放送局、茨城放送、その他防災関係機関

1 通信連絡系統図



2 通信連絡手段

区 分	方 法
日 立 市	1 茨城県防災情報ネットワークシステムにより県災害対策本部と直接情報連絡を行う。 2 保有するIP無線等を中心に、日立市の各機関及び指定行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等の通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。 3 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用するようNTT東日本及び各施設管理者の協力を確保しておく。 4 住民及び要配慮者関連施設に対しては、防災行政無線（固定系）又はIP無線により行うほか、ファクス、ケーブルテレビなどを併用して、迅速な情報伝達を行う。
茨 城 県	1 NTT東日本の加入電話（災害時優先電話）をはじめ、各電気通信業者の携帯電話ほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、日立市、県出先機関、日立警察署、日立市消防本部及び防災関係機関との情報連絡を行う。 2 茨城県防災情報ネットワークシステム・防災相互通信用無線局及び消防庁消防防災無線に、総務省消防庁へ報告等を行う。
日 立 市 消防本部	1 消防無線、順次指令、消防電話を活用して消防署、消防団等の消防関係機関と情報連絡を行う。
そ の 他 防災機関	1 それぞれの通信連絡システムのもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。

3 指定電話・連絡責任者の指定等

(1) 指定電話

市各部（出先機関）及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信専務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

なお、指定電話は、あらかじめ「災害時優先電話」としてNTT東日本に登録しておく。

(2) 連絡責任者

市各部（出先機関）及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者（正・副各1名ずつ）を定める。

連絡責任者は、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

(3) 通信事務従業者

市各部（出先機関）は、それぞれ分掌する事務に応じて、必要な情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、その都度、通信専務従事者を指名し総務部長に報告する。

通信専務従事者は、連絡責任者の統括のもと、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡に従事する。

(4) その他

市各部（出先機関）及び防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者に変更があった場合は、速やかに市防災会議（事務局：総務部防災対策課）に修正の報告を行う。

※ 災害時優先電話番号一覧（資料編 資料3-9）

4 本部連絡員の派遣

(1) 市の各部

市の各部は、本部長と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を本部事務局（責任者：防災対策課長）に派遣する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関に対して、市災害対策本部との連絡のため、本部連絡員を本部事務局に派遣するよう要請する。

なお、本部連絡員は無線通信設備を可能な限り携行し所属の機関との連絡にあたる。

5 災害時に利用可能な有線通信網

日立市の市域において、災害時に利用可能な有線通信網には、次のものがある。

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| (1) 電話（NTT東日本公衆回線） | (5) 警察電話（警察業務専用回線） |
| (2) 電話FAX（NTT東日本公衆回線） | (6) 消防電話（消防業務専用回線） |
| (3) 非常・緊急指定電話（NTT東日本公衆回線） | (7) 鉄道電話（各鉄道業務専用回線） |
| (4) 日立市FAX（NTT東日本公衆回線） | |

6 有線通信網の利用方法

(1) FAX等の優先利用

災害対策本部・市各部出先機関・防災関係機関等の指令の伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてFAX（NTT東日本公衆回線）による文書連絡によって行う。

(2) 非常・緊急通話の利用

非常（緊急）電報を頼信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」又は「緊急」と記して電報取扱局に申し込む。なお、電話「115番」により非常（緊急）電報を頼信する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名をNTT東日本茨城支店へ申し出る。

※ 非常・緊急電報の内容等（資料編 資料3-4）

(3) 警察・消防・鉄道電話の利用

警察・消防・鉄道電話網は、それぞれの本部を起点として、各出先機関・関係機関等を結ぶ業務用専用回線である。

そのため、これらの利用については、外に通信連絡の手段がなく、緊急を要する場合において要請する。

※ 警察通信設備の使用手続（資料編 資料3-2）

7 有線通信が途絶した場合の措置

(1) 県・近隣市町村及び防災関係機関との連絡

県防災行政無線を利用して行う。

なお、商用電源停止時の非常電源として発電機が配置され、常時通信が確保されるよう備えている。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、伝令の派遣による。

(2) 市各部（出先機関）及び防災関係機関との連絡

市出先機関及び災害現場等に出動している各部職員及び防災関係機関との連絡は、IP無線等により行う。

また、必要に応じて災害現場等に伝令を派遣する。

第3章 災害応急対策計画
第2節 情報収集伝達計画

(3) 非常無線通信の利用について

災害時有線通信が被害を受け使用不能となり、しかも市のIP無線による通信が困難な場合は、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図ることができる。

- ア 警察事務、消防事務、鉄道事業、電気事業を行う機関の保有する無線
- イ 放送局の保有する無線
- ウ ア以外の非常通信協議会構成員の保有する無線
- エ その他無線（例：流通業者、運輸業者の無線）

(4) 放送の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及びIBSに要請する。

なお、市の放送要請は、県知事を通じて行う。

※ NHK水戸放送局及び茨城放送に対する放送要請手続（資料編 資料2-4）

8 無線通信の運用

(1) 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

特に本部においては、おおむね次のとおり通信を行う。

ア 無線機器の管理

「無線機器管理の原則」

- ①携帯局の集結
- ②携帯型局の搬出（本部に集結した携帯局の搬出・使用は、総務部長が指示）

イ 通信の管制

携帯局からの通話は、全て本部に対して行う。その他以下の原則に基づき、通信の管制を行う。

「通信の統制の原則」

- ①重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- ②統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）
- ③子局間通信の禁止の原則（子局間通信の必要がある時は統制者の許可を得る）
- ④簡潔通話の実施の原則
- ⑤専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

(2) 通信の制約に対する対応策

災害発生時には、次のような様々な制約が予想される。

- ア 使えない（不通・故障・電波不良等）
- イ 混雑している（話し中・混信・宛先不明等）
- ウ 聞き取り困難（周囲の雑音・電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切り替え、実行に移すことが最も必要なことであるが、一般に次のような対応策が有効である。

第3章 災害応急対策計画
第2節 情報収集伝達計画

(対応策事例)	
ア 使えない時	当然、代替えの通信手段によることとなるが、最悪の場合には、使者を派遣して連絡する。
イ 混雑している時	混雑している時間は意外に短い。話し中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても緊急を要する時は、冒頭に「至急」「至急」と呼び、他の局にあけてもらうようにする。 また、通話は簡潔明瞭に終わらせるよう心掛ける。
ウ 聞き取りが困難な時	周囲が騒がしくて聞き取りが困難な時は、自分が移動して対応する。 また、電波が弱くて聞き取りが困難な時も、適当な場所に移動する。(無線機は、1m動かただけで受信状態が大きく変化することもある。)

第2 気象注意報・警報等

活動項目	
1	注意報・警報
2	気象情報
3	火災気象通報
4	大気汚染気象通報
5	気象警報通報
6	注意報・警報の実施基準
7	異常現象発見時の通報
8	通信連絡網

担当	責任者	生活環境部長 総務部長、市長公室長、消防長
	班	気象班、総務部庶務班、総務班、広報班、消防部情報班
	関係機関	水戸地方気象台、防災・危機管理課、日立警察署、 NTT東日本茨城支店、NHK水戸放送局、茨城放送

1 注意報・警報・特別警報

(1) 注意報、警報、特別警報の種類及び発表官署

ア 注意報

気象・水象により被害が予測される場合

注 意 報 の 種 類		発 表 官 署
気象注意報	風 雪 注 意 報	水戸地方気象台
	強 風 注 意 報	
	大 雨 注 意 報	
	大 雪 注 意 報	
	濃 霧 注 意 報	

第3章 災害応急対策計画
第2節 情報収集伝達計画

	雷 注 意 報	
	乾 燥 注 意 報	
	着 雪 注 意 報	
	霜 注 意 報	
	低 温 注 意 報	
高 潮	注 意 報	
波 浪	注 意 報	
洪 水	注 意 報	
浸 水	注 意 報	
地 面 現 象	注 意 報	
津 波	注 意 報	
緊急地震速報（予報）		気 象 庁
緊急地震速報（予報）		気 象 庁

イ 警報

気象・水象により重大な災害が起こるおそれのあると予測される場合

警 報 の 種 類		発 表 官 署	
気象警報	暴 風 警 報	水戸地方気象台	
	暴 風 雪 警 報		
	大 雨 警 報		
	大 雪 警 報		
高 潮	警 報		
波 浪	警 報		
洪 水	警 報		
地 面 現 象	警 報		
津 波	警 報		気 象 庁
緊急地震速報（警報）（震度 5 以上）			
全 般 海 上 警 報			
地 方 海 上 警 報		関東海域については気象庁	

ウ 特別警報

重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予測される場合

特 別 警 報 の 種 類		発 表 官 署	
気象特別警報	暴 風 特 別 警 報	水戸地方気象台	
	暴 風 雪 特 別 警 報		
	大 雨 特 別 警 報		
	大 雪 特 別 警 報		
高 潮	特 別 警 報		
波 浪	特 別 警 報		
地 面 現 象	警 報		
大 津 波	特 別 警 報		気 象 庁
緊急地震速報（警報）（震度 6 弱以上）			

第3章 災害応急対策計画
 第2節 情報収集伝達計画

(2) 注意報、警報、特別警報の取扱い

ア 注意報文及び警報文、特別警報文の取扱い

○ 標題

二次細分区域ごとに、注意報・警報・特別警報の種類を示すもので、必要と認めるときは、災害が予想される期間、地域を含む注意警戒文が付加されている。

○ 発表年月日、時刻及び発表気象官署名

○ 本文

本文は、常に二次細分区域ごとに、次に掲げる事項を内容として、努めて簡明に表現されている。

- ・ 二次細分区域ごとに、注意報・警報・特別警報の発表状況（発表、解除、継続、警報から注意報への切替発表）
- ・ 二次細分区域ごとに予想される現象の開始時刻、終了時期、ピーク時刻及び予想最大値
- ・ 警報の可能性や、土砂災害・浸水災害について、特記事項として表現
- ・ 留意すべき気象現象の特徴を、付加事項として明示
- ・ 概括的な災害発生の注意警告

イ 同時に二つ以上の注意報又は警報を行う場合は、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した一つの注意報文又は警報文となっている。

ウ 注意報及び警報の切り替え、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切り替えられ、解除されるまで継続される。

注意及び警報の一部を替えるとき、また新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切り替えられる。（緊急地震速報は解除の発表はない）

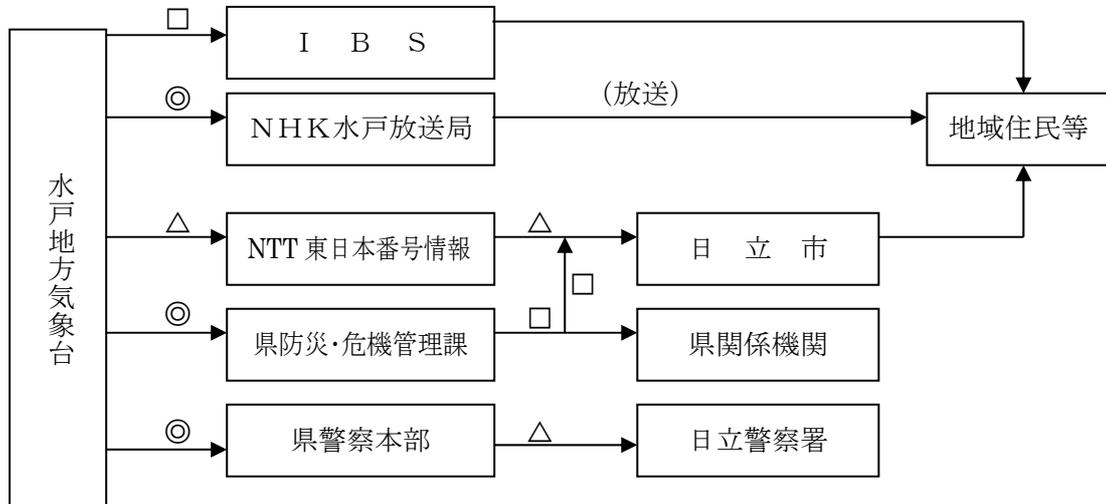
注意報又は警報の必要がなくなった場合は、その注意報、警報が解除される。

エ 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い

この注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。（地面現象注意報・警報…大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報）

(3) 注意報・警報・特別警報の伝達系統は以下のとおりである。

ア 注意報・警報・特別警報の伝達警報（緊急地震速報以外）



◎：予警報一斉伝達装置、 △：加入電話・FAX、 □：県防災行政無線

2 気象情報

気象等の情報に係りのある台風、その他の気象現象等についての情報は、一般及び関係機関に対して具体的かつ速やかに発表される。

本市については水戸地方気象台が担当する。

発表形式は、標題発表年月日時、気象官署名、見出し、本文の順序とする。

3 火災気象通報

この通報は、消防法第22条第1項の規定により行う通報である。

火災の危険があると認めるときは、水戸地方気象台が、その状況を茨城県知事に通報するものである。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

- (1) 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下になる見込みがあるとき。
- (2) 平均風速が10m以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報は行わないことがある。

（注）基準地は気象官署の値（但し、水戸気象台は15m以上）

4 大気汚染気象通報

この通報は茨城県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

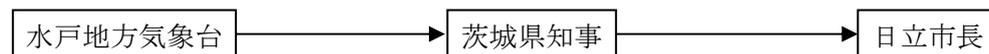
- (1) 大気汚染気象予報
- (2) スモッグ気象情報

5 気象警報通報

この通報は、気象業務法第15条に基づき、気象警報を県民に対して、迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。

- (1) 通報系統

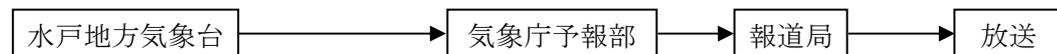
ア 茨城県知事



イ 東日本電信電話株式会社



ウ 日本放送協会



エ その他警察庁、海上保安庁、国土交通省検討の県内機関及び報道関係等に通報する。

通報を受けた日立市は、特別警報の場合は公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない、警報の場合は周知させる措置をとるよう努めなければならない。（緊急地震速報は除く）

- (2) 東日本電信電話株式会社への伝文は下記のとおりである。

気 象 警 報	暴風警報	ボウフウ
	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
	暴風雪警報	ボウフウセツ
	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
	大雨警報	オオアメ
	大雨警報解除	オオアメカイジョ

第3章 災害応急対策計画
第2節 情報収集伝達計画

	大雪警報 大雪警報解除	オオユキ オオユキカイジョ
高潮警報	高潮警報 高潮警報解除	タカシオ タカシオカイジョ
波浪警報	波浪警報 波浪警報解除	ハロウ ハロウカイジョ
洪水警報	洪水警報 洪水警報解除	コウズイ コウズイカイジョ

6 注意報・警報の実施基準

気象官署が発表する注意報及び警報の発表基準は、資料編 資料5-1のとおりとする。

7 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長、消防署、警察署又は海上保安部に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。なお、通報を受けた警察署及び海上保安部は、その旨を速やかに市に通知し、また、市は、水戸气象台、県、その他の関係機関へ報告しなければならない。

例えば次のようなものが想定される。

(1) 気象

ア 突風、竜巻 イ 強い降雨 ウ 激しい雷雨

(2) 水象

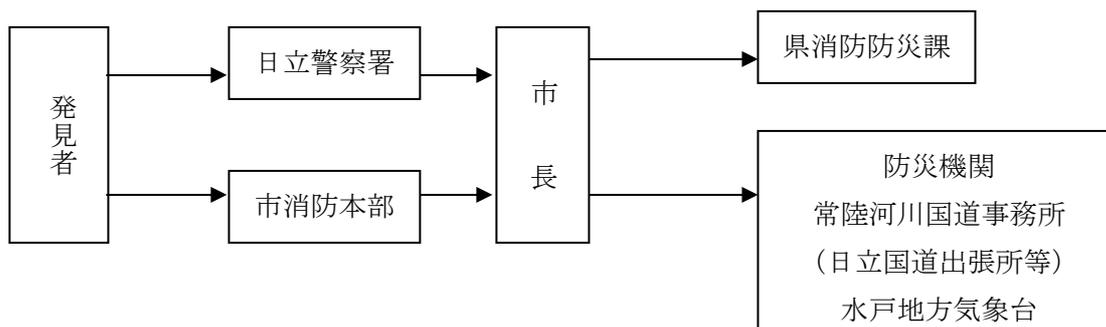
ア 河川・海岸又はため池等の異常な水位上昇 イ 異常な湧水 ウ 洪水

(3) 地象

ア 地割れ（亀裂） イ 地表面の沈下・隆起

ウ 数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震

異常気象発見時の「市」を経由する通報の流れ



8 通信連絡網

災害時における通信連絡を迅速かつ的確に行うため、災害通信網の整備、充実を図り有効に利用するものとする。

(1) 茨城県総合防災情報ネットワークシステム

県と日立市の間における情報収集伝達を図るため、「茨城県総合防災情報ネットワークシステム」を整備している。

※ 茨城県総合防災情報ネットワークシステム構成図 （資料編 資料3-1）

第3章 災害応急対策計画
第2節 情報収集伝達計画

(2) 日立市防災行政無線（固定系）及びI P無線

災害時有線通信の途絶下において、正確、多量の情報を速やかに入手し、対策上必要な指示を伝達するため、防災行政無線（固定系）及びI P無線を整備している。

I P無線は、市、防災関係機関、医療機関、学校等生活関連機関との通信連絡を充実させている。

また、防災行政無線（固定系）屋外拡声子局は、市内太平洋沿岸、南部地区及び主要箇所に整備し、運用を行っている。

※ 日立市防災行政無線（固定系）系統図 （資料編 資料 3-5）

※ 日立市防災行政無線（固定系）システム （資料編 資料 3-6）

第3 水防警報等

活動項目	
1	洪水予報
2	観測通報
3	水防警報

担当	責任者	総務部長	※ 情報の収集伝達
		生活環境部長	※ 雨量水位情報の収集
		消防長	※ 雨量水位情報の収集
	班	総務班、気象班、警防班、警備班、都市建設部土木班	
	関係機関	水戸地方气象台、常陸河川国道事務所(久慈川下流出張所)、 県（防災・危機管理課又は消防安全課、河川課、高萩工事事務所）、 日立警察署、消防団、NTT 東日本茨城支店、NHK 水戸放送局、茨城放送	

1 洪水予報

気象業務法に基づく警報、注意報並びに水防法に基づく洪水予報、水防警報その他災害に関する情報等の伝達は、正確かつ迅速に行う。

(1) 気象庁単独で行う洪水予報又は高潮の予報

ア 洪水予報等の周知の責務

気象庁長官は、気象等の状況によって洪水又は高潮のおそれがあると認めるとき、水防法第10条第1項及び気象業務法第14条の2に基づき、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知し、更に必要に応じ一般に周知しなければならない。

イ 洪水予報等の内容

気象業務法第14条の2及び水防法第10条に基づく水防活動に関する予警報の種類及び警報文は次のとおりである。

※ 気象注意報及び警報の種類・発表基準 （資料編 資料 5-1）

※ 洪水予報及び水防警報の種類と発表基準 （資料編 資料 6-5）

ウ 洪水予報等の伝達

国土交通省と水戸气象台から日立市に通報される洪水予報、警報及び注意報等の情報は、総務部長が受領・受信し、消防本部及び関係部長に通報する。

第3章 災害応急対策計画
第2節 情報収集伝達計画

災害対策本部又は水防対策本部の設置後においても、総務班において情報の収集、伝達にあたる。勤務時間外においては、消防本部が受信し、防災対策課長から各部長及び関係課所等に伝達する。

エ 洪水予報等の受信後の措置

防災対策課長は、勤務時間内に洪水予報等を受領した場合、速やかに市長、副市長及び総務部長に報告し、関係各部に伝達するとともに、庁内放送、市防災行政無線、I P無線その他の手段により職員に周知する。

伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。出先機関の長は、伝達を受けたその内容を当該機関の全職員及び来庁者等に周知する。

防災対策課長は、勤務時間外に気象情報等を受けた場合、緊急を要するものについては速やかに総務部長に通報し、伝達を受けた総務部長は必要な措置を指示する。

(2) 国土交通省が行う洪水予報（久慈川洪水予報）

ア 洪水予報の担当区分及びその種類

国土交通省が洪水予報を行う、日立市に關係のある河川及び洪水予報の内容は次のとおりである。なお、国土交通大臣が行う洪水予報は河川の水位流量を示して行う。

①洪水予報の担当区分

河川名	実施区域	管内区域(区域)	観測地点	担当官署名
久慈川 (本川)	常陸大宮市辰の口 字堰場 2078 番地先 ～海	神田町地内～海 (左岸河口～7.0 k m)	榊橋	国土交通省関東 地方整備局常陸 河川国道事務所 気象庁予報部

②洪水予報の種類

種類	内容
久慈川 洪水注意報	久慈川に洪水のおそれがあるときに出される注意報（予報地点のいずれかの1地点の水位が警戒水位をこえる洪水となることが予想されるとき発表）
久慈川 洪水警報	久慈川に洪水があり、重大な災害の発生するおそれがあるときに出される警報（予報地点の水位が原則としてすでに警戒水位をこえて重大な災害がおこるおそれがあるとき発表）
久慈川 洪水情報	久慈川の洪水注意報及び洪水警報を補う情報（洪水注意報、洪水警報の補足説明及び軽微な修正を必要とするとき発表）

イ 伝達系統

①基本系及び責任者

□水防予報伝達の基本系及び責任者

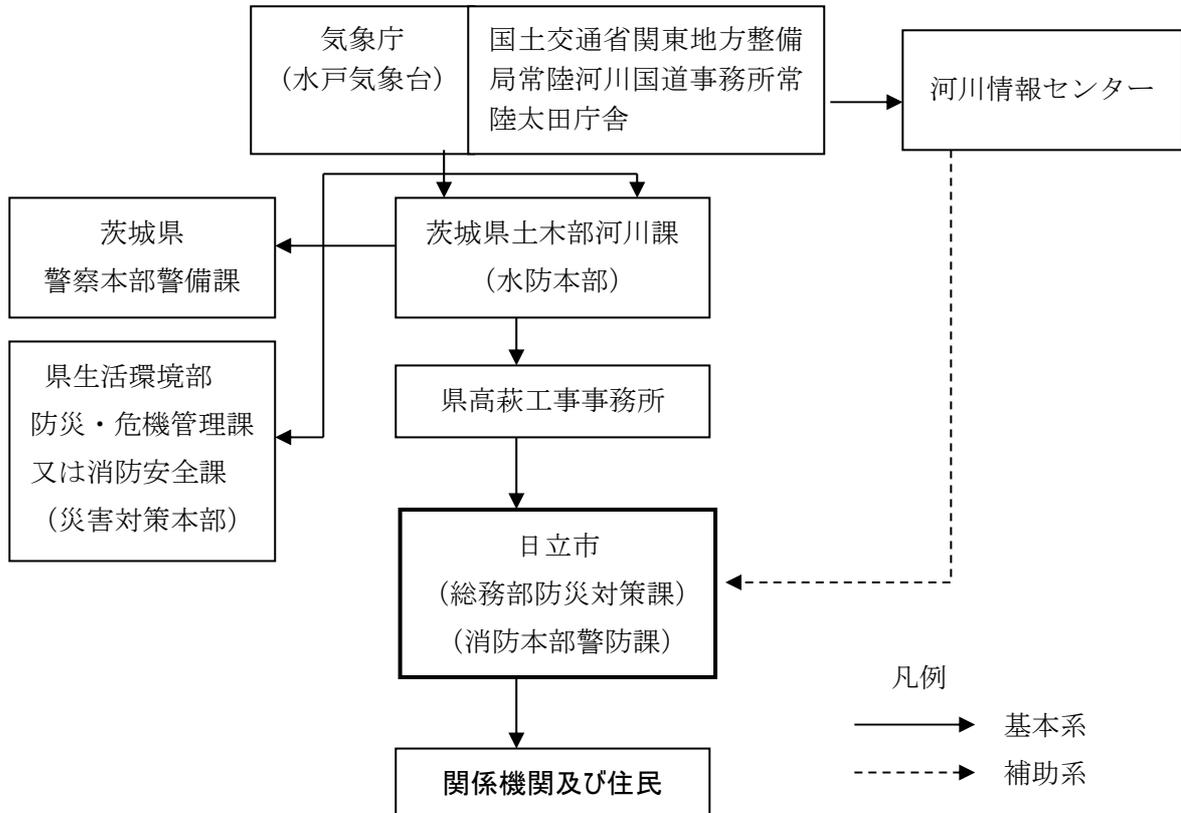
伝達系統官署	河川名	発表者 (通知責任者)	受信者 (受報責任者)	伝達方法
国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所	久慈川	関東地方整備局 (河川管理課長)	茨城県水防本部 (河川課長)	ファックス 国土交通省専用電話 N T T 東日本加入電話

第3章 災害応急対策計画
第2節 情報収集伝達計画

②洪水予報伝達（久慈川洪水予報）

国土交通省関東地方整備局が気象庁と共同で水防活動用に行う洪水予報の伝達は、次のとおりである。（水防法第10条第2項、気象業務法第14の2第2項）

□水防予報伝達の基本系及び責任者



2 観測通報

(1) 雨量の通報

ア 日立市災害対策本部（水防本部）は、気象状況により相当の降雨があるものと予想されるとき、その他必要に応じ、水防テレメータシステム等による雨量監視を行う。

また、総務班、気象班、都市建設部土木班、警防班は、密接に連絡をとり、常に適切な水防情報の把握に努める。

各所属長は各々の施設における雨量等を観測し、次の事項につき対策本部に報告する。

①雨量観測施設の報告事項

- a 所属
- b 自記・普通
- c 位置、位置図（五万分の一図使用）、見取図（千分の一程度）
- d 観測通報者の住所、氏名、連絡施設の報告事項

②降雨量が非常に激しくかつ後続降雨量の増加が予想される場合は、1時間毎に観測し、対策本部に通報するとともに総雨量をあわせて報告する。

③1時間降雨量20mmに達した時にはその旨報告する。

④降雨の止んだ時には総雨量を報告する。

⑤報告は、有線電話、災害時優先電話又はIP無線にて行うものとする。

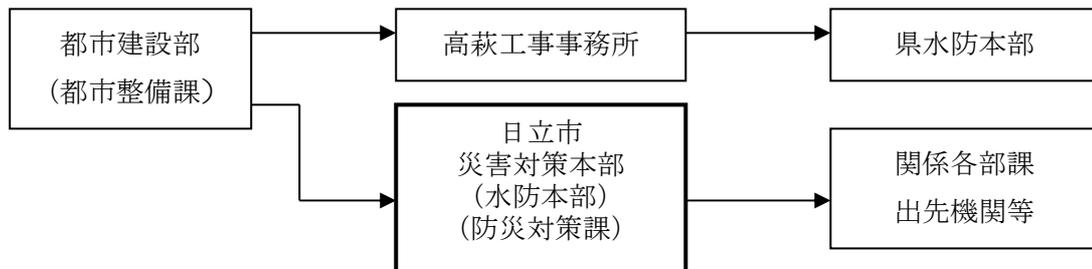
第3章 災害応急対策計画

第2節 情報収集伝達計画

イ 日立市災害対策本部（水防本部）は、国土交通省関東地方整備局河川管理課より久慈川水系内覚知の雨量状況資料を収集する。この他、河川情報センターのインターネットを利用して広域的な雨量情報の把握に努める。

ウ 日立市災害対策本部（水防本部）は、雨量、水位、潮位等の状況を知るため、県内に施設されている水戸地方気象台、JR東日本、日本気象協会等の観測資料や当市天気相談所の予報を利用して水防活動の参考にする。

エ 通報系統図



(2) 水位及び潮位の通報

ア 日立市災害対策本部（水防本部）は、気象状況により出水あるいは高潮のおそれがあると察知したときは、その後の水位を監視し、水防団待機水位に達した時より次の各項により逐次茨城県現地指導班（高萩工事事務所）を經由して、NTT東日本加入電話、茨城県防災行政無線にて茨城県水防本部に報告しなければならない。

①水位及び潮位の観測施設の報告事項

- a 所属
- b 自記・普通の別
- c 位置、位置図（五万分の一図使用）
- d 見取図（千分の一程度）、付近1km程度の縦断図（千分の一）、横断図（二百分の一）
- e 零点の基準面よりの高さ及び採用基準面
- f はん濫危険水位、既往最高水位、はん濫注意水位、水防団待機水位、平水位、潮位にあつては平均満潮位、平均干潮位を記入する。
- g 堤防天端高、河床高、堤防内地盤高
- h 観測通報者の住所、氏名、連絡電話番号等
- i 潮位についてはこのほか、風向、風速、波高、波力の概要

②報告とその間隔

- a 水防団待機水位に達した時よりこの水位に下がるまでの間各時間毎
 - b はん濫注意水位に達した時
 - c 最高水位とそれに達した時
 - d はん濫注意水位に下がった時
 - e 水防団待機水位に下がった時
 - f 特に潮位については、このほか風向、風速、波浪等を加える。
- 1 水防団待機水位とは、消防団が出動するについての警報、準備等の基準となる水位で、水防団待機水位になったら国（国土交通省常陸工事事務所）及び県水防本部（河川課）へ通報する水位であり、次の基準により定める。
- 流量では計画高水量の約2割の水位

第3章 災害応急対策計画
第2節 情報収集伝達計画

<ul style="list-style-type: none"> ○1年に5～10日起こる程度の水位 ○有堤部では、ほぼ高水敷にのる水位 <p>2 はん濫注意水位とは、消防団が出動するについての基準となる水位で、これ以上に増水するとはん濫又は河川構造物に被害を与えるおそれがあるから水防活動を開始せよという水位で、水防団待機水位と同様に水防関係機関へ連絡する水位で、次の基準により定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○その水位に対する流量が計画高水流量のほぼ半分になる水位 ○平均低水位から計画高水位までの下から6割の水位 ○3年に1回起こる程度の水位 ○有堤部では、表小段の高さにほぼ一致する水位

イ 都市建設部及び消防本部は、水位変動を水防テレメータシステム等の水位情報を活用しながら、監視する。

通報については配備につきしだい各時間毎に、逐次水防対策本部に報告する。

なお、水防本部及び排水対策本部が設置された後は、各部において水位等の現地観測を行い、各時間毎及び必要に応じて逐次報告する。

河川水位の観測地点は、資料編 資料6-3のとおりである。

3 水防警報

(1) 水防警報の種類及び伝達要領

ア 水防警報

水防法第10条の4に基づき行う水防警報は、洪水又は高潮により災害が起こるおそれがあるとき水防を行う必要がある旨通知して行う発表をいう。

※ 洪水予報及び水防警報の種類と発表基準 (資料編 資料6-5)

(2) 国土交通大臣が行う水防活動

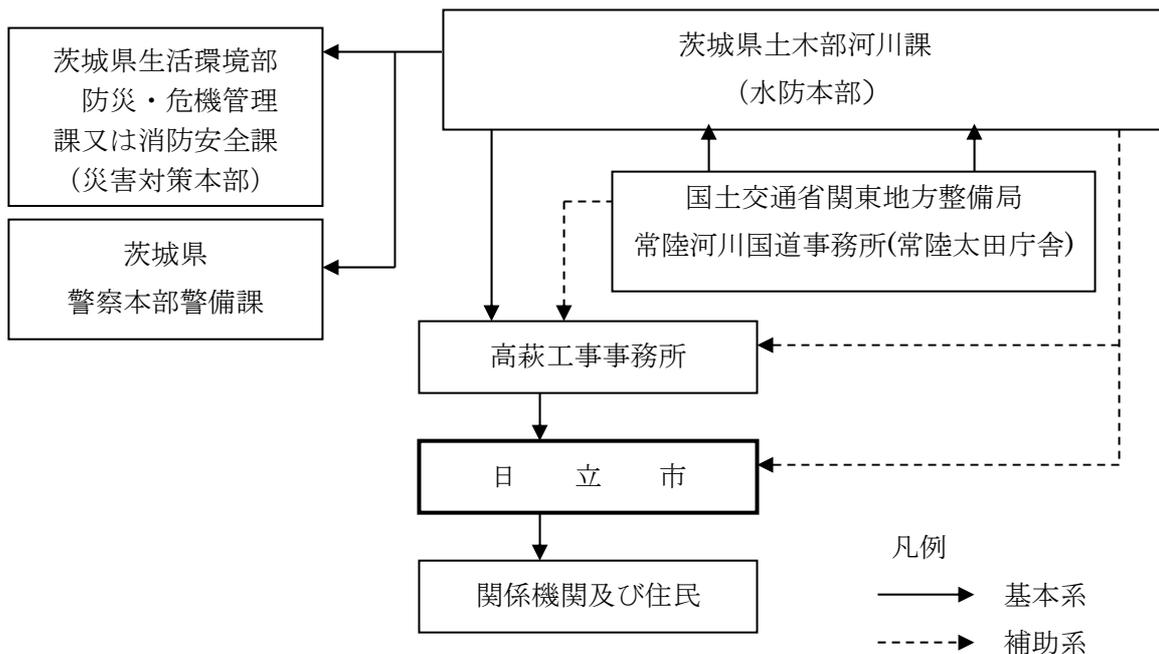
ア 水防法第10条の4に基づき行う水防警報を行う指定河川の区域、基準水位観測所及び通報責任者、受報者は、次のとおりである。

指定河川		基準水位観測所			零点高 (m)	水位 (m)	水防団待機 水位 (m)	はん濫注意 水位 (m)	避難判断水位 (m)	水位 (m)	はん濫危険	水防 警戒区域
水系名	河川名	名称	所在地	河川 位置								
久慈川	久慈川	榊橋	日立市	左岸河口 から神田 町6.0km 上310m	0.284	2.70	3.70	6.30	6.70	(左岸) 自常陸太田市上 河合町至海 (右岸) 自那珂市額田至 海		

(注) ただし、水位は量水標の読みとする。

第3章 災害応急対策計画
 第2節 情報収集伝達計画

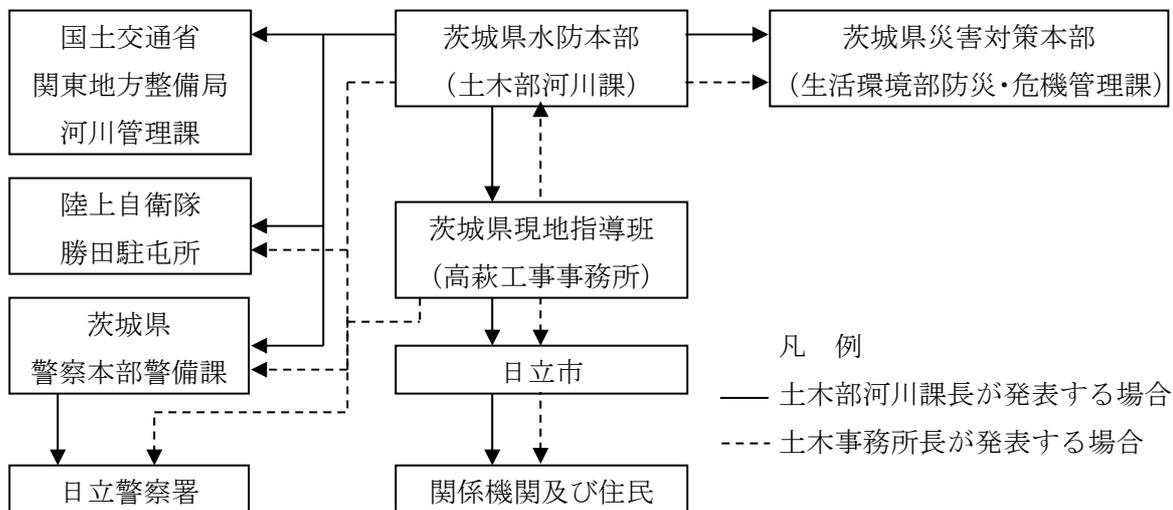
イ 伝達系統は以下のとおりである。



(3) 県知事が行う水防活動

ア 水防法第10条の4に基づき県知事が行う水防警報を行う指定河川、海岸の基準水位（潮位）観測所、水防警戒区域及び通報責任者、受報者については、前記国土交通大臣が行う水防活動に準じる。

イ 知事指定河川伝達系統図



水防警報が発令された場合、水防活動状況を警報伝達の逆の系統で報告する。

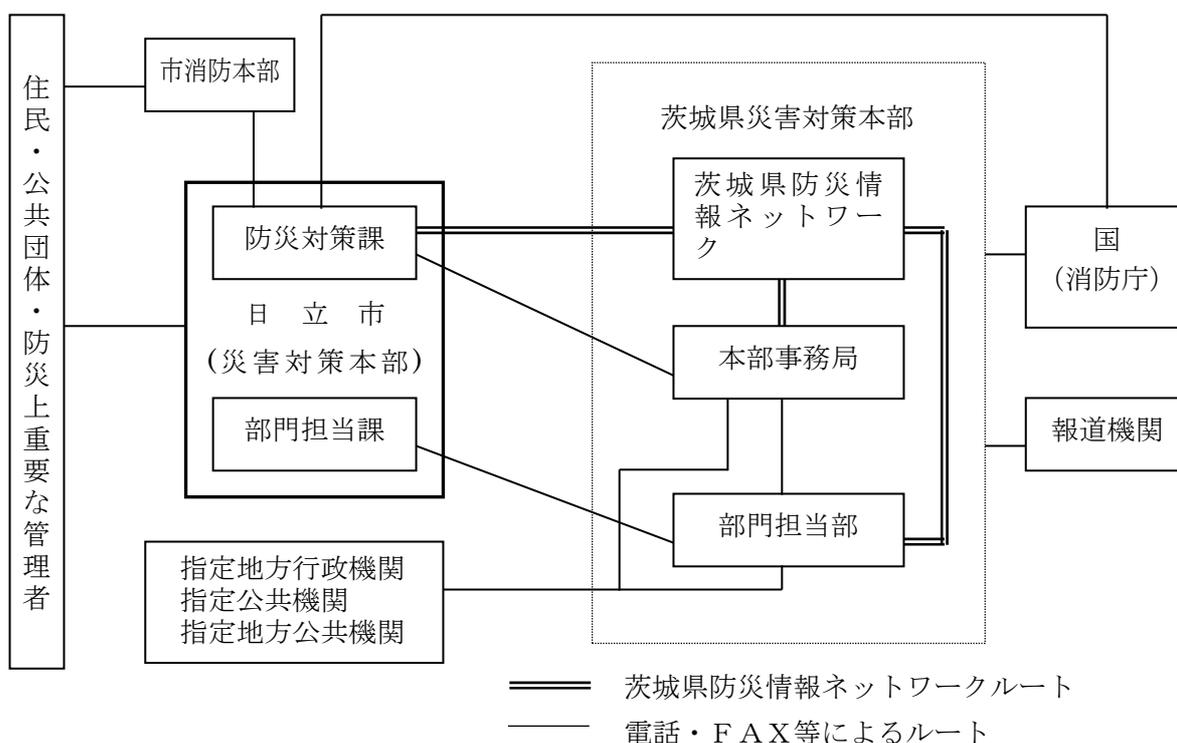
第4 被害情報及び防災情報の収集・伝達

活動項目	
1	被害情報等の収集報告・系統
2	被害状況の収集及び防災情報の収集
3	情報のとりまとめ
4	県（災害対策本部）への報告等

担当	責任者	総務部長 都市建設部長、消防長、関係各部長
	班	総務班、総務部庶務班、都市建設部庶務班、土木班、管理班、消防部情報班、警防班、警備班、各部庶務班
	関係機関	各項目に記載

1 被害情報等の収集報告・系統

被害情報等の収集報告の流れは、次の通りである。



《用語の定義》

本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、防災・危機管理課）

部門担当：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・課・所）

2 被害状況の収集及び防災情報の収集

(1) 収集すべき情報の内容

災害が発生したとき、各部長は、その所管とする施設・事項に関し、被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項について、直ちに情報収集活動をはじめ、本部長に報告すべき内容をまとめておく。災害発生後、直ちに収集すべき情報は、別記「報告の様式」に基づくが、おおむね次のとおりとする。

災害発生後、直ちに収集すべき情報

ア 市民等の安否に関する情報

- ①市民の安否
- ②要配慮者の安否
- ③児童・生徒、来所者、入所者等施設に滞在する者の安否

イ 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報

- ①本庁舎、各支所、各部出先機関
- ②消防本部・署、警察署、その他国・県の施設
- ③電話、水道、電力、ガス、下水道等ライフライン施設
- ④その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況

ウ 救援救護基幹施設の情報

- ①病院・診療所等医療・保健衛生関連施設
- ②学校、文化・体育施設、地域コミュニティ施設等の指定避難所相当施設
- ③福祉センター、老人ホームその他要配慮者施設
- ④その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況

エ 災害危険箇所等の情報

- ①海岸及び河川の堤防、護岸等
- ②住宅密集地、商業施設・工場、危険物取扱施設等
- ③土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所等

オ 交通・物流施設等の情報

- ①常磐自動車道
- ②幹線道路、その他重要な道路、橋梁、信号等
- ③鉄道線路、駅舎等
- ④民間大手物流倉庫等
- ⑤レジャー施設、ホテル等宿泊施設等

※ 報告の区分、時期、留意事項及び様式 (資料編 資料 22-1)

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部（出先機関を含む）の所管業務に基づいて、所属の職員及び配備された職員があたる。

市及び防災関係機関それぞれの分担の一覧は、おおむね次表のとおりである。

表 市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容
市	各施設を所管する部（管理者）	1 所管施設の来所者、入所者、職員等の安否 2 所管施設の物的被害及び機能被害の有無 3 所管施設の対策基幹施設としての利用可能能力の現況
	職務上の関連部（課）	1 商工業施設、危険物取扱施設等の物的被害の有無 2 その他関連する施設等の人的・物的・機能的被害の有無 3 関連施設などの対策実施のための協力可能能力の現況 4 災害危険箇所等の被災の有無・現在の状況

第3章 災害応急対策計画
第2節 情報収集伝達計画

	総務部庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災発生状況 2 避難の必要の有無及びその状況 3 道路、橋梁、信号等の被災状況 4 救急・救助活動の必要の有無及びその状況 5 住家の被害その他の物的被害 6 電気・ガス・電話・上下水道その他の機能被害 7 防災対策基幹施設・事業所・団体等の対策能力の現況 8 住民の行動、避難状況、要望等 9 現地での応急対策活動上の問題点 10 その他本部長が必要と認める特命事項 <p>※これらの情報収集については、主に総務部応援班で対応する。</p>
	参集職員・市民からの情報集約	<p>災害発生直後1～2時間においては比較的電話がつながりやすい。また職員の参集のたびに途上の情報も同時にもたらせられる。初期においては、調査班が電話・面接等により上記について集約し、地図上に集約し全体像を視覚化する。</p>
	都市建設部庶務班、土木班、管理班ほか関係各部庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各地における火災発生状況 2 各地における避難の必要の有無及びその状況 3 各地における主要な道路、橋梁等の被災状況 4 各地における救急・救助活動の必要の有無及びその状況 5 各地における救助救護基幹施設の現在状況 6 各地における電気・ガス・電話・上下水道の供給状況 7 各地における災害危険箇所等の現在状況
	消 防 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 全ての人的被害（他で調査した人的被害の集計） 2 住家の被害（物的被害） 3 火災発生状況及び火災による物的被害 4 危険物取扱施設の物的被害 5 要救援救護情報及び救急医療活動情報 6 避難道路及び橋梁の被災状況 7 避難の必要の有無及びその状況 8 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項
	その他の防災機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の地区内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し、既に行った措置 2 風水害に対し、今後取ろうとする措置その他必要ある事項

3 情報のとりまとめ

(1) 情報の総括責任者

情報の総括責任者を、次のとおり定める。

区 別	情 報 の 統 括 責 任 者	
	災害対策本部職名	平常時職名
総 括 責 任 者	総 務 部 長	総 務 部 長
取 扱 責 任 者	総 務 班 長	防 災 対 策 課 長

第3章 災害応急対策計画

第2節 情報収集伝達計画

(2) 各部から本部長への報告

各部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表の手順のとおり、本部長へ被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

なお、被害情報の第一報（安否に関する情報）は、災害発生後1時間以内に行う。

また、災害発生当日については、1時間ごとの定時報告を行う。

※ 報告の区分、時期、留意事項及び様式（資料編 資料 22-1）

(3) 被害状況のとりまとめ

総務部長は、各部からの情報のとりまとめにあたっては、以下の点に留意する。

- | |
|--|
| ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握 |
| イ 至急確認すべき未確認情報の一覧 |
| ウ 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧 |
| ※ 例えば、悪質なデマ・ウワサに類することや確認の手順をふむ「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」 |
| エ 情報の空白地区の把握 |
| ※ 大規模な災害時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある |
| オ 被害軽微若しくは無被害である地区の把握 |
| カ 応急対策実施上利用可能な施設・人員・資機材の把握 |

4 県（災害対策本部）への報告等

(1) 災害情報収集活動の実施

総務部長は、本部が設置されその必要があると認めたときは、本部長の指示の有無にかかわらず情報班による災害情報収集活動を実施する。

なお、本部長は、災害地の実態を把握し災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ総務部長に対して、災害地調査の実施を命ずる。

(2) 調査の実施要領

ア 実施体制

災害情報収集調査実施のための班構成、各編成数、その他必要な事項については「災害対策本部事務分掌」を参照

※ 日上市災害対策本部事務分掌（資料編 資料 23-2）

イ 調査事項

調査事項は、おおむね次のとおりとする。

－災害発生後、直ちに収集すべき情報－

- 街地の避難の必要の有無及び状況
- 市街地の主要道路、橋梁、信号等の被害の有無及び状況
- 市街地周辺の救急・救助活動の必要の有無及び状況
- 市街地の火災発生の有無及び状況
- 各部が行う応急措置の実施状況
- 電気・ガス・電話等ライフライン機関の行う応急措置状況
- その他本部長が必要と認める特命事項

—災害発生後2日目以降に収集すべき情報—

- 災害の原因（二次的原因）
- 被害状況
- 応急措置状況
- 災害地市民の動向及び要望事項
- 現地活動実施上の支障要因等の状況
- 本部長が必要と認める特命事項、その他災害対策上必要な事項

ウ 実施要領

- ①調査は、警察官、消防署員、その他防災関係機関職員及び各地域の自主防災組織その他の協力団体・市民等の協力を得て、実施する。
- ②無線通信機の有効適切な活用を図り、調査の結果を総務部長がとりまとめ、本部長へ報告する。
- ③調査の際、重要と認める情報を得たときは、その旨を言い添えて直ちに連絡する。
- ④災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

(3) 報告の方法等

日立市の地域に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生したときは、速やかに被害情報を県及びその他必要とする機関に対して報告する。

ただし、県に報告できない場合にあつては、国（消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときには、その旨を国（消防庁）及び県に報告する。

ア 市町村災害対策本部が設置されたとき

イ 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に該当する程度の災害が発生した時

ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展する恐れがあるとき

エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められるとき

(4) 報告すべき事項

ア 災害の原因（※ 台風、浸水、・・・等の別）

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の状況（被害の程度は、被害認定基準に基づく）

オ 災害に対して既にとられた措置及び今後とろうとする措置

①災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

②主な応急措置の状況（日時、場所、活動人員、使用資機材等）

③その他必要事項

カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

キ その他必要な事項

第3章 災害応急対策計画

第2節 情報収集伝達計画

(5) 報告の実施手順

ア 担当者

県本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、防災・危機管理課）への報告は、本部長の指示に基づき、総務部長が行う。

イ 報告の方法

- ①報告は、茨城県防災情報ネットワークシステム（端末）、又は一般加入電話（FAX）その他により行う。
- ②通信施設が使用できない場合は、通信可能な施設まで伝令を派遣し報告する等、あらゆる手段をつくして報告するように努める。
- ③報告すべき被害の程度については、人的被害・住家被害及び幹線道路被害その他の公共土木施設被害を優先して報告する。

ウ 報告先（システム端末以外）

区 別	報 告 先
勤務時間内	県防災・危機管理課又は消防安全課 防災通信システム（衛星電話） 008-600-82401~3 一般加入電話 029-301-8800
勤務時間外 （休日・夜間等）	県防災・危機管理課又は消防安全課 防災通信システム（衛星電話） 008-600-82596 （FAX） 008-600-8300 一般加入電話 029-301-8800

(6) 報告の区分及び様式

総務部長が県に行う被害情報等報告の区分及び様式は、次のとおりである。

報告の種類	報 告 の 内 容	報告時期・方法等
災害緊急報告	県等が広域的に応急対策を行うために必要な次の重要かつ緊急性のある情報 1 人的被害 2 住家被害（全壊・半壊・床上浸水等） 3 公共施設等の被害 4 危険物施設被害（爆発・漏洩等） 5 輸送関連施設被害 6 ライフライン施設被害 ※ 上記 1~6 にかかわる被害発生・拡大の見込み、応急対策状況、復旧見込等含む 7 避難状況、救護所開設状況 8 災害対策本部設置等の状況 9 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの	①覚知後直ちに ②第1報の後、詳細が判明の都度直ちに [電話・FAX]

第3章 災害応急対策計画
第2節 情報収集伝達計画

災害 総 括 報 告	即 報	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時報告 1 被害情報 市域内の人的被害、住家被害及びその他の施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置職員配備、住民避難等状況	①原則1日2回で、把握情報を指定時刻まで ②県別途指定時は、その指定する時刻まで(端末入力)
	確 定 報 告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告 1 被害情報 市の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3 被害総額情報 市内の施設被害総額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 (端末入力、文書)
	年 報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで (端末入力、文書)
災害詳細報告	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時、場所、原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回で、把握情報を指定時刻まで ②県別途指定時は、その指定する時刻まで（端末入力）	

(7) 被害の判定基準

被害の判定については、「被害の判定基準表」に示す被害区分別の判定基準表を参照

※ 被害の判定基準表 （資料編 資料22-2）

第5 関連情報の収集・伝達

活動項目	
1	近隣・周辺市町村の情報
2	生活関連施設の復旧状況情報
3	市外の情報

担当	責任者	総務部長 ※ 各情報の取りまとめ及び下記以外のライフライン・鉄道施設復旧状況 公営企業管理者 ※ 上下水道施設復旧状況 (上下水道部長)
	班	総務班、消防部情報班、上下水道部総務班、調査復旧班(水道)、調査復旧班(下水道)、関係各部各班
	関係機関	県(防災・危機管理課又は消防安全課、高萩工事事務所)、 日立警察署、近隣・周辺市町村、 NTT東日本茨城支店、東京電力パワーグリッド日立事務所、東京ガス日立支店、 JR東日本、茨城交通、NHK水戸放送局、茨城放送、 その他報道機関、各事業所

1 近隣・周辺市町村の情報

近隣・周辺市町村に関する情報の収集・受領及び伝達は、総務部長が行う。

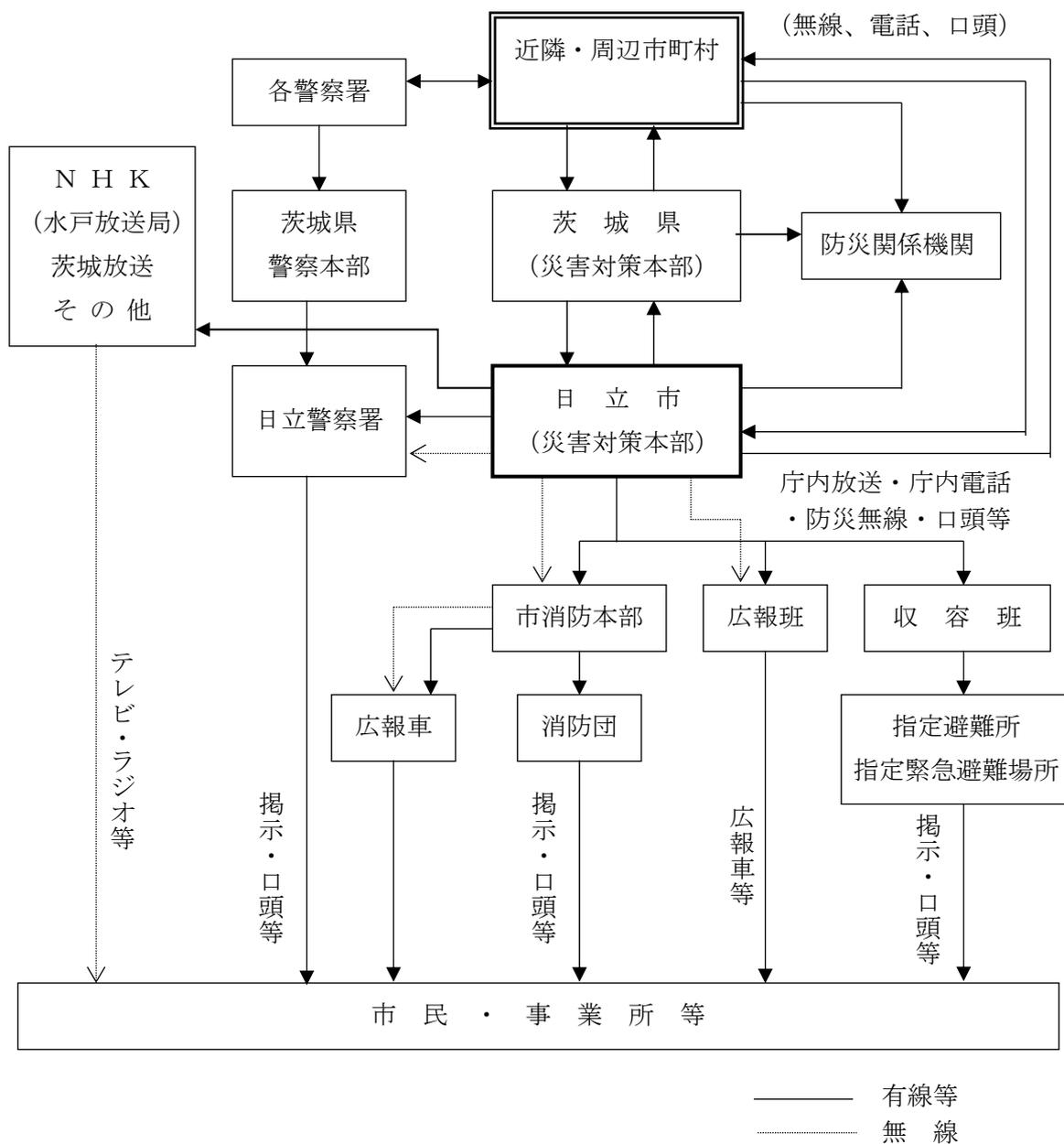
総務部長は、特に行政境界地域における緊急避難関連の情報並びに通勤・通学者、観光客の帰宅困難状況や被害程度等の情報を中心に行う。また、その必要があると認める情報を収集・受領した場合は、速やかに本部長(市長)、副本部長(副市長)に報告するとともに、各部長に伝達する。

伝達を受けた各部長は、部内職員に周知するとともに、防災関係機関や協力団体等と連携・協力して、その内容に応じた適切な措置を講じる。

近隣・周辺市町村の情報の収集・受領・伝達系統については、以下のとおり行う。

また、茨城県防災情報ネットワークシステムで共有化された情報を活用する。

■ 近隣・周辺市町村の情報の収集・受領・伝達系統



2 生活関連施設の復旧状況情報

電気、ガス、水道、下水道など生活に密接した施設の復旧状況に関する情報については、災害発生直後から市民の最も関心の高いものであり、問い合わせ等が殺到し電話の輻輳状態や、災害対策本部としての機能低下をまねく主要な要因のひとつとなるおそれがある。

そのため、市は、市民に対して、日頃より「災害時には電話等による問い合わせを行わない」よう協力を要請し、自粛呼びかけを徹底させるとともに、各関係機関から収集した情報や過去の災害事例等により、逐次復旧の見通しに関する復旧状況情報の提供に努める必要がある。

生活関連施設の復旧状況情報の収集及び過去の災害事例等による提供情報の作成は、総務班が担当する。

なお、生活関連施設の復旧状況情報の収集・受領・伝達系統については、近隣・周辺市町村の情報に準じて行う。

3 市外の情報

総務部情報班長は、災害が発生しその必要があると認めた場合は、以下の手段により、主に市外に通学又は通勤する市民の帰宅困難状況や安心情報の収集を中心として、情報収集を行い、市が行う広報活動や被災者総合相談所の開設時期等における基礎的資料としての活用を図る。

(1) 県防災・危機管理課又は消防安全課からの情報収集

市外の防災情報については、県、隣接市町村相互の情報交換によるデータ収集が可能である。

主に市外の事業所、学校等における被害状況や安心情報の収集を中心として、県防災・危機管理課又は消防安全課からの情報収集を行う。

(2) ラジオによる市外の情報収集

総務班長は、災害が発生し、その必要があると認めた場合は、ラジオ（NHK、茨城放送）による情報聴取専従要員をそれぞれ配置し、市外の安心情報その他の放送内容の聞き取り・記録を行う。

第3節 災害時の広報

第1 災害時広報体制の確立

活動項目
1 市長公室（広報班）の役割
2 出先機関・指定避難所の役割
3 防災関係機関との連携
4 主に広報すべき情報項目

担当	責任者	市長公室長、総務部長 消防長、関係各部長
	班	広報班、総務部庶務班、消防部情報班、警備班、関係各部各班
	関係機関	N T T東日本茨城支店、東京電力パワーグリッド、日立事務所、東京ガス日立支店、NHK水戸放送局、茨城放送、その他報道機関、市内関係機関・事業所・団体等

1 市長公室（広報班）の役割

市長公室長（広報班長）は、本部長指示の如何にかかわらず、以下のとおり、災害時広報体制を確立する。

役割項目	手順その他必要事項
広報活動用資料作成	(1) 総務班からの資料収集 (2) 広報活動用資料作成（インターネットによる情報提供含む） (3) 専用ファックス、伝令等による各部及び出先機関・指定避難所へ広報活動用資料の配布 (4) インターネット、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による情報提供
「日立市報」発行体制確立（チラシ等）	(1) 編集体制の確立（民間業者への要員派遣応援要請を含む） (2) 印刷体制の確立（コピー機、インク・紙の確保、印刷業者の確保等） (3) 災害発生2日目以降、毎日発行
要配慮者向け広報体制確立	(1) 社会福祉協議会（ボランティアセンター）との連携 ○外国語・手話通訳ボランティアの確保 ○翻訳・点字ボランティアの確保 (2) 要配慮者向け広報資料の作成 (3) 要配慮者向け巡回広報広聴チームの編成
報道機関対応	(1) NHK等の放送機関への放送要請のための県への要請 (2) 茨城放送への放送要請 (3) JWAY、FMひたちへの放送要請 (4) 外国人・聴覚障害者向け放送枠の確保を要請

第3章 災害応急対策計画
第3節 災害時の広報

	(5) 記者クラブ各社、報道機関の市内及び周辺各支局への共同記者会見所・臨時記者詰所の開設
広報活動班の編成	(1) 広報車巡回等による広報活動 (2) 市街地地域への広報活動 (3) その他緊急広報を必要とする地域への広報活動

2 出先機関・指定避難所の役割

出先機関及び指定避難所は、総務部から提供を受けた広報活動用資料を活用し指定緊急避難場所在住の市民及び担当地区の市民に対し、以下のとおり広報活動を行う。

役割項目	手順その他必要事項
資料を要する 広報活動	(1) 市出先機関が担当地域内において広報活動 (2) 指定避難所担当者が指定避難所内において広報活動 (館内放送、口頭伝令等による)
「日立市報」の配布 (チラシ等)	(1) 市出先機関が管内の指定緊急避難場所に送付。ただし、通信回線が不通の場合は、車両(広報車、食糧輸送車等)により指定避難所、各支所・交流センターへ送付 (2) 市出先機関が担当地区内に掲示・配布 (3) 指定避難所担当者が指定避難所内で掲示・配布

3 防災関係機関との連携

各防災関係機関派遣の本部連絡員に対し、次の事項に重点を置いて連携し、広報活動を実施するよう要請する。

(1) NTT東日本茨城支店

NTT東日本茨城支店は、災害のため通信が途絶したとき又は利用の制限を行ったときは、以下のとおり広報活動を実施する。

主な広報事項	広報手段
(1) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等 (2) 通信の途絶又は利用制限の状況 (3) 通信の途絶又は利用制限をした利用 (4) 利用制限をした場合の代替えとなる通信手段 (5) 利用者に協力をお願いする事項 (6) その他必要な事項	テレビ・ラジオ、新聞等の媒体、広報車、チラシ、窓口案内掲示 市への依頼(広報紙等)

(2) 東京電力パワーグリッド日立事務所

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

主な広報事項	広報手段
(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの事業所に通報すること。 (3) 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。	テレビ・ラジオ、新聞等の媒体、広報車 窓口対応(営業所等)、市への依頼(広報紙等)

第3章 災害応急対策計画

第3節 災害時の広報

<p>(4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。</p> <p>(5) 屋外へ避難する場合は安全器又はブレーカーを切ること。</p> <p>(6) 電気器具を使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。</p> <p>(7) その他事故防止のための留意すべき事項。</p>	
---	--

(3) 東京ガス日立支店

大規模な災害が発生した場合には、被害の程度に応じてブロックによる供給停止や必要な場合における緊急遮断や減圧措置などを行う。

また、ガスによる二次災害を防止し、住民の不安解消を図るため、広報車による広報、市・消防本部（署）、警察署、報道機関への協力要請等あらゆる手段をつくり広報活動を行う。

また、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、供給停止地区の復旧の現状及び見通しについては、可能な限り広報車等により直接被災地区を巡回し周知する。

(4) JR東日本水戸支社・茨城交通・その他の公共交通機関

JR東日本水戸支社においては、おおむね次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。なお、茨城交通その他の公共交通機関においても、これに準じて広報活動を行い、利用客の動揺、混乱を防止するよう努める。

主 な 広 報 事 項	広 報 手 段
(1) 駅では、被害の状況を考慮して、旅客に動揺、混乱を招かぬよう注意するとともに、災害の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について放送案内を行う。	構内・車内放送、職員口頭、掲示等、市への依頼(広報紙等)
(2) 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める	

(5) ホテル施設等

ホテル施設等においては、おおむね次の事項に重点をおいて広報活動を実施し、利用客の動揺、混乱を防止するよう努める。

主 な 広 報 事 項	広 報 手 段
被害の状況を考慮して、利用客等に動揺、混乱が生じないように注意するとともに、災害の規模、建造物の状態、落下物の注意、周辺の状況、客の取るべき行動、施設側が行う対応等について放送案内を行うとともに、聴覚障害者へ正確で分かりやすい文書等を配布する。	館内放送、職員口頭 掲示等、市への依頼 (広報紙等)

4 主に広報すべき情報項目

市は、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

第3章 災害応急対策計画

第3節 災害時の広報

主 な 広 報 事 項	広 報 手 段
<p>(1) 災害発生直後の広報</p> <p>ア 雨・風等に関する情報</p> <p>イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ</p> <p>ウ デマ情報、パニック防止への呼びかけ</p> <p>エ 避難指示等の避難情報</p> <p>オ 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ</p> <p>カ 市内の被害状況の概要</p> <p>①浸水被害の発生状況</p> <p>②建物破壊の発生状況</p> <p>③道路破損、その他地盤災害の発生状況</p> <p>キ 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること</p> <p>①本部の設置</p> <p>②被災者総合相談所の設置</p> <p>③指定避難所、救護所の設置</p> <p>④その他必要な事項</p> <p>ク 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ</p> <p>(2) 被害の状況が静穏化した段階の広報</p> <p>ア 雨・風等に関する情報</p> <p>イ 被害情報及び応急対策実施に関すること</p> <p>①被災地の状況</p> <p>②指定避難所、救護所の開設状況</p> <p>③応急給水の実施状況（給水拠点の位置、給水実施予定地等）</p> <p>④応急給食・その他の救援活動の実施状況</p> <p>⑤ごみ、がれきの収集方法その他</p> <p>ウ 安心情報</p> <p>①「・・・地区は被害なし」</p> <p>②「・・・小学校児童は全員無事に・・・へ避難」</p> <p>③その他被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報</p> <p>エ 生活関連情報</p> <p>①上下水道の復旧状況（その他施設の被害状況、水質についての注意等）</p> <p>②電気、ガス、下水道の復旧状況</p> <p>③食料品、生活必需品の供給状況</p> <p>オ 通信施設の復旧状況</p> <p>カ 道路交通状況</p> <p>キ バス、電車等交通機関の復旧、運行状況</p> <p>ク 医療機関の活動状況</p> <p>ケ その他必要な事項</p>	<p>防災行政無線、広報車、口頭伝達（市職員）、隣接市町村へ広報依頼、テレビ・ラジオ、市ホームページ、SNS、ケーブルテレビ</p> <p>防災行政無線、広報車、「日立市報」（災害生活情報）、ビラ配布・掲示、市ホームページ、SNS、テレビ・ラジオ、ケーブルテレビ</p>

第2 広報活動用資機材及び要員の確保

活動項目	
1	拡声器付車両・資機材等の調達
2	編集要員の確保
3	広報活動要員の確保

担当	責任者	総務部長、市長公室長、消防長
	班	広報班、総務部庶務班、消防部情報班、警備班、関係各部各班
	関係機関	近隣・周辺市町村、NHK水戸放送局、茨城放送、その他報道機関、各事業所・団体

1 拡声器付車両・資機材等の調達

(1) 市保有現在量の把握

総務部長は、本部長の指示にかかわらず、その必要があると認めたときは、災害時広報活動に使用可能な市保有拡声器付車両の状況について把握するとともに、関係各部長の協力を得て、紙・インクその他印刷機・コピー機使用のために必要な消耗品を確保する。

(2) 資機材の調達

市保有現在量では対応が困難な場合や、拡声器付車両・スピーカー装置等機材については、以下のとおり、市内の団体・業者等からの調達により、迅速な対応を図る。

ア 調達可能な団体・業者等

調達可能な団体・業者等については、あらかじめ協定等により、おおよその調達可能品目、数量等を把握しておく。

イ 拡声器付車両等の待機・準備

拡声器付車両及びスピーカー装置等機材を保有する団体・業者等は、災害が発生し、その必要があると認めるときは、市からの要請がある場合に備え、供給可能数を待機させるものとする。

ウ 費用の負担

車両・機材の調達に要する費用については、燃料・修理代を実費負担する。

また、その他消耗品については、市が通常行うところによる。

2 編集要員の確保

(1) 編集ボランティア

市は、市内事業所及び市社会福祉協議会に対し、編集作業スタッフの派遣及び必要資機材の提供協力を要請するとともに、市民に対して、外国人、聴覚障害者向け広報資料作成要員を含む編集ボランティアへの参加を呼びかける。

(2) 他市町村職員の応援派遣要請

市は、広報資料編集作業要員として他市町村職員の応援派遣を要請する。

3 広報活動要員の確保

(1) ボランティア

車両の運転要員、バイクその他による広報活動用資料の配布要員及び外国語・手話通訳要員について、市社会福祉協議会に要員派遣を要請するとともに、市民に対してボランティアへの参加を呼びかける。

第3章 災害応急対策計画

第3節 災害時の広報

(2) 他市町村職員の応援派遣要請

他市町村職員の応援派遣を「災害時における相互応援に関する協定」に基づき、要請する。

※ 本章第15節「広域応援要請計画」参照

第3 市による広報活動の実施要領

活動項目
1 広報車等の利用
2 市職員の口頭での伝達
3 市施設における掲示等
4 インターネット・ケーブルテレビ等による情報の発信
5 隣接市町村への広報依頼
6 緊急警報放送等の要請
7 広報文

担当	責任者	総務部長、市長公室長
	班	広報班、総務部庶務班、総務班、総務部応援班、政策班、各部各班
	関係機関	近隣・周辺市町村（常陸太田市、高萩市、北茨城市、東海村）、NHK水戸放送局、茨城放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、その他報道機関

1 広報車等の利用

市長公室長が広報文を作成し、総務部及び市長公室班員が行う。総務部長及び市長公室長は、必要に応じて他の部の車両や市内事業所・団体等からの調達により、必要地域へ広報車を出動させ広報活動を実施する。広報車による広報は、音声のほかビラ・チラシ等印刷物の配布に努める。また、他部の車両の動員については、総務部庶務班が行う。広報車用車両に指定された車両については、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達	ア 事態の切迫している感じをまず伝えるよう努める
ア 避難の指示	イ 屋内で聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う
イ 河川・護岸、堤防に関する情報	・音量・音質・共鳴を考慮
ウ その他	・ゆっくり正確に伝える
	・3回以上繰り返す
	・車両をゆっくり運行させる
時期又は地域を限定した場合	ア 市本部体制が着実に活動している感じをまず伝えるよう努める
ア 雨・台風等に関する情報	イ 屋内で聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う
イ 防疫、清掃、給水活動等の応急対策実施状況	・音量・音質・共鳴を考慮
ウ 安心情報	・ゆっくり正確に伝える
エ 生活関連情報	・3回以上繰り返す
オ 通信施設の復旧状況	・車両をゆっくり運行させる

第3章 災害応急対策計画

第3節 災害時の広報

カ 道路交通状況	
キ 医療機関の活動状況	

2 市職員の口頭での伝達

出先機関及び指定避難所の要員が各地区において行う。

広報車の活動が不可能な地域若しくは特に必要と認められる地域に対して、口頭による広報活動を実施する。

原則として無線機を携帯させるとともに、2人1組にして、本部と密接な連絡をとりながら、広報活動を実施するよう努める。また必要な場合は、あわせて警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達	ア 事態の切迫している感じをまず伝えるよう努めること
ア 避難の指示	イ 屋内で聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う
イ 河川・護岸、堤防に関する情報	・音量・音質・共鳴を考慮
ウ その他	・ゆっくり正確に伝える
	・3回以上繰り返す
	・不確実なことは言わない
時期又は地域を限定した場合	ア 市本部体制が着実に活動している感じをまず伝えるよう努めること
ア 雨・台風等に関する情報	イ 屋内で聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う
イ 防疫、清掃、給水活動等の応急対策実施状況	・音量・音質・共鳴を考慮
ウ 安心情報	・ゆっくり正確に伝える
エ 生活関連情報	・3回以上繰り返す
オ 通信施設の復旧状況	・不確実なことは言わない
カ 道路交通状況	・ビラ・チラシ等の印刷物をあわせて配布するよう努めること
キ 医療機関の活動状況	

3 市施設での掲示等

市長公室長は、「日立市報」（災害生活情報）を災害発生後2日目に発行する印刷物を第1号として、1日1回ずつ定期的に発行するよう努める。これにより、情報の空白時間帯や空白地域の発生による無用な混乱を防止するための重要な手段とする。

なお、発行された市報は、本庁舎においては市長公室職員が、市出先機関、指定避難所並びにその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。

4 インターネット・ケーブルテレビ等による情報の発信

市長公室長は、総務班と連携し、インターネット、ケーブルテレビ等を活用して情報発信に努める。

5 隣接市町村への広報依頼

市長公室長は、隣接市町村との境界部にあたる地域住民への広報活動で、上記の手段では不十分もしくは適切でないと判断される場合については、本部長を通じて、隣接市町村に対して、必要な広報文例をもって応援広報を要請する。

第3章 災害応急対策計画

第3節 災害時の広報

6 緊急警報放送等の要請

本部長は、大雨、台風等の風水害が発生した場合及びその他災害の発生により必要と認める場合は、発生後2時間を目処として、茨城放送及びNHK水戸放送局等の放送機関において、緊急市長声明を公表する。市長公室長は災害時の広報活動実施において、ラジオ、テレビに対する緊急警報放送（※）の要請については、県計画に基づき原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、直接放送機関に要請し、要請後速やかに県へ報告する。

※ 避難指示その他予想される災害の事態及び市のとるべき措置のうち、緊急に伝達する必要がある事項については、災害対策基本法第57条及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づき「緊急警報」を要請することができる。

7 広報文

市長公室長は、広報文については適宜作成する。なお、防災訓練や市民（自主防災組織代表者等）との交流を通じて、その内容を随時見直し、必要な修正を行う。

第4 報道機関への発表・協力要請

活動項目
1 日立市の発表
2 消防本部の発表
3 緊急警戒放送等の要請

担当	責任者	総務部長、市長公室長、消防長
	班	秘書班、広報班、消防部情報班
	関係機関	NHK水戸放送局、茨城放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、その他報道機関

1 日立市の発表

(1) 本部設置前

市長の指示若しくは市長公室長の指示により、広報班長（広報戦略課長）は報道機関に対して記者クラブを通じて、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

(2) 本部設置後

本部設置後については、広報班を担当窓口として、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

発表は、原則として本部長が共同記者会見方式で行う。なお、広報班長は、本部が設置された場合は、臨時記者詰所及び共同記者会見場を設置する。

2 消防本部の発表

消防本部が行う発表は、共同記者会見の場で、指定する幹部が行う。なお、必要に応じて、現場行動及び状況等についての発表は、日立市消防本部の定めにより行う。

3 緊急警戒放送等の要請

市は、ラジオ・テレビについて、緊急時における情報連絡手段として有効に活用する。なお、ラジオ・テレビに対する緊急放送の要請については、県計画に基づき、原則として県を通じて行うが、緊急時やむを得ない事情がある場合は、直接放送機関に要請し、要請後速やかに県へ報告する。

第4節 消防・救護救急対策

第1 消防活動

活動項目
1 活動体制
2 消防活動の方針及び原則
3 消防団の活動
4 消防水利の確保
5 応援消防隊の受入れ

担当	責任者	消防長
		総務部長 ※ 他部・関係機関との連絡・調整
	班	消防部庶務班、警防班、警備班、総務班、関係各部各班
	関係機関	県（防災・危機管理課、高萩工事事務所）、消防団、日立市医師会、東京電力パワーグリッド日立事務所、東京ガス日立支店、日立市危険物安全協会、茨城県高圧ガス保安協会、危険物・有毒物取扱施設管理者

1 活動体制

(1) 消防本部の活動体制

大雨・台風等の風水害や大規模な市街地火災等の災害発生時においては、消防部は勤務中の消防職員をもって初期活動を行う。

また勤務時間外及び職務により外部出向中の消防職員は別命を待たず所定の部署に参集する。消防長は参集職員をもって、常備の部隊に合流させ部隊の増強を図る。

項目	活動体制
非常配備体制	市域に大雨・台風等の風水害や大規模な市街地火災等の災害により火災又は救助、救急等の事象が発生した場合は、風水害非常配備体制を発令し事前計画に基づき直ちに活動を開始する。
非常招集	風水害非常配備体制を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員は、招集計画に基づき別命を待たず直ちに所定の場所に参集する。

2 消防活動の方針及び原則

(1) 活動方針

市域に大雨・台風等の風水害や大規模な市街地火災等の災害が発生した場合における消防活動は、以下の方針及び原則に基づき行う。

項目	活動体制
活動方針	災害時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。
	ア 指定緊急避難場所、避難路確保の優先 延焼火災が多発・拡大した場合は、人命の安全を優先とした指定緊急避難場所、避難路確保の消防活動を行う。

第3章 災害応急対策計画
第4節 消防・救護救急対策

	<p>イ 重要地域の優先 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素の高い地域を優先に消防活動を行う。</p> <p>ウ 消火可能地域の優先 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。</p> <p>エ 市街地火災の優先 工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたる。</p> <p>オ 重要対象物の優先 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。</p> <p>カ その他 ①火災が多発した時は、全消防力をあげて消火活動を行う。 ②消防活動体制が確立した場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動を行う。 ③延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。</p>
部 隊 の 運 用 等	<p>ア 災害に伴う火災、救助、救急等の発生・要請件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。</p> <p>イ 災害発生後1時間経過後においても「災害の全体像」が掌握できない場合は、地震防災基礎調査に基づく延焼予測結果等を活用し効率的な部隊運用を図る。</p>
情 報 収 集	<p>ア 所定の計画に基づき119番情報や主要地域への偵察隊派遣による市内の状況確認、参集職(団)員情報の集約等「災害の全体像」把握のための概要情報収集を行う。</p> <p>イ 消防緊急情報システム及び防災行政用無線等を活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。</p> <p>ウ 市本部又は防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行うとともに、連携のために必要な連絡体制を確保する。</p>

3 消防団の活動

項 目	活 動 体 制
出 火 の 防 止	<p>災害の発生により、火災等の発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。</p> <p>出火した場合は、住民と協力して初期消火に全力をあげる</p>
情 報 の 収 集	<p>分団隊ごとに指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を消防本部に通報する。また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事案の有無についても同様とする。</p> <p>その他必要な情報の収集・報告を行うとともに、本部長若しくは消防長からの指示伝達を行う。</p>

第3章 災害応急対策計画
第4節 消防・救護救急対策

消 火 活 動	消火活動は、単独若しくは消防署と協力して行う。 また主要避難路の確保のための消火活動も行う。
消 防 署 隊 へ の 応 援	消防署（出張所）の消防隊応援要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。
応 急 救 護	要救助者の救出と負傷者に対する応急手当を行い、安全な場所への搬送を行う。
避 難 誘 導 等	避難指示等の避難情報が出された場合は、これを地域内の住民に伝達するとともに、他部職員、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。 また、指定緊急避難場所の防護活動を行う。

4 消防水利の確保

消防水利は、原則として水道消火栓の損壊を前提とし、以下のとおり確保する。

(1) 河川等の自然水利

河川等が現場近くにある場合に活用する。なお久慈川、十王川等については、無限水利として大火災の発生等通常の消防水利では水の絶対量が不足する場合の事態に備え、小型動力ポンプ等の消防資機材の整備を図る。

(2) 防火水槽・プール等

防火水槽・プール等、水利容量に制限のある水利については、40 m³ 1 隊、60 m³ 2 隊の消防隊配置を原則として活用する。

ただし、充水措置ができる場合は、40 m³ 2 隊、60 m³ 3 隊とすることができる。

(3) 充水措置

防火水槽等水利容量に制限のある水利を利用する場合は、部署隊数、貯水容量から使用可能時間（消防隊 1 隊 2 口放水の場合、40 m³ 防火水槽に 2 隊が使用すると約 18 分。60 m³ 防火水槽に 3 隊が使用すると約 18 分で使用不能となる。）を判断し早めに充水措置を行う。

充水源としては、火点後方の防火水槽、河川等利用可能な全ての水利を活用する。

5 応援消防隊の受入れ

消防長が運用可能な消防力に対処が困難と判断したときは、本部長は県内消防機関による広域的な応援を実施するために、すでに締結されている「茨城県広域消防相互応援協定」に基づき他市町村の応援部隊の派遣を要請する。

また、消防応援を求められた時は、迅速な消防相互応援を実施する。また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努める。

応援消防隊の受入れについては、おおむね以下のとおり行う。

(1) 消防水利に関する資料の配布

派遣された他市町村の応援消防隊に対しては、消火栓・防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配布する。

(2) 添乗員の配備

派遣された他市町村の応援消防隊の現場への出勤にあたっては、車両各 1 名ずつ職員を添乗させる。

第3章 災害応急対策計画
 第4節 消防・救護救急対策

(3) 宿舎の確保

派遣された他市町村の応援消防隊職員の宿舎については、市が確保する。なお必要に応じて県（消防安全課）に協力を要請する。

(4) 経費の負担

経費の負担については、協定に基づき行う。

※ 茨城県広域消防相互応援協定書（資料編 資料 9-10）

※ 日立市消防本部消防応援等に関する規程（資料編 資料 9-16）

第2 救助・救急

活動項目	
1	活動体制
2	消防機関の任務
3	各部の任務
4	救助・救急資機材の調達
5	市民・事業所の果たすべき役割

担当	責任者	消防長 ※ 消防救助隊の運用及び消防団活動の統括
		都市建設部長 ※ 生き埋め被災者の救出及び重機等機材の確保
		総務部長 ※ 他部・自衛隊等関係機関との連絡調整
		保健福祉部長 ※ 日立市医師会及び日赤茨城県支部との連絡調整
班	消防部庶務班、警防班、警備班、都市建設部庶務班、土木班、管理班、応援班、保健福祉部庶務班、保健班、財政部庶務班、総務班	
関係機関	県（生活環境部、保健福祉部）、自衛隊、日立警察署、日赤茨城県支部、日立市医師会、消防団、茨城交通、県トラック協会日立支部、日立市建設業協会、自主防災組織	

1 活動体制

市消防本部は、それぞれの消防活動、警備方針によるほか県、日立警察署、日立市医師会、日赤茨城県支部、自衛隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

また、都市建設部は救助活動を支援し、総務部は関係機関に対し、災害派遣要請等を行う。

2 消防機関の任務

(1) 救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	ア 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とし、救命措置等の優先度を判断するにあたり、医療機関等と協力し、トリアージを実施する。

		<p>イ 出動の原則</p> <p>救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は、救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。</p> <p>①延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>②延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>③同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>④傷病者に対する救急措置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p> <p>ウ 活動体制及び内容</p> <p>①救助・救急活動は、救助隊及び救急隊等が災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。</p> <p>②救助活動に必要な重機等の資機材に不足が生じた場合は、関係事業者との協定等による迅速な調達を図り効果的な活動を行う。</p> <p>③救急活動にあたっては、現場救護所を設置し、医療関係機関・消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。</p> <p>④傷病者の搬送は、救命処置を要する重症者を最優先とし、救急資機材を活用して安全な医療機関に搬送する。</p> <p>⑤重症者の判定は、バイタルサイン（脈拍、血圧、呼吸、体温、意識状態など）のチェック等により行う。</p>
	救急搬送	<p>ア 傷病者の救急搬送は、救命措置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ自衛隊等のヘリコプター等により行う。</p> <p>イ 救護所等から後方医療施設への搬送は、被災状況の推移を勘案して、他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	傷病者多数発生時の活動	<p>ア 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に、現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効率的な救護活動を行うとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の受援体制の確保を図る。</p> <p>イ 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。</p>
消防団		<p>ア 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。</p> <p>イ 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、消火・救出活動等、必要な活動に従事する。</p>

※ 茨城DMAT運営要綱（資料編 資料9-19）

第3章 災害応急対策計画
第4節 消防・救護救急対策

3 各部の任務

(1) 都市建設部の任務

ア 都市建設部長は、災害発生後直ちにあらかじめ締結する協定に基づき、業種別団体・事業所に対し、救助活動に必要となるバックホウなどの建設機器、エアジャッキ・チェーンソー等の資機材及び作業員の派遣協力を要請する。

イ 被害状況に応じて救助活動班を編成し、消防長と連絡・調整のうえ、救助活動の支援にあたる。

(2) 総務部の任務

ア 日立警察署、その他関係機関に対し救出活動専門部隊（要員）の災害出動を要請する。

イ 必要と認める場合は、自衛隊に対し災害派遣出動を要請する。

ウ その他関係各機関に対し、必要な協力要請を行う。

(3) その他の各部の任務

ア 各部は、都市建設部又は総務部からの要請により、協力班を設置する。

イ その他関係各機関に対し、必要な協力要請を行う。

4 救助・救急資機材の調達

(1) 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

(2) 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの、又は民間業者等から借入等を図り、救助・救急に万全を期する。（前項3「各部の任務」参照）

5 自主防災組織・事業所の果たすべき役割

市民・業種別団体及び事業所は自ら居住する区域において、可能な限り消防署・日立警察署・自衛隊等の救出部隊に協力し、参加する。

また、市など防災関係機関から要請された場合は建設用機械、救出活動用資機材の提供に努める。

第5節 水防計画

担当	責任者	消防長 総務部長、都市建設部長
	班	消防部各班、総務部各班、都市建設部各班
	関係機関	水戸地方気象台、常陸河川国道事務所、 県（消防安全課、高萩工事事務所）、消防団、自主防災組織、 その他関係機関

第1 水防組織

1 水防本部

(1) 水防本部の設置

水防管理者は、次に定める事項に該当する場合で、水防上必要と認めるときは、これらによる危険が解消するまでの間、日立市消防本部内に水防本部を設置し、水防事務を処理する。

なお、水防管理者は、状況により水防本部を設置せず、消防長に水防事務を処理させる事ができる。

ア 水防法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定に基づき、気象警報、高潮警報及びはん濫警戒情報の一つが発せられたとき。

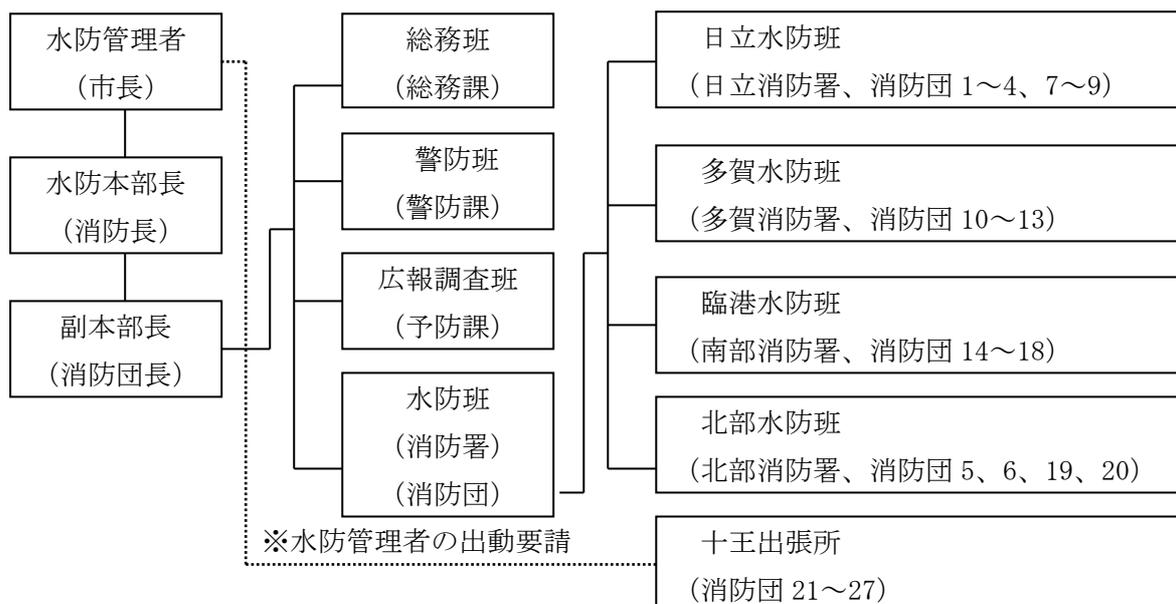
イ 水防法第16条第1項の規定に基づく、水防警報が発せられたとき。

ウ 久慈川の水位がはん濫注意水位を超え、被害が予想されるとき。

エ その他水防管理者が、水防上必要と認めたとき。

(2) 水防本部の組織

気象状況等により災害の発生するおそれがある場合、消防本部内に日立市水防本部を置く。水防本部の組織系統及び事務分掌は、水防計画に示すとおりである。



第3章 災害応急対策計画

第5節 水防計画

■ 水防本部各班の事務分掌

班名	班長	班員	事務分掌
総務班	総務課長	総務課	①水防本部の庶務に関する事 ②資材器具の調達に関する事 ③その他、各班に属さない事
警防班	警防課長	警防課	①資材、器具の搬送に関する事
		警防課 指令室	①水防活動上の通信統制に関する事 ②消防機関の応援要請に関する事 ③被害状況の収集及び報告に関する事 ④消防職員及び消防団員の非常招集及び配備に関する事。
予防班	予防課長	予防課	①市民に対する災害情報の提供に関する事 ②避難の伝達に関する事 ③災害現場の調査記録に関する事
警防班	各消防署長	各消防署 各消防団	①水防応急活動に関する事 ②危険箇所の警戒及び巡視に関する事 ③住民の避難誘導に関する事 ④（指令班）の指示により消防職員及び消防団員の非常招集及び配備に関する事

2 警戒本部

消防長は、次に定める事項に該当する場合で、水防上必要と認めるときは、各消防署に警戒体制本部の設置を指示し、各消防署長を警戒本部長として、気象情報を収集させるとともに、河川の増水、海岸線の状況及び危険箇所（重要水防箇所）の巡視を行わせる。

なお、消防長は、状況により、警戒本部を設置せず、各消防署長に水防事務を処理させることができる。

ア 水防法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定に基づき、気象注意報、高潮注意報及びはん濫注意情報の一つが発せられたとき。

イ 久慈川のはん濫注意水位に達したとき。

ウ その他、消防長が必要と認めたとき。

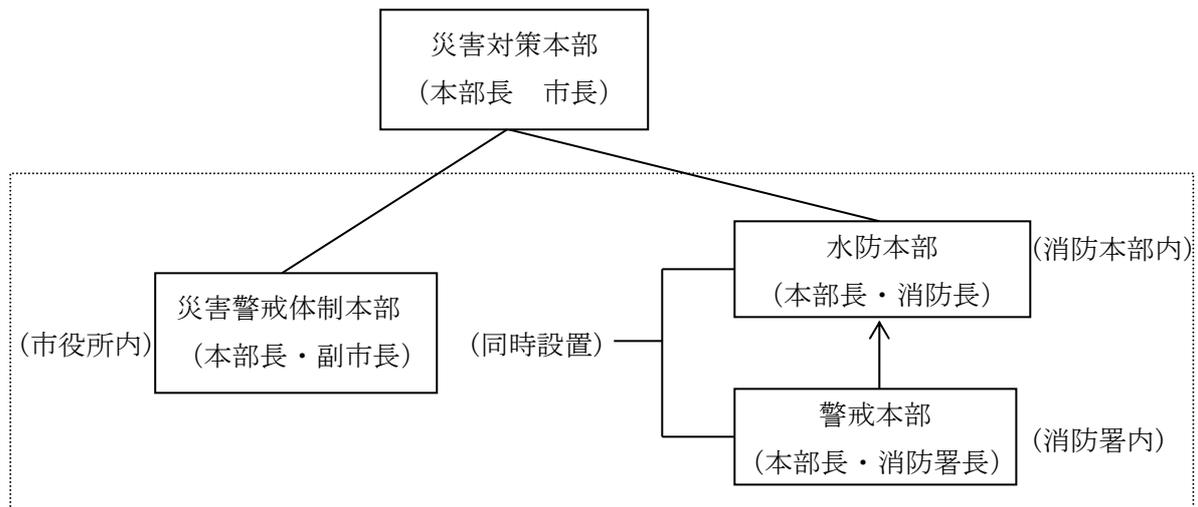
※ 警防隊の組織編成表（資料編 資料9-7）

3 災害警戒体制本部の設置

消防本部内に第1節及び第2節に定める水防本部及び警戒本部が設置された場合には同時に市役所内に日立市地域防災計画に基づく災害警戒体制本部を設置する。

4 災害対策本部への移行

水防本部は、災害対策基本法の規定により、日立市災害対策本部が設けられた場合、同本部が廃止されるまでの間、それに統合し、水防事務を処理する。



なお、市災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部組織に統合される。

第2 監視、警戒及び重要水防箇所

1 監視、警戒

(1) 常時監視

水防管理者は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに次に掲げる機関及びその他関係する施設の管理者に通報して、必要な措置を求められるものとする。

通報先	所在地	電話番号
国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所	水戸市千波町 1962 番地 2	029-240-4061
国土交通省関東地方整備局 久慈川下流出張所	常陸太田市木崎一町 700 番地 1	72-4042
茨城県高萩工事事務所	高萩市大字下手綱 1, 405 番地 2	0293-22-2175
茨城県茨城港湾事務所 日立港区事業所	日立市久慈町 1 丁目 3 番 21 号	52-4000

(2) 非常警戒

水防管理者は、第2章に定める水防本部を設置した場合は、区域内の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に巡視し、特に次に掲げる点に注意し、異常を発見した場合は、1に定める機関に通報すると同時に、水防作業を開始するものとする。

- ア 堤防裏法の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- イ 堤防表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 堤防天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 橋梁その他の構造物と堤防との取合せ部分の異常

※ 重要水防箇所 (資料編 資料6-2)

第3 器具、資材及び設備の整備並びに輸送

1 器具、資材及び設備の整備

(1) 水防倉庫及び備蓄資機材

水防用の資機材は、水防倉庫のほか、各消防署に備蓄するものとする。

(2) 備蓄水防資機材の現況報告

ア 水防管理者は、備蓄水防資機材の現況を高萩工事事務所長を経由して知事に報告する。

イ 水防管理者は、県有備蓄資機材を使用したときは、その品目、数量を高萩工事事務所に報告する。

第4 通信連絡

1 通信連絡施設

水防連絡は、次の通信施設を使用し行うものとする。

消防専用電話、消防無線、IP無線、県防災行政無線

2 通信連絡系統

無線による通信連絡については、本編第3章第2節「情報収集伝達計画」による。

3 通信連絡施設の整備強化

水防管理者は、水防時の情報及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

第5 観測通報

1 雨量の観測通報

(1) 雨量の観測

雨量観測所

観測所	所	在
日立観測所	助川町 1-1-1	日立市天気相談所
南部観測所	久慈町 7-1-1	日立市南部支所
北部観測所	日高町 3-139	日立市消防本部北部消防署
西部観測所	東河内町 1947-4	日立市西部支所
本山観測所	宮田町 3585	旧本山中学校敷
諏訪観測所	諏訪町 963-3	諏訪スポーツ広場
十王観測所	十王町友部 129-2	十王交流センター

(2) 雨量の通報

ア 通報基準

水防管理者は、雨量が次の基準に達したときは高萩工事事務所長に通報する。

①1時間雨量が20ミリを越えたとき

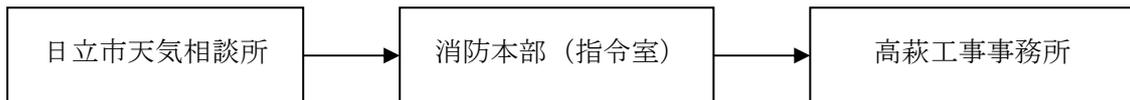
②3時間雨量が50ミリを越えたとき

③6時間雨量が60ミリを越えたとき

④12時間雨量が80ミリを越えたとき

⑤24時間雨量が100ミリを越えたとき

⑥連続雨量が80ミリを越えたとき。(毎時間ごと通報)



2 水位の通報

(1) 久慈川水位の通報

消防長は、水戸地方气象台又は日立市天気相談所から気象状況の通報を受けたとき、又は大雨及び出水のおそれがあることを察知したときは、直ちに状況（日時、観測場所及び水位の増減の傾向見込等）を水防管理者に報告する。

ア 水位の通報基準

- ①水防団待機水位に達したとき
- ②以後水防団待機水位以下となるまでの間、毎時間ごと
- ③はん濫注意水位に達したとき
- ④最高水位に達したとき
- ⑤はん濫注意水位を下回ったとき
- ⑥急激に水位上昇したとき

イ 水位標の位置

久慈川における管内の水位標は、次のとおりである。

標明	所在地	摘要	管理者
柵橋	日立市下土木内町大字柵橋	自記観測	国土交通省 常陸河川国道事務所 久慈川下流出張所

ウ 水防団待機水位・はん濫注意水位

久慈川における水防団待機水位及びはん濫注意水位は、次のとおりである。

標名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	既往最高水位	
					最高水位	年月日
柵橋	2.70m	3.70m	6.30m	6.70m	7.65m	昭和61.8.5
					計画高水位 7.54m	

(2) その他の河川の水位の通報

久慈川以外の河川についても水戸气象台又は日立市天気相談所から気象状況の通報を受けたとき、又は大雨及び出水のおそれがあることを察知したときは、水位の変動を監視、異常が認められるときは、水防管理者に報告すると同時に高萩工事事務所長に通報する。

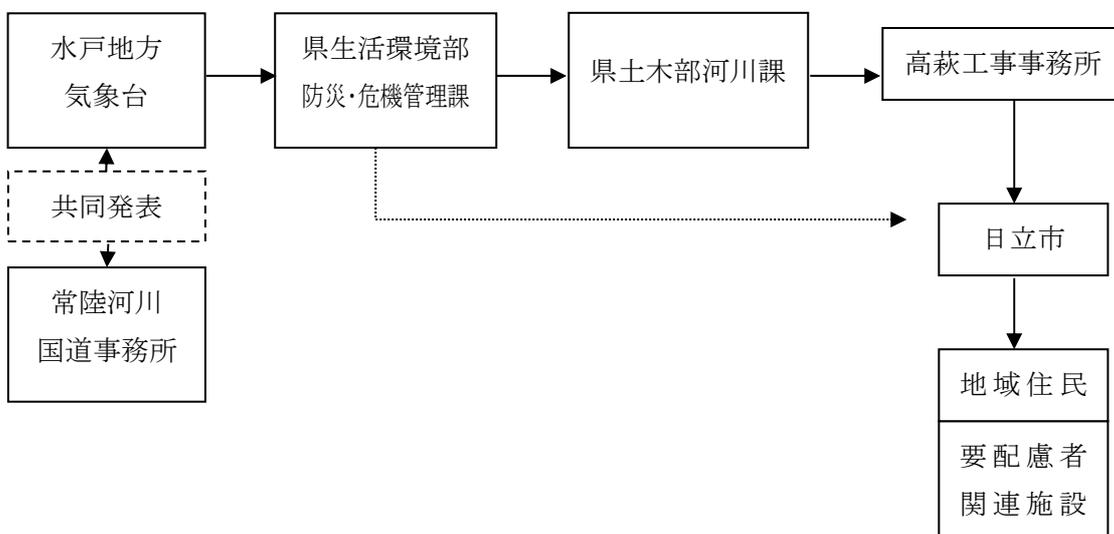
3 異常高潮及び波浪の通報

消防長は、海岸の潮位又は波浪の変動を監視し、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告すると同時に高萩工事事務所長及び日立港区事業所長に通報する。

第6 洪水予報河川の洪水予報

1 国が管理する河川（久慈川）の洪水予報、水位情報等の連絡系統図

水戸地方気象台は、常陸河川国道事務所と共同で久慈川の洪水予報（注意情報・警戒情報）を発表する。洪水予報の連絡系統は次のとおり。



第7 水防警報

1 国土交通大臣が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川及びその区域

水防法第16条第1項の規定により国土交通大臣が水防警報を行う指定河川及び区域は、次のとおりである。

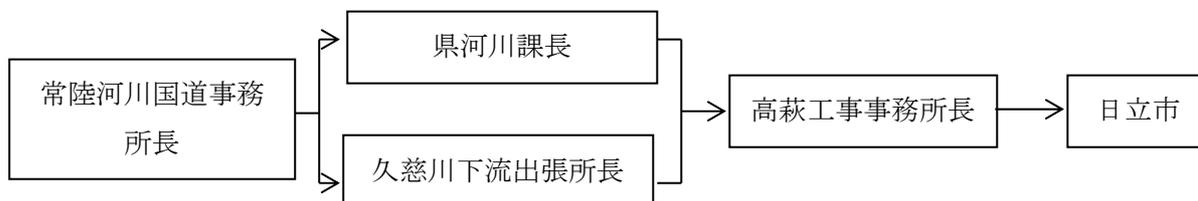
河川名	区域	管内区域（距離）
久慈川（本川）	常陸大宮市辰の口字堰場 2078番地～海	日立市神田町地内～海 （左岸河口～7.0km）

※ 洪水予報及び水防警報の種類と発表基準（資料編 資料6-5）

※ 待機の時期及び指示の時期（資料編 資料6-6）

(2) 水防警報通知系統

水防警報の発表及び通知系統は、次のとおりである。



第8 水防機関の活動

1 水防活動

(1) 水防配備体制

水防配備体制は、第1配備から第3配備体制とし、その発令基準及び体制（動員）内容等は、次表のとおりである。

体制区分	発令基準	体制（動員）内容	活動内容
第1配備体制 （警戒体制）	ア 日立市に大雨、高潮等の注意報又は久慈川にはん濫注意情報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 イ 久慈川榊橋の水位が水防団待機水位を超え、はん濫注意水位に達したとき。 ウ その他、消防長が必要と認めたとき。	各消防署に警戒体制本部を設置する。 〔当務の消防署員は準備体制を整える〕	気象情報の収集を行うとともに、河川の増水、海岸線の状況及び危険箇所（特に重要水防箇所等）の巡視を実施する。
第2配備体制 （緊急体制）	ア 日立市に大雨、暴風、高潮等の警報又は久慈川にはん濫警戒情報及び水防警報が発表され、市内の各所に被害の発生が予想され、若しくは小規模の災害が発生したとき。 イ 久慈川榊橋の水位が避難判断水位に達し、更にはん濫危険水位に達するおそれがあり、被害の発生が予想されるとき。 ウ その他、水防管理者が必要と認めたとき。	水防本部を設置する。 当務の消防署員並びに勤務時間外の署員のおおむね1/2及び所要の消防団員を動員するものとする。	河川及び海岸の堤防、その他危険箇所の巡視、警戒に当たり、その状況によっては、早期の水防活動を実施する。
第3配備体制	ア 久慈川にはん濫危険情報が発表され、現に被害が発生し、今後大規模な災害発生が予想されるとき。 イ 久慈川榊橋の水位がはん濫危険水位に達したとき。 ウ その他、水防管理者が必要と認めたとき。	水防本部を設置する。 当務の消防署員並びに勤務時間外の署員及び消防団員の全員を動員する。	河川及び海岸の堤防、その他危険箇所の嚴重な警戒に当たるとともに、迅速な水防活動を実施する。

※ 注意報及び警報は、水防法第10条第1項及び気象業務法第14条の2項1項の規定に基づき発表される水防活動用の注意報、警報である。

(2) 現場指揮本部の設置

現場最高指揮者は、水防活動の指揮統制及び関係機関との連絡を図るため、必要と認めるときは、災害現場に現場指揮本部を設置するものとする。

(3) 警戒区域の設定

水防法第21条の規定に基づき水防活動上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは、制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

第3章 災害応急対策計画

第5節 水防計画

(4) 安全配慮

- ア 水防活動は、洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して実施しなければならない。
- イ 水防活動時に、水防団員の安全を確保するため配慮すべき事項は、次のとおり。
- (ア) ライフジャケットを着用する。
 - (イ) 安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
 - (ウ) ラジオを携帯する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
 - (エ) 原則として複数人で行う。
 - (オ) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
 - (カ) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
 - (キ) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

2 信号及び標識

(1) 信号

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

- ア 第1信号：警戒水位に達したことを知らせるもの
- イ 第2信号：水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- ウ 第3信号：当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの
- エ 第4信号：必要と認める区域内の居住者に、避難のため立退くべきことを知らせるもの

	サイレン信号（余韻防止付）
第1信号	約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 □ 休止 □ 休止 □ 休止 □ 休止 □ 約15秒 約15秒 約15秒 約15秒
第2信号	約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 □ 休止 □ 休止 □ 休止 □ 休止 □ 約6秒 約6秒 約6秒 約6秒
第3信号	約10秒 約10秒 約10秒 約10秒 □ 休止 □ 休止 □ 休止 □ 約6秒 約6秒 約6秒
第4信号	約1分 約1分 約1分 □ 休止 □ 休止 □ 約5秒 約5秒

- 備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- 3 危険があったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

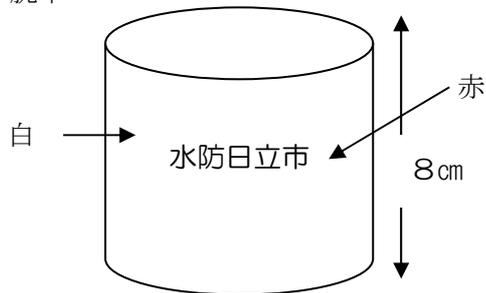
第3章 災害応急対策計画

第5節 水防計画

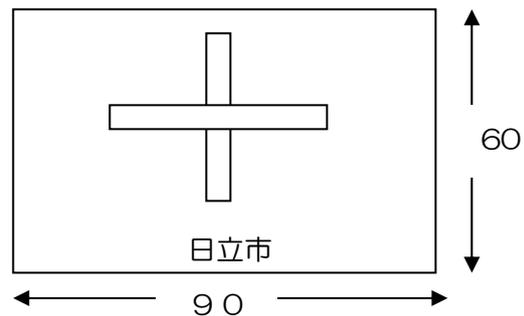
(2) 標識

日立市の水防に従事する職員の腕章及び水防法第11条による車の標識は、次のとおりとする。

ア 腕章



イ 諸車標識旗



(3) 水防作業

ア 水防工法

水防工法の選定については、堤防の組織材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して、最も有効で、しかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工する。

イ 水防活動上の心得

- ①命令なくして部所を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- ②作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもって守りぬくこと。
- ③夜間など特に言動に注意し、みだりに「越水」とか「破損」等の想像による言動をしてはならない。
- ④命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、力を発揮できるように心掛けること。
- ⑤洪水時において堤防に異常の起こる時期は、滞水にもよるが、大体水位が最大の時又はその前後である。
しかし、法崩れ、陥没等は、通常減水時に生ずる場合に多いため、洪水が最盛時を過ぎても、完全に流過するまで、警戒を解いてはならない。

(4) 公用負担

ア 権限の行使

水防管理者又は消防長は、水防のため、緊急の必要がある時は、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③運搬具若しくは器具の使用
- ④工作物その他の障害物の処分

イ 公用負担権限委任証明書

水防法第21条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する水防管理者又は消防長及びその委任を受けた者は、証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示する。

ウ 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として水防管理者発行の命令票を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に直接交付する。

※ 公用負担権限委任証明書・公用負担命令書 (資料編 資料6-10)

3 避難計画

(1) 避難のための立退き

水防管理者は、洪水や高潮等により著しい危険が切迫しているとき、又はそのおそれがあると認められる場合には、危険区域の居住者に対し、避難のための立退き又はその準備を指示する。

なお、避難の指示をする場合は、日立警察署長にその旨を通知する。

(2) 避難準備の伝達

避難準備の伝達は、次のような状態になったとき、危険区域の居住者に対し、事前の伝達を図る。

- ①河川がはん濫注意水位を超え、洪水のおそれがあるとき。
- ②河川上流区域が水害を受け、下流地域に危険が認められるとき。
- ③気象台から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。
- ④その他、水防管理者が必要と認めたとき。

(3) 伝達の方法

住民に対する伝達の方法は、次のとおりとする。

- ①広報車等による巡回広報
- ②報道機関による放送
- ③住民の相互連絡
- ④口頭伝達

(4) 避難誘導

避難を実施する際には、警察の協力を求め、危険地点に標識の掲示又は避難ロープ等の設置により、住民の誘導を行い、安全確保を図る。

(5) 避難施設

久慈川流域地区における浸水想定区域別の避難施設は、次のとおりとする。

浸水想定区域名	避難施設	浸水想定区域名	避難施設
留町	日立商業高校	茂宮町	久慈中学校
大和田町	坂本小学校	神田町、下土木内町	坂本中学校

※ 状況によっては近隣の指定避難所へ誘導する。

(6) 緊急避難先の確保

久慈川流域地区には、周辺に洪水時の避難場所となる施設がないことから、当該エリア内に緊急避難施設を整備又は確保し、逃げ遅れによる人的被害ゼロを図る。

【緊急避難施設】

神田町洪水避難タワー、久慈川日立南交流センター屋上、南高野史跡公園

(7) 市民が避難をしている可能性がある高台の監視等

水防管理者は、前項に掲げる緊急避難施設及び洪水時に市民が避難をしている可能性があるその他の高台の監視を行うこととし、平時から警察、消防、水防団等の関係機関と連携し、避難者の救助対策を検討する。

【市民が避難をしている可能性がある高台】

国道6号（石名坂橋、日立南太田インターチェンジ前歩道橋、榊橋）、
県道日立東海線（留大橋）、国道245号（久慈大橋）

第3章 災害応急対策計画

第5節 水防計画

(8) 水防解除

水防管理者は、各種注意報の解除並びに水位の低下により、水防警戒の必要がなくなったと認めるときは、水防活動の解除を命ずるとともに、一般に周知し、その旨を高萩工事事務所長を経由して知事に報告する。

第9 決壊時の通報と処置

1 決壊時の通報

水防管理者は、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、直ちに国土交通省常陸河川国道事務所久慈川下流出張所長及び高萩工事事務所長に通報する。

2 決壊後の処置

水防管理者は、堤防等の決壊後においても、できるかぎり氾濫により被害が拡大しないよう努力する。

第10 協力応援

1 相互応援

水防法第23条第1項の規定に基づく隣接市町村の相互応援については、本編第3章第14節第3「広域応援要請計画」に定める「他市町村・防災関係機関等との協力応援要請」による。

(1) 応援隊の行動

水防法第23条第2項の規定に基づき、応援のため、他市町村から派遣された者は、日上市水防管理者の下に行動する。

(2) 費用

水防法第23条第3項の規定に基づき、応援のため、他の市町村から派遣された者に関する費用は、日上市が負担する。

2 体制強化

(1) 警察官の援助要請

水防管理者は、水防のため必要があると認める場合は、日立警察署長に対し警察官の出動を要請する。

(2) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請については、本編第3章第14節「自衛隊の災害派遣要請計画」による。

第11 水防報告

1 緊急報告

水防管理者は、次の場合は、速やかに知事に報告する。

- (1) はん濫注意水位に達したとき、又はそれ以外の場合で消防機関が出動したとき。
- (2) 水防作業を開始したとき。
- (3) 堤防等に異常を発見したとき、及びこれに関する処置
- (4) 一般被害の生じたとき。

2 水防顛末報告

水防管理者は、各種水防活動が終結したときは、延滞なく次の事項をとりまとめ、高萩工事事務所長を経由して知事に報告する。

第3章 災害応急対策計画

第5節 水防計画

- (1) 気象の状況
- (2) 出水、雨量、水位、高潮及び波浪の状況
- (3) 水防活動要員の出動、終結の時刻及び人員
- (4) 堤防その他の施設等の異常の有無
- (5) 水防作業の状況及びその結果
- (6) 使用水防資機材の種類及び員数、経費並びにその消耗分と回収分
- (7) 水防法第28条による負担下命の種類及び員数
- (8) 応援の状況
- (9) 居住者等の出動の状況
- (10) 警察、自衛隊援助の状況
- (11) 現場指揮者氏名
- (12) 避難、立退き状況
- (13) 水防関係者等の死傷
- (14) 功労者及びその功績
- (15) 今後の水防につき考慮を要する点その他管理者の所見

※ 水防活動実施報告書（資料編 資料6-8）

第12章 その他

1 水防訓練

水防作業は、夜間悪天候の場合に行うことが多いので、実施に当たって円滑な作業ができるよう次の項目について十分な訓練を行うとともに一般住民に対しても水防思想の高揚に努めるものとする。

- (1) 観測
- (2) 通報
- (3) 動員
- (4) 輸送
- (5) 工法
- (6) 避難及び立退き

2 証票

水防法第49条第2項の規定により、水防計画作成のため必要な土地に立ち入る場合は、身分証明書を携帯し、必要に応じ関係者に提示するものとする。

※ 身分証明書（資料編 資料6-9）

第6節 警備・交通規制計画

第1 警備計画

活動項目		
1 市並びに市民・事業所等の役割		
担当	責任者	総務部長 ※ 自主防災組織に関すること
		都市建設部長 ※ 交通規制に関すること
		生活環境部長 ※ 防犯活動への協力に関する連絡・調整
		消防長 ※ 救出活動並びに防犯活動への協力
	関係各部長 ※ 所管業務に基づく必要な協力	
	班	総務部庶務班、総務班、土木班、管理班、生活環境部庶務班、消防部庶務班、警防班、警備班、関係各部各班
	関係機関	日立警察署、東京電力パワーグリッド [®] 日立事務所、日立市建設業協会、日立地区防犯協会、自主防災組織、各協力団体、消防団、交通安全施設関連業者・警備業者

1 市並びに市民・事業所等の役割

(1) 市の任務

ア 総務部、生活環境部、都市建設部

災害により被災した保安灯・照明灯等の復旧措置を講ずるとともに、各部、協力団体並びに自治会、自主防災組織等の住民団体に対し、指定避難所及び被災地における「安全確保」のための活動への協力を要請し、併せて調整を行う。

イ 市消防本部（消防団）

災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。

消防署・日立警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理等など必要な活動に従事する。

また、夜間においては、日立警察署・消防署・各協力団体・警備業者等と連携・協力し、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。

ウ その他関係各部

各部は、その所管する業務に基づき必要な協力を行う。

(2) 市民・事業所の果たすべき役割

市民・業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・日立警察署・自衛隊等の救出部隊に協力し、救出活動に参加する。

また、市・警察署・消防署等防災関係機関から要請された場合は、「被災地における安全確保」のために必要な協力を最大限行う。

第2 交通規制計画

活動項目
1 交通規制
2 交通規制計画
3 交通情報の収集及び提供
4 道路管理者の通行の禁止又は制限

担当	責任者	都市建設部長 ※交通規制に関する各機関との連携・調整
	班	管理班、都市建設部庶務班、土木班
	関係機関	常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、高萩工事事務所、日立警察署

1 交通規制

市内の道路の交通規制については、市が国道、県道等の各道路管理者と協力して、次のとおり実施する。

(1) 道路管理者による交通規制

道路管理者は、次のような交通規制を実施する。

市道については、都市建設部庶務班、管理班、土木班は、職員を派遣し、道路施設の巡回調査に努め、交通規制を実施する。

交通規制を行う状況	道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認められる場合
目的	道路の構造の保全、交通の危険防止
規制内容	区間を定めて道路の通行の禁止又は制限
根拠法令	道路法第46条

(2) 交通規制にあたっての留意事項

- ①災害対策基本法に基づく交通の禁止、制限を行う場合には、原則として災害対策基本法施行令第32条に基づく「標識」を設置して行う。
- ②交通検問所において交通規制を実施する場合には、車両の回転、後退、右左折等を行うよう規制箇所の手前に所要の場所を確保する。
- ③車両（パトロールカー、広報車等）、資機材（無線機、照明、ロープ、パイプ棚）を配置して効果的に行う。
- ④大規模災害の発生当初は、電気、通信等の機能が停止することが予想されるのでパトロールカー、携帯無線機等を最大限に活用する。

(3) 広域的な協力・連携その他必要な措置

ア 災害対策基本法第67条に基づく応援の要求

総務部長は、交通規制区域指定が行われた場合、隣接市町村長に対し、被災地域内への一般車両の進入禁止に関する広報、道路啓開のために必要な要員・資機材等の派遣など必要な応援協力を要請する。

イ その他広域的な協力・連携の要請

各道路管理者及び市は、道路の交通規制を実施するために必要と認める場合は、関係機関・事業所・団体等に広域的な協力・連携を要請する。

2 交通規制計画

(1) 発災直後の交通規制

ア 計画方針

- ①消防、警察、自衛隊等の緊急自動車等の通行確保を最優先とする。
- ②原則として、交通規制区域における緊急通行車両以外の通行は、全面的に禁止する。
- ③要所に交通規制区域外からの緊急通行車両以外の進入を禁止するための必要な措置を講じる。

イ 期間の設定

発災直後の交通規制の実施期間はその都度交通管制本部が定めるが、おおむね災害発生後48時間とする。

ウ 交通規制の内容

- ①交通規制は、大災害発生と同時に走行中の全車両を道路の左側に寄せて停車させ、道路中央部分を緊急通行車両等の通路として確保する等の必要な措置をとる。
- ②交通の妨害となっている倒壊家屋、樹木、電柱その他障害物及び危険物の除去並びに損壊した道路、橋梁等の応急修理、復旧、機能確保に当たる関係機関（電気・通信・鉄道等を含む）と緊密な連絡を保持して、その作業の進行状況と併せ交通の確保を図る。
- ③消防吏員の措置命令・措置等
 - a 消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、緊急通行車両の通行妨害になることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、当該車両その他の物件の移動、その必要な措置を命ずることができる。
 - b 消防吏員は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

(2) 復旧期における交通規制

ア 計画方針

- ①要所に交通規制区域外からの緊急通行車両以外の進入を禁止もしくは制限するための検問所を設置する。
- ②幹線道路については、緊急自動車専用車線を少なくとも1車線確保する。
- ③幹線道路については、出入専用車線、バス専用車線等の指定を行う。
また道路容量の絶対量の不足を補い、限られた道路の有効利用を図るため、昼夜間時間帯別の規制対象車両の指定を行う。
- ④幹線道路の各交差点においては、緊急通行車両の通行を確保するため交通整理員を配置し、現場にいる警察官に協力して幹線優先の措置を行う。

イ 期間の設定

復旧期における交通規制の実施期間はその都度交通規制本部が定めるが、おおむね災害発生後3日目から14日目までとする。

ウ 救援物資等の大量輸送の効率化を図るための交通規制のあらまし

- ①各幹線道路については、緊急自動車専用車線を少なくとも1車線確保する。
また、あわせて可能な場合は、バス専用車線を1車線確保する。

第3章 災害応急対策計画
第6節 警備・交通規制計画

②常磐自動車道各インターチェンジ及び国道6号線にアクセスする道路並びに国道245号線については、道路容量が不足するなど交通規制本部がその必要があると認める場合は、必要な区間を一方通行として指定するなどの措置をとり、非被災地からの物資・支援要員を輸送するための出入動線の簡略化を図る。

③被災地外へ脱出しようとする被災者の一般自家用車両に関しては、夜間時間帯について、規制除外対象車両とする旨を広報し、幹線道路において、その通行を確保する。

(3) 平常時交通管制体制への移行

ア 計画方針

①通常の生産活動・商業活動に不可欠な物資の輸送車両の通行を促進する。

②要所に交通規制区域外からの緊急通行車両以外の進入を禁止若しくは制限するための必要な措置を講じる。

③地区内の幹線道路の各交差点の信号機が作動しない場合は、整理員を配置し優先通行車両の通行を確保する。

イ 期間の設定

災害発生後15日目以降については、平常時交通管制体制への移行を漸次行う。

ウ 経済復興、市民の自立支援を促進するための交通規制のあらまし

①交通規制は、道路交通法施行令に基づく緊急自動車等を除き、原則として通常の産活動・商業活動に不可欠な輸送車両、公共交通代替バスの通行を優先して確保することを眼目として行う。

②隣接市町村に通ずる幹線道路のうち主要な地点について、交通遮断線を設定しその手前に相当の距離をとり、要所に検問所を設ける。

検問所には、時間帯別規制対象車両リスト標識の設置、被災地内幹線道路の復旧状況の告知、検問所の明示等を行い、交通をはじめるとする秩序の維持を図る。

(4) 道路の確保

市は、災害後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた道路を次のとおり確保する。

ア 国・県と連携し、日立市建設業協会の協力を得て、次表に掲げる県及び市指定路線から順次確保する。

イ 地区によって指定の路線から確保することが困難な場合、若しくは応急対策上の重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。

種別	路線名	備考
国道	6号、245号、293号、349号	県指定一次輸送道路
有料	常磐自動車道、日立有料道路	
県道	日立いわき線	
	日立山方線	
市道	3018号線	

なお、県指定二次、三次緊急輸送道路及び市指定路線は別途参照する。

※ 茨城県が指定する緊急輸送道路一覧表（資料編 資料16-1）

※ 市指定緊急輸送道路（市道）一覧表（資料編 資料16-2）

第3章 災害応急対策計画
第6節 警備・交通規制計画

(5) 交通規制措置の広報

市は、交通規制区域内でとられる交通規制措置について、主要地点に迂回ルート等案内看板を設置するとともに、緊急迂回ルートマップを作成し、市災害対策本部各部、関係機関及び市民に配布し、その周知徹底に努める。

3 交通情報の収集及び提供

- (1) 交通情報の収集は、自転車その他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。管理班は、警察署と連絡をとり、交通情報の整理、伝達を行う。

- | |
|---------------------------|
| ア 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し |
| イ 鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し |
| ウ 交通規制の実施状況 |
| エ 特に危険と認められた道路及び橋梁の位置 |
| オ その他必要な事項 |

- (2) 交通情報の提供は、警察の交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

4 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法 46 条の規定により、道路の破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

5 道路管理者の道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

第7節 避難計画

第1 計画内容

活動項目
1 避難計画の策定等
2 避難の完了報告

担当	責任者	保健福祉部長 ※ 避難完了の報告及び確認
		総務部長 ※ 避難対象地区の指示及び避難の総括
		消防長 ※ 延焼火災等からの避難路・指定緊急避難場所の安全確保
	班	保健福祉部庶務班、収容班、総務班、警備班
関係機関	自衛隊、日立警察署	

1 避難計画の策定等

市の公共施設・市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により防災に関する責務を有する者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画を策定するものとする。

特に自衛消防組織を有する施設においては、自衛消防組織の活動内容に来訪者・入所者の避難計画を確立しておくこととする。

また、その他多数の従業員・来訪者が勤務もしくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は施設内における従業員、来訪者の安全な避難対策を講じるよう努める。

2 避難の完了報告

大規模な災害が発生し避難指示が発令されたとき、若しくは自主的に各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施した時、各施設の管理者は、以下のとおり、市本部へ避難の完了報告を行うものとする。

なお、連絡の方法は市の施設の場合については、防災行政無線及びIP無線、FAX、電話又は伝令による。

ただし、NTT東日本電話（公衆回線）が使用できない場合の措置については、伝令による。最寄りの市出先機関、消防署、警察その他防災機関への通報等あらかじめ周知徹底しておく。保健福祉部長は、各部長を通じて得られた市内の各施設の来訪者・入所者等の「避難の完了」報告を集約し、本部長へ報告する。

また、災害時広報における安心情報のデータ源としての活用を図るよう、広報班長に要請する。

第2 実施機関

活動項目
1 避難指示、高齢者等避難及び緊急安全確保（以下、「避難指示等」という。）を行う者

担当	責任者	総務部長
	班	総務班

1 避難指示等を行う者

避難指示等を発する権限のある者は、それぞれの法律に次のように定められているが、災害対策の一次的な実施者である本部長を中心として、相互に連絡をとり実施する。

なお、本部長不在の場合は、次の者が本部長からあらかじめ指定された実施代理者として、迅速な対応を図るものとする。

（実施代理者） 第1位：総務部を所管する副市長 第2位：他の副市長

機関の名称	避難指示等を行う要件	根拠法規
市長	<p>(1) 市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める時、避難のための立退きの指示を行う。</p> <p>ただし、知事は災害発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長が実施すべき立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。</p> <p>(2) 災害による市民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限もしくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。</p>	<p>災害対策基本法第60条</p> <p>災害対策基本法第63条</p>
警察官 又は 海上保安官	<p>(1) 市長から要求があったとき。</p> <p>(2) 市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。</p> <p>(3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。</p>	<p>(1) (2) 災害対策基本法第61条</p> <p>(3) 警察官職務執行法第4条</p>
県知事、県知事の命を受けた職員 水防管理者	<p>(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められる時、必要と認められる区域の住民に対して避難の指示を実施。</p>	水防法第29条
消防長	<p>(1) 消防長は、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で人命危険が著しく切迫していると認めるとき。</p>	消防法第23条の2
自衛官	<p>(1) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ、警察官がその場にはいないとき。</p>	自衛隊法第94条

第3 避難指示等

活動項目
1 避難指示等の発令の種類・判断基準
2 避難指示等の対象者
3 避難指示等の内容
4 避難指示等の伝達等
5 警戒区域の設定
6 住民等自主的避難者への対応

担当	責任者	総務部長、消防長、生活環境部長
	班	総務班、警防班、気象班
	関係機関	各項目に記載

1 避難指示等の発令の種類・判断基準

住民が避難行動を開始する必要等について、避難指示等の発令の種類・判断基準の目安を次のとおり分類する。

なお、平成31年3月に「避難情報に関するガイドライン（国ガイドライン）」が改定により、防災情報を5段階の警戒レベルで発令することとされた。

表 避難指示等一覧

区分	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル1】 警報級の可能性	気象に関する警報級の可能性が発表されている状況	災害への心構えを高める
【警戒レベル2】 注意報	気象に関する注意報が発表されている状況	避難に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動を確認
【警戒レベル3】 高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された指定緊急避難場所への避難行動を開始（高齢者等は避難） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出袋の用意等、避難準備を開始
【警戒レベル4】 避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	計画された指定緊急避難場所等への避難行動を開始（全員避難）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	決壊や越水、溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合等災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。）	既に災害が発生している状況と考えられることから、直ちに命を守るための最善の行動をとる

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難計画

(1) 河川被害に関する避難指示等

ア 洪水予報指定河川（久慈川）

区 分	発 令 時 の 状 況
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・はん濫注意水位を超え、避難判断水位に迫ると判断される場合 ・水防警報のため出動する水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位を超え、はん濫危険水位を超えると判断される場合 ・上流区域が被害を受け、本市域に浸水する危険があると判断される場合 ・破堤につながるおそれのある漏水等が確認された場合

イ 洪水予報指定河川以外の河川（十王川・茂宮川）

区 分	発 令 時 の 状 況
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・日立市に大雨・洪水警報が発表され、はん濫注意水位を超え、避難判断水位に迫ると判断される場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・市域に1時間に50mm以上の雨が降り、更にその後2時間で100mm以上の降雨が予想される場合 ・避難判断水位を超え、はん濫危険水位に迫ると判断される場合で、更に1時間以上の予想降雨量が30mmを超えると判断される場合 ・破堤につながるおそれのある漏水等が確認された場合

(2) 土砂災害に関する避難指示等

区 分	発 令 時 の 状 況
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されるような大雨が見込まれる場合で、大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報（土砂災害））となったとき。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・警戒レベル3を発令した場合で、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報（土砂災害））となったとき。

(3) 高潮災害に関する避難指示等

区 分	発 令 時 の 状 況
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報が発表され、地域の防波堤からの越波・越流が発生すると予想される場合 ・高潮警報が発表され、地域の防波堤の損壊を確認した場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の接近に伴い、風雨が強まり避難が困難となる場合が困難となる場合が多いことから、高齢者等避難の基準を満たした時点で「避難指示」を検討する

2 避難指示等の対象者

避難指示等の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のための「立ち退き」を要す

第3章 災害応急対策計画
第7節 避難計画

ると認められる区域内にいる全ての人を対象とする。

3 避難指示等の内容

避難指示等は、次のことを明らかにして行う。

- (1) 避難対象地域（町名、施設名等）
- (2) 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- (3) 避難先及び避難経路（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）
- (4) その他（避難行動時の最小限の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼び掛け等）

4 避難指示等の伝達等

- (1) 関係地域内住民等への伝達

避難指示等を発令した場合は、防災行政無線及びI P無線、広報車、サイレン、警鐘等により伝達する。

その場合、要配慮者を含めた地域内の全ての人に伝わるよう自主防災組織と連携を図るほか、NHK放送や茨城放送等その他報道機関の協力を得るなどあらゆる手段を活用する。

なお、避難措置解除の連絡は、避難指示等の伝達に準じて行う。

また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。

- (2) 隣接市町等関係機関への通報

本部長が避難指示等を行ったとき、又は警察官等から避難指示を行った旨の通報を受けたとき、本部長は、次により関係機関等へ連絡する。

ア 隣接市町村（防災担当）

地域住民が避難のため、隣接市町村内の施設をやむを得ず利用する場合が想定される。

また、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市町村に対しても連絡を行う。

イ 県の関係機関

日立警察署、その他県関係機関に連絡して協力の要請を行う。

ウ 学校施設等の管理者

教育部庶務班を通じて、指定緊急避難場所として利用する学校施設等の管理者に対して連絡し、協力を要請する。

- (3) 県への報告

総務部長は、避難の措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を茨城県災害対策本部事務局（災对本部未設置の場合は、防災・危機管理課又は消防安全課）へ報告する。

- | | |
|--------------|-----------|
| ・発令者 | ・避難地 |
| ・発令の理由及び発令日時 | ・その他必要な事項 |
| ・避難の対象地域 | |

5 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。

なお、県への報告については、避難措置及びその解除に準じて行う。

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難計画

- (1) 本部長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
ただし、危険が切迫し、本部長が発令するいとまのないときは、総務部長、保健福祉部長その他の関係部長が実施するものとする。
この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。
- (2) 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、総務部、保健福祉部、都市建設部、消防本部その他関係部が連携し、日立警察署、日立保健所等の防災関係機関の協力を得て実施する。
- (3) 災害の発生により警戒区域の設定が必要とされる場合については、次のようなものが想定される。

警戒区域の設定が必要とされる場合

- ア 崩壊危険のある大規模建物周辺地域
- イ 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域
- ウ 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域
- エ 放射線使用施設の被害により被ばくの危険が及ぶと予想される地域
- オ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき

6 住民等自主的避難者への対応

市は、市民等が自主的に避難を開始した場合又は自主的避難を開始する旨連絡を受けた場合は、担当職員を派遣し、「同節第4 避難の誘導等」及び「第5 指定避難所の開設」を準用して、避難行動の支援及び指定避難所等の開設・運営を行う。

市は、指定避難所等の開設を行った場合は、県、日立警察署、消防本部その他関係機関へ連絡し、必要な措置を講じる。

市は、自主的避難者への情報提供及び食糧等の配給を必要に応じて継続的に行うこととするが、指定避難所の開設はおおむね1日を目安とし、災害の発生状況又は諸条件を勘案し、帰宅を促すこととする。

なお、自主的避難者がペット等動物を連れてきた場合は、施設に隣接した場所に受け入れられるよう配慮するなど、適正な対応を図る。

第4 避難の誘導等

活動項目
1 避難誘導を行う者
2 避難誘導
3 避難路・指定緊急避難場所の安全確保

担当	責任者	保健福祉部長 ※ 指定避難所の開設・運営・要配慮者の避難に関すること
		消防長 ※ 避難路・指定緊急避難場所の安全確保
	班	収容班、福祉第1班・第2班、警防班、警備班、関係各部各班
	関係機関	自衛隊、日立警察署、自主防災組織、施設管理者

1 避難誘導を行う者

(1) 緊急避難の場合

ア 本部長は、その都度必要と認める場合は、保健福祉部長及び消防長に対して、必要と認める指定緊急避難場所に関する誘導體制の強化を指示する。

イ 地域内から指定緊急避難場所及び指定避難所までの避難誘導は、原則として、消防団員、自主防災組織が行い、必要に応じて現場の警察官等が行う。

(2) 教育施設、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育園、事業所、デパート等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等による事前に定めた計画を原則とする。

ただし、学校、幼稚園、保育園、福祉施設及び夜間多数の人が集まっている場所等については、災害の規模、態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずるものとする。

なお、各施設においては、災害発生時の応援者をあらかじめ定めておき、その応援者からの支援を受けて、安全な場所への避難誘導等を行う。

(3) 交通機関等の場合

交通機関等における避難誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

(4) 消防団、自主防災組織との連携

市は、要配慮者の避難誘導を行う際は、消防団又は自主防災組織からの協力を得て行うこととし、迅速かつ適切な避難誘導を行う。

なお、福祉避難所へ移送する必要があると認められた場合は、「同章第19節 要配慮者対策」に基づき、必要な移送措置を講じることとする。

2 避難誘導

(1) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとするが、平常時よりおおよそ次のようなものを目安とする非常用持出袋を用意しておくようPRに努める。

なお、自動車による避難及び家財の持ち出し等は危険なので原則として禁止する。

- ア 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- イ 飲料水（1人1日当たり3リットルで3日分程度）衣類、履物、食糧（1人当たり3日分程度）、貴重品、懐中電灯、救急セット、筆記用具、ちり紙など生活に欠かせない用品を両手が使えるリュックサックなどに入れて、避難の支障とならない重さとする。
（成人男性15キログラム・成人女性10キログラム）
- ウ 服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具
- エ 貴重品（印鑑、預金通帳、多少の現金など）以外の荷物は携行しないこと。
- オ 家族の中に要配慮者の方がいる世帯については、紙おむつ、おぶいひも、メモ用紙、かかりつけの医療機関連絡先

(2) 避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害規模、態様に応じて混乱なく迅速に安全な指定緊急避難場所に誘導するために必要な方法をとるが、おおよそ次のようなことを目途とする。

避難の誘導時に留意する事項

- ア 避難の誘導は、高齢者、障害者、病弱者、幼児その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できる限り早めに事前避難させる。
- イ 交差点や橋梁等の混雑予想地点においては、要配慮者を含む避難グループであることを示す旗等を掲げるとともに、その旨を連呼し、優先避難誘導を受けやすいよう努める。
- ウ 避難経路は、本部長又は関係部長から特に指示がないときは、避難誘導にあたる者が指定する。なお、避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックが起こるおそれ等のない経路を選定し、また状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実態を確認して行うように努める。
- エ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができない時は、総務部長を経由し、都市建設部長に対して、避難道路の啓開（切り開き）等を要請する。

—道路の啓開（切り開き）等の要請の流れ—

誘導実施者	通 報	指 示	都市建設部
	→	→	
		啓開作業班の派遣	

※ 指定緊急避難場所一覧表（資料編 資料4-2）

※ 指定避難所一覧表（資料編 資料4-1）

3 避難路・指定緊急避難場所の安全確保

(1) 市消防本部の任務

消防長は、避難指示等が出された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長及び警察署に通報する。

第3章 災害応急対策計画
第7節 避難計画

また、市民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力する。

さらに、付近にいる消防団員に対して市民の避難誘導、避難指示等の伝達の徹底にあたるよう指示・連絡する。

なお、避難指示等の発令時点以降の活動は、被災者の移動が完了するまでの間、指定緊急避難場所・避難路の安全確保に努めるとともに、指定緊急避難場所周辺への延焼防止及び飛び火等による指定緊急避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。

第5 指定避難所の開設

活動項目
1 開設・運営の担当者
2 開設期間の目安
3 開設から閉鎖までの手順
4 開設から閉鎖までの留意事項

担当	責任者	保健福祉部長 ※ 指定避難所の開設・運営に関すること 教育長(教育部長) ※ 指定避難所の開設・運営の補助に関すること 財政部長 ※ 食品その他救助物資の確保・調達及び供給に関すること 各部長 ※ 指定避難所の開設・運営の協力に関すること ※ 食品ほか救援物資の供給の協力に関すること
	班	収容班、保健班、保健福祉部庶務班、教育部庶務班、学校教育班、生涯学習第1班、生涯学習第2班、施設班、学校班、財政部庶務班、調達班、救援物資輸送班、各部各班、生活環境部庶務班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、市社会福祉協議会、自主防災組織

1 開設・運営の担当者

指定避難所の設置場所は、市内全ての小・中学校を中心とした公共施設及び民間施設のうち市が指定する施設とする。開設及び運営の実務については、保健福祉部長がそれぞれの施設に複数の職員（うち1人を責任者として指名）を派遣し、別に定める指定避難所運営マニュアルに従って担当させる。その際、女性職員の派遣に配慮する。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要がある時は、各施設の管理責任者・勤務教職員、又は最初に到着した市職員が実施する。

また、指定避難所は保健福祉部、教育部、都市建設部等の行う応急対策・復旧活動の拠点ともなるが、指定避難所内での各部活動する場所の指定等についての調整業務は、各指定避難所責任者が行う。

※ 日立市指定避難所運営マニュアル（資料編 資料4-7）

2 開設期間の目安

市域に大規模な災害が発生した場合における指定避難所の開設期間は、災害発生後14日間以内を目標にする。

なお、その後の救援措置は、応急的な住宅供給により行う。

3 開設から閉鎖までの手順

指定避難所の開設から閉鎖までの手順は、おおよそ次のとおりとする。

- (1) I P無線、電話等により指定避難所開設の旨を本部に報告
- (2) 施設の門を開ける
- (3) 施設の入口扉を開ける（すでに避難者がいるときは、取りあえず広いスペースに誘導する）
- (4) 要配慮者優先スペース、女性専用スペースを指定する
- (5) 避難者の受入れ（収容）スペースを指定
- (6) すでに避難している人を指定のスペースへ誘導
- (7) 指定避難所内事務室（「市の窓口」）を開設
- (8) 避難者名簿（カード等）の配布・作成
- (9) 安否確認。特に要配慮者の所在を確認
- (10) 居住区域の割り振り
- (11) 班長、庶務当番（順位）の決定
- (12) 食糧、生活必需品の運搬、要請、受取、配給
- (13) 要配慮者、病人等の移送措置
- (14) 指定避難所の運営状況の報告（毎朝定時に報告。その他適宜）
- (15) 指定避難所運営に伴う記録作成
- (16) 避難者のニーズ、要望の確認（アンケートやヒアリング等）
- (17) 避難者のニーズ、要望への対応（医療機関等への移送、避難者の家の片付け等）
- (18) 避難者がいなくなったことを確認し、I P無線、電話等により指定避難所閉鎖の旨を本部に報告

4 開設・運営時の留意事項

(1) 開設時の留意事項

ア 開設、避難者の受入れ・誘導

指定避難所の開設は、原則として本部長の指示により行う。

ただし、夜間の突発的な災害の場合には、本部長又は保健福祉部長からの指示がなくても、避難の必要が生じると自主的に判断したときは、直行職員又は居合わせた職員、各施設の管理責任者、勤務教職員が施設入口（門）を開鍵し、門を大きく開け、指定避難所の開設準備を行う。

特に、すでに避難住民が集まっている時は、速やかに上記の作業を行い、とりあえず体育館や大会議室など広いスペースに誘導し、避難した市民の不安を緩和するとともに、混乱の防止に努める。

開設、避難者の受入れ・誘導について、コミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。

イ 要配慮者優先スペース、女性専用スペースその他区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等々の要配慮者を優先し、トイレに近いところを指定する。

また、女性専用のトイレ、更衣室など、女性に配慮したスペースを指定する。あわせて、

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難計画

事情の許す限り自主防災組織等の意見を聞き、地域毎にスペースを設定し、避難した市民による自主的な運営となるよう配慮する。

また、スペースの指定の表示方法については、床面に色テープを貼る、掲示板を置くなど分かりやすいものになるよう努める。

なお、高齢者等の要配慮者については、交流センター等の市の施設を別途確保するように努める。

ウ 報告

指定避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに保健福祉部長に対して、IP無線、電話等によりその旨を報告する。

保健福祉部長は、各指定避難所の開設を確認後、その旨総務部長に報告するとともに、指定避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

総務部長は、県災害対策本部事務局（災对本部未設置の場合は防災・危機管理課又は消防安全課）並びに日立警察署等関係機関に対して開設の状況を連絡・報告する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次の要領による。

- ①指定避難所開設の日時、場所、施設名
- ②収容状況及び収容人員
- ③開設期間の見込み

※ 指定避難所設置報告書（資料編 資料4-3）

エ 所内事務室の開設

前頁3の手順の措置をとった後、指定避難所内に事務室を速やかに開設し、「事務室」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、指定避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、指定避難所開設以降は、事務室には要員を常時配置しておく。また、事務室には、指定避難所の運営に必要な用品（避難者名簿、指定避難所設置報告書等の様式、事務用品等）を準備する。

(2) 運営上の留意事項

ア 避難者名簿の作成

避難者名簿（カード等）は、指定避難所運営のための基礎資料となる。

指定避難所を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、まず避難者名簿（カード等）を配るなどして、避難した市民等を世帯単位で記録する。

集まった記録を基に避難者名簿をできる限り早い時期に作成し、事務室内に保管するとともに、保健福祉部長を通じて、総務部長へ報告する。

※ 避難者名簿（資料編 資料4-6）

イ 居住スペースの割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り地域地区毎（自治会）にまとまりをもてるように行う。また、コミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。

各居住スペースは、適当な人員（20人程度を目途とする。）で編成し、居住スペース毎に代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役を要請する。

第3章 災害応急対策計画
第7節 避難計画

居住スペースの代表者（班長）の役割

- ①市（本部）からの指示、伝達事項の周知
- ②避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
- ③物資の配布活動等の補助
- ④居住スペースの避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- ⑤保健福祉部（保健班）が行う消毒活動等への協力
- ⑥施設の保全管理

ウ 食糧、生活必需品の運搬、要請、受取、配給

責任者となる職員は、備蓄倉庫及び指定避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、不足する分については、保健福祉部長に報告し、財政部長へ調達を要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取った時は、その都度、配送物品報告書に記入の上、各居住スペースに配給を行う。

また、食糧、生活必需品の運搬、要請、受取、配給について、コミュニティ（自主防災組織）や避難者の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。

財政部長は、調達を要請された食糧、生活必需品、その他必要物品を各指定避難所に配送し、不用品及びごみの回収を行う。

人員が不足する場合は、他の班の協力を得て行う。

また、ごみ回収について、コミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。

※ 配送物品報告書（資料編 資料 22-6）

エ 要配慮者最優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底

指定避難所滞在者に対しては、特に要配慮者最優先ルールの徹底を図る。

また、夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間（10時以降）は行わない。

室内照明は、夜間（10時以降）は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し、徹底する。

オ 福祉避難所

市は、心身の状態や障害の種別によって、避難中の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすい要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供の支援を行う体制を整備するものとする。

また、福祉避難所を開設した場合は、①避難者名簿（名簿は随時更新する）、②目的、③箇所名・各対象収容人員（高齢者、障害者、妊産婦等）、④開設期間の見込みを県に報告するものとする。

カ 被災者の移送

①要配慮者・病人等の移送

2日目以降の高齢者、障害者、傷病者の収容については、保健福祉部長に連絡し可能な限り市交流センター等集会施設並びに福祉施設・病院等、福祉避難所や専用避難施設へ移送する。

やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置をとるよう

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難計画

努める。

また、本部長は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被害地もしくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。

②被災者の他市等への移送

保健福祉部長は、被害が甚大なため、市内の指定避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、本部長へその旨報告し、他市等の指定避難所への移送を要請する。

また、本部長は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被害地もしくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。

その他県の計画の定めるところによる。

③他市町村等からの被災者の受入協力

保健福祉部長は、本部長より他市町村等からの被災者を受け入れるための指定避難所の開設の指示を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

また、本部長は、県知事より他市町村からの被災者を受け入れるため指定避難所の開設指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行う。

キ 指定避難所の運営状況及び運営記録の作成

責任者となる職員は、指定避難所の運営状況について、1日のうち最低1回保健福祉部長へ報告する。

なお、本部長に対する報告は、保健福祉部長が、正午までに取りまとめる。また、傷病人の発生等、特別の事情のある時は、その都度必要に応じて報告する。

また、指定避難所の運営記録として、指定避難所日誌を記入する。

※ 避難収容状況 (資料編 資料4-4)

※ 指定避難所日誌 (資料編 資料4-5)

ク 指定避難所運営長期化対応

指定避難所運営が長期となった場合、日立市医師会等の協力を得て、避難者の心身の健康管理に十分留意するよう医療サービスを行う。

指定避難所滞在が長期化しないよう、保健福祉部長は、避難者からアンケート、ヒアリング等を行い、要望等を聴き取るため、各指定避難所に福祉ボランティア等を派遣する。

避難者の要望等については、保健福祉部長は必要な措置を講ずるものとする。

ケ 市の窓口としての機能

指定避難所は、地区における市本部の窓口として、広報資料の配付や仮設住宅の入居申し込み用紙等の交付・受付を行う。

コ 環境の清潔保持

被災者が健康状態をそこなわないよう、施設内の清掃、生活維持に必要な各種生活物資、生活保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理・必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、要配慮者については移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

なお、コミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。

サ 避難者への情報提供

被害状況、応急対策の内容や生活関連情報等について、本部から情報提供を行うなどして、被災者に対し、積極的に情報提供を行うものとする。

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難計画

(3) 災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等

ア 経費内容

- ①人夫賃
- ②消耗機器費
- ③建物器物等使用謝礼金
- ④燃料費
- ⑤仮設炊事場及び便所の設置費等

イ 限度額

- ①基本額
資料編 資料 19-1 のとおりとする。

- ②加算費

冬期（10月～3月）についてはその都度定める額とする。

ウ 指定避難所開設の期間

指定避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(4) 閉鎖時の注意事項

ア 指定避難所閉鎖の目安

おおむねライフラインの回復とし、指定避難所生活が慢性的に継続されることを回避する。

イ 閉鎖に向けての避難者要望等への対応

避難者の中には、健康上の不安や自宅が片付けされない等、様々な理由により自宅に戻ることが困難な人が存在する。

保健福祉部長は、指定避難所生活の長期化防止や指定避難所運営の終息を目指し、これらの避難者が自宅に戻るなど、指定避難所を出ることができるような措置を取るための調整を行う。

ウ 避難者のニーズや要望の把握

- ①避難者向けアンケートの実施

保健福祉部長は、避難者のニーズや要望を把握するため、各指定避難所において、避難者向けアンケートを実施する。

アンケート結果については、集計、分析した上で、対応策を検討・実施する。

- ②避難者向けヒアリングの実施

保健福祉部長は、上記アンケート結果等を分析した結果、自宅に戻る等が困難な避難者がいることが判明した場合は、ヒアリングを行う。

ヒアリングの結果、健康上の問題（精神的な不安や持病等の悪化等）がある避難者については、医療機関等に移送等の対応を取ることとし、自宅の片付けができない避難者については、災害ボランティア等の協力を得て、片付けを行う。

エ 指定避難所閉鎖の準備

上記アンケートやヒアリング等の結果、避難者全員が指定避難所を出ることが可能になった場合は、災害対策本部からの指示を受け、指定避難所撤収の準備に取り掛かる。

- ①避難者への説明

避難者に対して、指定避難所の撤収時期、撤収準備等について説明を行う。

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難計画

②避難者の移動

指定避難所から自宅への移動手段等で要望がある場合は、できる範囲で対応する。

(5) 指定避難所の撤収

ア 使用物品を災害対策本部へ返却する。

イ 使用物品のうち、未使用のものは原則として指定避難所に置いておき、未使用数を災害対策本部に報告する。

ウ ごみは直接清掃センターへ搬入する。

第8節 救援計画

第1 応急給水

活動項目
1 実施機関
2 応急給水基準
3 周知・広報
4 応急給水実施方法
5 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施
6 検査の実施
7 生活用水の段階的供給の実施

担当	責任者	公営企業管理者 ※ 被害状況調査及び給水拠点への応急給水に関する (上下水道部長) 総括 上下水道部長 ※ 給水拠点の確保・運営、水源の確保 総務部長 ※ 応急給水に関する広報業務・その他協力 市長公室長 ※ 給水拠点の確保・運営の協力 関係各部長
	班	上下水道部総務班、給水班、上下水道部広報班、調査復旧班（浄水）、総務部庶務班、支所班、関係各部各班、広報班
	関係機関	県保健福祉部、十王ダム管理事務所、隣接市町村、水道事業者、 日立市建設業協会、日立市指定管工事協同組合、日立下水道維持管理協議会、 地下水保有事業所、日本水道協会、県トラック協会日立支部、 NHK水戸放送局、その他報道機関

1 実施機関

市域に大規模な災害が発生した場合、公営企業管理者は本部長の指示の有無にかかわらず、企業局内に水道施設の迅速な復旧、上水の緊急供給のための水源確保及び応急給水活動実施のために必要な体制を確立する。

(1) 各部・関係機関・団体等の連携

公営企業管理者は、概ね以下のような事項に関し、協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

事項	要請元(部)	要請先(関係機関・団体等)
水源の確保	上下水道部	県保健福祉部、十王ダム管理事務所、事業所地下水
応急給水(拠点)の確保・運営	上下水道部 施設所管部	日立市建設業協会、日立市指定管工事協同組合、(地下水保有事業所)、応急給水所(拠点)設置施設
応急給水用資機材の確保	上下水道部	日立市建設業協会、日立市指定管工事協同組合、日本水道協会

第3章 災害応急対策計画
第8節 救援計画

応急給水所（拠点）への輸送業務	上下水道部	協力水道事業体、自衛隊、日立市指定管工事協同組合、日立市建設業協会
指定避難所設置施設等への輸送業務	財政部	県トラック協会日立支部等
応急給水実施に関する広報	市長公室	NHK水戸放送局、ケーブルテレビ、ホームページ、その他報道機関

2 応急給水基準

応急給水の量は1人1日当たり3リットルを最低必要量とし、応急給水所（拠点）における給水量の基準は1人20リットルとする。

水道施設設計指針では、応急給水の量は、1人1日当たり3リットルを最低必要量とし、最低3日間程度を見込んで算定するとされている。

本市においては、災害時の給水の確保として配水池に緊急遮断弁が整備されており、これらの施設が被災せずにより全市民へ1日20リットル供給した場合、浄水又は送水機能が停止したままで、約10日間の貯水量となる。

運用に当たっては、被災状況と復旧期間を十分検討し決定する必要があるが、東日本大震災時には、市内全域が断水となり、最初の区域への通水に要した期間が5日間で、全域通水には10日間を要している。

(1) 応急給水所（拠点）における給水制限

応急給水所（拠点）においては、長時間に及ぶ待ち時間が発生することが予想されるため、給水量の制限を検討する。

しかし、必要以上に制限することは、利用頻度が増し、非効率的な給水活動になることから、災害発生直後の給水量を1人20リットルに制限し、状況を見て段階的に緩和していく。

なお、必要以上の容器を持参し、規定を上回る応急給水を求める市民に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水である旨を十分説明し、協力を求める。

(2) 応急給水所（拠点）の設定

応急給水は、原則として各家庭への個別給水ではなく応急給水所の設定による拠点給水方式で行う。

応急給水所（拠点）は、市内の一部の小・中学校、市庁舎（支所）、交流センター、配水場・ポンプ場、地下水保有事業所等を活用し、基本的には市民が歩いて給水を受けることが可能な場所に給水所（拠点）を設定する。

なお、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて被災地等に貯水タンクの設置もしくは巡回ステーション方式による応急給水所を設定する。

また、被災を免れたり、応急復旧等により水道が使用できる区域内の公共施設においては、被災者の給水に協力する。

※ 応急給水所（拠点）一覧表 （資料編 資料 18-5）

3 周知・広報

応急給水所（拠点）を設定したときは、設置場所その他給水に関する注意事項が被災地市民に対してもれなく伝わるよう以下のとおり行う。

- (1) 設定した場所及びその周辺に「応急給水所」と大書した掲示物を表示する。
- (2) 上下水道部及び関係各部署は、応急給水に関する市民からの問い合わせ、要望等の取りまとめを行う。
- (3) 関係各部署長は市長公室長に対し、応急給水に関する資料を提供し被災地市民に対する広報活動を実施するよう要請する。
- (4) 平素からあらかじめ応急給水所（拠点）の場所、給水に関する注意事項等をホームページによる公開やパンフレットの市民配布等により周知を図る。ここで、極力、自家用車の利用を控えることを願う。

4 応急給水実施方法

(1) 補給給水源の確保

ア 大規模災害が発生した場合、上下水道部長は県保健福祉部と情報連絡を密にして、速やかに補給給水源の確保を図る。確保すべき目標設定の目安は、以下のとおりとする。

事 項	1人1日当たりの 必要量	時 期 区 分
初期飲料水の確保	3リットル	災害発生直後3日目まで
復旧期飲料水・生活水の確保	20リットル	発生後10日目まで
移行期飲料水・生活水の確保	100リットル	発生後21日目まで
移行期飲料水・生活水の確保	被災前給水量 (約250リットル)	発生後28日目まで
病院・要配慮者等の入所施設	被災前給水量 (約250リットル)	災害発生後から

※ 配水池の貯水量（資料編 資料18-2）

イ 家庭による飲料水の常備励行

災害時に備え、平素より各家庭において20～60リットル程度の飲料水を常備するよう奨励する。

(2) 需要の把握（被害状況の把握）

ア 災害が発生し、給水機能が停止すると判断されるときは、公営企業管理者は、総務部長、保健福祉部長と密に連絡して、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

なお、被害状況把握の方法は次による。

- ①市災害対策本部・指定避難所への被害情報
- ②県災害対策本部への被害情報
- ③市民からの通報
- ④市民からの市企業局への通報

イ 市内全域の状況を把握し、次の事項について、あわせて本部長へ報告する。

■ 本部長への報告事項

第3章 災害応急対策計画

第8節 救援計画

- ①給水機能停止区域、世帯、人口
- ②復旧の見込み
- ③応急給水体制に関する現況
- ④応急給水開始時期
- ⑤応急給水所（拠点）の設置（予定）場所

(3) 応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用できる資機材は、資料編 資料 18-1 のとおりである。

なお、不足する資機材等の調達は、県保健福祉部、隣接市町村その他地方公共団体、自衛隊等の応援を求める

※ 公益社団法人日本水道協会茨城県支部水道災害相互応援対策要綱（資料編 資料 18-3）

※ 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定

（資料編 資料 18-6）

(4) 応急給水所（拠点）における給水方法

応急給水所（拠点）には、数個の給水栓（蛇口）を設置し、被災者自らが持参した容器に給水する。

応急給水所（拠点）の担当となった職員は、これらを支援するほか、現場の整理及び連絡等を行う。

なお、自ら容器を持参できない場合は、まず近隣、自主防災組織等に対して援助・相互融通を要請し、市による応急給水活動全体に支障が生じないように留意する。

また、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄しているポリタンク、ポリエチレンパック等を支給する。

ア 給水車による応急給水

給水所（拠点）1箇所につき給水車3台を目安として、企業局の給水車のほか、応援車両により給水を行う。

給水の補給は、できるだけ給水所（拠点）から近い配水池等で行えるよう、あらかじめ補給できる場所を整備・確認する。

イ 配水池・ポンプ場を活用した応急給水

緊急遮断弁、ポンプ、発電機等が整備されており応急給水が可能な配水池・ポンプ場を応急給水所（拠点）として設定する。

ウ 事業所地下水を活用した応急給水

飲用可能な地下水を保有した事業所と災害時の応急給水に関する協定を締結し、応急給水所（拠点）として設定する。

給水開始前に浄水課で水質検査を行い、飲料に適することを確認する。

(5) 仮設給水栓設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

ア 消火栓を活用した応急給水

応急給水の必要がある地域の応急給水拠点の周辺で、活用できる消火栓がある場合は応急給水栓を接続して応急給水を行う。

第3章 災害応急対策計画

第8節 救援計画

イ 応急仮配管での応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。仮設給水栓の設置場所は、公営企業管理者が保健福祉部長及び関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

(6) 指定避難所・在宅要配慮者等への応急給水

指定避難所への応急給水は市が備蓄しているポリタンク等に財政部が輸送を手配し、各指定避難所の関係者が給水を行う。

水を補給する場所は、一般の応急給水所（拠点）とは別に、給水車が補給する場所（補給基地）で行う。在宅要配慮者等への給水や自主防災組織等で地域に給水する場合においても、同様に補給基地で水を補給し、関係部等と連携して行う。

なお、協力が得られる場合には、コミュニティ（自主防災組織）と協力して行うものとする。

(7) 小・中学校の井戸による応急給水

小・中学校に整備する井戸についても、応急給水所（拠点）として設定し、活用する。

※ 小中学校整備井戸一覧（資料編 資料 18-10）

(8) 企業の井戸による応急給水

市内の企業で提供が可能な井戸についても、応急給水所（拠点）として設定し、活用する。

5 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施

病院、診療所及び腎臓人工透析医療施設等及び特別養護老人ホーム等の福祉施設への応急給水は、あらかじめ要請があることを想定し、上下水道部長が関係各部長と連携しながら応急供給計画をたて、他の水道事業体の協力を要請し、主に加圧給水車で行う。

また、当該施設等へは、加圧給水車が希少であることを理解してもらい、自助・共助努力の協力を求める。

また、要配慮者や在宅被災者に対する給水について、自主防災組織を始めとする関係機関との連携についても検討することとする。

※ 救急告示病院一覧表（資料編 資料 12-1）

※ 救急医療協力医療機関一覧表（資料編 資料 12-2）

※ その他の医療機関一覧表（資料編 資料 12-3）

※ 市内の福祉施設一覧表（資料編 資料 15-1）

6 検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や排水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸、プール、泉、河川等の水を飲料としなければならない場合は、それらの水源を浄水処理した飲用の適否を調べる。必要があれば、県に検査の実施を要請する。

7 生活用水の段階的供給の実施

大規模災害が発生した場合、災害発生直後については、水の供給が少ないことに対する大きな不満は出ない。しかし、3～4日目頃になると、気持ちの落ち着きとともに、洗顔できないこと、歯を磨く水にも事欠くこと等に対する不満が生ずる。

また、発生後1週間目頃には、全国各地からの応援部隊がかけつけ、給水活動体制にある程度の余力が生ずる。

第3章 災害応急対策計画

第8節 救援計画

そのため、以下のとおり水道施設の復旧状況及び給水輸送体制の状況に応じて、生活用水を含めた供給量の段階的拡大を図るよう努める。

時 期 区 分	1人1日当たりの必要量
災害発生後4日目以降14日目まで	飲料水の目途 3リットル
	生活用水の目途 7～17リットル
	合 計 20リットル
災害発生後15日目以降	必要量

第2 食糧の供給

活動項目
1 実施機関
2 食糧供給基準
3 周知・広報
4 食糧の調達
5 市民への食糧供給の実施
6 医療機関・福祉施設等への食糧の緊急供給の実施
7 食糧供給機能の復旧支援

担 当	責 任 者	財政部長 ※ 食糧調達・供給に関する統括 産業経済部長 (輸送) 総務部長 (計画、広報) 市長公室長 ※ 食糧供給に関する (計画、広報) 消防長 協力 (資機材) 教育長 (教育部長) (炊き出し) 保健福祉部長 (炊き出し)
	班	財政部庶務班、調達班、救援物資輸送班、産業経済部庶務班、広報班、 市民班、支所班、消防部庶務班、警備班、学校班、学校教育班、 給食班、保健福祉部庶務班、保健班
	関係機関	関東農政局水戸地域センター、 県 (生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部)、 日赤茨城県支部、自衛隊、市社会福祉協議会、近隣市町村、 政府食糧を保管する倉庫責任者、その他関係事業所・団体

1 実施機関

市域に大規模な災害が発生した場合、財政部長は、本部長の指示の有無にかかわらず、部内に災害時食料等物資供給体制を確立し、各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定し実施する。

具体的には、災害発生直後における最低限度の生命を維持するために必要な食糧の緊急供給から、平常時食糧供給機能の迅速な復旧に至るまでの3つの時期区分に応じて、備蓄物資確保及び民間からの調達並びに応急食糧供給活動実施のために必要な処置を講ずる。

第3章 災害応急対策計画
第8節 救援計画

時 期 区 分	必 要 な 措 置 の あ ら ま し
災害発生直後 6 日目まで	(1) 各指定避難所に、備蓄倉庫からの応急食糧の搬出を指示 (2) 災害時食糧等物資供給体制の確立・運営 (3) 初期応急食糧（不足分）の確保・供給 (4) 応急食糧供給実施に関する広報 (5) 平常時食糧供給機能の復旧支援（第一次支援措置）
災害後 6 日目以降 14 日目まで	(1) 災害時食糧等物資供給体制の運営 (2) 復旧期応急食糧の確保・供給 (3) 応急食糧供給実施に関する広報 (4) 平常時食糧供給機能の復旧支援（第二次支援措置）
災害発生後 15 日目以降	(1) 災害時食糧等物資供給体制の縮小又は閉鎖 (2) 応急食糧供給停止及びその後の体制に関する広報 (3) 食糧供給機能の復旧支援（第三次支援措置）

(1) 各部・関係機関・団体等の連携

財政部長は、災害時食糧等物資供給体制を確立した場合は、概ね以下のような事項に関し、協力・連携が得られるよう速やかに要請する。

事 項	要請元（部）	要請先（関係機関・団体等）
米穀等備蓄物資の確保及び食糧の調達	財 政 部 保 健 福 祉 部	政府食糧を保管する倉庫責任者
応急食糧供給所の確保及び運営	教 育 部	県教育庁、指定避難所設置施設所管機関等
炊き出し実施用資機材の確保	消 防 部 教 育 部	自衛隊、県生活環境部（防災・危機管理課）、レンタル業者、民間給食業者、外食レストランチェーン業者、その他
応急食糧供給所への輸送業務	財 政 部 産 業 経 済 部	県トラック協会日立支部
応急食糧供給実施に関する広報	市 長 公 室	NHK水戸放送局、その他の報道機関

2 食糧供給基準

(1) 応急食糧供給所（拠点）の設定

応急食糧の供給は、原則として、各家庭への配布ではなく、応急食糧供給所の設定による拠点配布方式で行う。応急食糧供給所へは、市の車両及び応援車両等により必要量を毎日定期的に輸送し、各施設運営担当者が市民への配布活動にあたる。

なお、コミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合は、協力して実施するものとする。

応急食糧供給所（拠点）は、財政部長が保健福祉部長の意見を聞いて設定するが、原則として市指定の指定避難所である小・中学校とする。

ただし、特別用途食品等の供給にあたっては、集積場所を保健センターとし、管理栄養士の指示のもとに配布する。

第3章 災害応急対策計画

第8節 救援計画

(2) 要配慮者等に対する食糧等の供給

要配慮者（在宅の被災者を含む）に対する飲料水等の戸別配布については、民生委員、コミュニティ、近隣協力者、関連事業者等の協力を得ながら実施するものとする。

3 周知・広報

応急食糧供給所を設定したときは、設置場所その他食糧供給に関する注意事項が被災地市民に対して、もれなく伝わるよう以下のとおり行う。

- (1) 設定した場所及びその周辺に「応急食糧供給所」と大書した掲示物を表示する。
- (2) 保健福祉部及び関係各部は、応急食糧供給に関する市民からの問い合わせ、要望等の取りまとめを行う。
- (3) 関係各部長は市長公室長に対して、応急食糧供給に関する資料を提供し、被災地市民に対する広報活動を実施するよう要請する。

4 食糧の調達

(1) 食糧等の確保

財政部長は、関係各部長・県と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、協定業者からの調達ルート、県等からの米穀等調達ルートを活用し、応急食糧を確保する。

※ 災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書（資料編 資料2-9）

ア 県からの調達

県は、市からの支援要請を受けたとき、又は被害の状況等から判断して必要と認めるときは、県が備蓄している食糧を放出することはもとより、更に不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業者等関係業界から食糧を調達し供給する。同時に、輸送業者へ緊急物資輸送の協力を要請する。

イ 政府所有の米穀・乾パンの調達

災害救助法が適用され、応急食糧が必要と認める場合は、本部長は、県知事を通じ農林水産省生産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき災害救助用米穀の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。

(2) 食糧の輸送

食糧供給に関する輸送業務は、財政部長が以下のとおり行う。

ア 輸送体制

財政部長は、市において調達した食糧、県から支給を受けた食糧及び全国各地から寄せられる物資については、その物流動線を簡略化するため、以下に定める集積・配送拠点に集積する。その上でそれぞれ供給が必要な指定避難所・病院等施設へ搬送する。

なお、輸送業務は、産業経済部、県トラック協会日立支部等の協力・応援を得て、財政部が行う。

イ 食糧の集積・配送拠点

食糧の集積・配送拠点（保管場所）は、あらかじめ指定するものとする。

なお、災害の状況によって市内に設置することが困難若しくは、適切でないとき、近隣市町村・県・関係機関並びに事業所・団体等に協力を要請し、市外で交通及び運営要員確保に便利な公共公益施設その他で、保管・仕分け・配送業務を行うのに必要なスペース・設備・通信手段等を有する場所を選定する。

第3章 災害応急対策計画

第8節 救援計画

(3) 需要の把握（被害状況の把握）

ア 財政部長は、総務部長、教育長（教育部長）、保健福祉部長、消防長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に務め、食糧の応急的供給の実施が必要な地域、供給活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

なお、必要数把握の方法は次のとおりとする。

- ①市本部・指定避難所並びに消防本部への被害情報による概数把握
- ②各担当部若しくは保健福祉部が集計した指定避難所収容者名簿による把握（乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数）
- ③各部の協力を得て、総務部が集計した災害応急対策活動従事者の把握（医療機関・福祉施設等を含む）
- ④粉ミルクや離乳食、特別用途食品を要する対象者の把握

イ 市内全域の状況を把握し、次の事項について併せて本部長へ報告する。

■ 本部長への報告事項

- ①応急食糧供給対象地域、施設、人口、量の概数
- ②応急食糧供給体制に関する現況
- ③応急食糧供給開始時期
- ④応急食糧供給所（拠点）の設置（予定）場所

5 市民への食糧供給の実施

(1) 応急食糧の給与

市は、あらかじめ定めた「食糧供給計画（給与食糧品、給与基準等）」及び「指定避難所における食糧提供の目標とする栄養参照量（厚労省事務連絡（平成23年4月21日）」）に基づき被災者等に対する食糧の調達・供給を行う。

なお、主な給与食糧品目は以下のとおり。

【初災から24時間以内（フェイズ0）】

- ア 米穀（米飯を含む）・パン・おかゆ等の主食
- イ 野菜等の副食
- ウ 肉・魚・鶏卵やその加工品等の主菜
- エ 乳児に対する給与としては、原則として粉ミルク
- オ 特別用途食品

【初災から24時間後（フェイズ1）】

自衛隊等による配送食（あたたかいもの）

【初災から72時間後（フェイズ2）】

自衛隊、日赤、ボランティア、住民等による現地炊き出し（あたたかいもの）

なお、アレルギー対応食、粉ミルク、離乳食、高齢者用軟菜、粥食、その他慢性疾患用等特殊食品の供給にあたっては、可能であれば、調達の際に種類・量など保健福祉部に相談するとともに、当該物資の集積場所を保健センターとし、管理栄養士等の指示のもとに配布するものとする。

(2) 食糧供給の対象者

応急食糧供給実施の対象者は、原則として、次のとおりとする。

第3章 災害応急対策計画

第8節 救援計画

- ア 指定避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ウ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食糧を得る手段のない者
- エ 災害応急対策活動従事者
- オ 在宅の要配慮者

(3) 炊き出し方式による応急食糧の供給

市共同調理場（南高野・宮田・十王）が利用可能な場合で、教育長が認めた場合は、炊き出し方式による食糧の供給を行うことができる。

その場合、財政部は、米穀・副食用食材・調味料・燃料その他の供給を行い、炊き出し業務は、教育長及び保健福祉部長が、市共同調理場職員、日赤茨城県支部奉仕団、市社会福祉協議会、自主防災組織、その他防災ボランティアの協力を得て行う。

なお、財政部長がその必要があると認めた場合は、民間給食業者・外食レストランチェーン業者等に炊き出し業務を委託することができるものとする。

(4) 業者委託による弁当類の供給

市職員の出動状況や道路の復旧状況等により、財政部長がその必要があると認めた場合は、業者委託方式による弁当類の供給を行うことができる。

その場合、以下の点について留意する。

- ア 子ども向け、一般成人向け、高齢者向けの少なくとも3種類のメニューとする。
- イ 栄養のバランスと嗜好に配慮し、日替わりメニューとする。
- ウ 各応急食糧供給所の対象者別必要数については、各担当者が把握し、その都度業者へ連絡する。
- エ 食中毒等をおこすことのないよう衛生管理に万全を期する。

6 医療機関・福祉施設等への食糧の緊急供給の実施

病院、診療所、入院施設を有する助産所などの医療機関、又は特別養護老人ホーム等福祉施設から食糧緊急供給の要請があった場合は、財政部長が関係各部長と連携しながら状況に応じて配給等を行う。

7 食糧供給機能の復旧支援

大規模災害が発生した場合、災害発生直後については、市の行う応急食糧供給活動に地域格差や絶対量の不足などが生ずることは避けられない。

また、3～4日目頃になると被災者自身にも、気持ちの落ち着きとともに、細かいニーズへの対応が少ないことに対する不満が生ずる。

一方、発生後1週間目頃には、全国各地からの応援部隊が駆けつけ、道路・ライフライン機能、物資の供給機能など、ある程度復旧することが見込まれる。

そのため、以下のとおり、国・県・東京電力・NTT東日本茨城支店等の関係機関及び日立商工会議所その他の業者団体等の協力を得ながら、災害発生後可能な限り速やかにスーパー、コンビニエンスストア、一般食糧品店等の再開のための支援措置を講ずるとともに、道路・ライフライン機能等の復旧の状況に応じて、食糧供給機能の早期復旧のための支援措置を講ずる。

第3章 災害応急対策計画
第8節 救援計画

時期区分	支援事項
災害発生後	(1) 大規模店舗における営業時間延長の弾力的運用 (2) 大規模店舗における電気・ガス・水道・電話の優先的復旧 (3) 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
災害発生後3日目以降14日目まで	(1) 中小事業者に対する「積替中継拠点」の提供 (2) 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
災害発生後15日目以降	(1) 輸送車両等の終日規制除外対象認定 (2) 災害時広報活動における「開店情報」の伝達 (3) 緊急融資のあっ旋

第3 生活必需品等の供給

活動項目
1 実施機関
2 生活必需品等の供給方法
3 市民への生活必需品供給の実施
4 生活必需品供給機能の復旧支援

担当	責任者	財政部長 ※ 生活必需品調達・供給に関する統括 総務部長 市長公室長 産業経済部長 ※ 生活必需品輸送に関する協力 保健福祉部長 教育長（教育部長）
	班	財政部庶務班、調達班、救援物資輸送班、総務班、総務部庶務班、広報班、市民班、支所班、産業経済部庶務班、保健福祉部庶務班、学校班、学校教育班
	関係機関	県（生活環境部、保健福祉部、商工労働部）、日赤茨城県支部、日立商工会議所、県トラック協会日立支部、茨城県高圧ガス保安協会日立地方支部、スーパーマーケット、その他

1 実施機関

市域に大規模な災害が発生した場合、財政部長は本部長の指示の有無にかかわらず、部内に災害時生活必需品供給体制を確立し、各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定し実施する。

具体的には、災害発生直後における最低限度の生活を維持するために必要な生活必需品の緊急供給から、平常時生活必需品供給機能の迅速な復旧に至るまでの、4つの時期区分に応じて、備蓄物資確保及び民間からの調達並びに応急生活必需品供給活動実施のために必要な体制を確立する。

第3章 災害応急対策計画
第8節 救援計画

時 期 区 分	必 要 な 措 置
災害発生直後 3 日目まで	(1) 災害時生活必需品供給体制の確立・運営 (2) 第一次応急生活必需品の確保・供給 (3) 応急生活必需品供給実施に関する広報 (4) 生活必需品供給機能の復旧支援（第一次）
災害後 4 日目以降 7 日目まで	(1) 災害時生活必需品供給体制の運営 (2) 第二次応急生活必需品の確保・供給 (3) 応急生活必需品供給実施に関する広報 (4) 生活必需品供給機能の復旧支援（第二次）
災害後 8 日目以降 14 日目まで	(1) 災害時生活必需品供給体制の縮小又は閉鎖 (2) 第三次応急生活必需品の確保・供給 (3) 応急生活必需品供給実施に関する広報 (4) 生活必需品供給機能の復旧支援（第二次）
災害発生後 15 日目以降	(1) 災害時生活必需品供給体制の縮小又は閉鎖 (2) 応急生活必需品停止及びその後の体制に関する広報 (3) 生活必需品供給機能の復旧支援（第三次）

2 生活必需品等の供給方法

(1) 各部・関係機関・団体等の連携

財政部長は、災害時生活必需品供給体制を確立した場合は、おおむね以下のような事項に関し協力・連携が得られるよう速やかに要請する。

なお、毛布については備蓄品が不足した場合に要請する。

事 項	要請元（部）	要請先（関係機関・団体等）
備蓄物資・調達物資等の確保	財 政 部 保 健 福 祉 部	県、日赤茨城県支部、日立商工会議所、スーパーその他
応急生活必需品供給所の確保・運営	財 政 部 保 健 福 祉 部 教 育 部	県教育庁、指定避難所設置施設所管機関等
毛布・布団等寝具類、ストーブ・扇風機等、冷暖房器具類、燃料用ガスの確保	財 政 部	県、関連業者団体、レンタル業者・寝具業者、茨城高圧ガス保安協会日立地方支部、電器製品取扱業者その他
教養娯楽品の確保	財 政 部	書籍・運動具等関連業者団体、販売業者、レンタル業者
応急生活必需品供給所への輸送業務	財 政 部 産 業 経 済 部	県トラック協会日立支部、その他関係機関
応急生活必需品供給実施に関する広報	市 長 公 室	NHK水戸放送局、その他報道機関

(2) 生活必需品等の確保

財政部長は、関係各部長・県・国等と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、市内協定業者からの調達ルート、県・国等からの調達ルートを活用し応急生活必需品を確保する。

第3章 災害応急対策計画
第8節 救援計画

なお、確保すべき目標設定の目安は、以下のとおりとする。

事 項	品 目 別	時期区分
第一次応急生活 必需品の確保 (直後期) ※被災直後の最低限の 生活を維持するため に必要な物資	ア 毛布(布団がない場合1人3枚) イ 布団類(要配慮者用優先) ウ 敷物(発泡スチロール製) エ 外衣・肌着(中古でもよい) オ 日用品(トイレットペーパー・ちり紙、生理 用品・紙おむつ) カ 冷暖房用品(使い捨てカイロ・ストーブ、扇 風機等) キ 食器類(箸・コップ・皿・ほ乳ビン・缶切等) ク 光熱材料(使い捨てライター、カセットコン ロ等)	災害発生直後 3日目まで
第二次応急生活 必需品の確保 (復旧期) ※当面の生活不安から 解放するとともに自力 復旧への意欲を支える ために必要な品	ア 外衣・肌着(新品に限る) イ 身回品(タオル・パンスト・靴下、サンダル 等) ウ 日用品(トイレットペーパー・ちり紙、ウェ ットティッシュ・生理用品、紙おむつ・ドライシ ャンプー、石鹸・洗剤・歯ブラシ・歯磨粉等) エ 冷暖房用品(使い捨てカイロ・ストーブ、扇 風機等) オ 食器類(鍋・箸・コップ・皿・缶切等) カ 光熱材料(使い捨てライター、カセットコン ロ等)	災害後4日目 以降7日目ま で
第三次応急生活 必需品の確保 (移行期) ※被災者の精神的安定 とストレス発散のため に必要な品	ア 書籍・雑誌・マンガ・絵本類 イ スポーツ用品・ゲーム類等 ウ その他教養娯楽品	災害後8日目 以降14日目 まで

※ 災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書 (資料編 資料2-9)

(3) 生活必需品の輸送

生活必需品に関する輸送業務は、財政部長が以下のとおり行う。

ア 輸送体制

財政部長は、市において調達した生活必需品、県から支給を受けた生活必需品及び全国各地から寄せられる物資については、その物流動線を簡略化するため、以下に定める集積・配送拠点に集積する。その上でそれぞれ供給が必要な指定避難所等へ搬送する。

なお、輸送業務は、産業経済部及び県トラック協会日立支部等の協力・応援を得て、財政部が行う。

イ 生活必需品の集積・配送拠点

第3章 災害応急対策計画
第8節 救援計画

生活必需品の集積・配送拠点（保管場所）は、あらかじめ指定するものとする。

なお、災害の状況によって市内に設置することが困難若しくは、適切でないと認めるときは、近隣市町村・県・関係機関並びに事業所・団体等に協力を要請し、市外で交通及び運営要員確保に便利な公共公益施設その他で、保管・仕分け・配送業務を行うのに必要なスペース・設備・通信手段等を有する場所を選定する。

(4) 需要の把握（被害状況の把握）

ア 財政部長は、総務部長、教育長（教育部長）、保健福祉部長、消防長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に務め、生活必需品の応急的供給の実施が必要な地域、供給活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

なお、必要数把握の方法は次のとおりとする。

- ①市本部・指定避難所並びに消防本部への被害情報による概数把握
- ②各担当部若しくは保健福祉部が集計した指定避難所収容者名簿による把握（乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数）
- ③各部の協力を得て、総務部が集計した災害応急対策活動従事者の把握（医療機関・福祉施設等を含む。）

イ 市内全域の状況を把握し、次の事項についてあわせて本部長へ報告する。

■ 本部長への報告事項

- ①応急生活必需品供給対象地域、施設、人口、量の概数
- ②応急生活必需品供給体制に関する現況
- ③応急生活必需品供給開始時期
- ④応急生活必需品供給所（拠点）の設置（予定）場所

3 市民への生活必需品供給の実施

(1) 応急生活必需品の供給

市は、あらかじめ定めた「生活必需品供給計画（給与生活必需品、給与基準等）」に基づき、被災者等に対する生活必需品の調達・供給を行う。

なお、主な給与生活必需品目は以下のとおり。

- ア 寝具（毛布等）
- イ 日用品雑貨（トイレットペーパー、ゴミ袋、ティッシュペーパー、紙おむつ、おしり拭き等）
- ウ 衣料品（下着、靴下等）
- エ 炊事用具（鍋、やかん等）
- オ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
- カ 光熱材料（懐中電灯、乾電池等）
- キ その他（ビニールシート等）

(2) 生活必需品供給対象者

応急生活必需品供給実施の対象者は、次のとおりとする。

- ア 指定避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等被害を受けた者
- ウ 住家に被害を受け、被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- エ 被服、寝具、その他生活必需品物資がないため、日常生活を営むことができない者

4 生活必需品供給機能の復旧支援

市は、国・県・防災関係機関及びその他の業者団体等の協力を得ながら、災害発生後可能な限り速やかにスーパー、コンビニエンスストア等の再開のための支援措置を講ずるとともに、道路・ライフライン機能等の復旧の状況に応じて、生活必需品供給機能の早期復旧のための支援措置を講ずる。

時期区分	支援事項
災害発生後	(1) 大規模店舗における営業時間延長の弾力的運用 (2) 大規模店舗における電気・ガス・水道・電話の優先的復旧 (3) 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
災害発生後3日目以降 14日目まで	(1) 中小事業者に対する「積替中継拠点」の提供 (2) 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
災害発生後15日目以降	(1) 輸送車両等の終日規制除外対象認定 (2) 災害時広報活動における「開店情報」の伝達 (3) 緊急融資のあっせん

第4 輸送車両等の確保

活動項目
1 輸送実施機関
2 輸送方法
3 臨時ヘリポートの開設
4 集積場所・輸送拠点の確保
5 積替え中継拠点の確保

担当	責任者	総務部長 ※ 輸送業務実施体制に関する連絡調整
		消防長 ※ ヘリポートの設営に関する県との連絡調整
		産業経済部長 ※ 被災者輸送車両等の確保及び手配
		財政部長 ※ 救援物資輸送車両等の確保及び手配
	班	総務班、総務部庶務班、警防班、警備班、産業経済部庶務班、財政部庶務班
	関係機関	県（生活環境部）、日立警察署、NEXCO東日本水戸管理事務所、自衛隊、各道路管理者、茨城交通、県トラック協会日立支部、JR東日本（市内各駅）

1 輸送実施機関

災害時における被害者の避難及び救援物資並びに応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図るため、本部長の指揮の下に、総務部長の要請により実施する。

総務部長は、大規模な災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、本部長の指示の有無にかかわらず、災害時輸送業務実施体制を確立する。

2 輸送方法

(1) 市の役割

ア 災害発生後とるべき主な措置

第3章 災害応急対策計画
第8節 救援計画

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
県トラック協会日立支部への連絡（日立物流）	①災害時輸送業務実施体制確立の要請 ②市内被害状況に関する情報の提供 ③市本部体制の現況に関する情報の提供
関係各部長への連絡	①災害時輸送業務実施体制における市有車両の現在状況の把握及び運用上のルールの確認（全部長） ②場所・燃料・資機材・設備・活動資金等の提供若しくは調達に関する協力の要請（総務部長、都市建設部長、財政部長、産業経済部長）、その他の協力要請（その他関係各部長）
緊急通行車両の確認手続	①県警本部若しくは日立警察署への災害時輸送業務実施体制確立の通知並びに協力要請 ②県警本部若しくは日立警察署への緊急通行車両確認に関する手続の要請
輸送業務調整班の編成 （都市建設部長、財政部長、産業経済部長）	①輸送業務関連事業所との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③市民対応
総務部庶務班による配車	①各部で管理する車両の運行状況の把握 ②市有車が不足する場合の市内の団体・業者からの調達

イ 燃料の調達

総務部長は、市保有車両及び協力車両の全てに必要な燃料の調達を行う。

調達は、市内の供給業者（茨城県石油業協同組合県北地区支部連合会県北東支部日立部会）又はその他の関係機関に対して、供給要請を行う。その他については、本章第9節「燃料対策」によるものとする。

ウ 市有車両運用上のルール

① 輸送対象の優先順位

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用の基本的な優先は、概ね以下の順とする。

第1位	被災者避難のための対策要員及び被災者の輸送
第2位	医療・助産における対策要員、資機材及び被災者の輸送
第3位	被災者救出のための対策要員、資機材及び被災者の輸送
第4位	病院用上水・飲料水の供給のための輸送
第5位	公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
第6位	救助物資の輸送
第7位	死体の捜索及び処理、埋葬のための輸送
第8位	その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

② 配車手続等

○総務部長は、各部で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。

○車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部の要員をもってあてる。

第3章 災害応急対策計画
第8節 救援計画

○防災関係機関からの要請があった時は、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

※ 市の車両保有台数一覧 (資料編 資料3-10)

※ 拡声装置付車両一覧 (資料編 資料3-11)

(2) 県トラック協会日立支部の役割

県トラック協会日立支部は、本部長から災害時輸送業務実施体制確立の要請を受けた場合は、以下のとおり輸送業務に関する応援協力活動を行う。

ア 各車両集結拠点への配置

県トラック協会日立支部は、あらかじめ定める計画に基づき会員各社に対し、車両・要員の本庁舎並びに各「物資輸送拠点」への集結を指示し、加盟会員が有する車両・要員を輸送対策に従事させる。

イ 運営体制

本庁舎内に県トラック協会日立支部対策本部、各「物資輸送拠点」内に同対策支部を置く。各対策支部の要員はその都度茨城県トラック協会日立支部責任者が決める。

なお、県トラック協会日立支部対策本部は、市災害対策本部財政部との連絡・調整にあたりるとともに本庁舎に配置された車両・要員による輸送業務のとりまとめを行う。

ウ 本部組織の目安

県トラック協会日立支部対策本部及び同対策支部の構成は、その都度県トラック協会日立支部責任者が決めるが、おおむね以下のとおりとする。

班	役割	項目
本部班		①市（本部）各担当班からの輸送業務実施要請の受付 ②車両・運行要員の運用計画の作成・調整 ③会員各社との連絡・調整 ④活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成
庶務班		①市、防災関係機関との連絡調整 ②燃料、資機材等の調達・保管 ③資金管理、伝票整理その他財務に関すること ④食事の提供、睡眠スペースの確保 ⑤その他本部・支部機能維持業務に関すること

(3) 緊急通行車両の確認

ア 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

■ 緊急通行車両の範囲

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①警報発令、伝達並びに避難指示等に関するもの ②消防、水防その他の応急措置に関するもの ③被災者の救難、救助その他保護に関するもの ④災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの ⑤施設及び設備の応急復旧に関するもの ⑥清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの |
|---|

第3章 災害応急対策計画
第8節 救援計画

- ⑦犯罪の予防、交通規制、その他災害地における秩序維持に関するもの
- ⑧緊急輸送の確保に関する事項
- ⑨その他、災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ 確認手続等

① 緊急通行車両標章及び証明書の交付

- a 車両使用者は、知事又は県公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求める。
- b 前項の確認をしたときは、知事又は県公安委員会から該当車両の使用者に対し、災害対策基本法施行令第6条に規定する「標章」及び「証明書」が交付される。
- c 交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。
- d この届出に関する事務手続は、知事においては、防災・危機管理課に、また、県公安委員会においては、事前に県警本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長又は日立警察署長が行う。

※ 緊急通行車両の標章及び緊急通行車両以外の車両通行止表示

(資料編 資料16-4)

(4) 車両以外の輸送手段

道路・橋梁等の損壊等により車両輸送が困難な場合、もしくは、著しく緊急性を要する場合等には、総務部長は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、以下のとおり車両以外の輸送手段を確保して行う。

なお、各機関への要請については、本章第15節「広域応援要請計画」の定めるところにより行う。

(1) 航空機（ヘリコプター）による輸送

※自衛隊、県防災・危機管理課、他自治体その他民間事業者

(2) 鉄道による輸送

※JR東日本水戸支社

(5) 輸送業務の業者委託

災害時における輸送業務の業者委託は、第一に、災害発生直後から急激に高まり発生する圧倒的な物資及び要員の輸送ニーズと、市の輸送対策実施能力の被災による低下というギャップを埋めるために行われる。

第二に、道路の交通容量低下という特殊な条件下において、道路の区分をはっきりさせることで、物資輸送に伴う車両通行路の簡略化を図るために行われる。

したがって、以下に示すとおり、震度6弱以上の地震が発生した場合は、大きな支障がない限り業者委託により輸送活動の合理化を図り、被災市民に対する救援サービスの迅速かつ網羅的な提供に努める。

ア 輸送品目の例示

業務の遂行上、大きな支障の有無を判断するため、現行制度下において、「業者委託になじむもの・なじまないもの」を以下に例示する。

■ 業務委託になじむと思われるもの

- ①指定避難所における被災者向け弁当

②指定避難所における炊き出しに必要な食材・燃料等
③指定避難所において被災者に供給する日用品・衣料品その他の生活必需品
④要配慮者の指定避難所から専用避難所等への移送
■ 業者委託として好ましくないと思われるもの
①病院・指定避難所に対する飲料水・上水供給
②重傷患者の救命のために必要な後方支援病院への移送
③ 危険地域から指定避難所への被災者の緊急避難

3 臨時ヘリポートの開設

(1) 開設の決定

臨時ヘリポートの開設の決定は、災害発生時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、県からの指示若しくは本部長の指示により実施する。

消防長は、本部長の開設指示に備えて、臨時ヘリポートの開設可能な予定地について、被害状況等の把握並びに開設・運営のために必要な措置を講じておく。

(2) 開設の方法

臨時ヘリポートの開設方法は、「本章第14節第3 災害派遣部隊の受入体制及び撤収要請」を準用し行う。

(3) 主な開設予定地

「第2章第9節 防災施設、資機材等の整備計画」の「第3 避難施設の整備」の「5 ヘリコプター緊急離着陸場の確保」に記載する8か所を予定する。

4 集積場所・輸送拠点の確保

市は、大規模な災害が発生したとき、若しくは災害発生によりその必要があると認めるときは、あらかじめ集積場所・輸送拠点を定めておき、その施設を集積場所・輸送拠点として提供するよう各施設の管理者に要請するとともに、複数の職員を配置するなど必要な措置を講ずる。

また、該当施設の運営に関して、ボランティア要員の提供・呼び掛けについてもあわせて要請する。

なお、各輸送拠点においては、市が調達した物資等や他県・市町村からの救援物資並びに義援品を受入れ・仕分け・保管を行うとともに、各指定避難所への配送業務を行う。

5 積替え中継拠点の確保

交通管制区域内においては、原則として一般大型車両の通行は禁止される。

しかし、食糧や生活必需品の供給を円滑に行うためには、民間事業者の早期開業が不可欠となる。

そのため、緊急物資確保対策の一環として、単独で被災地周辺部に物流拠点を確保できない事業者向けに必要な物資等積替え作業を行えるよう、積替え中継拠点をあらかじめ確保する。

(1) 初動措置

大規模な災害が発生したとき、若しくは交通管制区域の指定が行われ、その必要があると認めるときは、災害時積替え中継拠点として提供するよう該当施設の管理者に要請する。

あわせて日立商工会議所等関係団体にその旨を全員等に周知するよう連絡する。

(2) 拠点管理要員

災害時積替え中継拠点を開設・管理するため、職員を複数配置するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害応急対策計画

第8節 救援計画

また、該当施設の運営に関して、日立商工会議所等関係団体に対し、ボランティア要員の提供・呼び掛けに協力を要請する。

第5 労働力の確保

活動項目
1 労働力の確保

担当	責任者	産業経済部長
	班	庶務班、観光班
	関係機関	日立公共職業安定所、県（商工労働部）

1 労働力の確保

市各部が行う災害対策のため必要とする労働力の確保については、県地域防災計画に基づき行う。

市の必要とする人員を産業経済部がとりまとめ、日立公共職業安定所に要請する。

市各部は、日立公共職業安定所より労務確保の通報を受けた後、指定された待機場所において、日立公共職業安定所職員立ち会いの上、労働者の受入れを行う。

(1) 求人の申込み

本部長は、災害応急措置の実施において労働者等を必要とする時は、日立市を管轄する日立公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込みをする。

(2) 求職者の紹介

求人を受理した日立公共職業安定所長は、即時に条件に該当する求職者を検索し、最優先で紹介に努める。

該当する就職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所に対する依頼を含め、求職開拓を行う。

第9節 燃料対策

第1 連絡体制の確保と情報の収集

活動項目
1 迅速な状況の確認と情報共有
2 連絡体制の確保
3 給油所の被災状況の確認
4 燃料の供給状況の確認

担当	責任者	総務部長、財政部長、消防長
	班	総務班、調達班、情報班
	関係機関	県（生活環境部）、茨城県石油業協同組合、茨城県石油業協同組合県北地区支部連合会県北東支部日立部会

1 迅速な状況の確認と情報共有

適切な燃料対策を実施するため、市内の燃料供給の状況や、給油所の被災状況を速やかに確認する必要がある。

また、関係機関間の連絡体制を確保し、必要な情報を共有する必要がある。

2 連絡体制の確保

市は、県及び県石油業協同組合と連携し、災害発生直後の被災状況を確認する。

3 給油所の被災状況の確認

市は、県及び県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の被災状況を確認する。

4 燃料の供給状況の確認

市は、県及び県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の燃料の調達の状況や、石油元売各社の状況について確認を行う。

第 10 節 建築物の応急復旧計画

第 1 基本方針

活動項目
1 対策実施上の基本指針
2 対策実施上の時期区分
3 災害時「住」対策実施体制
4 がれき処分計画等他の計画との調整
5 被災者総合相談所の活用

担当	責任者	都市建設部長	※ 建築物の災害後の対策、仮設住宅設営用地確保、災害復興に係る都市計画の策定並びに建築物の対策に関する協力 ※ 住宅の解体・補修、被災者向け住宅供給計画、仮設住宅設営並びに「住」対策実施上の統括・連絡調整
		保健福祉部長	※ 被災者向け市営住宅の供給並びに災害救助法による民間賃貸借上げ
		市長公室長	※ 被災者総合相談所の開設・運営に関すること
		財政部長	※ 被害状況の調査、解体家屋の所有権に関すること
		生活環境部長	※ がれきの収集・処理に関すること
		その他各部長	※ 被災者総合相談所への要員配置、所管業務に関する協力
	班	都市建設部庶務班、建築指導班、営繕班、土木班、応援班、ごみ処理班、清掃班、環境第 2 班、住宅班、政策班、広報班、調査班、関係各部各班	
	関係機関	関東財務局、自衛隊、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人雇用・能力再生機構、独立行政法人住宅金融支援機構、年金福祉事業団、民間金融機関、県（土木部）、日立市建設業協会、(社)プレハブ建築協会その他建築資材関係団体・業者、茨城県建築士会その他建築関係団体・業者、市内宅地建物取引業者、県内弁護士団体	

1 対策実施上の基本指針

災害時における「住」対策の施設にあたっては、以下の 4 点を基本指針とする。

- (1) 可能な限り現住宅の居住継続の方策で対応する。
- (2) 住民の自主的復旧を原則とする。
- (3) 民間活力を最大限活用する方策で対応する。
- (4) 行政は、住民の自主性及び民間活力の発揮に支障のない範囲で最大限の支援を行う。

2 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国並びに日立市建設業協会、その他協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の 2 つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
住宅被災・避難期 (指定避難所開設期間)	災害発生後 14 日目まで	○建築物の被害状況の把握 ○建築物の危険防止措置 ○被災宅地の危険度判手の実施及び危険防止措置 ○被災建物の補強又は補修・解体の実施 ○応急仮設住宅の建設、公営空家住宅の確保 ○被災者向け相談業務
住宅供給・帰宅期 (指定避難所閉鎖以降)	災害発生後 15 日目以降	○応急仮設住宅及び公営空家住宅の供給 ○民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む） ○被災者向け相談業務

3 災害時「住」対策実施体制

(1) 災害時「住」対策実施体制

大規模な災害が市域を襲った場合、都市建設部長は日立建設業協会、県、国、その他協力団体等・市民と連携・協力し、災害時における「住」対策を統一的かつ適切に行うため、関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。

(2) 役割分担

市、関係機関・団体及び市民の役割はおおむね以下のとおりである。

ア 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役 割 の あ ら ま し
市	○建物及び宅地の被害状況に関する調査及び集計 ○必要となる措置の実施（修理・解体を含む） ○応急仮設住宅設営用地の確保 ○被災者総合相談所の設置・運営 ○その他市民との対応
県	○建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成 ○災害救助法に基づく被災住宅の応急修理 ○災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設 ○応急仮設住宅設営用地確保のための協力 ○市が行う被災者相談業務に関する協力 ○その他市が行う災害時「住」対策への協力
国・防災関係機関	○建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成支援 ○その他市が行う災害時「住」対策への協力
日立市建設業協会、 その他建築関係、団 体・事業所	○調査結果に基づき必要な措置実施への協力 ○市・県が行う住宅の応急修理・仮設住宅建設への協力 ○被災者からの住宅修繕等依頼への最大限対応 ○市が行う被災者相談業務に関する協力

第 3 章 災害応急対策
第 10 節 建築物の応急復旧計画

	○その他市が行う災害時「住」対策への協力
市内外の宅地建物取引業者、県内弁護士団体	○被災者向け賃貸住宅のあっせんに関する協力 ○市が行う被災者相談業務に関する協力 ○その他市が行う災害時「住」対策への協力

イ 市民（自治会及び自主防災組織）の役割

役 割 の あ ら ま し
○被災者の復興まちづくりに関する意見の集約
○被災者住宅への調査時の立会い
○被災者からの住宅修繕等の受付・集計・通知
○融資制度その他行政等支援メニューの説明
○行政サービス各種申込書の配布
○その他災害時「住」対策に必要な措置
○発行量抑制のためのがれき処分計画への協力
○行政・関係団体等との連絡・協議

4 がれき処分計画等他の計画との調整

災害時「住」対策の実施にあたっては、用地・人員・資機材の確保等に関して、事前・事後の調整の場を想定しない限り、混乱を招くおそれがある。

そのままでは、事態の推移に応じて、限られた用地・人員・資機材を適切に活用し最大限の効果を期待することが困難となる。

そこで、「調整」に関して、以下のとおり行うよう取り決める。

(1) 調整機関等

調整は、原則として市災害対策本部が行う。

5 被災者総合相談所の活用

災害時の「住」対策の実施にあたっては、危険度判定結果をめぐる借主のトラブル、建築物の補修、解体、建て替えの場合の権利関係調整業務、法律の専門家や都市計画コンサルタント、その他の専門家による助言若しくは協議あっせん等を必要とする場合が少なからず想定される。

そのため、都市建設部長は、関係各部長と連携し、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、本庁舎等に設置される被災者総合相談所に、「住」対策相談業務を行う要員を確保するよう努める。

第 2 被災建物の補修・解体

活動項目
1 基本方針
2 被災建物の補修
3 住宅関係障害物の除去
4 市営住宅等の補修・解体

担当	責任者	都市建設部長 ※ 建物危険度判定
		保健福祉部長 ※ 被災者生活再建支援法適用に伴う補修・解体調査に関すること
班		財政部長 ※ 申込受付・調査・同意確認
		生活環境部長 ※ がれきの搬送・処理並びに環境保全のための監視・指導
		住宅班、都市建設部庶務班、土木班、建築指導班、営繕班、調査班、環境保全班、ごみ処理班

1 基本方針

大規模な災害が市域を襲った場合、都市建設部長は、関係各部長並びに日立市建設業協会、県・国その他協力団体及び専門ボランティアと連携し、被災建築物の「補修・解体対策」を行う。

(1) 時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・日立市建設業協力会その他協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の時期区分に基づき行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	○市が行う補修・解体作業実施希望状況の把握 ○建築物の補修・解体実施体制の確立（業者・資機材及び必要となる用地の確保） ○市が行う補修・解体作業実施計画の決定及び開始 ○被災者が行う補修・解体に対する支援メニューの策定
住宅供給・帰宅促進実施体制への移行	災害発生後8日目以降14日目まで	○被災者が行う補修・解体に対する支援メニューの提供 ○建築物の補修・解体に関する相談業務開始 ○被災者が行う補修・解体の業者への依頼あつせん ○市が行う補修・解体作業の完了

(2) 市の役割

被災建物の補修・解体の実施において、市が果たすべき役割については、その都度、都市建設部長が関係各部長と協議しておおむね以下のとおり行う。

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
市内建築関係団体等協力団体への連絡	○市が行う補修・解体作業への協力要請 ○被災者が行う補修・解体依頼への最大限対応の要請 ○市内被害状況に関する情報の提供 ○市本部体制の現況に関する情報の提供

第 3 章 災害応急対策
第 10 節 建築物の応急復旧計画

市・県が行う被災建物の補修・解体	○市・県が行う補修・解体実施希望の把握 ○市・県が行う補修・解体実施計画案の策定
被災者総合相談所・自治会・自主防災組織等における申込受付等体制の確立	○被災者総合相談所担当職員・自治会・自主防災組織等への必要事項の周知並びに各種申込用紙類の配置 ○市民からの補修、解体申込受付 ○市民からの補修、解体全般に関する相談・苦情・異議等の受付
環境保全に関する監視・指導	○アスベストその他有害物質の安全管理
建築物補修・解体対策班の編成	○県土木部・市各部・関係機関との連絡調整 ○建築関係協力団体との連絡調整 ○その他建物補修・解体に関する連絡調整業務

2 被災建物の補修

(1) 被災住宅の応急修理

ア 実施主体

災害救助法が適用された場合に、本部長が行う。

ただし、市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 修理の対象

災害救助法及びその運用指針によるが、災害により住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

ウ 修理の方法

県・国と協議して決める。

なお、これまでの災害救助法の適用に関する厚生労働省厚生労働事務次官通知に基づく取り扱いは、以下のとおりである。

①修理戸数

半焼・半壊等の被害を受けた世帯数 3 割以内の範囲で県知事が決定する。

なお、災害の状況、規模により県知事がこの数を超えて実施する必要があると判断した場合は、厚生労働大臣の承認を求め、承認が得られた時は基準を超えて実施する。

また、災害救助法が適用されない場合については、本部長が災害の状況に応じてその都度定める。

②規模及び費用

修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うこととする。

また、1 世帯当たりの修理の費用は、資料編 資料 19-1 のとおりとする。

なお、この費用の中には原材料費、労務賃、輸送費、工事事務費等の一切が含まれる。

③修理の期間

原則として、災害発生の日から 1 か月以内に完了する。

なお、厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間延長を行うことができる。

第3章 災害応急対策
第10節 建築物の応急復旧計画

④修理工事

県監督のもと、茨城県建設業協会のあるせんする業者が行う。

また、災害救助法が適用されない場合及び県から修理の事務を委任された場合については、都市建設部長が日立市建設業協力会の協力を得て実施する。

エ 修理住宅の選定

原則的に市が行う。

(2) 被災者が行う補修に対する支援

市は、被災者が行う補修に対する支援として、おおむね以下のとおり行う。

ア 自治会・自主防災組織等を通じた支援

イ 日立市建設業協力会等協力団体等を通じた支援

ウ 被災者の依頼に対する最大限対応の要請、交通規制除外等各種緩和・優遇措置等

3 住宅関係障害物の除去

災害により住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活を営むのに支障をきたしているもののうち、次の条件に該当するものについて、障害物の除去を実施する。

(1) 対象となる被災者（目安）

- | |
|--|
| <p>①自らの資力をもってしては当該障害物を除去することのできない者であること
※生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の資産をもたない失業者等</p> <p>②居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること</p> <p>③当面の日常生活が営み得ない状態にあること
※本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。</p> <p>④半壊又は床上浸水したものであること
※全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。</p> <p>⑤原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること</p> |
|--|

(2) 除去の実施

ア 災害救助法適用前

都市建設部長が優先度の高い箇所を指定し、関係各部、日立市建設業協力会等の協力により、作業班を編成し実施する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合については、県知事の決定に基づき、関係各部、自主防災組織、日立市建設業協力会等の協力を得て、以下のような手順で行う。

①市は、半壊及び床上浸水した全世帯のうち、世帯状況、市民税課税状況、被害状況等を勘案し、救助対象世帯を選定のうえ「障害物除去対象者名簿」を作成し、県土木部に報告する。

この場合、除去を実施する戸数は、原則として半壊及び床上浸水した世帯の15%以内とすることとなっているが、災害の状況により超えているときは、対象数の引き上げを県土木部に要請し協議する。

②県土木部は、市からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定める。なお、対象数の引き上げの必要があると認めるときは、市町村相互間の融通若しくは厚生労働大臣の承認を得るなどの措置を講ずる。

第 3 章 災害応急対策

第 10 節 建築物の応急復旧計画

- ③除去作業は、第一次的には、市が保有する器具・機械を使用して市が行う。
- ④労力、機械等が不足する場合は、県生活環境部（防災・危機管理課）に要請し、隣接市町村からの派遣を求め、更に不足する場合は、茨城県建設業協会に資機材・労力等の提供を求める。
- ⑤支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機機器具等の借上費、輸送費及び人夫費等とし、1世帯当たりの支出は資料編 資料 19-1 のとおりとする。
- ⑥実施期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内に完了する。
なお、災害の状況により期間延長の必要があるときは、期間延長を県土木部に要請し協議する。

4 市営住宅等の補修・解体

(1) 市営住宅等の補修・解体

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により、著しく損傷を受けた場合については、市営住宅を所管する保健福祉部長が、住民に当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

なお、その他の公共住宅については、それぞれ所管する県、都市再生機構が被害状況を緊急調査し、修理の必要な箇所については、迅速に応急修理にあたる。

ア 市営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。

イ 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに危害防止のため住民に周知を図る。

ウ 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

(2) 解体

市営住宅を所管する保健福祉部長が必要と認めた場合、被災建物の解体対策に準じて行う。

第3 仮設住宅の建設等

活動項目
1 基本方針
2 仮設住宅等入居希望状況の把握
3 用地・資材等の確保
4 住宅の建設・確保
5 被災者への住宅の供給

担当	責任者	都市建設部長 ※ 仮設住宅の建設、住宅供給に関する計画の作成、全体調整、仮設住宅用地の確保
		保健福祉部長 ※ 仮設住宅等入居（要配慮者含む）希望状況調査
		財政部長 ※ 仮設住宅用地の確保に関する協力
		関係各部長 ※ 所管業務に基づく協力
担当	班	都市建設部庶務班、営繕班、建築指導班、保健福祉部庶務班、住宅班、広報班、管財班、関係各部各班
	関係機関	関東財務局、県（保健福祉部・農林水産部・土木部）、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、（社）プレハブ建築協会その他建築資材関係団体・業者、日立市建設業協会、茨城県建築士会その他建築関係団体・業者、市内宅地建物取引業者

1 基本方針

大規模な災害が市域を襲った場合、都市建設部長は、関係各部長並びに県・国・日立市建設業協会その他協力団体等と連携・協力し、以下のとおり行う。

(1) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の状況によりその都度決めるが、おおむね以下の2つの時期区分に基づき行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○市営・県営・機構賃貸住宅の被害状況確認並びに市内外提供可能空家数の把握 ○暫時提供可能な民間保養所・社宅数の把握（指定避難所閉鎖後の入居待機者用施設） ○応急仮設住宅等入居希望状況の把握 ○応急仮設住宅建設用地の確保 ○応急仮設住宅建設業者・資機材等の確保（レンタル・外国企業をも含む） ○応急仮設住宅建設計画の決定及び建設開始 ○民間賃貸住宅供給促進のために必要な措置
住宅供給・帰宅促進実施体制	災害発生後8日目以降 14日目	<ul style="list-style-type: none"> ○一時入居住宅・民間賃貸住宅のあっせん体制確立 ○被災者への一時入居住宅の提供業務開始

第 3 章 災害応急対策
第 10 節 建築物の応急復旧計画

への移行	まで	○指定避難所閉鎖後の入居待機者用施設指定及び提供体制の確立 ○応急仮設住宅提供体制の確立
------	----	---

(2) 市の役割

被災者向け住宅の供給において、市が果たすべき役割については、都市建設部長が関係各部長と協力して、以下のとおり行う。

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
仮設住宅等入居希望状況の把握	○指定避難所における調査 ○被災者総合相談所における調査 ○民生委員等による調査（高齢者・障害者等）
応急仮設住宅建設用地の確保	○公園の被災後の現況の把握 ○その他市内未利用地の現況把握及び用地確保（各部長・関係機関・その他管理者）
一時入居住宅の確保	○市内外公共住宅空家の確保
入居待機者用施設の確保	○市内民間保養所・社宅のうち提供可能なもの ○市施設のうち転用可能なもの（各部長・関係機関・その他管理者）
被災者向け住宅供給計画案の作成	○総戸数及び募集区分別戸数案の作成 ○面積・仕様・規格・付帯設備等案の作成 ○供給実施計画案の作成
県・国等との協議並びに協力要請	○仮設住宅用地（国・県有地等）の提供要請 ○建設業者・資機材等メーカーの広域的な協力を要請 ○供給計画案の協議並びに供給実施計画決定・報告 ○一時入居住宅提供その他の協力要請
日立市建設業協会その他協力団体等への協力要請	○供給・あっせん等協力体制確立の要請 ○供給実施計画案の作成に関する協力要請 ○県・国との協議状況に関する情報の提供
被災者総合相談所・自治会・自主防災組織等における申込等の受付体制の確立	○被災者総合相談所担当職員・自治会・自主防災組織への必要事項の周知及び入居申込用紙の配置 ○市民からの入居申込・住宅提供申出等の受付 ○市民からの相談・苦情等の受付
被災者向け住宅供給に関する広報活動の実施	○市による広報活動の実施 ○報道機関に対する情報の提供及び報道の要請
被災者向け住宅供給対策班の編成	○被災者向け住宅供給実施計画に関する事務 ○各部、防災関係機関、協力団体との連絡調整 ○一時入居住宅、仮設住宅用地等の確保

(3) 要配慮者等に配慮した応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設にあたっては、要配慮者の実情に応じ、その構造、配置に十分配慮するものとする。

第 3 章 災害応急対策
第 10 節 建築物の応急復旧計画

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

2 仮設住宅等入居希望状況の把握

仮設住宅等入居希望状況の把握については、災害発生後 7 日目以内に、以下のとおり各部が分担して完了させる。

なお、調査結果のとりまとめは都市建設部長が行う。

対象区分	担当部	手順その他必要事項
指定避難所に入所している市民等	保健福祉部 教育委員会	(1) 入居希望世帯数・世帯構成の把握 (2) 建設地に関する希望状況の把握（小学校通学区域内にこだわるか否か） (3) 段差の解消等仕様に関する希望内容
被災者総合相談所において把握した希望者	市長公室	
民生委員等が把握した希望者	保健福祉部	(1) ※上記の(1)(2)(3) (2) 介護の要否・程度に関する希望内容

3 用地・資材等の確保

(1) 用地の確保

仮設住宅の供給は、被災者の生活再建支援施策の一環として行われるため、二次災害の危険のないことはもちろん、就職、通学その他生業の見通しのたつような立地条件であることが必要となる。

用地の選定は、それらの点を踏まえ、都市建設部長が関係各部長・機関等の協力を得て、以下のとおり行う。

ア 用地の主な調達先

区分	管理者等	手続その他において留意すべき事項
市	市の公園	①平坦な地形にあり、面積 1000 m ² 以上を有するものであることが望ましい。
	その他の市有未利用地	
県	県の公園	②少なくとも 2 年間は、他の公共的な利用目的を有しないものであることが望ましい
	その他の県有未利用地	
国有未利用地	関東財務局	①地方公共団体が災害時の応急措置用に供する場合、国有普通財産の無償貸与を受けることが可能である。(国有財産法第 22 条第 1 項第 3 号) ②所管の関東財務局に照会し提供を要請する。
その他公有未利用地	各管理機関	①所管の関係機関に照会し提供を要請する。
民有未利用地	各管理者	①将来のトラブルを避けるため、正規の賃貸借用契約書を取り交わす。

イ 用地選定上の目安（建設地の条件）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①浸水等の危険がないこと ②飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと ③就職、通学その他生活再建のための便利がよいこと |
|--|

第 3 章 災害応急対策
第 10 節 建築物の応急復旧計画

(2) 資材等の確保

災害救助法適用後に県が行う応急仮設住宅建設のための建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、県プレハブ建築協会、茨城県建設業協会のあつせんする業者を通じて確保する。

なお、県から委任された場合又は災害救助法が適用されない場合で、本部長が建設を決めるときには、都市建設部長が関係各部長・機関・協力団体等の協力を得て、以下のとおり行う。

資材等の主な調達先

区 分	調 達 先	備 考
プレハブ住宅用 資材	プレハブ建築協会	
	日立市建設業協会	飯場小屋用プレハブの手持ち在庫分転用
	レンタル業者団体	レンタル用プレハブの在庫分の提供要請
コ ン テ ナ	県トラック協会日立支部	耐用年数の過ぎたものも含めて活用し、 改造・転用する。
	県 土 木 部	
キャンピングメ ーカー	全国レンタカー協会	レンタカー用キャンピングカーの在庫分 の提供要請
	キャンピングメーカー・ 輸 入 業 者 等	

4 住宅の建設・確保

(1) 被災者向け供給住宅の区分・仕様

被災者向けに供給することが必要となる住宅の区分・仕様（案）は、入居希望状況調査結果に基づき決定する。

設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報などを県から提供を受ける。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 建設主体

災害救助法適用前の応急仮設住宅の建設は、市が行う。

ただし、災害救助法を適用したときは、県が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市が行う。

市単独で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 建設の方法

災害救助法適用の場合は、県が国と協議して決める。

また、災害救助法が適用されない場合で、市が行う場合は、本部長が決める。

なお、これまでの災害救助法の適用に関する厚生労働省事務次官通知における取扱いのあらましは以下のとおりである。

①建設戸数

災害救助法適用後の応急仮設住宅の建設戸数は、全壊・全焼及び流出等の被害を受けた世帯 3 割以内の範囲で県知事が決定する。

第 3 章 災害応急対策

第 10 節 建築物の応急復旧計画

ただし、被害の程度、住民の経済的能力、住宅事情等を勘案し、これに抛りがたい特別の事情がある場合は、対象数の引上げを県に要請し、協議する。

災害救助法が適用できない場合については、本部長が災害の状況に応じてその都度定める。

②構造

軽量鉄骨組立方式とする。

③規模及び費用

建設住戸は平屋建てとし、必要に応じてこれと同等の長屋建てとする。

1戸当たり床面積及び建設費用は資料編 資料 19-1 のとおりとする。

なお、入居希望世帯の構成状況に応じて、供給住宅の仕様をいくつかのタイプに分けて建設を行うことができる。

④建設工事

災害救助法適用後の応急仮設住宅の工事は、県の監理のもとに、(社)プレハブ建築協会及び茨城県建設業協会があっせんする業者に行うこととなっている。

また、災害救助法が適用されない場合については、都市建設部長が日立市建設業協会の協力を得て実施する。

※ 災害応急復旧工事に関する協定書 (資料編 資料 21-1)

5 被災者への住宅の供給

(1) 入居者の選定

ア 市が入居者の選定を行う場合には、以下のように行う。

①資格基準

災害時において現実に市に居住していることが明らかで、住家が全焼、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、次に掲げる者とする。

a 生活保護法の被保護者並びに要保護者

b 特定の資産のない失業者

c 特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等

d 特定の資産のない勤労者、中小企業者

e 前各号に準ずる経済的弱者等

イ 入居者の選考

入居者の選考は、保健福祉部長が保健福祉部職員、関係各部職員、自治会会長(代表者)、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聞いて行う。

なお、この場合高齢者や障害者が偏って入居することがないように留意する。

(2) 応急仮設住宅の管理

ア 市が管理する場合には、入居期間、使用条件、その他必要な事項を定め、保健福祉部が行う。

なお、供与期間は工事完了の日から2年以内とし、その目的を達成した場合の処分については、災害救助法及びその運用方針による。

イ 応急仮設住宅はあくまでも一時的な使用に耐える最小限度の仮設建物であるため、被災者向け市営・県営住宅の建設、その他住宅のあっせんを行うなどして、市は、早期解消に努めるものとする。

第 11 節 医療救護・防疫等活動計画

第 1 医療救護活動

活動項目
1 情報の収集・提供
2 医療救護活動
3 後方医療活動
4 重症者等の搬送体制の確立
5 人工透析の供給等
6 医薬品・資機材等の確保
7 平常時医療救護体制への移行

担 当	責 任 者	保健福祉部長 消防長、総務部長、市長公室長
	班	保健班、消防部庶務班、警防班、警備班、総務班、広報班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会、関係医療機関、NHK水戸放送局、茨城放送

1 情報の収集・提供

市は、県及びその他市町村、消防機関、医師会等との連携のもとに以下について情報収集を行うとともに、関係機関への情報提供を行う。

また、そのため、平常時から関係機関との連携を緊密に保つとともに、IP無線、エリア配信メール、携帯電話等の災害医療拠点病院等への整備や救急医療情報システムの整備など、広域的な情報ネットワークの構築を図る。

- (1) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (2) 指定避難所、救護所の設置状況
- (3) 医薬品等医療資機材の需給状況
- (4) 医療施設、救護所等への交通状況
- (5) その他参考となる事項

2 医療救護活動

(1) 実施機関

本部長の指揮のもと、保健福祉部長が中心となって医療救護活動を実施する。

保健福祉部長は、必要と認めた場合は、本部長の指示の有無にかかわらず、災害時医療救護体制を確立し、医療救護を実施するとともに、関係機関へ協力を要請する。

また、市に災害救助法が適用されたとき、県は本部長からの要請若しくは医療救護活動が必要と認められた場合に、医療救護班を編成し、被災地域内の県保健福祉部現地対策本部又は日立保健所に派遣することに努める。なお、急性期における災害医療を担うDMATについても同様とする。

第 3 章 災害応急対策計画

第 11 節 医療救護・防疫等活動計画

(2) 救護班出動の要請及びその役割

ア 市の役割

①保健福祉部長は、以下のとおり出動を要請し、必要な措置を講ずるものとする。具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議のうえ統一を図る。

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
日立市医師会への連絡	(1) 災害時医療救護体制確立の要請 (2) 市内被害状況に関する情報の提供 (3) 市本部体制の現況に関する情報の提供
日立歯科医師会への連絡	(1) 災害時医療救護体制確立の要請 (2) 市内被害状況に関する情報の提供 (3) 医療救護所への歯科医師派遣の要請
日立薬剤師会への連絡	(1) 災害時医療救護体制確立の要請 (2) 医療救護所への薬剤師派遣の要請 (3) 医薬品・医療用資機材の供給協力の要請
医療救護所の設置	(1) 医療救護所設営要員の派遣 (2) 精神科医療救護所の設置
関係各部長及び県等への協力要請	(1) 災害時医療救護体制に関する広報活動の要請 (2) 場所・資機材・設備・水道水等の提供協力の要請 (3) 県により編成される医療救護班の派遣要請 (4) 日赤茨城県支部に関する医療救護班の派遣要請 (5) その他の協力要請
収容医療機関の確保	(1) 市内収容医療機関の現況把握 (2) 市外収容医療機関の確保（受け入れ要請）（県・周辺市町村等）
搬送体制の確立	(1) 搬送拠点の確保（ヘリポートの確保） (2) 救急車両他搬送用車両の確保 (3) ヘリコプターの確保（県・民間・自衛隊等）
報道機関対応 （※市長公室長）	(1) NHK等への医療救護体制に関する放送枠確保の要請 (2) 報道機関への災害時医療救護体制に関する紙面確保の要請
医療救護班の編成	(1) 日立市医師会との連絡調整 (2) 市各部、防災関係機関との連絡調整 (3) 医療救護所への医薬品・医療資機材・水等の供給 (4) 収容医療機関の要請に基づく医薬品・資機材・水等の供給 (5) 市民対応

②その他協力要請については、「災害時の医療救護活動に関する協定」、及び「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき、協力を要請する。

※ 災害時の医療救護活動に関する協定 （資料編 資料 12-4）

※ 災害時等の相互応援に関する協定 （資料編 資料 2-1）

第 3 章 災害応急対策計画
第 11 節 医療救護・防疫等活動計画

イ 県の役割

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めるときは、県立病院をはじめ国立病院機構、日赤茨城県支部、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等関係団体、災害拠点病院及びDMA T 指定医療機関に対し、協力を要請する。

また、必要に応じ、国及び県医師会を通じ日本医師会の災害医療チーム（JMAT）の派遣を要請する。

ウ 日立市医師会・日立歯科医師会・日立薬剤師会の役割

保健福祉部長から、災害時医療救護体制確立の要請を受けた場合は、提供を受けたスペース、医療救護活動用資機材、設備、救助物資等を活用し、以下のとおり医療救護活動を行う。

①運営体制

原則として、市保健センター内に、日立市医師会等の医療救護対策本部を置く。

本部員は、その都度日立市医師会責任者が決める。

また、日立市医師会の医療救護対策本部は、市との連絡・調整にあたりとともに、市と連携し広域的な医療ネットワークの維持・運営を行う。

なお、日立市医師会は、自ら必要と認めるときは市の要請を待たずに、医師会医療救護対策本部の設置、収容医療機関の受入れ体制の確立及び医療救護班の編成・出動を行うことができるものとする。

この場合、日立市医師会は、直ちに本部長に通報するとともに、事務連絡要員等の派遣を要請する。

通信網が途絶した状態の場合は、日立市医師会は、次に定める医療救護所、災害現場等に出動し、市職員に医師会員であることを申し出て、医療救護にあたる。また、日立歯科医師会・日立薬剤師会も上記に準じて活動を行う。

②医療救護所への要員派遣

各医療救護所へ派遣する要員の編成については、医師会医療救護対策本部がその都度決めるが、最小限の単位は、以下のとおりとする。

各 医 療 救 護 所				備 考
医 師	歯科医師	薬剤師	事務・連絡要員	
2 名	1 名	1 名	2 名※	※ 事務・連絡要員は市職員等をあてる。

③本部組織の目安

日立市医師会医療救護対策本部の構成は、その都度会長が決めるが、おおむね以下のとおりとする。

班	役 割 項 目
本 部 班	①医療救護関係団体との連絡・調整 ②活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成 ③医療救護要員派遣計画の作成・調整 ④市内外医療救護ボランティア申出の受付 ⑤医療救護ボランティア希望者に対する研修・引継等

第 3 章 災害応急対策計画

第 11 節 医療救護・防疫等活動計画

庶務班	①市、防災関係機関との連絡調整 ②医薬品、医療資器材、物資の調達・保管 ③資金管理、伝票整理その他財務に関すること ④食事の提供、睡眠スペースの確保 ⑤その他本部機能維持業務に関すること
-----	---

(3) 医療救護所設置の目安

ア 設置場所

保健福祉部長は、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり日立市医師会、市消防本部、日立警察署等の協力を得て、医療救護所を設置する。

医療救護所	①市保健センター、十王総合健康福祉センター ②指定避難所（市立小・中学校） ③市内医療機関 ④その他本部長が必要と認めた場所
-------	---

また、必要があると認める場合は、県に対して医療救護所設置を要請し、保健所又は県の施設内に設置するものとする。

ただし、被害が甚大であると認めた場合や市との通信が途絶した場合には、市の要請を待たず、県が設置するものとする。

イ 医療救護所の開設及び運営

医療救護所の開設及び運営実務は、日立市医師会の医療救護対策本部が医療救援ボランティアの受入れ等も含めて行う。

ウ 日立薬剤師会等の協力を得て、各医療救護所に 1 名以上の薬剤師が常駐するよう努める。

エ 精神科救護所の設置

精神科救急医療サービスについては、精神科医療機関等の協力により、各医療機関にて臨時精神科医療救護活動の実施を要請する。

あわせて市保健センター及び十王総合健康福祉センター内に精神科救護所を設置し実施する。

(4) 医療救護及び助産活動

県は、医療救護及び助産活動については、原則として医療救護班が医療救護所において、以下のとおり実施する。

また、災害の状況によって、被災地等を巡回し、医療救護・助産活動を実施する。

なお、医療救護班は、区分の判定及び転送の要否の決定を重点にして救命処置その他の応急的医療救護・助産活動にあたる。

①被災者のスクリーニング（症状判別） ②傷病者に対する応急措置の実施及び必要な医療の提供 ③医療機関・後方医療施設への転送の判断及びその順位の決定 ④転送困難な患者、軽症患者等に対する医療措置 ⑤助産救護 ⑥死亡の確認 ⑦死体の検案 ⑧その他状況に応じた措置
--

第 3 章 災害応急対策計画

第 11 節 医療救護・防疫等活動計画

ア 活動の実施期間

医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長が定めるが、おおむね災害発生の日から 14 日以内とする。

イ 助産について

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した人とし、被災の有無及び経済力を問わない。

なお、助産の範囲は以下のとおりとなっている。

- 分娩の介助
- 分娩前、分娩の処理
- 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は県負担（限度額以内）、その他の場合は、市負担とする。

(5) 応援受入体制の確保

ア 受入れ窓口の明確化

医療救護活動の応援受入れは、市災害対策本部が行うこととし、保健福祉部保健班（健康づくり推進課）を担当窓口とする。

イ 受入れ施設の確保

保健福祉部長は、国、県、関係市町村等から医療救護に係る人的支援を速やかに受け入れるための公共施設を選定し、所管する関係部課又は関係機関と協議のうえ連携を図る。

3 後方医療活動

市域を大雨や大型台風等が襲った場合には、医療機関施設についてもなんらかの被害を受けスタッフもまた被災者となる。また、多くの被災者が重傷・軽傷の区分なく各病院に殺到し一時的な混乱に拍車をかけることも想定される。そのため、この計画では市内の病院施設並びに市外にある高度収容医療機関能力を有する病院施設をあらためて以下のように位置付け、収容医療機関を確保するよう定める。

○後方医療病院

市外にある高度収容医療能力を有する病院とする。後方支援病院へはヘリコプターによる搬送体制も確保されるため県以外の都道府県にある施設は全て受入先の対象となる。

(1) 後方医療施設の確保

ア 措置のあらまし

保健福祉部長は、本部長の指示があったとき、もしくは災害の発生により必要と認めるときは、県を通じて以下のとおり後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）を確保する。

- ① 受入れ可能な総合病院・専門病院への受入れ要請
- ② 近隣都県への受入れ要請
- ③ その他都道府県への受入れ要請

イ 被災病院等の入院患者の受入れ

県は、県内外の病院等における患者受入れ可否についての情報を逐次収集し、各病院等に情報提供する。

第 3 章 災害応急対策計画

第 11 節 医療救護・防疫等活動計画

病院等は、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき、病院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

県は、病院等からの要請を受けて、後方医療施設（精神病院を含む）を確保する。

ウ 広域後方医療施設への搬送

予想される広域広報医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整のうえ、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、市内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。

4 重症者等の搬送体制の確立

(1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて県救急医療情報コントロールセンターや県保健福祉部現地対策本部等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合は、自己所有の患者搬送車等により重症者を搬送するほか、必要に応じて消防機関又は県に対して「救急自動車」「ヘリコプター」等の出動を要請する。

(2) 搬送手段の確保

原則として、被災現場から救護所までは、保健福祉部、都市建設部及び消防本部が、警察署、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て車両もしくは担架による搬送を実施する。

また、救護所から後方医療施設等への搬送については、保健福祉部長が以下のとおり車両若しくはヘリコプターを確保し行う。

ア 消防本部へ救急車両の配車・搬送を要請

イ 消防本部以外の救急車両を各拠点救護所に集結させ搬送を要請

ウ 市所有車又は各医療救護所担当職員が使用している自動車により搬送

エ 県へ患者搬送のためのドクターヘリ及び茨城県防災ヘリの出動を要請

(3) その他の留意事項

ア 当日道路状況図の作成・配布

保健福祉部長は、関係各部長の協力を得るとともに、各救急隊員等からもたらされる情報を整理し、日々刻々と変化する市内の道路状況に関し、既成地図を基にして、「当日道路状況図」を作成し、搬送要員に配布するよう努める。

イ 搬送帰りクルマの有効利用

搬送に使用した車両については、搬送終了後の「帰り」を空車とすることのないよう、医薬品、手術用具、看護衣・ズボン・予防衣（着替用）等必要な物資の補給活動に活用するなど、運用に留意する。

5 人工透析の供給等

(1) 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して提供することが必要である。

県及び市は、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。

なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等へのあっせんに努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

県は、病院等からの要請を受けて、透析医療機関の確保に努める。

(2) 周産期医療の確保

保健師等は、被災地域内の小児慢性疾患児、妊産婦及び新生児の巡回相談や訪問指導を実施する。

併せて、関係医療機関の稼働状況等の情報を収集し、必要時消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

(3) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

県は、市、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。

さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医薬品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

6 医薬品・資機材等の確保

(1) 医薬品・医療用資機材

ア 医療救護班の対応

医療救護所における医療救護及び助産活動に必要な医療資機材等の使用・調達確保については、原則として次のとおり行う。

①医療救護対策班は、各保管場所において市の現有医療資機材及び医薬品を確保し、医療救護所に携行する。

②市の要請により、出動した日立市医師会医療救護班が使用する医薬品医療用資機材については、原則として市の用意した資機材をもって対応するが、必要により自己が携行した医薬品等を使用する。

その場合の使用消耗資材の費用は、市に請求する。

③県編成の医療救護班は、原則として自己が携行した医薬品、医療用資機材を使用する。

イ 不足のときの調達方法

保健福祉部長（医療救護対策班）は、医療・救護助産活動のために使用する医療器具及び医薬品等が不足したときは、日立薬剤師会の協力により調達する。

第 3 章 災害応急対策計画

第 11 節 医療救護・防疫等活動計画

また、県保健福祉部に対して応援を要請する。県保健福祉部は、県薬品卸売業組合に流通備蓄している災害用薬品等を「緊急備蓄医薬品配送フローチャート」により、速やかに供給し、日赤茨城県支部、県薬剤師会その他関係機関との連携を図り調達に努める。

なお、輸血用血液が必要になった場合については、県保健福祉部を通じて、日赤茨城県支部が調達・供給する。

また、医薬品等の陸路での供給が困難な場合は、県防災ヘリコプターによる搬送を講じることとなる。総務部は、市民への献血呼び掛けを要請する。

7 平常時医療救護体制への移行

(1) 移行時期の目安

災害時医療救護体制がしかれる時期は、災害発生後 14 日目までを目安とする。

なお、指定避難所が閉鎖された場合は、それ以前であっても、原則として医療救護所も閉鎖する。

(2) 移行に関する基本方針

災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行は、おおむね以下の基本方針に基づき行う。

ア 災害発生後 1 週間については、日立市医師会を含めた医療救護所体制による。

イ 災害発生後 1 週間経過後については、指定避難所における医療救護所を随時縮小するとともに、原則として、日立市医師会を医療救護所要員から外し、県派遣医師及び応援医師による医療救護体制とする。また、自身の診療所を再開することが可能な日立市医師会会員については、その早期再開を促す。

(3) 措置のあらまし

保健福祉部長は、関係各部長及び関係機関と連携して、災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行がスムーズに行われるよう、おおむね以下のとおり行う。

ア 市保健センター、当番医による休日・夜間救急診療所の再開

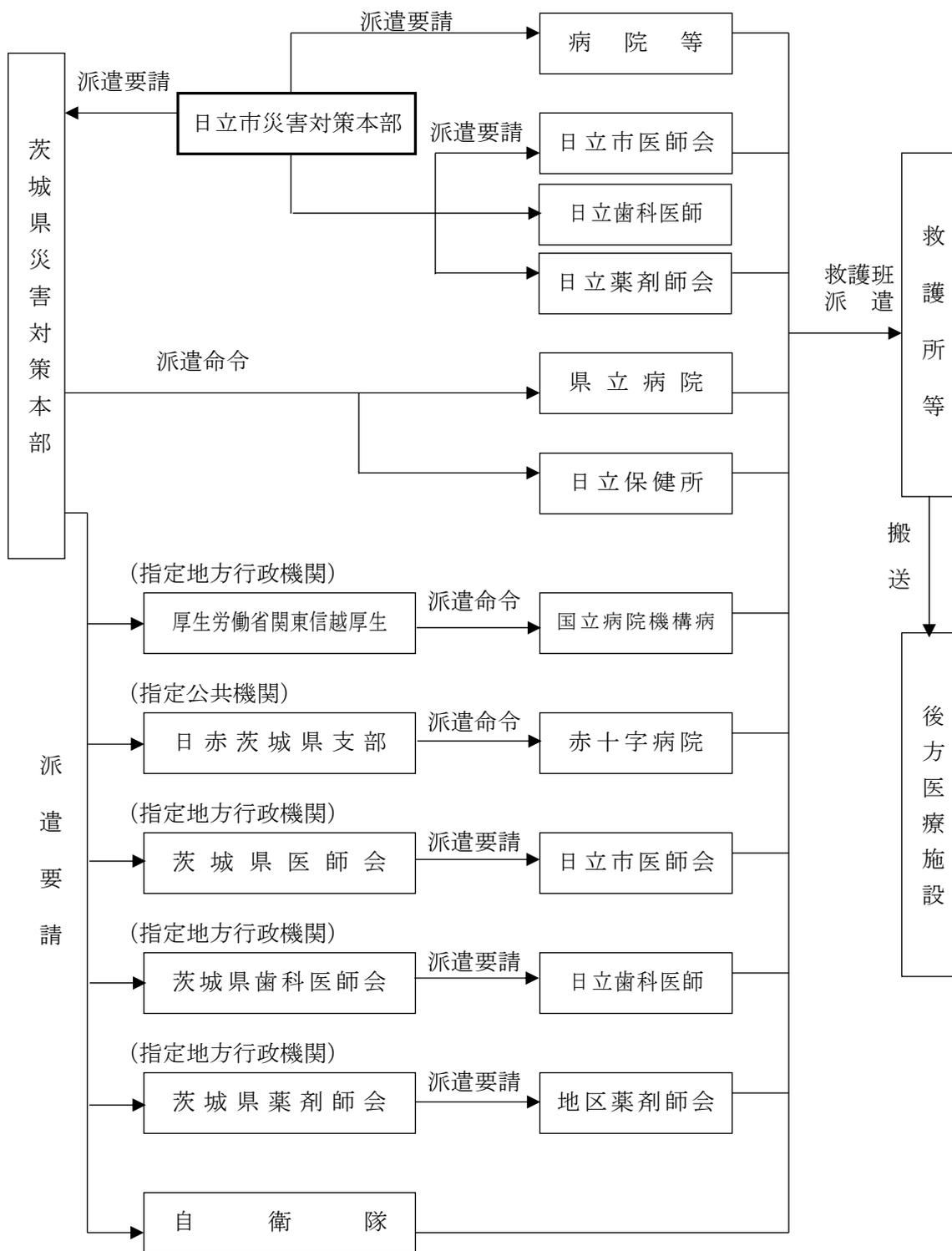
イ 社会福祉・医療事業団による低利融資その他の財政支援措置

ウ 保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置

エ 被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者の負担の軽減措置

オ その他診療所の早期再開のために必要な支援措置

■ 医療救護活動の体系図



第 2 防 疫

活動項目
1 防疫体制の確立
2 実施主体及び時期区分
3 災害防疫の実施方法
4 患者の隔離収容方法
5 防疫用薬剤・資機材の確保
6 状況等の報告

担 当	責 任 者	保健福祉部長 ※ 防疫活動の実施並びに防疫対策に関する総合調整
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	保健班、保健福祉部庶務班、関係各部各班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日上市医師会、医療機関

1 防疫体制の確立

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、保健福祉部長は、関係各部長並びに関係機関と協力・連携して防疫対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。なお、被害が激甚なため又は市の機能が著しく阻害されたため、業務の実施が困難もしくは実施しても不十分であると認めるときは、関係機関へ協力を要請する。

2 実施主体及び時期区分

災害の際の防疫活動は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、市が決定する。

市域を大規模な災害が襲った場合における「防疫」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所の衛生管理状態の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置の実施 ○被災地の良好な衛生状態を維持するために必要な限度における消毒その他必要な応急措置の実施 ○第一次対策実施計画の検討及び体制の確立 ○市民・事業所に対する良好な衛生状態維持の協力要請並びに防疫策計画に関する広報
第一次対策(指定避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○第一次対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ 指定避難所等の仮設トイレの衛生管理の指導 ※ 指定避難所等の食品・飲料水の衛生管理の指導 ※ 感染症防止のために必要な臨時予防接種の実施 ※ 被災者に対する入浴機会の確保 ※ 被災動物の保護収容対策 ○第二次対策実施計画の検討及び体制の確立

第二次対策(指定避難所閉鎖以降)	災害発生後 15 日目以降	○第二次対策の実施 ※ 仮設住宅等における防疫対策 ※ 被災動物の保護収容対策 ○平常時防疫・保健衛生体制への移行
------------------	------------------	--

3 災害防疫の実施方法

(1) 市の業務

保健福祉部長は、本部長の指示があったとき、又はその必要があると認めたときは、関係各部長と協力して保健所と連携して以下の業務を行う。

なお、各班の編成については、その都度保健福祉部長が決定する。

市で困難と認めた場合は迅速にその旨、県保健福祉部に連絡し協力を要請する。

項 目	措 置 の あ ら ま し
被害者に対する衛生指導	台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗の励行を指導する。
指定避難所の消毒	必要に応じて、便所その他の消毒を行う。
被災家屋等の消毒	被災家屋、下水のあふれ出し箇所、その他必要と認める場所の消毒を行う。なお、消毒薬を交付して自主的に消毒するよう協力を求める。
県が行う防疫対策への協力	臨時予防接種の実施その他

(2) 県の業務

県は、市の防疫に関する協力の要請があったとき、若しくは被災の状況、その他により必要と認めたときは、保健所職員をもって組織する防疫関係組織などにより、次の事項を行う。

また、被災状況に応じ、自衛隊に対し防疫活動を要請する。

項 目	措 置 の あ ら ま し
防疫業務	○健康診断（保菌者検索を含む。）及び検病調査 ○指定避難所の防疫指導・応急治療・臨時予防接種の実施 ○感染症予防の広報 ○市の防疫活動の指導
防疫検水業務	○細菌学的検査 ○井戸の使用の禁止又は許可

(3) 他市町村への応援の要請

防疫・保健衛生対策のために必要な資材、薬品及び実施のための要員等について、不足する場合は、他市町村に対して、応援・協力を求める。

(4) 事前広報の実施

防疫の実施にあたっては、市報等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。

なお、具体的な広報実施に際しては、以下に掲げる点に留意する。

ア 生水の飲用に対する注意

イ 食中毒の防止のための注意

4 感染症患者の指定医療機関への収容

(1) 県は、医師の届出により必要に応じて患者を指定医療機関へ搬送する。

(2) 市は、県の指示により汚染された場所の消毒を行う。

5 防疫用薬剤・資機材の確保

市が行う初期防疫活動は、市が備蓄する分を使用して行う。

市備蓄分で不足するときは、県備蓄医薬品の供給を要請し、また、県指定医薬品販売業者、日立薬剤師会等に供給を要請し調達する。

6 状況等の報告

市は、警察等の関係機関や関係団体等の協力を得て、患者の発生状況等を随時茨城県被害情報等報告要領に基づき、県保健福祉部及び日立保健所へ報告する。

第 3 保健

活動項目
1 保健衛生対策の実施方法
2 食品の衛生監視
3 その他の保健衛生対策

担当	責任者	保健福祉部長 ※ 保健衛生対策に関する総合調整
		関係各部長 ※ 所管事務に基づくこと
	班	保健班、保健福祉部庶務班、関係各部各班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、医療機関

1 保健衛生対策の実施方法

(1) 市と県の役割分担

区分	保健衛生対策	生活環境衛生対策
市	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所における健康相談・栄養指導 ○仮設住宅等における健康相談・栄養指導 ○健康診断の実施 ○県から指示された場合の臨時予防接種及び消毒の実施 ○入浴機会の確保 ○その他県が行う対策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所における消毒及び衛生指導 ○指定避難所における食品衛生指導 ○被災家屋・井戸等の消毒 ○その他県が行う対策への協力
県	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症サーベランスの実施 ○健康診断の実施 ○必要と認める場合の臨時予防接種実施 ○伝染病患者の収容、広報活動等予防のために必要な措置 ○その他市が行う対策への協力支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水の衛生指導 ○弁当製造業者に対する衛生監視 ○市外業者の場合の直轄自治体への要請 ○食品・環境衛生関係営業施設への対策 ○被災動物の保護収容対策 ○その他市が行う対策への協力支援

(2) 他市町村への応援の要請

保健衛生対策のために必要な資材、薬品及び実施のための要員等について、不足する場合は、他市町村に対して、応援・協力を求める。

第 3 章 災害応急対策計画
第 11 節 医療救護・防疫等活動計画

(3) 事前広報の実施

保健衛生対策の実施にあたっては、市報等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。なお、具体的な広報実施に際しては、以下に掲げる点に留意する。

ア 指定避難所等における仮設トイレの衛生的使用の必要性

イ 指定避難所等における手洗いの励行

2 食品の衛生監視

災害時には、停電や断水などによる冷凍機器の機能低下や飲料水の汚染等により食料品が腐敗、汚染されることが考えられる。

このため、日立保健所の食品衛生監視員は、食品の安全確保を図ることとなっている。

保健福祉部長は、本部長の指示があったとき、若しくは、その必要があると認めたときは、日立保健所に対し食品の衛生監視を要請する。

なお、日立保健所長の指揮のもと、食品衛生監視員は以下のような活動を行う。

- (1) 救護食品の監視指導
- (2) 飲料水の衛生指導
- (3) 弁当製造業者等その他食品関係業者の監視指導
- (4) その他食料品に起因する危害発生の防止

3 その他の保健衛生対策

(1) 巡回栄養指導

市は、管理栄養士や保健師等が主となり日立保健所、その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、指定避難所・被災地及び仮設住宅に暮らす市民に対し、食生活に関する栄養バランスについての適切なアドバイスを行う。

(2) 健康診断

市は、保健所、日立市医師会その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、被害を受けた市民の健康的な生活を取り戻すため、指定避難所及び仮設住宅等において健康診断を実施する。

これにより健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り、医療機関への受診促進を図る。

(3) 入浴機会の確保

市は、日立保健所、その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、指定避難所の被災者及び内風呂の使用が困難な被災者の入浴機会を確保し、良好な衛生状態の維持に努める。

具体的には、その都度、可能な方法によるが、例えば自衛隊の野営風呂、仮設シャワーの設置、開設可能な公衆浴場への燃料のあっせんとタンクローリーによる水の補給等により行う。

第 4 飲料水及び供給施設の安全確保

活動項目	
1	飲料水の安全確保
2	供給施設の安全確保

担当	責任者	公営企業管理者（水道技術管理者・上下水道部長）
		関係各部長 ※ 所管事務に基づくこと
	班	調査復旧班（浄水）、関係各部各班
	関係機関	県（日立保健所）その他関係機関

1 飲料水の安全確保

浄水班は、災害の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成して採水し、水質検査を実施し、安全の確保に努める。

また、他の市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

2 供給施設の安全確保

(1) 水

水は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。

したがって、市企業局が関係機関の協力を得て最優先で供給する。

特に病院等の施設については、災害発生後直ちに、市企業局が水の確保状況を照会し、水の供給に万全を期す。

(2) 電気

電気は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。

そのため、電気の供給が停止した場合、東京電力が最優先で通電再開を行うよう、あらかじめ拠点救護所の設置状況について、その旨要請しておくものとする。

特に、「後方支援病院」となる施設については、災害発生後直ちに、総務部が電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、東京電力に対し、移動電源車の出動を要請する。

また、各施設から要請があった場合は、総務部長を通じて、自家発電機用の燃料の供給を行う。

(3) 電話その他の通信手段

電話その他の通信手段は、災害時における医療救援活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。

そのため、特に「後方支援病院」において電話の使用が困難になった場合は、NTT東日本に対し、携帯電話・災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。

また、必要に応じて、総務部長が防災行政無線又はIP無線を携帯した連絡員を派遣する。

第 5 死体の搜索処理等

活動項目
1 実施機関及び実施時期
2 実施内容

担当	責任者	保健福祉部長	※ 要搜索者名簿の作成、安否確認の照会受付までの業務総括
		消防長	※ 行方不明者及び遺体の搜索
		生活環境部長	※ 遺体の検案、遺体の収容・埋火葬に関する協力
		関係各部長	※ 所管事務に基づく協力
班	保健福祉部庶務班、消防部庶務班、警防班、警備班、衛生班、関係各部各班		
関係機関	自衛隊、茨城海上保安部、県（生活環境部、保健福祉部）、日立警察署 日立市医師会、日赤茨城県支部、消防団		

1 実施機関及び実施時期

(1) 実施機関

死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、本部長の指揮のもとに行う。

ただし、災害救助法を適用したときの死体の処理については知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市が行う。

市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 対策実施上の時期区分

市域を大規模な災害が襲った場合における「遺体の搜索・収容・埋葬」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生直後の緊急措置 (第一次対策)	災害発生後 7日目まで	○指定避難所等における「要搜索者名簿の作成」及び「遺体の発生状況」に関する概要把握 ○遺体の搜索・収容・火葬に必要な人員、資機材等並びに処理のための施設の確保 ○遺体の搜索・遺体安置所への収容 ○収容された遺体の検案・火葬（期内完了目標） ○市民・事業所に対する「行方不明者の把握、遺体の搜索・収容・火葬」対策への協力要請、その他必要な事項に関する広報並びに相談受付業務
第二次対策 (指定避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	○第二次対策計画の実施 ※ 要搜索者名簿に基づく搜索 ※ 発見された遺体の遺体安置所への収容

第 3 章 災害応急対策計画
第 11 節 医療救護・防疫等活動計画

		<ul style="list-style-type: none"> ※ 収容された遺体の検案・火葬 ※ 市民合同葬の実施 ○第二次対策計画に関する広報、相談受付業務
第三次対策 (指定避難所閉鎖以降)	災害発生後 15 日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○第三次対策計画の実施 ※ 要搜索者名簿に基づく搜索・収容・埋葬 ※ 行方不明者搜索作業の完了時期に関する検討 ※ 合同慰霊祭の実施に関する計画の検討 ○第三次対策計画に関する広報、相談受付業務

2 実施内容

(1) 市の役割

区分	遺体の搜索	遺体の収容・埋葬
市	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所等における市民への聴取 その他に基づく行方不明者リストの作成 ○被災地における搜索作業の実施 ※災害救助法適用後は、知事の補助機関として行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○検視又は検案を終えた遺体の一時安置所への輸送 ○遺体の身元確認 ○遺体の火葬並びに仮埋葬措置 ○身元不明遺体の遺骨の保管 ○その他身元不明遺体の処分

(2) 対策実施前の準備措置

ア 遺体処理体制の確立

保健福祉部長は、生活環境部長、消防長その他関係各部長、日立警察署、その他の関係機関と連携・協力し、以下の手順により遺体処理体制を確立する。

- ①近隣斎場の被害状況を把握し、斎場の確保に努める。
- ②消防部その他関係各部、自衛隊、日立警察署、その他の関係機関等と連携・協力し、遺体搜索のために必要な資機材、要員並びに遺体検案のための遺体安置所、火葬までの一時安置所等を確保する。
- ③市内葬祭関係業者等に協力を要請し、収容・保存等のために必要な棺、ドライアイスその他の資材搬送のための車両、納棺作業等を指導するための要員を確保する。
- ④「遺体数」が市で確保した近隣の斎場の処理能力を上回ると想定される場合は、県を通じて収容・処理に関する広域的応援体制の確立、応援派遣の実施を要請する。

イ 遺体処理実施計画の策定

保健福祉部長は、被害の状況に応じて、以下の項目を骨子とする「遺体処理実施計画」を策定する。

①処理すべき遺体の推定

要搜索者名簿、住宅の全・半壊数その他の被害状況資料等による。

②遺体安置所・一時安置所の確保

関係各部及び県（警察その他）との協議・協力により、市域をいくつかの区域に分け、各区域に 1 箇所以上の遺体安置所・一時安置所を確保する。

具体的な選定に際しては、広域処理支援体制との連携に留意する。なお、遺体安置所・一時安置所は可能な限り同一場所とする。

第3章 災害応急対策計画

第11節 医療救護・防疫等活動計画

③遺体安置所・一時安置所における管理等

遺体安置所・一時安置所における納棺業務、管理業務等を適切に行うため、市の要員を配置するとともに、葬祭業者・民間警備会社等の協力を得る。

④処理に要する機関の目安

遺体の収容については7日目までに、埋・火葬については14日目までに、それぞれ完了させるよう努める。

ウ 他市町村・関係機関・団体等への応援の要請

遺体の捜索・収容・埋葬体制を迅速に行うため、必要な要員、資材、薬品及び火葬場その他の施設について、以下のとおり応援を要請する。

項目	要請先機関・団体等
捜索	自衛隊、県警本部（日立警察署）、茨城海上保安部
検案	茨城県医師会、茨城県歯科医師会、日赤茨城県支部、日立市医師会
納棺・保存	市内葬祭関係業者、寺院、全日本葬祭業協同組合連合会
移動・搬送	自衛隊、全国霊柩車自動車協会
火葬	県（保健福祉部）、県内他市町村、全日本葬祭業協同組合連合会

エ 事前広報の実施

遺体の捜索・収容・埋葬対策にあたっては、市報等を通じて随時市民・事業所等の協力を要請する。

なお、具体的な広報実施に際しては、以下に掲げる点に留意する。

① 行方不明者の捜索・収容における市民等の応援協力の必要性
② 遺体安置所・一時安置所の設置場所に関する事項
③ 遺体の収容、検案、埋葬までに必要な手続に関する事項
④ 遺体の埋火葬計画に関する事項
⑤ その他、遺体の処理に関する相談業務受付に関する事項

(3) 捜索依頼・届出の受付等

所在の確認できない市民に関する問い合わせや、行方不明者の捜索依頼・届出の受付及び要搜索者名簿の作成は、保健福祉部長が警察署と協力して、以下のとおり行う。

■ 捜索依頼・届出の受付等

ア 届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他の特徴」について、可能な限り詳細に聴き取り、記録する。
イ 「届出」リストを市（保健福祉部）に通報する。
ウ 保健福祉部は、「届出」リストのうち指定避難所記録簿、医療救護班診察記録簿その他市で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報、安否情報等により生存が確認されるものを除外し「要搜索者名簿」を作成する。

※ 行方不明捜索届出書（資料編 資料22-8）

(4) 捜索の実施

捜索は、要搜索者名簿に基づき、市災害対策本部が日立警察署、消防団、自衛隊その他の関係機関及び自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、以下のとおり実施する。

■ 捜索活動の手順

- ア 搜索活動は、保健福祉部及び消防部が連絡を密接にとりながら実施する。
- イ 搜索活動中に遺体を発見したときは、本部長及び日立警察署長に連絡する。
- ウ 発見した遺体は、現地の一定の場所に集め、警察による検視を受ける。
- エ 検視終了後の遺体は、指定された遺体安置所に集め、検案を待つ。
なお、その間、所要の警戒員を配置し監視を行う。

(5) 遺体の収容・安置

保健福祉部長は、検案を終えた遺体について、日立警察署等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり収容・安置する。

■ 遺体の収容・安置の手順

- ア 保健福祉部長は、市内の寺院、公共施設等遺体の安置（収容）に適切な場所を選定して、市域をいくつかの区域に分け、各地域に 1 箇所以上の遺体の「一時安置所」を開設する。
なお、適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。
- イ 市内葬祭業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。
- ウ 死体検案書（写し）を引継ぎ、死体処理台帳及び遺留品処理票を作成する。
- エ 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- オ 遺族その他より遺体引き受けの申し出があったときは、遺体処理台帳により整理の上、引き渡す。
- カ 遺体引受人が見つからない遺体については、本部長を身元引受人として、死体埋（火）葬許可証の発行手続をとる。

※ 遺体処理台帳 （資料編 資料 22-9）

(6) 埋・火葬

引き取り手のない遺体の取り扱い及び遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合は以下のとおり、生活環境部が応急措置として、遺体の火葬場への搬送を実施する。

なお、遺体の搬送については、自衛隊、民間葬祭業者等に依頼し行う。

■ 遺体の火・埋葬の手順

- ア 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- イ 遺体を火葬する場合は、災害死体送付票を作成のうえ、指定された火葬場に搬送する。
- ウ 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付のうえ、所定の遺骨遺留品保管所に一時保管する。
- エ 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ、引き渡す。
- オ 遺体が多数若しくはその他やむを得ない事情のため、市の火葬場で処理できないときは、県に連絡し、県内外他市町村火葬場の協力を要請する。
- カ 身元不明の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管する。
この場合、1 年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、市が別に定める場所に移管する。

第 3 章 災害応急対策計画

第 11 節 医療救護・防疫等活動計画

(7) その他

茨城海上保安部は所属巡視船艇又は航空機等の応援派遣を得て捜索にあたる。

市は、災害により茨城県及びその周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、捜索実施機関に協力することとする。

保健福祉部長は、収容した死体のうち、日立警察署と協力して身元が判明した者については、知事又は市長と連絡を密にし、所定の手続を経て遺族に引き渡す。

また、身元不明の死体については、日立警察署と協力して身元確認に努める。

第 12 節 清掃・汚染防止計画

第 1 ごみの処理

活動項目
1 基本方針
2 対策実施前の準備措置
3 第一次ごみ処理対策の実施
4 第二次ごみ処理対策の実施

担当	責任者	生活環境部長、市長公室長、関係各部長
	班	ごみ処理班、広報班、関係各部各班
	関係機関	関係事業所

1 基本方針

(1) 対策実施上の基本指針

市域を大規模な災害が襲った場合における「ごみの処理」対策の実施にあたっては、以下の 4 点を基本指針とする。

ア 生ごみ・有害ごみ等緊急に処理すべきごみを収集する。

イ 指定避難所・市が設置した医療拠点施設から発生するごみを収集する。

※ 医療機関等事業所から排出される廃棄物は、原則排出者責任において処理する。

ただし、処理困難な場合は、適宜協議しながら適切な処理方法を確保する。

ウ 被害の甚大な地域から収集する。

エ 中間処理（焼却・破砕）の緊急性が低いごみ種については、仮置場にいったん搬送するなどして、被災地・被災施設からの排出を行う。

(2) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区分	期間の目安	措置の目安
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 3 日目まで	○ごみの発生状況（要収集施設・場所、量、質等）の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ○緊急活動用道路上の堆積物のうち、安全な通行を確保するため必要な限度における収集・搬出措置 ○有害ごみ発生状況の把握及び当面の危険防止措置 ○災害廃棄物処理実行計画（第一次）の検討及び体制の確立 ○市民・事業所に対するごみ分別・排出抑制等の協力要請並びにその他収集計画に関する広報
第一次処理対策（指定避難所開設期間）	災害発生後 4 日目以降 14 日目まで	○第一次ごみ処理対策の実施 ※指定避難所・医療対策施設からの収集 ※要配慮者専用施設からの収集 ※その他拠点施設からの収集

		<p>※被災地放置ごみの収集</p> <p>○有害ごみに対する安全対策上必要な措置</p> <p>○災害廃棄物処理実行計画（第二次）の検討及び体制の確立</p>
第二次処理対策（指定避難所 15 日目閉鎖以降）	災害発生後 15 日目以降	<p>○第二次ごみ処理対策の実施</p> <p>※市若しくは民間ごみ処理施設における中間処理</p> <p>※仮置場における中間処理</p> <p>※最終処分</p> <p>○有害ごみに対する安全対策上必要な措置</p> <p>○平常時収集体制への移行</p>

2 対策実施前の準備措置

(1) ごみ処理体制の確立

生活環境部長は、以下の手順によりごみ処理体制を確立する。

- ア 焼却処理施設、破砕処理施設その他のごみ処理施設及び収集運搬車その他機材の被害状況を把握したのち、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有する収集・処理能力の維持に努める。
- イ 「ごみ量」が市の有する収集・処理能力を上回ると想定される場合は、県を通じて、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。
- ウ 委託業者・許可業者等に協力を要請する。

(2) ごみの収集と処理

ア ごみの収集運搬

ごみの収集運搬は、清掃班を編成して実施するものとし、班の編成基準はおおむね以下による。

■ ごみ処理班編成基準

- | |
|--------------------------|
| ○運搬車（トラック 2t 車）：1 台 |
| ○作業員：5 人 |
| ○所要器具：スコップ、作業衣類付属一式各作業員分 |
| 上記 1 班の 1 日処理能力 11t |

イ ごみの処理方法

ごみ処理は、焼却場にて焼却するもののほか必要に応じて埋立て等環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

ウ ごみ処理量の算出基準

ごみ処理量は、おおむね以下の方法によって算出し、収集、処理の対策を講じる。

■ ごみ処理量算出基準

- | | | |
|---|--------|------|
| ○全壊（流失） | 1 戸につき | 1t |
| ○半壊 | 1 戸につき | 0.5t |
| ○床下浸水 | 1 戸につき | 0.2t |
| $(\text{全壊戸数} + \text{流出戸数}) \times 1t + (\text{半壊戸数}) \times 0.5t + (\text{床下浸水戸数}) \times 0.2t$ <p style="text-align: right;">＝要総処理量（t）</p> | | |

第3章 災害応急対策計画
第12節 清掃・汚染防止計画

(3) 災害廃棄物処理実行計画の策定

生活環境部長は、被害の状況に応じて「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。策定にあたっては、おおむね以下を目安として一次・二次の2段階に分けるものとする。

区 分	救援対策拠点施設	被害が甚大な地域	被害が軽微な地域
燃えるごみ	災害発生後7日目まで 直接収集方式(随時) 8日目以降14日目まで 直接収集方式(週2回) ※15日目以降についてはその都度決定	災害発生後7日目まで 臨時収集ステーション 方式(随時) 災害発生後8日目以降 臨時収集ステーション 方式(週2回)	災害発生後8日目以降 当分の間 収集ステーション方式 (週1回)
燃えないごみ (不燃物)	災害発生後7日目まで 直接収集方式(随時) 8日目以降14日目まで 直接収集方式(週1回) ※15日目以降についてはその都度決定	災害発生後7日目まで 臨時収集ステーション 方式(随時) 災害発生後8日目以降 臨時収集ステーション 方式(週1回) ※15日目以降についてはその都度決定	災害発生後15日目以降 当分の間 収集ステーション方式 (月2回)
粗大ごみ	災害発生後7日目まで 直接収集方式(随時) 8日目以降14日目まで 直接収集方式(週1回) ※15日目以降についてはその都度決定	災害発生後7日目まで 臨時収集ステーション 方式(随時) 災害発生後8日目以降 臨時収集ステーション 方式(週1回) ※15日目以降についてはその都度決定	災害発生後15日目以降 収集ステーション方式 (月1回)
有害ごみ	専門処理業者の協力により優先順位をつけて行う。		
医療廃棄物	医療機関等から排出される医療廃棄物は、原則、排出者責任において処理する。ただし、処理困難な場合は、適宜協議しながら適切な処理方法を確保する。		排出者が処理。ただし業者委託による場合は災害発生後15日目以降

(4) 仮置場の確保(一時集積場所)

短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処理に至るまでの間、一時的に集積する場所が必要になることから、あらかじめ、関係各部、機関との協議・協力によりその候補地等をリストアップし、仮置場(一時集積場所)として確保する。

なお、具体的な場所の選定、設置方法、管理方法等については、災害廃棄物処理実行計画に定めるところによる。

(5) 他市町村への応援処理の要請

ごみ処理施設能力の余裕がある応援市町村に対して、救援物資等を輸送してきた応援他市町村の「帰り車」を利用して、ごみの応援処理をしてくれるよう協力を求める。

なお、協力が得られた応援市町村との「ごみ」の受渡しは、各指定避難所その他の救援対策施設において直接行う方式と「仮置場」経路による方式の主に 2 つを想定する。

(6) 事前広報の実施

ごみ処理対策の実施にあたっては、市報等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請するとともに、関係各部、機関との協議・協力により収集方式の周知徹底に努める。

なお、具体的な広報実施に際しては、以下に掲げる点に留意する。

- | |
|---|
| ア 被害軽微地域に対する収集一時中止措置の必要性 |
| イ 分別排出と排出抑制の協力要請 |
| ウ 各地域に収集日の区分の徹底 |
| エ 有害・危険廃棄物等の分別の徹底及び適正処理の遵守 |
| ※ 例えば、使用済のカセットボンベの「使いきりの確認」「分別」、適正処理困難物（タイヤ・廃油・消火器等）の混入禁止など |
| オ 平常時収集体制への移行に関する見通し |

3 第一次ごみ処理対策の実施

第一次ごみ処理対策については、生活環境部長がその都度作業計画を策定し実施するが、おおむね以下のとおり行う。

- (1) 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、生活環境部は委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し、市清掃センター等へ搬送し焼却処理する。
- (2) その他の「燃えるごみ」及び「燃えないごみ」については、いったん仮置場に搬送のうえ、状況に応じて焼却施設若しくは破砕施設に搬送し適切に処理する。
- (3) 医療廃棄物については、排出者処理が困難な場合、医療機関等との協議の上、適切な処理方法を確保する。
- (4) 道路等に排出若しくは放置された廃棄物は、生活環境部が応援市町村・直営及び委託業者等の協力による車両を適宜配車して、仮置場まで収集・搬送する。
- (5) 倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、本章本節第 3 「がれき等の処理」による。
- (6) ごみが放置されていた道路、空地については、必要に応じて定期的な消毒を行う。

4 第二次ごみ処理対策の実施

第二次ごみ処理対策については、生活環境部長がその都度作業計画を策定し実施するが、おおむね以下のとおり行う。

- (1) 処理のあらまし
 - ア 仮置場において、必要に応じて中間処理のための設備を設置し、可能な限り減量化を図る。
 - イ 仮置場において、可能な限り資源の分別回収に努め、リサイクル業者に対し買取・搬送の協力を求める。

第 3 章 災害応急対策計画
第 12 節 清掃・汚染防止計画

ウ その他の「燃えるごみ」及び「燃えないごみ」については、いったん仮置場に搬送のうえ状況に応じて、焼却施設もしくは破砕施設に搬送し適切に処理する。

(2) 平常時収集体制への移行

平常時収集体制への移行については、作業の進捗状況、被災地の状況等を踏まえて、段階的に行う。

なお、その場合、移行スケジュールについて、あらかじめ関係各部・機関・自主防災組織等と協議のうえ、市民・事業所に対する広報活動を十分行うものとする。

第 2 し尿の処理

活動項目
1 基本方針
2 対策実施前の準備措置
3 仮設トイレの設置
4 第一次し尿処理対策の実施
5 第二次し尿処理対策の実施

担当	責任者	生活環境部長 保健福祉部長 ※ 指定避難所における仮設トイレの良好な衛生状態の維持に関すること 上下水道部長 ※ 下水道活用によるし尿処理の協力 その他関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	衛生班、保健班、調査復旧班（下水道）、調査復旧班（浄化）、関係各部各班

1 基本方針

(1) 対策実施上の基本指針

市域に大規模な災害が襲った場合における「し尿の処理」対策の実施にあたっては、以下の3点を基本指針とする。

ア 下水道整備区域において、通水機能が確保される場合は、流下用の水を確保することによって、水洗トイレ（下水道機能）を有効に活用する。なお、既にマンホールトイレが整備されている避難所においては、積極的にマンホールトイレを使用する。

※ マンホールトイレ整備状況一覧（資料編 資料 15-6）

イ 仮設トイレの設置によるし尿の収集・処理を行う。

ウ 仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材の確保については、収集委託・許可業者の全面的な協力を得るとともに、県を通じて広域的な応援体制の確立により対処する。

(2) 対策実施上の時期区分

対策実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 3 日目まで	○し尿の要収集施設・場所、量等の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ○仮設トイレの補充確保及び必要な箇所への設置 ○バキュームカーの補充確保 ○災害廃棄物処理実行計画（第一次）の検討及び体制の確立 ○市民・事業所に対する仮設トイレの設置場所、利用上の留意事項並びに収集計画に関する広報
第一次処理対策 (指定避難所開設期間)	災害発生後 4 日目以降 7 日目まで	○第一次し尿収集対策の実施 ※指定避難所・医療対策施設等拠点施設からの服集 ※その他仮設トイレからの収集 ○し尿の広域的処理（市の処理能力を上回る場合） ○災害廃棄物処理実行計画（第二次）の検討及び体制の確立
第二次処理対策 (指定避難所閉鎖以降)	災害発生後 8 日目以降 15 日目まで	○第二次し尿収集対策の実施 ※汲み取り地域からのし尿の収集 ※指定避難所・医療対策施設等拠点施設からの収集 ※その他仮設トイレからの収集 ○し尿の広域的処理（市の処理能力を上回る場合） ○平常時収集・処理体制への移行

2 対策実施前の準備措置

(1) し尿処理体制の確立

生活環境部長は、上下水道部長その他関係各部長の協力を得て、以下の手順によりし尿処理体制を確立する。

ア し尿処理施設及びバキュームカーその他の機材並びに下水道施設の被害状況を把握したのち、必要に応じて応急復旧措置を講じ、保有する収集・処理能力の維持に努める。

イ 収集すべき「し尿量」が市の有する能力を上回ると想定される場合は、県を通じて、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。

ウ 委託業者・許可業者等に協力を要請する。

(2) し尿の収集と処理

し尿の収集運搬は、班を編成して実施するものとし、班の編成基準はおおむね以下による。

■ し尿処理班編成基準

- | |
|--------------------------|
| ○運搬車（1.8t 車）：2 台（運転者付） |
| ○作業員：8 人 |
| 上記 1 班の 1 日処理能力：8 キロリットル |

(3) 災害廃棄物処理実行計画の策定

生活環境部長は、被害の状況に応じて「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。策定にあたっては、おおむね以下を目安として一次、二次の 2 段階に分けるものとする。

ア 処理すべき量の推定

災害発生後に処理すべきし尿の排出者は、下水道機能の活用が困難な指定避難所の入所者と汲み取り地域内の世帯数及び事業所等の帰宅困難者とする。

第 3 章 災害応急対策計画
第 12 節 清掃・汚染防止計画

排出対象者の総数と以下の基準により推定し、平常時における処理計画を勘案して、し尿の処理対策実施のための検討材料とする。

■ し尿処理算出基準

(全壊戸数+流出戸数+床上浸水戸数+床下浸水戸数) × 75 リットル
= 要総処理量 (リットル)

■ し尿処理量算出のための原単位

事 項	基 準	備 考
1 人 1 日当たりのし尿排出量	1.4 ^{リットル}	標準的な大人の想定量
標準的な仮設トイレ 1 基容量	350 ^{リットル}	80 人 3 日当たりのし尿排出量に相当
※ 1 世帯当たりの想定人口	2.6 人	平成 12 年国勢調査統計から

イ 仮設トイレ・バキュームカー等の確保

断水や下水道施設の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、収集委託・許可業者の全面的な協力を得るとともに、県を通じて広域的、若しくは全国的な応援体制の確立により対処する。

(4) 他市町村への応援処理の要請

し尿の処理能力の余裕がある応援他市町村に対して、応援処理を要請する。

なお、応援処理については、各指定避難所その他の救援対策施設において、直接バキュームカーにより応援収集する方式と、バキュームカーによる搬入受入方式の 2 つを想定する。

(5) 事前広報の実施

し尿処理対策の実施にあたっては、市報等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。特に以下に掲げる点について周知徹底を図る。

ア 被害軽微な汲み取り地域に対する収集一時中止措置の必要性

イ 仮設トイレ利用上の留意事項

ウ 平常時収集体制への移行に関する見通し

3 仮設トイレの設置

生活環境部長は、下水道機能の活用によるし尿の処理が困難な、拠点施設・被災地域における「し尿の処理対策」として、以下のとおり仮設トイレを設置する。

区 分	仮 設 ト イ レ 設 置 の 目 安
設置すべき場所	(1) 指定避難所（指定避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合） (2) その他被災者を収容する施設 (3) 高層集合住宅 (4) 住宅密集地（地域内でトイレが不足又は使用不可能な場合）
設置すべき個数	利用者人口 30 人当たり 1 箇所
設置期間	下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、その必要がないと認めるときまで

4 第一次し尿処理対策の実施

(1) し尿収集の実施

ア 仮設トイレによる場合については、防疫対策上の観点から指定避難所・医療対策拠点施

第 3 章 災害応急対策計画
第 12 節 清掃・汚染防止計画

設その他の拠点施設を最優先で収集する。

イ 収集したし尿については、し尿処理施設へ運搬し処理する。

ウ 下水道管路・ポンプ場等の排水施設の処理機能が確認された場合は、収集時に最寄りの汚水マンホール等から直接投入する。

(2) し尿の広域的処理

し尿処理施設の被災の状況により、必要と認める場合は、県内他市町村に対して、し尿の応援処理を要請する。

5 第二次し尿処理対策の実施

(1) し尿収集の実施

ア 汲み取り地域について、収集を開始する。

イ 収集したし尿の処理については、交通渋滞の要因となることのないよう、必要に応じて収集地域区分毎に臨時の搬入先の下水処理場を指定し行う。

ウ 下水道管路・ポンプ場等の排水施設の処理機能が確認された場合は、収集時に最寄りの汚水マンホール等から直接投入する。

(2) 平常時収集・処理体制への移行

施設等の復旧状況により、関係各部及び各防災関係機関と協議して、平常時収集・処理体制への移行手順について検討する。

第 3 がれき等の処理

活動項目	
1	基本方針
2	対策実施前の準備措置
3	第一次がれき等処理対策の実施
4	第二次がれき等処理対策の実施
5	第三次がれき等処理対策の実施
6	道路関係及び河川関係の除去計画

担当	責任者	生活環境部長	※ 解体時における分別・減量化・再利用並びに環境対策の徹底
		都市建設部長 関係各部長	※ 河川・道路におけるガレキ等障害物の除去
	班	ごみ処理班、清掃班、土木班、管理班、関係各部各班	
	関係機関	関係事業所	

1 基本方針

(1) 対策実施上の基本指針

市域に大規模な災害が襲った場合における「がれき等の処理」対策の実施にあたっては、以下の 4 点を基本指針とする。

ア 指定避難所等救援対策施設、被害の甚大な地域からの収集・搬出を最優先で行う。

イ 河川・国道等により市域を区分し、各エリアに 1 つ以上の仮置場を確保し、搬出動線の簡略化と車両運用の効率化を図る。

第 3 章 災害応急対策計画
第 12 節 清掃・汚染防止計画

ウ がれき等発生地、仮置場のそれぞれにおいて、可能な限り分別・減量・再利用を行い、最終処分すべき総量の最小化を図る。

エ 収集・搬出・中間処理（分別・減量・再利用）及び最終処分場への搬出の各場面において、国・県・産業廃棄物関係業者・団体の全面的協力を得る。

(2) 対策実施上の時期区分

対策実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 3 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○がれき等の発生状況（地域、量、質等）の把握 ○緊急活動用道路上の障害物のうち、安全な通行を確保するため必要な限度における収集・搬出措置 ○有害物質発生状況の把握及び当面の危険防止措置 ○災害廃棄物処理実行計画（第一次）の検討及び体制の確立 ○市民・事業所に対する排出抑制・分別処理等の協力要請並びにその他処理計画に関する広報
第一次処理対策（指定避難所開設期間）	災害発生後 4 日目以降 14 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○第一次がれき等処理対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※指定避難所等救援対策施設からの収集・搬出 ※被害が甚大な地域のがれき等の収集・搬出 ○有害物質に対する安全対策上必要な措置 ○災害廃棄物処理実行計画（第二次）の検討及び体制の確立
第二次処理対策（指定避難所閉鎖以降）	災害発生後 15 日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○第二次がれき等処理対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※仮置場における中間処理 ※産業廃棄物処理許可業者による中間処理 ※産業廃棄物処理許可業者等による最終処分 ※市最終処分場での最終処分 ○有害物質に対する安全対策上必要な措置 ○平常時収集体制への移行
第三次処理対策（指定避難所閉鎖以降）	災害発生後 2 年以内完了	<ul style="list-style-type: none"> ○第三次がれき等処理対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※仮置場等における中間処理 ※広域的支援体制による中間処理（焼却・再生） ※広域的支援体制による最終処分 ※広域的支援体制による有害物質の処理

2 対策実施前の準備措置

(1) がれき等処理体制の確立

生活環境部長は、都市建設部長の協力のもと、以下の手順によりがれき等処理体制を確立する。

ア 市清掃センターの中間処理施設において、「ごみ」の処理を行い、市最終処分場で「がれき等」の受入れを行う。

ただし、市最終処分場は「安定型産業廃棄物処分場」と「管理型一般廃棄物最終処分場」

第 3 章 災害応急対策計画
第 12 節 清掃・汚染防止計画

に分かれており、埋め立てする廃棄物に制限があるため、災害時の「がれき等」最終処分については、注意を払う。

イ 「ごみ量」「がれき等」が市の保有する処理能力を上回り、受入れが困難な場合は、民間業者のがれき等中間処理施設及び収集運搬車その他機材の被害状況を把握するとともに、がれき等の搬出・処理対策の実施協力を要請する。

ウ 「がれき等の量」が、民間業者も含めて市の保有する中間処理能力を上回ると想定される場合は、県を通じて、搬出・処理に関する広域的な応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の策定

生活環境部長は、被害の状況に応じて「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

策定に当たっては、おおむね以下を目安として一次、二次、三次の 3 段階に分けるものとする。

ア 仮置場の確保

関係各部、機関との協議・協力により市域をいくつかの区域に分け、それぞれの区域毎に 1 つ以上の仮置場を確保する。

イ 仮置場における搬入管理等

「仮置場」への搬入・搬出管理を適切に行うため、市の要員を配置するとともに、民間警備会社等の協力を得る。

また、被災地以外の搬入をチェックするため、仮置場への搬入券の交付等必要な措置を講じる。

ウ 分別・減量化・再利用等の目安

分別・減量化・再利用等については、おおむね以下を目安として必要な仮置場における種類別スペース配分計画・中間処理体制・手順等の計画を策定し行う。

分 別	減量化の手法	再利用の手法	備 考
木 質 系	焼 却 破 砕	破砕し、製紙用やボード用のチップとして再生利用	他自治体・業者等への依頼。 又は、簡易焼却炉破砕設備等の移動プラントを仮置場に設置し処理
金 属 系		鉄くず・アルミその他	磁選による
コンクリート系	破 砕	再生路盤材	規格粒度 30mm 以下に調整
		再生コンクリート骨材 埋立用材・基礎裏込材	処理が必要 粗割状態 (30cm 以下)
プラスチック系	破 砕		
有害 廃 棄 物	アスベスト	他のものと混入しないように収集、運搬し、埋立処分にあたっては、耐水性の材料で二重梱包又はコンクリートで固形化することが必要。	
	薬剤処理 木 材	建築材として、防腐剤や防蟻剤等の薬剤処理を施されたものが増加している。とりわけ「野焼き」は厳禁である。	

エ 処理に要する期間の目安

「仮置場」への搬出完了については発生後 1 年以内、「最終処分」の完了については 2 年以内とする。

第 3 章 災害応急対策計画
第 12 節 清掃・汚染防止計画

(3) 事前広報の実施

がれき等処理の実施にあたっては、市報（災害生活情報）等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。

なお、特に以下に掲げる点に留意する。

ア 指定避難所等救援対策施設、被害の甚大な地域を最優先することへの理解の要請

イ 分別排出と排出抑制の協力要請

ウ 有害・危険廃棄物等の分別の徹底及び適正処理の遵守

エ 搬入券等必要な書類の交付方式によること

3 第一次がれき等処理対策の実施

第一次がれき等処理対策については、生活環境部長がその都度作業計画を策定し実施するが、おおむね以下のとおり行う。

(1) 各区域を単位として、各事業所へ作業委託を行う。

(2) 仮置場を各事業所に確保し、区域内で発生した「がれき等」の受入れを行う。

(3) 原則として、各現場において、「木質系」「コンクリート系」「金属系」の分別を行うよう指導・監視に努める。

(4) 仮置場については、火災対策を講ずるとともに、必要に応じて定期的な消毒を行う。

4 第二次がれき等処理対策の実施

第二次がれき等処理対策については、生活環境部長がその都度作業計画を策定し実施するが、おおむね以下のとおり行う。

(1) 仮置場において、必要に応じて中間処理のための設備（簡易焼却炉・破砕機・金属磁選機等）を設置し、可能な限り減量化を図る。

(2) 仮置場において、可能な限り資源の分別回収に努め、リサイクル業者に対し買い取り・搬送の協力を求める。

(3) 産業廃棄物処理許可業者等の協力を得て、焼却施設もしくは破砕施設に搬送し、適切に処理する。

(4) 焼却灰を含め、埋め立て最終処分については県と調整のうえ、適切に処理する。

5 第三次がれき等処理対策の実施

第二次がれき等処理対策終了後も、なお処理不可能な場合は、災害発生後 3 年以内に最終処分が完了されるよう、県・国と協議し、第三次がれき等処理対策に係る実行計画を策定し、速やかに処理を行う。

6 道路関係及び河川関係の除去計画

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第 15 条及び第 16 条に規定する道路管理者が行う。

この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については、最優先に実施する。

(2) 河川関係障害物除去計画

ア 河川

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去する。

第 3 章 災害応急対策計画
第 12 節 清掃・汚染防止計画

イ 海上

茨城海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

ウ その他

湖沼等においては、県、市及び管理者がその機能を確保するため、関係機関と協議又は協力を要請し、必要な措置を講ずる。

第 4 災害時の環境保全対策

活動項目
1 基本方針
2 有害物質にかかわる二次災害防止対策
3 大気・水の監視
4 建築物の被災若しくは解体に伴う対策

担当	責任者	生活環境部長
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	環境保全班、ごみ処理班、清掃班、建築指導班、関係各部各班
	関係機関	関係事業所

1 基本方針

(1) 対策実施上の時期区分

市域を大規模な災害が襲った場合における「環境保全」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度国・県・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生直後の緊急措置(第一次対策)	災害発生後 7 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○有害物質取扱事業所における被害状況等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ※主要工場・事業場に対する緊急ヒアリング調査 ※必要な場合における応急措置の指示 ○建築物等の解体、ごみ・がれき等処理対策の実施に伴う大気等の汚染防止措置の遵守の徹底、監視 <ul style="list-style-type: none"> ※アスベスト飛散防止のために必要な措置 ※その他粉塵の飛散防止のために必要な措置 ※ダイオキシン対策として、特に「野焼き禁止」の徹底と監視 ○市民・事業所に対する「環境保全」対策への協力要請、その他必要な事項に関する広報、苦情等相談受付業務 ○第二次対策計画の検討及び実施体制の確保

第 3 章 災害応急対策計画
第 12 節 清掃・汚染防止計画

<p>第二次対策(指定避難所開設期間)</p>	<p>災害発生後 8 日日以降 14 日日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○有害物質取扱事業所における 2 次災害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ※被災地域を中心とする事業場等向けアンケート調査 ※主要工場・事業場に対する現地調査（立入り） ※必要な場合における応急措置の指示 ○建築物の解体、ごみ・がれき等処理対策の実施に伴う大気等の汚染防止措置の遵守の徹底、監視 <ul style="list-style-type: none"> ※アスベスト飛散防止のために必要な措置 ※その他粉塵の飛散防止のために必要な措置 ※ダイオキシン対策として「野焼き禁止」の徹底と監視 ○第二次対策計画に関する広報、苦情等相談受付業務 ○第三次対策計画の検討及び実施体制の確保
<p>第三次対策(指定避難所閉鎖以降)</p>	<p>災害発生後 15 日目以降</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○有害物質取扱事業所における 2 次災害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ※必要な場合における汚染範囲の特定、汚染物質除去計画の検討調査 ※必要な場合における汚染拡大防止措置（除去、土壌改良、地下水の飲料禁止措置、汲み上げ浄化等） ○建築物の解体、ごみ・がれき等処理対策の実施に伴う大気等の汚染防止措置の遵守の徹底、監視 <ul style="list-style-type: none"> ※アスベスト飛散防止のために必要な措置 ※その他粉塵の飛散防止のために必要な措置 ※ダイオキシン対策として「野焼き禁止」の徹底と監視 ○第三次対策計画に関する広報、相談受付業務

(2) 市と県の役割分担

区分	大気汚染防止法に基づく措置	水質汚濁防止法等に基づく措置
市	<ul style="list-style-type: none"> ○国（環境省）、県に対する大気環境モニタリング調査の実施要請並びに協力 ○県が行う有害物質取扱事業所に対する被害調査への協力（環境関連設備・施設の適正点検整備、その他環境保全対策に関する指導） <ul style="list-style-type: none"> ※県知事の協力要請に基づく ○その他県が行う対策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○市水質調査地点における水質汚濁調査の実施 ○関係市町村に対する水質汚濁調査実施の要請 ○汚染源となる工場、事業場に対する汚染防止に必要な排水検査・改善指導等 ○その他県が行う対策への協力
県	<ul style="list-style-type: none"> ○国（環境省）に対する大気環境モニタリング調査の実施要請並びに協力 ○有害物質取扱事業所に対する被害調査（環境関連設備・施設の適正点検整備、その他環境保全対策に関する指導） 	<ul style="list-style-type: none"> ○流域市町村による水質汚濁調査の調整 ○国（環境省）に対する水質汚濁調査の実施要請並びに協力 ○汚染源となる工場、事業場に対する汚染防止に必要な排水検査・改善命令等

<p>○有害物質による 2 次災害防止のための必要な技術指導</p> <p>○アスベストモニタリング調査の実施</p> <p>○その他、市が行う対策への協力支援</p>	<p>○その他、市が行う対策への協力支援</p>
--	--------------------------

(3) 他市町村・関係機関・団体等への応援の要請

災害時における環境保全対策を迅速に行うため、生活環境部長は必要な要員、資材、薬剤及び処理施設等の応援を要請する。

(4) 事前広報の実施

生活環境部長は、環境保全対策の実施にあたっては、関係各部長の協力を得て、市報（災害生活情報）等を通じて、事前に市民・事業所等の協力を要請する。

なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- ア 大気等の汚染のおそれがある箇所に関する情報の市本部への提供
- イ できるだけ解体工事現場等の粉塵の発生する場所には近付かない。
- ウ 手洗・うがいの励行
- エ 防塵マスク着用の呼びかけ
- オ その他大気等の汚染のおそれがある箇所に関する留意事項

2 有害物質にかかわる二次災害防止対策

大規模な災害が発生した場合、生活環境部長は関係各部長並びに国・県・関係機関等と連携・協力して、おおむね以下のとおり行う。

(1) 緊急汚染調査

被災により有害物質が漏洩した場合、大規模な大気等の汚染及び水質汚濁等のおそれがある主要工場については、災害発生後できるかぎり速やかに電話、現地調査その他の方法により緊急ヒアリングを行う。また、必要に応じて適切な措置を講ずるよう指導する。

(2) 被災状況調査及び緊急現地調査

被災地域を中心として、有害物質を取り扱う工場、事業所をリストアップし、被災状況を把握するためアンケート調査を実施する。

また、そのうち主要な工場に対しては、緊急現地調査（立入り）を行い、被害状況を把握するとともに、大気等の汚染に対する二次災害防止について技術指導を行う。

3 大気・水の監視

大規模な災害が発生した場合における大気等の汚染調査については、その都度、国・県・関係機関等と協議して決める。

4 建築物の被災もしくは解体に伴う対策

国・県及び関係機関等と協議して、その都度決める実施マニュアルによるが、おおむね以下のとおり指導監督を行う。

(1) 粉塵飛散防止対策

工事現場においては、シートでカバーするとともに、できる限り水を確保し、解体作業時に散水を行うなどの飛散防止対策を講ずる。

(2) アスベスト飛散防止対策

ア 解体・撤去工事を行う元請け事業者は、当該建築物が吹き付けアスベストを使用している可能性のある建築物であるか否かをあらかじめ確認すること。

第 3 章 災害応急対策計画

第 12 節 清掃・汚染防止計画

イ 吹き付けアスベストを使用している可能性のある建築物については、工事着工前に吹き付けアスベストの使用の有無等について、現地調査を実施する。

調査の結果、使用していることが判明した場合は、市生活環境部長及び都市建設部長に報告する。

ウ 吹き付けアスベスト使用建築物又は吹き付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講ずる。

- 事前に除去できる場合については、事前に除去する等飛散防止対策を実施する。
- 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合については、薬剤の散布による固化又は散水の実施による。
- 全壊した建物で、飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。

エ 吹き付けアスベスト使用建築物又は吹き付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物について、解体・撤去工事が完了したとき、市生活環境部及び都市建設部に報告する。

(3) がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う元請け事業者は、運搬時の荷台シートカバーを義務付けるとともに、その他県知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講ずる。

なお、散水用の水等については、災害対策本部会議にて飲料用・医療用・消火用等とともに水道施設の復旧まで優先利用等の調整を行う。

第 13 節 応急教育計画

第 1 応急教育の基本方針

活動項目
1 事前準備
2 応急教育実施上の基本指針
3 応急教育実施上の時期区分
4 応急教育の実施体制

担当	責任者	教育長（教育部長）
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	教育部庶務班、学校教育班、生涯学習第 1 班・2 班、学校班、関係各部各班
	関係機関	県教育庁、私立教育施設

1 事前準備

(1) 公立学校

ア 学校長は、学校の立地条件等を考慮した上で、常に災害時の応急教育について検討するとともに、学校における防災マニュアル等あらかじめ適正な計画を立てておく。

イ 学校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じるものとする。

- | |
|--|
| ①市教育委員会との連携を密にとり、計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。 |
| ②児童・生徒等の避難訓練や防災教育を適切に実施するとともに、保護者との連絡方法を明確にする。 |
| ③市教育委員会、日立警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網を確立する。 |
| ④勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員へ周知する。 |

指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。

また、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。

指定避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、指定避難所と同様の対応ができるよう努める。

(2) 私立学校

学校長は、公立学校に準じて、学校における防災マニュアル等を策定し、保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図るなど、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講じる。

また、指定避難所に指定されている学校は、市と運営方法についてあらかじめ協議しておく。市は、私立学校に防災マニュアル等の策定を指導する。

2 応急教育実施上の基本方針

市域を大規模な災害が襲った場合の応急教育の実施にあたっては、以下の点を基本方針とする。

- (1) 市は、応急教育の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え教職員団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。
- (2) 市民・事業所は、市・県等が行う、応急教育の実施に対して、最大限の協力をする。

3 応急教育実施上の時期区分

応急教育の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度市教育委員会・PTA その他協力団体と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生初期の緊急措置(指定避難所開設初期)	災害発生後 7 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所開設並びに避難者の受入措置に関する協力 ○校内被災箇所・危険箇所の点検・調査並びに当面必要な安全措置の実施(立入り禁止措置等) ○所属教職員の安否確認並びに動員の指示 ○安否不明の教職員リストの作成 ○児童・生徒の安否確認・所在の把握 ○安否不明の児童・生徒リストの作成 ○疎開児童・生徒リストの作成 ○第一期応急教育対策計画の検討並びに準備
第一期応急教育の実施(指定避難所開設後期)	災害発生後 8 日目以降 14 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○第一期応急教育対策の実施 ※指定避難所及び校区内児童・生徒の「心のケア」対策を兼ねて行う ○安否不明の児童・生徒に関する再調査 ○疎開児童・生徒リストの作成 ○被災校舎の補修並びに仮設校舎の建設 ○第二期応急教育対策計画の検討並びに実施体制の確立(教材類・要員等の確保) ○第一期応急教育に関する広報活動並びに相談業務
第二期応急教育の実施(指定避難所閉鎖以降、仮設住宅設置期間中)	災害発生後 15 日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○第二期応急教育対策の実施 ※児童・生徒の「心のケア」対策、平常時教育体制への移行を中心として行う ○疎開児童・生徒のアフターケア ※学校再開の連絡、その他必要な措置 ○被災校舎の建て替え若しくは耐震補強計画の検討並びに実施 ○第二期応急教育に関する広報活動並びに相談業務

4 応急教育の実施体制

(1) 応急教育の形態

教育長は、事前計画に基づき、関係各部長、国・県・PTA その他協力団体等、市民等と連携・協力し、災害時における応急教育を統一かつ適切に行う。

(2) 役割分担

応急教育の実施体制を構成する市、関係機関・団体及び市民の役割はおおむね以下のとおりとする。

第 3 章 災害応急対策計画

第 13 節 応急教育計画

ア 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役 割 の あ ら ま し
市・市教育委員会	①応急教育実施のための市内学校間応援要員の確保並びに実施計画の作成 ②被災校舎の安全点検・危険度判定調査の実施 ③調査結果に基づく必要な補修、補強その他必要な措置の実施 ④代替校舎の確保、仮設校舎の建設その他応急教育実施のために必要な施設の提供 ⑤教科書その他学用品の調達並びに被災児童・生徒への配布 ⑥市の所掌する学校納付金の減免等の措置 ⑦その他応急教育実施のために必要な措置 ⑧応急教育に関する広報活動並びに相談業務 ⑨その他保護者等への対応
県	①応急教育実施のための他市町村間応援要員、学用品類の確保並びに実施計画の作成に関する支援 ②県立学校授業料の納付期間の延長又は免除 ③その他応急教育実施のために必要な支援 ④学校施設の応急的な復旧確保のために必要な支援 ⑤その他市が行う応急教育への協力
国・防災関係機関	①応急教育実施のための応援要員、教材類の確保に関する支援 ②その他応急教育実施のために必要な支援 ③学校施設の応急的な復旧確保のために必要な支援 ④その他市が行う応急教育への協力
P T A ・ 学 校 医 ・ その他学校関係団 体等	①児童・生徒の安否確認並びに安全確保に関する協力 ②指定避難所における応急教育実施への協力 ③指定避難所・校区における児童・生徒の健康維持、「心のケア」対策に関する協力 ④登・下校の安全確保のために必要な協力 ⑤市が行う児童・生徒向け相談業務に関する協力 ⑥その他市・県が行う応急教育への協力

イ 学校（教職員）の役割

役 割 の あ ら ま し
①児童・生徒の安否確認並びに安全確保 ②発災直後の児童・生徒、職員及び学校施設に関する被害状況の報告 ③初期における指定避難所運営に関する協力 ④指定避難所及び校区における児童・生徒の「心のケア」対策 ⑤疎開先の児童・生徒へのアフターケア ⑥登・下校路の危険箇所把握並びに必要な措置 ⑦応急教育案の検討並びに実施 ⑧その他応急教育に必要な措置

第3章 災害応急対策計画

第13節 応急教育計画

ウ 市民（自治会・自主防災組織等）の役割

役割のあらまし
①地域における児童・生徒の安否確認並びに指定避難所の運営に関する協力
②指定避難所における応急教育実施への協力
③その他応急教育に必要な措置への協力

(3) 私立学校の災害時の体制

学校長は、児童・生徒及び教職員並びに施設・設備の状況を把握し、被害状況等を市教育委員会及び県教育庁に報告するとともに、適切な対策及び措置を行い、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

第2 災害発生初期の緊急措置

活動項目
1 指定避難所設置に伴う学校としての協力
2 学校施設の被災状況の把握等
3 児童・生徒・教職員の安全確保若しくは安否の確認等
4 第一期応急教育の検討並びに準備

担当	責任者	教育長（教育部長）
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	教育部庶務班、学校教育班、学校班、関係各部各班
	関係機関	県教育庁、私立教育施設

1 指定避難所設置に伴う学校としての協力

(1) 指定避難所開設に関する協力

学校長若しくは当日居合わせた教職員、その他学校教職員は、被災した地域等からの避難者があった場合は、速やかに体育館等大きなスペースのとれる場所に誘導し、被災後の精神的ショックが緩和されるよう努める。

なお、その後直ちに教育長にその旨連絡し、指定避難所運営担当職員の出遣を求める。

(2) 指定避難所運営に関する協力

学校長若しくは当日居合わせた教職員、その他の学校教職員は、市の指定避難所運営担当職員若しくはその他の市職員が到着するまでの間、避難者に対し、あらかじめ定める指定避難所運営マニュアル等に従い必要な措置を行う。

また、学校長は、必要に応じ、学校教職員を指定避難所運営等に従事・協力させる。

※ 指定避難所運営マニュアル（資料編 資料4-7）

(3) その他留意すべき事項

ア 学校長、もしくは当日居合わせた教職員は、被災者に対する応対に際しては、被災直後の精神的ショックや混乱状態にあることを念頭におき接するよう努める。
イ 高齢者、障害者、病弱者、乳幼児等、指定避難所生活において支援を要する避難者の所在を最優先で把握し、速やかにスペースの確保、専用避難所等への移送、その他必要な措置を講ずることができるよう努める。

ウ 指定避難所運営は、学校教職員・市職員だけでは困難であることについて避難者にも理解を求め、あらゆる局面で自主防災組織、PTAその他避難者等の協力を引き出すよう努める。

2 学校施設の被災状況の把握等

(1) 学校教職員による校内被災箇所・危険箇所の点検等

学校長若しくは当日居合わせた教職員、その他の学校教職員は、災害等によりその必要があると認めた場合は、直ちに学校施設の被災状況を調査し、校内被災箇所・危険箇所を把握し、可能な範囲における応急修理、立入り禁止措置その他必要な措置を講ずる。

学校長は、設備の被害状況とあわせて、教育長に報告し、修理・代替設備の供給その他必要な措置を講ずるよう要請する。

(2) 市教育委員会による安全点検の実施

教育長は、災害時によりその必要があると認めた場合は、関係各部、県・国等関係機関、日立市建設業協会、その他協力団体と連携・協力して、市内学校施設の安全点検を実施する。

3 児童・生徒・教職員の安全確保もしくは安否の確認等

学校長は、児童・生徒・教職員の在校時間中に災害が発生した場合には、児童・生徒・教職員の安全確保に努めるとともに、在籍の児童・生徒・教職員の安否を確認し、教育長へ連絡する。

登下校路の安全が確認された場合は、教育長へ連絡の上、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとる。

また、災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認めた場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

夜間・休日等に災害が発生した場合については、各学校の定めている連絡網により行うが、教職員は、大規模な災害が発生したことを知った場合には、学校長からの指示・連絡を待つことなく、自主的に所属の学校に参集し、指定避難所の初期における運営協力、並びに児童・生徒の応急教育の実施に従事する。

また、教育長は、児童・生徒・教職員の安否の確認について、各学校長、関係各部、各指定避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね次のとおり行う。

(1) 安否及び所在地の確認

ア 主な確認ルート

- 学校（教職員）の調査に基づく報告
- 保健福祉部の現認に基づく報告
- PTA・自主防災組織その他による調査に基づく報告
- その他防災関係機関による調査に基づく報告

イ 「安否不明リスト」作成上の留意点

- 学校単位
- 必要となる対策の種別・規模を把握するために必要な状況項目別
 - ※保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障害の有無等

(2) 疎開児童・生徒リストの作成

学校長は、保護者からの届出、学校教職員による地域訪問等により把握した情報等を基に疎開児童・生徒リストを作成する。

これにより「避難先」に対する照会や児童・生徒への連絡を行う。

第 3 章 災害応急対策計画
第 13 節 応急教育計画

なお、保健福祉部長は、必要に応じて学校長に対し疎開児童・生徒リストの作成並びに提出を求めるものとする。

4 第一期応急教育対策計画の検討並びに準備

各学校長は、教育長及び保健福祉部長と協議のうえ、災害発生後 8 日目開始を目安として、指定避難所開設期間中の児童・生徒の「心のケア」と対策としての第一期応急教育を、おおむね以下のとおり行うよう検討し準備する。

(1) 措置のあらまし

ア	校庭若しくはその他指定避難所内、その他の適当なスペースを確保し行う。
イ	教材の有無にこだわることなく、また屋内外にこだわることなく行う。
ウ	時間は、午前中若しくは午後の数時間とし、生活規則を作ることにポイントをおく。

(2) その他留意事項

ア	被災者に対する事前、事後のパブリック・リレーション（※参照）を十分行う。
イ	「心のケア」対策に関する、専門家のアドバイスを得ながら、行動するよう努める。

※ パブリック・リレーションとは、PR（広報）活動に加え「よい相互関係を保つための活動」全般を総称する。

第 3 第一期応急教育の実施

活動項目
1 第一期応急教育対策の実施
2 第二期応急教育対策計画の検討並びに準備
3 指定避難所運営に関する協力

担当	責任者	教育長（教育部長）
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	教育部庶務班、学校教育班、学校班、関係各部各班
	関係機関	県教育庁、私立教育施設

1 第一期応急教育対策の実施

災害発生後 8 日目開始を目安として、指定避難所内若しくは学校長が適当と認める場所において、第一期応急教育を実施する。

対象は、指定避難所及び校区内の児童・生徒とする。

2 第二期応急教育対策計画の検討並びに準備

指定避難所が閉鎖される 15 日目開始を目安として、教育長は、指定避難所開設期間中に必要な措置として、関係各部、関係機関・団体等並びに各学校長の協力を得て、第二期応急教育の検討並びに準備を、おおむね以下のとおり行う。

なお、児童・生徒の「心のケア」対策を適切に行えるよう、日立市医師会、その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。

(1) 施設の確保

学校施設の被害状況並びに指定避難所の現状等に関する調査を踏まえ、学校長と連絡のうえ、おおむね次のとおり応急教育実施のための場所を確保する。

第 3 章 災害応急対策計画
第 13 節 応急教育計画

災 害 の 程 度	応急教育対応方法
校舎の被害が軽少な時	速やかに応急処理をして授業を行う
校舎の被害が相当に大きい が、一部校舎の使用が可能な 場合	残存の校舎で合併又は二部授業を行う
校舎が使用不可能又は通学が 不能の状態にあるが、短期間 に復旧できる場合	臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う
校舎が全面的な被害を受け、 復旧に長期間を要する場合	交流センター・体育館その他の公共施設の利用又は 他の学校の一部を使用し授業を行う

(2) 応急教育実施要員の確保

学校長は、出勤可能な職員の人数により、被災した教職員の補充若しくは交代要員の科目別必要数を算定し、教育長に必要な措置を講ずるよう要請する。教育長は、災害状況に対応して、学校間における教職員の応援、県（教育庁）への協力要請、教職員の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学校編成を行うなど速やかに調整を図り、応急教育の早期実施に努める。

(3) 教科書・学用品の調達及び支給

第二期応急教育実施のために必要と認めた場合は、教科書・学用品を調達し、必要な児童・生徒に支給する。なお、以下には災害救助法の適用された場合の取扱いについて示す。

ア 実施機関

学用品の供給は、災害救助法適用の有無にかかわらず、市長が行う。

イ 災害救助法による学用品の供給

災害救助法を適用した場合の学用品の供給は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

区 分	取 扱 い 内 容
学 用 品 の 供 給 対 象 者	①災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童・生徒等であること。 ②小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に限る。
学用品供給の方法	①学校及び教育委員会が協力して行う。 ②被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を樹立して行う。 ③応急教育実施に必要なものに限り支給する。 ④文房具、通学用品はできるだけ同一規格、価格のもので行う。

ア 学用品の品目

区 分	取 扱 い 品 目
教 科 書 及 び 教 材	教科書は、教科書の発行に関する臨時措置法第 2 条第 1 項に規定する教科書とし、教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材であること。
文 房 具	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
通 学 用 品	運動靴、傘、カバン、長靴等

第 3 章 災害応急対策計画

第 13 節 応急教育計画

イ 学用品供給の費用限度

区 分	費 用 の 限 度 額
教科書（教材含む。）代	実費
文房具及び通学用品	資料編 資料 19-1

ウ 学用品の供給期間

教科書（教材を含む）については、災害発生日から 1 か月以内、文房具及び通学用品については、15 日以内とする。

ただし、交通・通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県（知事）が厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(4) 授業料等の減免

区 分	減免内容（徴収猶予・免除）
市の措置	市は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について、それぞれ児童・生徒の被災の程度に応じて行う。
県の措置	茨城県立高校の授業料、入学料、入学者選抜手数料、受講料及び聴講料の納入義務者等が被災により授業料等の徴収猶予若しくは免除が必要であると認められるときは、関係条例及び規則の規程により、授業料等の徴収猶予若しくは免除の措置を講ずる。

(5) その他の留意事項

ア 登下校路の安全確保

児童・生徒の安全な登下校を確保するため、必要に応じて、臨時通学路の指定、PTA 等の協力による通学安全指導要員の配慮を行う。

イ 保護者等への連絡

第二期応急教育の実施計画が確定した場合は、速やかに児童・生徒及び保護者に連絡する。あわせて、第二期応急教育が適切に行われるよう必要な協力を要請する。

ウ 疎開児童・生徒への連絡

疎開児童・生徒及び保護者への連絡については、学校長が行う。

3 指定避難所運営に関する協力

学校長は、指定避難所開設期間中において、学校経営に支障のない限りにおいて、指定避難所運営に協力する。

その他「第 2 災害発生初期の緊急措置」を準用する。

第 4 第二期応急教育の実施

活動項目
1 第二期応急教育の内容
2 児童・生徒の「心のケア」対策

担当	責任者	教育長（教育部長）
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	教育部庶務班、学校教育班、学校班、関係各部各班
	関係機関	県教育庁、私立教育施設

1 第二期応急教育の内容

指導内容、教育内容については、状況に応じて、学校長が教育長と協議し決定するが、初期においては、おおむね以下のとおり行う。

(1) 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
ア 飲み水、食物、手洗い等の飲食関係の衛生指導	ア 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。
イ 衣類、寝具の衛生指導	イ 児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。
ウ 住居、便所等の衛生指導	
エ 入浴その他身体の衛生指導	

(2) 学習に関する教育内容

ア 教材、資料を必要とするものはなるべく避ける。
イ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば、体育、理科の衛生等を主として指導する。
ウ 教科書の給付が可能になった時点で、平常時教育計画へ移行する。

(3) 私立学校における体制

学校長は、施設・設備並びに教職員及び児童・生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

2 児童・生徒の「心のケア」対策

教育長は、関係各部長その他関係機関、日立市医師会等の協力団体、その他専門家並びに各学校長と連携・協力して、学校における児童・生徒の「心のケア」対策を行う。

(1) 災害ストレスのサイン

子どもたちの中には、地震後、何らかの形で「災害ストレスのサイン」を出している場合がある。一番多いサインは、「眠れなくなる」ことである。

その他「地震ごっこ」などの遊びの形で表れるものや、「赤ちゃん化」と総称されるものなどがある。

いずれの場合も「災害ストレスのサイン」として、見逃さないこと、そして、むやみに否定的な態度をとることなく、しっかり受け止めることが大切である。

以下に代表的ものを示す。

○指をしゃぶるようになる	○眠れなくなる
○親や教師にまわりつくようになる	○イライラする
○食欲がなくなる	○悪夢を見てうなされるようになる
○おねしょや便をもらすようになる	○一人になるのをいやがる
○ちょっとしたことで泣くようになる	○何事にもおどおどする
○うまくしゃべれなくなる	○胃の調子が悪くなる
○暗い所を怖がるようになる	○頭痛や腹痛を訴えるようになる
○仲間からひきこもりがちになる	○学校の勉強を一生懸命やらなくなる

(2) 「心のケア」のための教職員の援助方法

「心のケア」とは、「地震体験をしたことが意識の底におさまっているのを、いい形で児童・生徒の心の底に整理されるように援助する」ことであるという。

そこで、以下には、「心のケアのための教職員の援助方法」の原則について示す。

○子どもと向かい合い、話の途中で切れることなく、最後まで聴く
○子どもの話を心から共感して聴く
○「がんばろう」・「がんばれ」は禁句
○子どもの話に「なぜ」「どうして」など質問せず、話に広がりをもたせるように相槌を打つ
○まずは、子どものいう通り、する通りに応じる
○教師がモデルを示す
○子どもと被災体験を共有化する
○専門家に相談する

第 5 文化財の保護

活動項目
1 文化財の保護に関する措置

担当	責任者	教育長（教育部長）
	班	教育部庶務班、生涯学習第 2 班
	関係機関	文部科学省、県教育庁

1 文化財の保護に関する措置

- (1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに、災害の拡大防止に努めなければならない。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定の文化財にあつては市教育委員会へ、県指定の文化財にあつては市教育委員会を経由して、県教育庁へ報告しなければならない。
- (3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

※ 指定文化財一覧表（資料編 資料 14-1）

第 14 節 自衛隊の災害派遣要請計画

担当	責任者	総務部長
		市長公室長、消防長、財政部長
	班	総務班、市長公室庶務班、警防班、財政部庶務班
	関係機関	自衛隊、県（防災・危機管理課）

第 1 災害派遣要請

本部長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知する。

また、自衛隊は、災害時に特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

第 2 災害派遣要請の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動内容は、火災の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次に示すものとする。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

第 3 章 災害応急対策計画

第 14 節 自衛隊の災害派遣要請計画

救援物資の無償貸与 又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し又は譲与する。
危険物の保安 及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

1 知事への災害派遣要請の依頼

- (1) 知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、原則として本部長が行う。
- (2) 本部長が、知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に依頼するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通報し、事後、所定の手続を速やかに行う。

提出（連絡）先	県防災・危機管理部防災・危機管理課
提出部数	1部
記載事項	ア 災害の状況及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域、活動内容 エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

表 緊急の場合の連絡先

部隊名等 (駐屯地名等)	連絡責任者 (電話番号)	
	時間内 8:30~17:00	時間外
陸上自衛隊施設学校 (勝田駐屯地司令)	警備課長 0292-74-3211 内線 230, 234	駐屯地当直司令 0292-74-3211 内線 302
	県防災行政無線・FAX	
	8-850-8400	8-850-8401
	FAX 8-850-8450	FAX 8-850-8450

※ 自衛隊災害派遣要請依頼書 (資料編 資料 10-1)

第 3 災害派遣部隊の受入体制及び撤収要請

1 受入れ側の活動

災害派遣を依頼した市は、派遣部隊の受入に際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分達成できるように努めなければならない。

(1) 災害派遣部隊到着前

- ア 応援を求める活動内容を、速やかに作業開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- イ 連絡職員を指名する。
- ウ 派遣部隊の本部事務室、宿泊施設及び駐車場（車 1 台の基準は 3m×8m）を準備する。

(2) 災害派遣部隊到着後

- ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

2 作業計画及び資材等の準備

本部長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく実効性のある計画を次により作成するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を備え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を速やかに取り付けるよう配慮する。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業箇所別必要人員及び必要器材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

市は、県との連絡が円滑かつ迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にしておく。なお、市の窓口は市長公室庶務班が行うこととする。

4 ヘリコプターの受入れ

本部長は、定める箇所の基準により選定した場所へ、ヘリポートを確保する。

- ※ ヘリポート設定場所概要（資料編 資料 16-5）

5 災害派遣部隊の撤収要請

市は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書」により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

- ※ 自衛隊部隊撤収要請依頼書（資料編 資料 10-2）

表 災害派遣部隊の受入れ手順

項 目	活 動 内 容
準 備	<p>応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画を立てるとともに、必要な資機材等の確保・調達を行う。</p> <p>派遣部隊の待機所、車両、機材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。</p> <p>この場合、他の機関と重複競合しないよう重点的・効率的な作業を分担するよう配慮する。</p>
受 入 れ	<p>派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に連絡員を置き、派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し、調整のうえ作業の推進を図る。</p> <p>なお派遣部隊の仮泊予定地は前もって定めておくこととするが、これによりがたい場合は、市内の公共空地を緊急に確保する。</p>
県への報告	<p>総務部長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県防災・危機管理課に報告する。</p>
派遣部隊の撤収要請	<p>派遣部隊の撤収要請は、県知事が本部長及び派遣部隊の長と協議して行う。本部長は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって県知事に対しその旨報告する。</p> <p>ただし文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話をもって連絡し、その後文書を提出する。</p>

第 4 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕 費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものは除く。）の補償。

なお、その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

第 15 節 広域応援要請計画

第 1 応援要請の実施

活動項目
1 とりまとめ責任者
2 県への応援要請・職員のおっせん
3 他市町村への応援要請
4 国の機関に対する派遣要請
5 民間団体及び事業所等に対する要請

担当	責任者	総務部長 ※ 防災関係機関への要請及び全体統括
		消防長 ※ 消防機関の応援要請に関すること
		関係各部長 ※ 所管団体・事業所への要請
	班	総務班、警防班、消防部庶務班、上下水道部庶務班、保健班、関係各部各班
関係機関	各項目に記載	

1 とりまとめ責任者

区分	職名		役割のあらまし
県その他防災機関及び自衛隊	正	総務部長	県及び県を通じて行うこととされている他市町村、防災機関及び自衛隊への要請、受入れ窓口となる。
	副	防災対策課長	
協定締結民間団体及び事業所	正	各所管部長	日立市医師会、日立市建設業協会、日立市指定管工事協同組合、日立下水道維持管理協議会、日本水道協会、物流業者等各部が所管する団体、事業所への要請、受入れ窓口となる。
	副	各担当課長	

2 県への応援要請・職員のおっせん

市は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、県又は指定地方行政機関等に応援又は職員のおっせんに要請する。

その際、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

(1) 応援要請時に記載する事項

- ア 災害の状況
- イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- カ その他必要な事項

第 3 章 災害応急対策計画
第 15 節 広域応援要請計画

- (2) 職員派遣あっせん時に記載する事項
- ア 派遣のあっせんを求める理由
 - イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 他市町村への応援要請

現在、県内の他市町村との間では、「災害時等の相互応援に関する協定」を締結している。

応援の要請にあたっては、把握できた範囲で、次の事項を明らかにして、各市町村へとりあえず口頭、電話又は電信により他市町村の長へ応援要請を行い、後日速やかに文書により提出する。

なお、応援に要した費用については、応援を受けた市町村が基本的に負担する。

- ※ 災害時等の相互応援に関する協定（県内市町村）（資料編 資料 2-1）
- ※ 災害時における相互応援協定（高萩市・北茨城市）（資料編 資料 2-7）
- ※ 災害時における相互応援協定（群馬県桐生市）（資料編 資料 2-5）
- ※ 災害時における相互応援協定（山形県山辺町）（資料編 資料 2-6）

4 国の機関に対する派遣要請

市は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関へ派遣を要請する。

なお、要請後は速やかに県へ報告する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を要請する資機材
- (4) 派遣を必要とする期間
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

5 民間団体及び事業所等に対する要請

災害時に、業種別の民間団体及び事業所等へ協力を要請する業務は、以下のとおりである。

- (1) 異常現象、災害危険箇所を発見した場合の市又は防災関係機関への通報
- (2) 災害に関する予警報、その他情報の地域内住民への伝達
- (3) 災害時における広報広聴活動への協力
- (4) 震災時における出火の防止及び初期消火活動への協力
- (5) 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した市民に対する救助・救護活動への協力
- (6) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分及び輸送への協力
- (7) 被災状況調査への協力
- (8) 被災地域内の秩序維持への協力
- (9) 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- (10) 応急仮設住宅の建設等の業務への協力
- (11) 生活必需品の調達等の業務への協力
- (12) その他市が行う災害応急対策業務への協力

第 2 応援受入体制の確保

活動項目
1 連絡体制の確保
2 受入体制の確保
3 経費の負担

担当	責任者	総務部長 ※ 防災関係機関への要請及び全体統括
		消防長 ※ 消防機関の応援要請に関すること
		関係各部長 ※ 所管団体・事業所への要請
	班	総務班、消防部庶務班、警防班、上下水道部庶務班、保健班、関係各部各班
関係機関	各項目に記載	

1 連絡体制の確保

応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び県・関係市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

2 受入体制の確保

(1) 連絡窓口の明確化

国及び県・関係市町村等との連絡を速やかに行うため、連絡窓口を定めておく。

(2) 受入施設の整備

国及び県・関係市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておく。

また、ボランティア等の人的応援についても、あらかじめ受入施設を定めておく。

3 経費の負担

応援に要した費用は、次に掲げるものとし、原則として本市の負担とする。

(1) 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費

(2) 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等、また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従う。

第 3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

活動項目
1 応援要請
2 応援受入体制の確保
3 応援隊との連携
4 経費の負担

担当	責 任 者	消防長 ※ 消防機関の応援要請に関すること
	班	消防部庶務班、警防班
	関係機関	各項目に記載

1 応援要請

本部長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「茨城県広域消防相互応援協定」に基づき、応援要請を速やかに行うよう消防長へ指示する。

2 応援受入体制の確保

(1) 受入窓口の明確化

消防の応援受入窓口は、原則的に警防課とする。

ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部とする。

(2) 受入施設の確保

人、物資等の応援を速やかに受け入れるための公共施設をあらかじめ選定し、所管する関係部課又は関係機関と協議のうえ、連携強化を図る。

3 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効果的な消防応援活動を行う。

(1) 災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）

(2) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）

(3) 補給・休憩宿泊施設の整備・提供（学校・体育館）

(4) 消防活動資機材の調達・提供

4 経費の負担

経費の負担については、協定に基づき行う。

第 4 他市町村被災時の応援

1 他市町村への応援・派遣

市は、他市町村において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、災害対策基本法に基づき、他市町村に対し応援を実施する。

ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村に応援をすることができる。

(1) 支援対策本部の設置

他市町村において大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や、職員の派遣等の指示及び調整を行う。

(2) 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員を派遣するなどして、被害情報の収集を速やかに行う。

(3) 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

(4) 被災者受入施設の提供等

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受け入れるための社会福祉施設等の提供若しくはあつせんを行う。

第 16 節 農地農業計画

担当	責 任 者	産業経済部長
	班	農林水産班
	関係機関	各関係機関

第 1 農地

農地が被災し、当該農地が湛水し、自然排水を持たなければ復旧本工事の施工又は農作物の生産に重大なる支障を生ずるおそれがある場合は、ポンプ排水工事及び堤防切開工事を行う。

(1) 農業用施設

ア 堤防

湖岸堤防、干拓堤防、輪中堤防、ため池堤防の法崩れの場合における吹付工及び土止杭柵工事を行う。

イ 水路

仮水路（素堀）木造置樋、木造掛樋、土管敷設工事及び濁水機工（応急）を行う。

(2) 頭首工

一部被害の場合は土俵積等を行う。

完全被災の場合は、石積工、杭柵工、枠、そだ工及び濁水機工（応急）を行う。

(3) 農道

特に重要な農道については、必要最小限の仮道、軌道及び板橋の建設を行う。

第 2 農業

(1) 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

(2) 家畜の応急措置

ア 風害

①被害畜舎の早期修理、復旧に努める

②外傷家畜の治療と看護に努める

③事故畜等の早期処理に努める

イ 水害

①畜舎内浸水汚物の排除清掃を図る

②清掃後、畜舎内外の消毒を励行する

③家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受ける

④栄養回復のための飼料調達並びに給与に努める

⑤必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施する

第 17 節 生活関連施設等の応急復旧計画

担当	責任者	総務部長 ※ ライフラインに関する連絡・調整
		都市建設部長 ※ 道路管理者としての分掌に関する協力及び水道に関する協力
		公営企業管理者 (上下水道部長) ※ 水道管・下水道に関すること
市長公室長 ※ ライフラインに関する広報業務 関係各部長 ※ 所管する施設及び分掌に関する協力		
班	総務班、総務部庶務班、広報班、都市建設部庶務班、土木班、調査復旧班 (水道)、調査復旧班 (下水道)、調査復旧班 (浄化)、関係各部各班	
関係機関	常陸河川国道事務所 (日立国道出張所)、自衛隊、県 (生活環境部、高萩工事事務所)、日立警察署、東京電力パワーグリッド日立事務所、NTT東日本茨城支店、東京ガス日立支店、日立市指定管工事協同組合、茨城県高圧ガス保安協会日立地方支部、茨城県危険物安全協会連合会、日立市建設業協会、JR東日本 (市内各駅)、茨城県道路公社、NEXCO東日本水戸管理事務所、NHK水戸放送局、その他報道機関	

第 1 対策実施上の基本指針

市域を大規模な災害が襲った場合における「ライフライン」の応急復旧対策の実施にあたっては、以下の 7 点を基本方針とする。

- 1 被害拡大要因ともなり得る「電気・ガス」については、ガスは災害発生直後に、また電気は消防・警察等の要請により、それぞれ被害甚大地域への供給停止措置をとる。
- 2 初期における災害防止要因として大きな役割が期待される「水道・電話」については、少なくとも災害発生直後相当の時間に関し供給を継続する。
- 3 あらかじめ定める地域分担に基づき「被災概要」の早期把握に努める。
- 4 復旧再開にあたっては、可能な限り「面」全体となるよう各ライフライン機関が相互の連携・協力体制を確立する。
- 5 復旧は、「供給・処理」施設から「需要家・末端」施設へ向けて行う。
- 6 復旧は、学校、病院、指定避難所などの施設から優先的に行うとともに、被害の少ない地域から順次行い早期復旧に努める。
- 7 市、県等行政機関並びに各ライフライン機関は、連携・協力して代替サービスの供給を行う。

第 2 対策実施上の時期区分

対策実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・国等並びに各ライフライン機関と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の め や す
災害発生直後の 緊 急 措 置	災害発生直後 相当時間まで (当日)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気・ガスの被害甚大地域への供給停止措置 2 水道の火災発生地域への供給の継続並びに必要な応援措置 3 下水道施設の使用継続並びに必要な応急措置 4 電話の「非常・緊急通話」確保のために必要な措置 5 地域分担に基づく「被災概要」の早期把握 6 詳細調査、早期復旧のために必要な体制の確立 7 その他早期復旧のために必要な応援・協力の要請 8 生活関連施設復旧対策連絡協議会の設置
第一期応急対策 の 実 施 (指定避難所開設期間)	災害発生後 14 日目まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域への代替サービスの供給 2 基本指針に基づく応急復旧の実施 (応急復旧の目安) ※電気・電話 ー 期間中に復旧完了 ※上・下水道 ー 期間中に 80%復旧 (通水率) 3 ライフラインに関する広報活動並びに相談業務 4 生活関連施設復旧対策連絡協議会の運営
第二期応急対策 の 実 施 (指定避難所閉鎖以降)	災害発生後 15 日目以降	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域への代替サービスの供給 2 基本指針に基づく応急復旧の実施 (応急復旧の目安) ※上・下水道 ー 発生後 1 か月以内 100%復旧 (通水率) 3 本復旧計画の検討並びに実施 4 ライフラインに関する広報活動並びに相談業務 5 生活関連施設復旧対策連絡協議会の運営

第 3 災害時ライフライン対策実施体制の確立

総務部長は、災害時におけるライフライン対策の「効率的かつ安全」な復旧が進むよう、必要に応じて、本部長に対し日立市防災会議の開催を要請する。

第4 応急復旧対策の実施

活動項目
1 水道施設
2 下水道施設
3 電気施設
4 ガス施設
5 通信施設
6 道路・橋梁
7 交通施設
8 その他公共施設等

1 水道施設

担当	責任者	公営企業管理者（上下水道部長・水道技術管理者） 都市建設部長 ※ 被害状況の調査及び応急復旧対策に対する協力 総務部長 ※ 県との連絡調整、広報活動に関する協力 その他各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	上下水道部総務班、調査復旧班（水道）、調査復旧班（浄水）、 上下水道部広報班、土木班、管理班、関係各部各班
	関係機関	県（保健福祉部、高萩工事事務所）、日立市指定管工事組合、 指定給水装置工事事業者、日本水道協会茨城県支部（関係市町村）

(1) 応急復旧

次の方針に基づき、復旧期間の目標及び復旧計画を立てる。

- ア 施設の重要度、危険度を考慮しながら、優先順位を定めた復旧体制を整備し、住民への広報、保安対策に万全を期する。
- イ 応急復旧は、本復旧を原則とし、困難な場合は仮配管等による仮復旧とする。
- ウ 施工にあたっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。
- エ 医療施設、指定緊急避難場所、福祉施設、老人施設等については、重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。
- オ 復旧が完了して、必要な水質検査を実施し直ちに充水又は試運転を行い、洗浄及び消毒を行い速やかに通水する。

■ 応急復旧の視点

- ①施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- ②施設復旧の手順及び方法を明らかにする。
 特に応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や指定避難所等への配管経路を明らかにする。
- ③施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。
 その際、被災して集合できない職員があることを想定する。
- ④被災状況の調査、把握方法を明らかにする。
- ⑤応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。

第 3 章 災害応急対策計画

第 17 節 生活関連施設等の応急復旧計画

⑥ 応急復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

(2) 応急復旧資機材の確保

市が保有する資機材及び日立市指定管工事協同組合等関係会社の保有する資機材を確保し、不足する場合は、製造業者及び他の水道事業者から調達する。

また、市は応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請すること。

※ 公益社団法人日本水道協会茨城県支部水道災害相互応援対策要綱

(資料編 資料 18-3)

(3) 職員の確保

水道業務の経験を有する退職者の協力を得るため、あらかじめ協力者登録名簿を作成する。その他、市長部局職員で水道業務経験者を優先的に応急復旧業務に配置する。

(4) 住民への広報

市は、断減水の状況、応急復旧の見通し及び通水の見通し等についての計画を立て、住民への広報を実施する。

2 下水道施設

担 当	責 任 者	公営企業管理者（上下水道部長） 都市建設部長 ※ 被害状況の調査に関する協力 生活環境部長 ※ 被害状況の情報提供 その他関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	上下水道部総務班、調査復旧班（下水道）、調査復旧班（浄化）、 上下水道広報班、生活環境部庶務班、土木班、管理班、関係各部各班
	関 係 機 関	県（土木部、高萩工事事務所、那珂久慈流域下水道事務所）、 災害時協定団体（日立市建設業協会、日立市指定管工事協同組合、 日立下水道維持管理協議会）

(1) 被害状況の緊急点検

地震発生後直ちに、下水道施設に重大な機能障害等が発生していないか、緊急点検（調査）を実施する。

※ 日本下水道協会発行「下水道の地震対策マニュアル 別冊・緊急対応マニュアル」

(資料編 資料 18-9)

(2) 応急復旧の実施

市は、管轄する下水道施設に、災害による機能障害が発生した場合は、即時に応急復旧活動を実施する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみの対応では作業が困難な場合は、県へ協力を要請する。

(3) 応急復旧体制

災害が発生した場合、災害対策本部及び関係機関等と綿密な連絡を保ちながら、直ちに応急復旧に対処する。

(4) 応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、緊急点検（被害調査）に基づく優先順位を定め、応急復旧対応の内容を決定し、復旧工事等を実施する。

第 3 章 災害応急対策計画

第 17 節 生活関連施設等の応急復旧計画

ア 下水管路施設

管渠、マンホール内部の汚水等の除去、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる汚水の止水、仮管渠の設置等を行い、流下機能の回復に努める。

イ ポンプ場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、一部の施設は自家発電により運転を行い、その他の施設は、汚泥吸引車による汲み取りを行い機能停止による配水不能が生じないように措置をとる。

ウ 終末処理場

終末処理場が被害を受け、処理機能に影響が出た場合は、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池に転用し、塩素消毒液を添加することにより、簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

(5) 応急復旧用資機材及び調達体制の確保

災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、応急復旧用資機材について可能な限り確保するように努める。

また、関係機関等と連携を密にし、必要な資機材及び調達体制を確保するように努める。

(6) 住民への広報

下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

3 電気施設

担当	責任者	東京電力 ^ハ ・ワググリッド ^ト 日立事業所
	班	総務部長 ※ 連絡調整に関すること 総務班、総務部庶務班、営繕班、関係各部各班

(1) 応急対策方法

ア 目的

台風、雪害、洪水、塩害その他の非常災害に際し、各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図るものとする。

(2) 災害時の活動体制

災害が発生したとき、東京電力は、次により非常災害対策本部を茨城支店内に設置する。本部の下に情報班、復旧班、資材班、給電班、厚生班及び総務班の 6 班を置く。

また、支部を水戸支社に設置する。なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、災害時における連絡体制を確立しておく。

(3) 災害時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

①第一線機関等相互の流用

②現地調達

③支店対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合

第 3 章 災害応急対策計画

第 17 節 生活関連施設等の応急復旧計画

は、支店対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部宛緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

- ①災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- ②社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 災害時における危険予防措置

- ①災害発生時といえども、需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は運転不能の予想される場合は、消防・警察等の要請により被害甚大地域への供給を停止する。

(4) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

一般的な復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

①送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 1 回線送電不能の重要線路
- d 1 回線送電不能のその他の線路

②変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

③通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

④配電設備

- a「大規模地震防災対策」により定められた復旧順位とし、公共機関及び病院を優先する。

(5) 災害時の広報

ア 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて需要者に対し、次の点を十分 PR するほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

- ①無断昇柱、無断工事はしないこと。
- ②電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力株式会社事業所に通報すること。
- ③断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。
- ④浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ⑤屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ⑥その他事故防止のため留意すべき事項

第3章 災害応急対策計画

第17節 生活関連施設等の応急復旧計画

イ 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。

ウ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

4 ガス施設

担当	責任者	東京ガス日立支店
		総務部長 ※ 連絡調整に関すること
	班	総務班、総務部庶務班、営繕班、関係各部各班

(1) 災害時の活動体制

非常災害が発生した場合、災害の種類、規模等に応じて第1次より第3次までの非常体制組織を本社内に編成し対応する。

これにより二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

ア 動員・配備体制

非常災害発生時におけるガス施設の応急対策は、住民一般に及ぼす影響が大であり、迅速かつ適切に実施する必要がある。

東京ガス日立支店では、社内規程に基づき日常保安の確保を基本に、非常災害対策を次のとおり行う。

①日常は、ガスの製造に関しては、24時間勤務体制、供給に関しては、24時間監視、出動体制を取っている。

非常災害発生時には、本体制で遠方監視制御システムや緊急連絡網による初動措置及び緊急動員が可能である。

②非常災害発生時には、その種類、規模等に応じて第1次より第3次までの非常災害組織を編成し、ガス供給の万全を期し、二次災害の防止や消費者の安全確保に努める。

イ 情報収集、連絡体制

非常災害時には、本社、工場、支社、支店及び導管センター等が被害情報収集の拠点となる。

これらの拠点は、有線、移動無線、固定無線等の通信設備により、本社を中心とした通信連絡体制をとっている。

外部防災関係機関との通信連絡は、本社を中心としてあらかじめ定めた方法で行う。

また、ラジオ、テレビ等の報道にも十分注意を払い、通信網、交通網、電力、水道等の被害状況や復旧状況の把握についても努める。

ウ 応急復旧活動用資機材等の整備

災害時に当面必要な資機材は常に備蓄しており、更に事業者間の融通、メーカーの稼働に伴い必要な量の応急復旧資機材の調達が可能である。

車両については、本社、支社、支店、導管センター及び工事会社等の車両の動員も可能である。

また、主要な車両には無線を搭載している。

(2) 災害時の応急措置

ア 要員の確保

第3章 災害応急対策計画

第17節 生活関連施設等の応急復旧計画

①勤務時間内

社内連絡により所属課所に出動する。

②勤務時間外

非常災害が発生した場合には、要員はテレビ・ラジオ等の情報により、あらかじめ定められた箇所に自動出動する。

また、必要に応じて電話等による出動指示を行う。

③工事会社の動員

当社の指示により、必要に応じて動員を行う。

イ 資材等の確保

非常災害が発生した場合、次の事項を実施する。

①初動措置に必要な車両を確保し、配置するとともに、緊急用工具、資機材の点検を行う。

②非常用の食糧、飲料、医薬品等の手配、準備をする。

ウ 施設の保安措置等

供給監視指令センター及び工場コントロールセンターにおいて工場、供給所、整圧所等の被害状況を把握し、必要に応じて次の措置をとる。

①工場ホルダー及び原材料貯槽の出入弁の遮断

②ガス製造の停止

③圧送計画の変更及び送出弁の遮断

④供給所ホルダーの出入弁の遮断

⑤導管網ブロック化

⑥被害地域のバルブ遮断

⑦高中庄ラインガス放散

(3) 応急復旧対策

ア 災害対策本部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ施設の応急復旧にあたる。

イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに必要に応じて、調整修理する。

ウ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

エ 復旧措置に関して、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

オ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

(4) 災害時の広報

非常災害時における広報は、その種類、規模等に応じて、広報車により広報を行うとともに、防災関係機関にも広報を依頼する。

さらに、広範囲の広報が必要な場合には、ラジオ、テレビ等の報道機関にも協力を要請する。また、関係官庁及び防災関係機関に対しては、ガス設備の被害状況、ガスの供給状況、災害復旧の現状と見通しについて逐一報告連絡を行う。

なお、広報の内容については、本章第3「災害時の広報」を参照とする。

5 通信施設

担当	責任者	NTT東日本茨城支店、NTTドコモ茨城支店、市内各郵便局
	班	総務部長 ※ 連絡調整に関すること 総務班、総務部庶務班、営繕班、関係各部各班

第 3 章 災害応急対策計画

第 17 節 生活関連施設等の応急復旧計画

(1) NTT東日本茨城支店

ア 復旧順位

災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

順位	復 旧 回 線		
第 1 順位	電 話 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第 1 順位）の加入電話回線各 1 回線以上 ・支店、営業所前（無人交換センター含む）に公衆電話 1 個以上 ・基幹回線 10%以上
	電 報 サ ー ビ ス		・電報受付用回線（115）の 10%以上
	専用線 サービス等	専 用 回 線 国 際 回 線	・重要通信を確保する機関（第 1 順位）の専用回線各 1 回線以上
	加 入 電 信 サ ー ビ ス 回 線 交 換 サ ー ビ ス パ ケ ッ ト 交 換 サ ー ビ ス フ ァ ク シ ミ リ 通 信 網 サ ー ビ ス デ ー タ 通 信 設 備 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第 1 順位）の該当回線各 1 回線以上 ・第 1 順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第 2 順位	電 話 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第 2 順位）の加入電話回線各 1 回線以上 ・人口 1 千人当たり公衆電話 1 個以上 ・斜め独立回線の 10%以上
	専 用 線 サ ー ビ ス		・重要通信を確保する機関（第 2 順位）の専用回線各 1 回線以上
	加 入 電 信 サ ー ビ ス 回 線 交 換 サ ー ビ ス パ ケ ッ ト 交 換 サ ー ビ ス フ ァ ク シ ミ リ 通 信 網 サ ー ビ ス デ ー タ 通 信 設 備 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第 2 順位）の該当回線各 1 回線以上 ・第 2 順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの		

順 位	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
第 1 順位	都道府県、市町村、気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、医師会（医療機関）、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第 2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの

第 3 章 災害応急対策計画

第 17 節 生活関連施設等の応急復旧計画

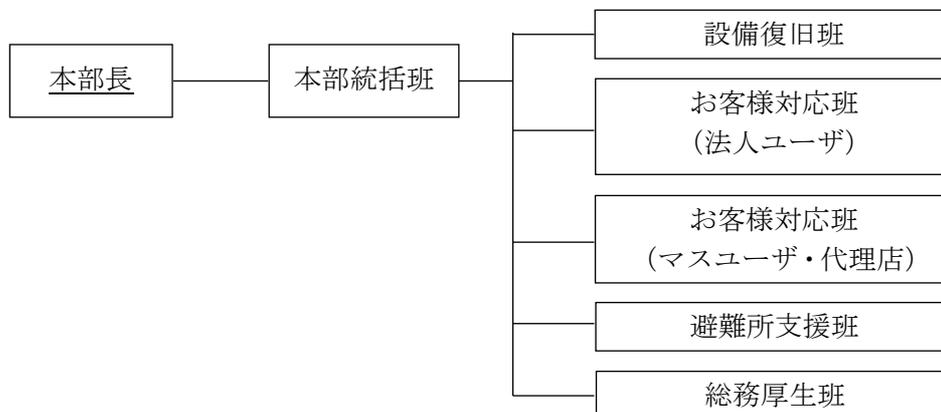
(2) NTT ドコモ茨城支店

ア 災害が発生した場合は、県及び日立市の要請により、指定避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸し出しを行う。

イ 応急復旧の実施

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急措置を行う。

■ NTT ドコモ茨城支店災害対策本部組織図



(3) 市内各郵便局

災害が発生した場合、災害の態様及び利用者の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。

ア 郵便関係

①被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災 1 世帯当たり、郵便葉書 5 枚及び郵便書簡 1 枚の範囲内で無償交付する。

②被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。

なお、取り扱いは日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

③被災地あて救助用郵便物等の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

④利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶ため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

イ 為替貯金、簡易保険関係

①被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便為替の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

第3章 災害応急対策計画

第17節 生活関連施設等の応急復旧計画

②為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱

被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付、国債等の非常買取等の非常取扱並びに簡易保険業務についての保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の特別払込猶予等の非常取扱を実施する。

ウ 簡易保険積立金による短期融資

災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、当該地方公共団体の申請に応じて、簡易保険積立金を短期融通する。

6 道路・橋梁

担当	責任者	都市建設部長 ※ 道路・橋梁の応急復旧
		消防長 ※ 被害状況の調査に関する協力 公営企業管理者
	班	都市建設部庶務班、土木班、管理班、警備班、水道班、下水道班
	関係機関	常陸河川国道事務所、県（土木部、高萩工事事務所）、自衛隊、NEXCO東日本水戸管理事務所、消防団、関係事業者

(1) 災害時の応急措置

機関名	応急措置のあらまし
市	<p>ア 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について、都市建設部による調査活動、道路パトロール、常陸河川国道事務所・高萩工事事務所・日立警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。</p> <p>この場合、収集した情報を本部長及び国・県に報告するとともに、被害状況に応じ、関係事業者の協力を得るなどして、応急措置を実施し交通の確保に努める。</p> <p>イ 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。</p> <p>緊急のためその時間がない場合は、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり、事後連絡する。</p> <p>ウ 災害発生後は、応急措置に時間を要するものであれば、日立警察署による交通規制を要請し、標識、情報板、道路パトロールカーによる情報を提供するとともに、応急復旧作業の安全確保と効率化を図る。</p>
県（土木部・高萩工事事務所）	<p>道路、橋梁の被災状況を速やかに把握するため、建設業者及び市町村等から道路情報の収集に努めるとともに、パトロールによる巡視を実施する。</p> <p>これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。</p>
関東地方整備局（常陸河川国道事務所）	<p>被害状況を速やかに把握するため、日立国道出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。</p> <p>また、道路情報モニター等からの道路情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い、交通の確保に努める。</p>

NEXCO 東 日本水戸管理 事務所	<p>災害の発生と同時に、常磐自動車道は全面封鎖され、常磐自動車道災害対策本部は第三次非常体制を発令するとともに、速やかに応急復旧体制に入る。</p> <p>ア 利用者の被災の状況を緊急に収集し、関係機関への迅速な情報伝達、出勤依頼等により、被災者の救援救護その他安全確保に努めるものとする。</p> <p>イ 大災害が発生したときは、常磐自動車道は、一般車両の通行を禁止され、消防その他の緊急車両の輸送路として利用されるので、東日本高速道路は、県公安委員会等の交通規制に協力し、利用者に対し必要な広報を行う。</p> <p>ウ 道路構造物、付属施設その他管理施設について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧対策を樹立して、応急復旧に努めるものとする。</p> <p>エ 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講じるものとする。</p>
--------------------------	---

(2) 応急復旧対策

機関名	応急復旧対策のあらまし
市	<p>災害により被害を受けた市道については、原則として、「緊急輸送道路」を優先し、次のような実施手順にしたがって、応急復旧を行う。</p> <p>ア 応急復旧目標 応急復旧は、原則として 2 車線の通行が確保できるように行う。</p> <p>イ 応急復旧方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ①倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人力・フォークリフト等により道路端等に移動し堆積する。 ②鉄骨製構造物は、切断し、道路端等に移動し堆積する。 ③路上駐車等の撤去については、小型車等は人力又は軽装備で大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。 ④路面の亀裂、地割れについては、土砂充填、アスファルトパッチング等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。 ⑤橋梁取付け部の段差については、土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な「すり付け工」等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。 ⑥崖崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。 また、不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで移動を防止する。または、路側に崩土防止柵工を行う。 ⑦落下した橋梁若しくはその危険があると認められた橋梁、又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関との連絡のうえ、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講

	<p>じる。</p> <p>なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ、渡し敷板を敷きならべ、土砂をかぶせて行う。</p> <p>また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。</p> <p>⑧上記作業について、市限りで処理できない場合は、速やかに県又は自衛隊に応援要請の手続をとる。</p>
県（土木部・高萩工事事務所）	<p>被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。</p> <p>特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能回復に努める</p>
関東地方整備局（常陸河川国道事務所）	<p>パトロールによる調査結果を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能回復に努める。</p>
NEXCO東日本水戸管理事務所	<p>パトロールによる調査結果を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能回復に努める。</p>

7 交通施設

担当	責任者	J R 東日本水戸支社 (日立駅、常陸多賀駅、大みか駅、小木津駅、十王駅の各駅長)
	班	総務部長 ※ 鉄道施設との連絡・調整 総務班、総務部庶務班

(1) J R 東日本水戸支社

ア 駅舎及び駅構内等

①災害応急対策

駅区長は、災害の状況及び駅区周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指導して放送案内、避難指導、出火防止、初期消火及び防御体制の確立、営業の中止、情報の収集、救護等随時的確な措置をとる。

イ 客車運行中

①災害応急対策

旅客車走行中に災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「水戸支社運転事故応急復旧処理手続」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、付近住民への救急手配の依頼を行うとともに、避難誘導、災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

ウ 貨車運行

①災害応急対策

危険品積タンク車に事故が発生し、貨物の漏えいその他により火災、爆発、中毒又はそのおそれのあるときは、関係現業機関の長及び運輸長は、連絡系統圏により関係業務機関及び協力化学企業等に連絡するとともに、消防機関及び警察機関に速やかに事故の状況を通報し、必要によりその出動を要請する。

また、引火性液体等が流出したときは、出火防止の処置をとり、タンク貨車を他の安全な場所に隔離する。

なお、可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺及び風下等に危険発生のおそれのあると

第 3 章 災害応急対策計画

第 17 節 生活関連施設等の応急復旧計画

きは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民の避難措置をとり、緊急措置要員のほかは、全て事故現場の立入りを禁止する。

エ 共通対策

①災害対策本部の設置

災害の発生により輸送に著しい支障を生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に災害復旧本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。

②自衛消防隊

自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。

8 その他公共施設等

担当	責 任 者	関係各部長 教育長 総務部長 各施設の防災担当者 関係各部長	※ 市の施設等の応急復旧対策 ※ 各機関との連絡・調整 ※ 施設等の応急復旧対策 ※ 施設所管部の事務分掌による
	班	営繕班、土木班、教育部庶務班、総務部庶務班、総務班 観光班、関係各部各班	
	関係機関	常陸河川国道事務所、県（土木部、高萩工事事務所、生活環境部、教育庁）、 日立市公園協会	

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、高潮等により被害を受けた時又はそのおそれがある時は、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

洪水等により久慈川の堤防、護岸、水門、排水機場その他の河川管理施設が被害を受けた場合には、以下のとおり各施設を所管する機関と協力して、応急復旧に努めるとともに、排水に万全をつくす。

応急復旧対策

機関名	応急復旧対策のあらまし
市	<p>①水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。</p> <p>②河川管理施設に被害を生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。</p> <p>また、施設の応急復旧については、大規模なものを除き、県の指導のもとにこれを実施する。</p>

<p>県</p>	<p>高萩工事事務所</p>	<p>①市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する。</p> <p>②河川及び排水機場施設の被害を取りまとめるほか、総合的判断にもとづき、移動排水ポンプの派遣を決定する。</p> <p>③特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>a 堤防の破堤、護岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。</p> <p>b 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの。</p> <p>c 河川の埋塞で流水の疎通を著しく阻害するもの。</p> <p>d 護岸、床止、水門等の全壊又は決壊でこれを放置すると、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。</p> </div>
<p>常陸河川 国道事務所</p>		<p>①災害が発生した場合、直ちに堤防、護岸等の河川管理施設及び工事箇所 被災の発見に努める。</p> <p>②破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努めるとともに、県及び市の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。</p>

(3) 市の施設並びにその他公共公益施設

ア 施設利用者・入所者の安全確保

- ①避難対策については、あらかじめ特に綿密な計画を樹立しておき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて、所管部又は消防署を通じて本部長へ速やかに報告する。
- ②館内放送、職員の案内等により、施設利用者・入居者の混乱の防止措置を講ずる。
- ③特にラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。
- ④けが人等の発生時には、応急措置をとるとともに、所管部又は消防署若しくは関係機関に通報し、必要な措置を講ずる。
- ⑤施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。
- ⑥社会教育施設等において、災害が発生した場合の各種事業は原則中止とする。

イ 施設建物の保全

①応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ次の措置をとる。

■ 応急措置が可能な程度の被害の場合

- a 危険箇所があれば、緊急保安措置を実施する。
 - b 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。
 - c 電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、所管部又は消防署を通じて関係機関と連絡をとり、応援を得て実施する。

第 3 章 災害応急対策計画

第 17 節 生活関連施設等の応急復旧計画

■ 応急措置が不可能な被害の場合

- a 危険防止のための必要な保全措置を講ずる。
- b 防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため必要がある場合は、所管部又は消防署を通じて、仮設建築物の建設等の手配を行う。

②その他の留意事項

- a 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査、特に指定避難所となった施設は、火災予防について、十分な措置をとる。
- b ガラス類等の危険物の処理
- c 危険箇所への立入禁止の表示
- d 特に社会福祉施設については、高齢者、障害者その他の「要配慮者」のための専用指定避難所として、「二次的避難の受入先」となることを想定し、必要な体制を準備する。

(4) レジャー施設

かみね動物園防災対策の概要

ア 非常事態措置マニュアル

かみね動物園において、非常事態や災害発生が予想される場合又は発生した場合には、「事故災害対策計画編(猛獣脱出対策計画)」を準用し、入園者及び住民の安全を確保する。

イ 防災体制

猛獣脱出対策本部

- ①動物園運営に関して、著しく影響を及ぼす事態が発生又は予想される場合は、市及び関係部署が一体となって、災害から人命と動物を保護し、被害を最小限にとどめる。
- ②対策本部長は市長とし、市職員があらかじめ定められた分担に基づき、その有する全機能を発揮して速やかに応急対策をとる

第18節 ボランティア活動支援計画

第1 市及び市社会福祉協議会の役割

活動項目
1 市の役割
2 市社会福祉協議会の役割

担当	責任者	保健福祉部長 ※ ボランティア体制の確立 総務部長 ※ ボランティア体制に関する広報活動 市長公室長 財政部長 ※ 資機材・設備・資金等の提供及び協力 関係各部長 ※ 事務分掌による役割
	班	保健福祉部庶務班、総務班、広報班、財政部庶務班、政策班、関係各部各班
	関係機関	市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、NHK水戸放送局、茨城放送記者クラブ各社、その他市内関係団体・事業所・大学・団体

1 市の役割

保健福祉部長は、大規模な風水害等の災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、本部長の指示にかかわらず、以下のとおり災害時ボランティア受入体制を確立する。

特に市社会福祉協議会との連携強化を図りながら実施するものとする。

項目	手順その他必要事項
市社会福祉協議会への要請	(1) 災害時ボランティア体制確立の要請 (2) 市内被害状況に関する情報の提供 (3) 市本部体制の現況に関する情報の提供
関係各部長への協力要請	(1) 災害時ボランティア体制に関する広報活動の要請（市長公室長） (2) 場所・資機材・設備・活動資金等の提供協力の要請（財政部長） (3) その他の協力要請（その他各部長）
報道機関対応	(1) NHK水戸放送局、茨城放送等へのボランティア受入体制に関する放送枠確保の要請 (2) 記者クラブ各社、報道機関への災害時ボランティア受入体制に関する紙面確保の要請
ボランティア対策担当班の編成	(1) 社会福祉協議会との連絡調整 (2) 市各部、防災関係機関との連絡調整 (3) 市民対応

2 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、保健福祉部長から、災害時ボランティア体制確立の要請を受けた場合は、提供を受けたスペース、ボランティア活動用資機材、設備、救援物資等を活用し、指定避難所在住の市民及び担当地区の市民に対し、以下のとおりボランティア供給活動を行う。

特に市との連携強化を図りながら実施するものとする。

第 3 章 災害応急対策計画
第 18 節 ボランティア協力計画

(1) 運営体制

あらかじめ災害時ボランティア計画に基づき定める登録団体構成員もしくは登録者をもってあてる。

なお、市との連絡・調整にあたりるとともに、ボランティア活動のとりまとめを行う。

(2) 本部組織の目安

災害時ボランティア計画に基づき、以下のとおり班を編成し、役割を分担する。

班	役 割 項 目
コーディネート班	①市内外ボランティア申出の受付 ②被災者等からの支援要請の受付 ③ボランティア団体の連絡・調整 ④ボランティア派遣計画の作成・調整
オリエンテーション班	①ボランティア希望者に対する研修・引継等 ②活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成 ③社会福祉協議会ニュースの作成・配布 ④その他広報業務に関すること
バックアップ班	①市、日赤茨城県支部、防災関係機関との連絡調整 ②資機材、物資の調達・保管 ③資金管理、伝票整理その他財務に関すること ④食事の提供、睡眠スペースの確保 ⑤保険の付与（ボランティア保険の未加入者について、保険契約を締結する） ⑥その他本部機能維持業務に関すること

第 2 ボランティアの活動内容等

活動項目
1 主に要請すべき活動項目
2 ボランティアとして協力を求める個人・団体
3 災害時におけるボランティアの登録、派遣

担当	責任者	保健福祉部長 ※ ボランティア体制の確立
		市長公室長 ※ ボランティア体制に関する広報活動
		関係各部長 ※ 事務分掌による役割
	班	保健福祉部庶務班、関係各部各班
関係機関	市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、市内関係団体・事業所・大学・団体	

1 主に要請すべき活動項目

市が災害時ボランティア体制について協力を要請すべき活動項目は、その都度必要に応じて各担当部長が決めるが、おおむね次のとおりとする。

- (1) 主に、市社会福祉協議会（ボランティア現地本部）を通じて行うもの

ア 専門分野
①負傷者の応急手当及び指定避難所・病院等への搬送
②高齢者、障害者等要配慮者の安否確認業務への協力
③高齢者、障害者等要配慮者の看護
④地域における生活関連情報の収集及び被災者への提供
⑤市が行う災害時における広報活動への協力（要配慮者向け資料の作成等）
⑥市が行う災害時における情報収集活動への協力
⑦外国語の通訳・情報提供
⑧その他専門的知識、技能を要する活動
イ 一般分野
①倒壊建物による生き埋め者の救出活動業務への協力（主に木造住宅の場合）
②災害発生後、初期の指定避難所運営業務への協力
③被災者に対する炊出業務、飲料水輸送等業務への協力
④被災者に対する救助物資の配分及び輸送等業務への協力
⑤高齢者、障害者等要配慮者の日常生活維持のための介助業務への協力
⑥被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
⑦管内の仮設住宅入居者向け「生活便利ガイド」の編集・作成
⑧その他被災者が行う生活再建への協力（資金面を除く）
⑨その他被災地における清掃及び軽作業

- (2) 主に各部団体・事業所を通じて行うもの

ア 発生初期における消火活動（消防団OB等）
イ 倒壊建物等による生き埋め者の救出活動（日立市建設業協会等）
ウ 負傷者の応急手当及び指定避難所・病院等への搬送（看護師等）

エ	災害時における広報広聴活動への協力（広報資料作成編集要員、外国語通訳・手話通訳要員等）
オ	災害時における情報収集活動への協力（アマチュア無線、タクシー無線等）
カ	被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
キ	道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力（日立市建設業協会等）
ク	道路の交通規制業務への協力（交通安全協会、警備業者等）
ケ	指定避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等）
コ	心のケア業務への協力
サ	被災者総合相談所業務への協力（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
シ	その他各部が行う災害応急対策業務への協力

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人・団体は、以下のとおりとし、これらに積極的に協力を求める。

個人	(1) 被災地以外の住民 (2) その他
県内団体	(1) 日本赤十字茨城県支部奉仕団 (2) 茨城県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会 (3) 日本アマチュア無線連盟茨城県支部 (4) その他ボランティア活動団体

(1) 日本赤十字奉仕団の活動内容

日本赤十字奉仕団の活動は、救護奉仕・看護奉仕・炊出奉仕・物資配給奉仕・避難誘導奉仕等を行う。

このため、常に各奉仕団・関係者との緊密な連携を保持するとともに、その他の関係機関とも綿密な連絡に努める。

3 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付・登録は、原則として被災後に実施することとし、県、市及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(1) 関係団体による登録

医療、語学、アマチュア無線等の専門分野での活動を希望する個人及び団体については、それぞれの関係団体が受付、登録する。

(2) 県社会福祉協議会（ボランティア支援本部）及び被災地周辺市町村による登録

一般分野での活動を希望する個人については、県社会福祉協議会が災害時に設置する「ボランティア支援本部」及び被災地周辺市町村が設置する窓口において受付、登録する。

ボランティア支援本部で登録したボランティアについては、市における需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を市と調整する。

また、被災地周辺市町村においては、ボランティア支援本部の指示により、市と連絡調整のうえ、現地に派遣される。

さらに、全国規模での活動希望が予想される場合には、近隣都県の協力を得て受付、登録事務を進める。

第 3 章 災害応急対策計画
第 18 節 ボランティア協力計画

(3) 市での受付

被災地域内住民のボランティア希望者や、ボランティア支援本部及び被災地周辺市町村による登録を経ずに、直接現地へ来たボランティア希望者については、市ボランティア受付窓口において受付を行い、災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアニーズの把握

市は体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確に把握するように努める。

ボランティア支援本部は、市と連絡を密にするとともに、現地救護本部や巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

ボランティア支援本部は、県及び市社会福祉協議会（ボランティア現地本部）や日赤茨城県支部、独自に活動するボランティア団体等と連携し、市は、福祉団体及びボランティア団体等と十分な情報交換を行うとともに、必要な支援策を実施し、密接な連携のもとに各種救援救護対策を進める。

第 19 節 要配慮者等対策

第 1 基本方針

活動項目
1 対策実施上の基本指針
2 対策実施上の時期区分
3 要配慮者対策における役割分担
4 被災者総合相談所の活用

担当	責任者	保健福祉部長	※ 災害発生後における要配慮者の安否確認・安全確保、福祉避難所の確保、市社会福祉協議会との連絡・調整並びに要配慮者対策実施上の総括・連絡調整、カウンセリング要員の配置
		総務部長 生活環境部長	※ 災害発生後における要配慮者の安否確認等に関する協力
		市長公室長	※ 被災者総合相談所の設置、要配慮者支援に関する広報
		教育長（教育部長）	※ 要配慮者の避難・誘導、指定避難所における介護・支援への協力、安否確認に関する協力
		関係各部長	※ 被災者総合相談所への要員配置、所管事務に基づく要配慮者支援への協力
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班・第 2 班、収容班、生活環境部庶務班、広報班、学校教育班、学校班、関係各部各班	
	関係機関	国（厚生労働省、外務省、日立公共職業安定所）、県（総務部、生活環境部、福祉相談センター日立児童分室、保健福祉部、日立保健所）、県警本部、日立警察署、日赤茨城県支部、NHK水戸放送局、茨城放送、報道各社、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日立市医師会、日立薬剤師会、老人ホーム、福祉作業所、その他民間福祉施設、県聴覚障害者協会、その他要配慮者相互扶助団体、各関連業者・団体	

1 対策実施上の基本指針

災害発生時における要配慮者対策の実施にあたっては以下の 3 点を基本指針とする。

- (1) 県知事に「震災特別要援護支援体制」への協力を要請する。
- (2) 対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え、要配慮者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等へ広く協力を求める。
- (3) 市民・事業所は市・県等行政機関の行う災害時における要配慮者対策実施に最大限協力する。

2 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・市社会福祉協議会その他協力団体並びに民生委員等と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき、段階的に行う。

第3章 災害応急対策計画
第19節 要配慮者等対策

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生初期の緊急措置(指定避難所開設初期)	災害発生後 7日目まで	○要配慮者の安否確認・所在把握 ○指定避難所その他所在地における応急的な要援護支援 ○福祉避難所の確保並びに必要な移送措置 ○要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 ○要配慮者向け住宅供給の推進 ○要配慮者向け広報活動並びに相談業務
住宅移転・帰宅等の準備措置(指定避難所開設後期)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	○指定避難所その他所在地における設備の補修・新設 ○指定避難所その他所在地における巡回ケアサービス ○福祉避難所の確保並びに必要な移送措置 ○要配慮者向け住宅供給計画の作成並びに建設等 ○要配慮者向け広報活動並びに相談業務
住宅移転・帰宅期(指定避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	○仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス ○長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置並びに平常時地域福祉システムへの移行計画の検討 ○その他要配慮者に関する広報活動並びに相談業務

3 要配慮者対策における役割分担

要配慮者対策における市、関係機関・団体及び市民の役割は、おおむね以下のとおりとする。

(1) 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役 割 の あ ら ま し
市	○要配慮者の安否確認並びに救助活動 ○指定避難所その他所在地における要援護支援の実施 ○福祉避難所の確保、並びに移送その他必要な措置の実施 ○指定避難所その他所在地における設備の補修・新設 ○指定避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施 ○被災者総合相談所の設置・運営 ○要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 ○災害救助法に基づく要配慮者向け住宅供給計画の作成並びに建設 ○その他市民との対応
県	○要配慮者対策実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援 ○福祉避難所の確保のための支援措置 ○人工透析対象者その他難病患者の安否確認、安全確保並びに要配慮者支援に関して必要な措置 ○市が行う要配慮者向け広報活動並びに相談業務に関する協力
国・防災関係機関	○要配慮者対策実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援 ○福祉避難所の確保のための支援 ○その他市が行う要配慮者対策への協力

第 3 章 災害応急対策計画
第 19 節 要配慮者等対策

市社会福祉協議会 その他介助支援 関係団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアセンターの開設・運営 ○要配慮者の安否確認並びに安全確保に関する協力 ○指定避難所その他所在地における要援護支援への協力 ○福祉避難所の運営、移送その他必要な措置の実施への協力 ○被災者からの要援護支援依頼への最大限対応 ○市が行う要配慮者向け相談業務に関する協力 ○その他市・県が行う要配慮者対策への協力
---------------------------------	--

(2) 市民の役割

項 目	役 割 の あ ら ま し
自治会・自主防災組織 の中で地区復興委員 会等の結成・運営	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における要配慮者の安否確認並びに避難の支援 ○指定避難所その他地域における要援護支援 ○福祉避難所への移送、その他必要な措置の実施への協力 ○ケア制度その他行政等支援メニューの説明 ○行政サービス各種申込書の配布 ○その他要配慮者対策に必要な措置 ○行政・関係団体等との連絡・協議

4 被災者総合相談所の活用

高齢者や障害者、日本語を解さない外国人、人工透析者等の、いわゆる「要配慮者」は、市が行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを受けようとする場合、健常者が増して、その意向や要望内容を表現し、互いの意思を正確に理解するうえで様々な困難が想定される。

そうした困難が市の行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを等しく受ける機会を奪う結果につながることはないよう、市は措置する責務を有する。

そのため、保健福祉部長は「要配慮者対策」の一環として、関係各部長と連携し関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、市本庁舎内に設置される被災者総合相談所に、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう、必要な要員の確保その他の措置を講ずる。

第 2 高齢者対策

活動項目
1 基本方針
2 災害発生初期の緊急措置
3 第一期応急ケア対策計画の実施
4 第二期応急ケア対策計画の実施

担当	責任者	保健福祉部長 関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班、保健班、住宅班、関係各部各班
	関係機関	市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、日立市医師会、NHK水戸放送局、茨城放送、記者クラブ（日立）各社、その他市内関係団体・事業所・団体

1 基本方針

(1) 各時期区分における措置の目安

「高齢者」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度関係各部並びに国・県・関係機関・協力団体等と連携・協議し、保健福祉部長が決める。

なお、大規模な災害が発生した場合においては、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後 7 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○援護の必要な高齢者の安否確認 ○援護の必要な高齢者安否不明者リスト」の作成 ○指定避難所等における「高齢者リスト」の作成 ○援護の必要な高齢者安否不明者の再度安否確認 ○指定避難所等における応急的な要援護支援措置の実施 ○指定避難所等における応急的な設備の補修、設置 ○高齢者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握 ○高齢者向け広報活動、相談業務窓口等の設置 ○関係各部・機関職員からなる高齢者向け応急ケアサービスチームの編成
第一期応急ケア対策 (指定避難所開設期間)	災害発生後 8 日目を以降 14 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所等における応急的な設備の補修、設置 ○指定避難所等における巡回ケアサービスの実施 ○高齢者向け特別仕様仮設住宅供給計画案の作成等 ○第二期応急ケア対策計画の検討並びに体制の確立 ○高齢者向け広報の実施、相談業務窓口等の運営 ○高齢者向け応急ケアサービスチームの運営
第二期応急ケア対策 (指定避難所閉鎖以降 仮設住宅設置期間中)	災害発生後 15 日目を以降	<ul style="list-style-type: none"> ○第二期応急ケア対策計画の実施 ○第二期応急ケア対策計画に関する広報、相談受付業務

第3章 災害応急対策計画

第19節 要配慮者等対策

(2) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

高齢者に対する災害応急対策を迅速に行うため、必要な要員、資材、指定避難所その他の施設の確保については、保健福祉部長が以下を目安として応援を要請する。

項目	要請先機関・団体等
安否・所在等の確認	自衛隊、県（生活環境部、保健福祉部）、県警本部、日立警察署、市社会福祉協議会、民生委員
介護・援護のためのマンパワーの確保	県（生活環境部、保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市社会福祉協議会、市民生委員、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会、社会福祉関係大学等教育機関
福祉避難所の確保	県（生活環境部、保健福祉部）、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立メディカルセンター、市内老人ホーム、その他高齢者向け施設
移動・搬送	自衛隊、茨城交通、県トラック協会日立支部、日立市医師会、老人ホーム、その他高齢者向け施設、日立市社会福祉協議会
高齢者向け医療サービス	県（生活環境部、保健福祉部、日立保健所、県立病院）、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会
高齢者向け設備の補修・設置・住宅設計等	県（生活環境部、保健福祉部）、独立行政法人都市再生機構、日立市建設業協会、その他建築関係団体等

2 災害発生初期の緊急措置

保健福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、関係各部、各指定避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

ア 主な確認ルート

- 民生委員自身の調査に基づく報告
- 保健福祉部福祉第1班の現認に基づく報告
- 福祉避難所の入所名簿に基づく報告
- その他防災関係機関による調査に基づく報告

イ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

- 指定避難所単位
- 必要となる介護・援護要員の種別・規模を把握するために必要な項目
- その他必要となる留意事項を把握するために必要な項目
 - ※車椅子・つえ等援護用具の要否、手話通訳要員の要否、点字広報紙の要否等

(2) 福祉避難所の確保

- ア 市老人福祉施設への特別受入要請
- イ 市内老人ホーム・老人病院への特別受入要請
- ウ 県へ他市町村老人保健施設への特別受入要請
- エ 県へ市外老人ホーム・老人病院への特別受入れのあっせん要請
- オ 市施設のうち福祉避難所の指定・確保（ベッドが置ける施設）
- カ 福祉避難所指定に基づく受入れ要請

第 3 章 災害応急対策計画

第 19 節 要配慮者等対策

(3) 指定避難所における要配慮者専用スペースの確保

- ア 暑さ・寒さ対策がとられ、可能な限り少人数部屋であること
- イ トイレになるべく近い場所であること
- ウ 指定避難所事務所若しくは救護所になるべく近い場所であること
- エ 異常のある場合は速やかに察知できるよう周囲の被災者に依頼しておくこと

(4) 指定避難所等における応急的な設備の補修、設置

- ア 洋式トイレのない場合の簡易洋式トイレの設置
- イ 踏み板の設置等段差の解消のための応急的な措置
- ウ 簡易ベッドの設置
- エ パーティション（間仕切）、カーテン等の設置

(5) 福祉避難所への移送

- ア 保健福祉部職員による移送設置
- イ 市社会福祉協議会への依頼による移送措置
- ウ 指定避難所入所者の協力支援による移送措置
- エ 茨城交通への依頼による移送措置
- オ その他可能な手段による移送措置

3 第一期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、指定避難所開設期間中に必要な措置について、関係各部、各指定避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 指定避難所その他所在地における設備等の補修・設置

各指定避難所担当者若しくは市民からの要望により高齢者対策上、保健福祉部長が必要と認める場合における指定避難所、その他所在地における設備等の補修・新設については、前項「災害発生初期の応急措置」に準じて行う。

(2) 指定避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施

- ア ケースワーカーやカウンセラー等による全般的な生活相談業務
- イ 市医師会並びに県派遣要員等との連携・協力による健康チェック
- ウ ヘルパー、ボランティアの派遣による生活要援護

(3) 福祉避難所の要請に基づく水・物資等の供給

福祉避難所の要請に基づく飲料水・生活用水・生活物資その他の供給は、本章第 8 節「救援計画」により行う。

(4) 要配慮者向け住宅の供給計画案の作成等

要配慮者向け住宅の供給計画案作成等は、本章第 9 節「建築物の応急復旧計画」により行う。

(5) 高齢者向け広報活動並びに相談業務

高齢者向け広報活動並びに相談業務は、本章第 3 節「災害時の広報」及び本節「被災者総合相談所の活用」により行うが、特に以下の点に留意して行う。

- ア 指定避難所や街頭における情報連絡が放送・拡声器等の音声情報に偏りがちになることを踏まえた伝達手段を併用すること
- イ 年金・各種手当等受給のために必要な書類を紛失した場合の再発行手続の簡略化
- ウ 市民に理解を得られるような配慮を行うこと

4 第二期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、指定避難所閉鎖以降、仮設住宅設置期間中に必要とされる措置は、関係各部及び関係機関・団体等の協力を得て、「第二期応急ケア対策計画」を策定し、おおむね以下のとおり行う。

(1) 仮設住宅入居高齢者向け応急ケアサービス

ア 仮設住宅団地内集会施設等への「24 時間スタッフ詰所」の設置・運営

※保健福祉部職員のほか、関係各部職員、仮設住宅団地住民組織、ボランティア等の協力を得て運営。高齢者だけでなく入居者全体の生活環境向上のための活動拠点とする。

イ 仮設住宅団地居住環境の向上

※段差・ぬかるみの解消、周辺地域における「車両の徐行呼び掛け」標識の設置、入居者案内板の設置、花壇づくりなどを行う。また、バザーその他のイベント等の実施により、入居者と高齢者の交流を深めるよう企画する。

ウ 日上市医師会等並びに県派遣班等との連携・協力による健康チェック・心のケア対策

エ ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、給食弁当の給付、ホームヘルパーの派遣、その他要援護高齢者向けサービスの実施

(2) 入居待機者用施設その他の高齢者向け応急ケアサービス

ア 仮設住宅早期入居のために必要な促進措置

イ 以下「(1) 仮設住宅入居高齢者向け応急ケアサービスのウ及びエ」に準ずる

(3) 第二期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談受付業務

被災者総合相談所設置期間中は、相談所にて行い、被災者総合相談所閉鎖後は、保健福祉部内に高齢者向け長期対策担当班を編成し、関係各部、関係機関・団体等の協力を得て行う。

第 3 障害者対策

活動項目
1 基本方針
2 災害発生初期の緊急措置
3 第一期応急ケア対策計画の実施
4 第二期応急ケア対策計画の実施

担 当	責 任 者	保健福祉部長 関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班、保健班、住宅班、関係各部各班
	関係機関	市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、NHK水戸放送局、茨城放送、記者クラブ（日立）各社、その他市内関係団体・事業所・団体

1 基本方針

(1) 各時期区分における措置の目安

障害者対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、保健福祉部長が関係各部・機関・支援組織・協力団体等と協議して決める。

なお、大規模な風水害等の災害が発生した場合においては、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後 7 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○援護を要する障害者の安否確認（保健所との連携） ○援護を要する障害者安否不明者リストの作成 ○指定避難所等における障害者リストの作成 ○各障害者支援組織との連絡・支援本部設置の要請 ○援護を要する障害者安否不明者の再度安否確認 ○指定避難所等での応急的な要援護支援措置の実施 ○指定避難所等における応急的な設備の補修、設置 ○福祉避難所の確保、必要な移送措置 ○障害者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握 ○障害者向け広報活動、相談業務窓口等の設置 ○関係各部・機関、各障害者支援組織からなる障害者向け応急対策班の編成
第一期応急ケア対策（指定避難所開設期間）	災害発生後 8 日目以降 14 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所等における応急的な設備の補修、設置 ○指定避難所等におけるケアサービスの実施 ○必要な場合の福祉避難所への移送措置 ○障害者向け特別仕様仮設住宅供給計画案作成等 ○第二期応急ケア対策計画の検討、体制の確立 ○障害者向け広報の実施、相談業務窓口等の運営 ○関係各部・機関並びに各障害者支援組織からなる障害者向け応急対策班の運営

第 3 章 災害応急対策計画

第 19 節 要配慮者等対策

第二期応急ケア対策 (指定避難所閉鎖以降 仮設住宅設置期間中)	災害発生後 15 日目以降	○第二期応急ケア対策計画の実施 ○第二期応急ケア対策計画に関する広報、相談受付業務
---------------------------------------	------------------	--

(2) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

障害者に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、必要なケアプランの策定、要員、資材、専用避難所その他の施設の確保については、保健福祉部長が以下の目安として協力・支援を要請する。

項 目	要 請 先 機 関 ・ 団 体 等
安否・所在等の確認	自衛隊、県（生活環境部、保健福祉部、日立保健所）、県警本部、日立警察署、市社会福祉協議会、市民生委員、各障害者支援組織（地域・全国）
障害者向けケアサービスプランの策定・実施	県（生活環境部、保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、社会福祉関係大学等教育機関、日立市医師会、日立市社会福祉協議会、市民生委員、各障害者支援組織（地域・全国）
その他介護・介助のためのマンパワーの確保	県（生活環境部、保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、社会福祉関係大学等教育機関、日立市社会福祉協議会、市民生委員、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会
福祉避難所の確保	県（生活環境部、保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会、障害者福祉施設、その他市外障害者向け施設
移動・搬送	自衛隊、県トラック協会日立支部、茨城交通、日立市医師会、障害者福祉施設、その他市内外障害者向け施設、日立市社会福祉協議会、各障害者支援組織（地域・全国）
障害者向け医療サービス	県（生活環境部、保健福祉部、日立保健所、県立病院）、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会
障害者向け設備の補修・設置・住宅設計等	県（生活環境部、保健福祉部）、独立行政法人都市再生機構、日立市建設業協会、その他建築関係団体等、各障害者支援組織（地域・全国）

※ 救急告示病院一覧表 （資料編 資料 12-1）

※ 緊急医療協力医療機関一覧表 （資料編 資料 12-2）

※ その他の医療機関一覧表 （資料編 資料 12-3）

2 災害発生初期の緊急措置

保健福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、関係各部、各指定避難所担当部及び関係機関・各障害者支援組織、団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

ア 主な確認ルート

- 民生委員自身の調査に基づく報告
- 保健福祉部福祉第 1 班の現認に基づく報告。
- 福祉避難所の入所名簿に基づく報告
- 各障害者支援組織による調査に基づく報告
- 日立保健所その他防災関係機関による調査に基づく報告

第3章 災害応急対策計画

第19節 要配慮者等対策

イ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

- 指定避難所単位
 - 必要となる介護・介助要員の種別・規模を把握するために必要な項目
 - その他必要となる留意事項を把握するために必要な項目
- ※車椅子・つえ等介助用具の要否、手話通訳要員の要否、点字広報紙の要否等

(2) 福祉避難所の確保

- ア 総合福祉センター等の福祉避難所指定
- イ 市内身体障害者福祉施設その他施設への特別受入要請
- ウ 県への他市町村障害者福祉施設への特別入所措置支援の要請
- エ 県への市外身体障害者福祉施設その他入所施設への特別受入れのあっせん要請
- オ 市施設のうち福祉避難所の指定・確保（ベッドが置ける施設）
- カ 福祉避難所指定に基づく受入要請

(3) 指定避難所における要配慮者専用スペースの確保

- ア 暑さ・寒さ対策がとられており、可能な限り少人数部屋であること
- イ トイレになるべく近い場所であること
- ウ 指定避難所事務所若しくは救護所になるべく近い場所であること
- エ 異常のある場合は速やかに察知できるよう周囲の被災者に依頼しておくこと
- オ 福祉避難所への移送措置をとること

(4) 指定避難所等における応急的な設備の補修、設置

- ア 洋式トイレのない場合の簡易洋式トイレの設置
- イ 踏み板設置等段差の解消のための応急的な措置
- ウ 簡易ベッドの確保及び供給
- エ パーティション（間仕切）、カーテン等の設置
- オ 聴覚障害者向け広報伝達手段としての掲示板等の確保
- カ 視覚障害者向けのトイレ等への誘導ロープの設置

(5) 福祉避難所への移送

- ア 保健福祉部職員による移送設置
- イ 市社会福祉協議会への依頼による移送措置
- ウ 各障害者支援組織による移送措置
- エ 指定避難所入所者の協力支援による移送措置
- オ 茨城交通への依頼による移送措置
- カ その他可能な手段による移送措置

3 第一期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、指定避難所開設期間中に必要な措置について、関係各部、各指定避難所担当部及び関係機関・各障害者支援組織、団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 指定避難所その他所在地における設備等の補修・設置

各指定避難所担当者は、市民からの要望若しくは障害者向け応急ケアサービス連絡協議会により障害者対策上、保健福祉部長が必要と認める場合においては、指定避難所その他所在地における設備等の補修・新設について、前項「災害発生初期の応急措置」に準じて行う。

第 3 章 災害応急対策計画

第 19 節 要配慮者等対策

(2) 指定避難所その他所在地におけるケアサービスの実施

- ア 各支援組織による全般的なケアサービス
- イ ヘルパー、ボランティアの派遣による生活要援護
- ウ ケースワーカーやカウンセラー等による生活相談業務
- エ 市医師会等並びに県派遣班等との連携・協力による健康チェック
- オ 障害者施設職員の協力による「生活環境」チェック

(3) 福祉避難所の要請に基づく水・物資等の供給

本章第 8 節「救援計画」により行う。

(4) 要配慮者向け住宅の供給計画案の作成等

本章第 10 節「建築物の応急復旧計画」により行う。

(5) 障害者向け広報活動並びに相談業務

障害者向け広報活動並びに相談業務については、本章第 3 節「災害時の広報」により行うが、特に以下の点に留意して行う。

- ア 指定避難所や街頭における情報連絡が放送・拡声器等の音声情報に偏りがちになることを踏まえ、聴覚障害者向けの伝達手段を併用すること
- イ 障害者は、多くの場合自ら意思の伝達上、それぞれに固有の特徴や困難さのあることをあらかじめ、市全職員に周知徹底する
- ウ 年金・各種手当等受給のために必要な証書類を紛失した場合の再発行、手続の簡略化
- エ 周囲の市民に理解を得られるような配慮を行うこと

4 第二期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、指定避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中に必要とされる措置については関係各部及び関係機関・各障害者支援組織、団体等の協力を得て、「第二期応急ケア対策計画」を策定し、おおむね以下のとおり行う。

(1) 仮設住宅入居障害者向け応急ケアサービス

- ア 仮設住宅団地内集会施設等への「24 時間スタッフ詰所」の設置・運営
保健福祉部職員のほか、関係各部職員、仮設住宅団地住民組織、ボランティア並びに各障害者支援組織の協力を得て運営する。
障害者だけでなく入居者全体の生活環境向上のための活動拠点とする。
- イ 仮設住宅団地居住環境の向上
段差・ぬかるみの解消、周辺地域における「車両の徐行呼び掛け」標識の設置、入居者案内板の設置、花壇づくりなどを行う。
また、バザーその他のイベント等の実施により入居者と障害者の交流を深めるよう企画する。
- ウ 日立市医師会並びに県派遣班等との連携・協力による健康チェック・心のケア対策
- エ ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、給食弁当の給付、ホームヘルパーの派遣その他要援護障害者向けサービスの実施

(2) 入居待機者用施設その他の障害者向け応急ケアサービス

- ア 仮設住宅早期入居のために必要な促進措置
- イ 以下「(1) 仮設住宅入居障害者向け応急ケアサービスのウ及びエ」に準ずる

第 3 章 災害応急対策計画

第 19 節 要配慮者等対策

(3) 福祉避難所等の障害者に関する措置計画の検討・実施

- | |
|--|
| <p>ア 通所施設に関しては、平常時体制への移行時期等について確定する。また、入居者については、その状況に応じて、必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 障害者入所施設等に関しては引き続き入所が必要な者は、必要な手続きをとり、また、退所・院が可能になった者については、仮設住宅の提供その他退院後のケアサービスについて必要な措置を講ずる。</p> |
|--|

(4) 第二期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談受付業務

3「第一期応急ケア対策計画の実施」の場合を準用する。

第 4 乳幼児対策

活動項目
1 基本方針
2 災害発生初期の緊急措置
3 第一期応急ケア対策計画の実施
4 第二期応急ケア対策計画の実施

担当	責任者	保健福祉部長 関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 2 班、保健班
	関係機関	各項目に記載

1 基本方針

(1) 各時期区分における措置の目安

「乳幼児」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度関係各課並びに国・県・関係機関・協力団体等と連携・協議し、保健福祉部長が決める。

なお、大規模な災害が発生した場合においては、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後 7 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児の安否確認 ○要保護乳幼児リストの作成 ○指定避難所等における乳幼児リストの作成 ○指定避難所等における応急的な支援措置の実施 ※生活環境条件チェック、ミルク・ほ乳瓶・紙おむつ・おしりふき等、簡易乳児用ベッドの供給、「こどもの精神的ケアについて」リーフレットの配布等 ○妊産婦避難所の確保並びに必要な移送措置 ○乳幼児対策に関する広報活動、相談業務窓口等の設置 ○関係各部・機関職員からなる乳幼児向け応急ケアサービスチームの編成
第一期応急ケア対策 (指定避難所開設期間)	災害発生後 8 日目以降 14 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所等における第一期応急ケア対策の実施 ○その他指定避難所等における応急的な支援措置の実施 ○要保護乳幼児の妊産婦避難所への移送措置 ○第二期応急ケア対策計画の検討並びに体制の確立 ○乳幼児対策に関する広報活動並びに相談業務窓口等の運営 ○乳幼児向け応急ケアサービスチームの運営
第二期応急ケア対策 (指定避難所閉鎖以降 仮設住宅設置期間中)	災害発生後 15 日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○第二期応急ケア対策計画の実施 ○第二期応急ケア対策計画に関する広報、相談受付業務

第3章 災害応急対策計画

第19節 要配慮者等対策

(2) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

乳幼児に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、必要な要員、資材、妊産婦避難所その他の施設の確保については、保健福祉部長が以下の目安として応援を要請する。

項目	要請先機関・団体等
安否・所在等の確認	自衛隊、県（生活環境部・日立児童分室、保健福祉部・日立保健所）、県警本部、日立警察署、市社会福祉協議会、市民生委員
応急保育等のためのマンパワーの確保	県（生活環境部・日立児童分室、保健福祉部・日立保健所）、日赤茨城県支部、市社会福祉協議会、市民生委員、市内幼稚園（私立）、保育関係団体、社会福祉関係大学等教育機関
福祉避難所の確保	県（生活環境部・日立児童分室、保健福祉部・日立保健所）、日赤茨城県支部、市内幼稚園（私立）、日立メディカルセンター
移動・搬送	県トラック協会日立支部、茨城交通、市社会福祉協議会
乳幼児向け医療サービス	県（日立保健所、県立病院）、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会

2 災害発生初期の緊急措置

保健福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、関係各部、各指定避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

ア 主な確認ルート

- 民生委員の調査に基づく報告
- 市職員の現認に基づく報告
- 保育所・幼稚園関係者による調査に基づく報告
- その他防災関係機関による調査に基づく報告

イ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

- 指定避難所単位
- 必要となる支援要員の種別・規模を把握するために必要な項目
- その他必要となる留意事項を把握するために必要な項目
- ※保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障害の有無等

(2) 妊産婦避難所の確保

- ア 市内乳幼児入所施設への特別入所措置若しくは受入要請
- イ 県への乳幼児入所施設への特別入所措置支援の要請
- ウ 市施設のうち妊産婦避難所の指定・確保

(3) 指定避難所における専用スペースの確保

- ア 暑さ・寒さ対策がとられており、可能な限り少人数部屋であること
- イ トイレになるべく近い場所であること
- ウ 指定避難所事務所もしくは救護所になるべく近い場所であること

(4) 指定避難所等における応急的な支援措置の実施

ア 乳幼児向け救援セットの配布

※内容の一例

粉ミルク、ほ乳ビン、離乳食、缶入飲料水、紙おむつ・おしり拭き等、ウェットティッシュ、タオル、おぶいひも、下着、おもちゃ、心のケアに関するリーフレット、救急シート（体温計・熱さまシート）、消毒薬、バンドエイド、消毒綿、解熱剤等

イ ポータブルトイレの確保並びに設置

ウ パーティション（間仕切）、カーテン等の設置

エ 簡易乳児用ベッドの確保並びに供給

(5) 妊産婦避難所への移送

ア 保健福祉部職員による移送設置

イ 市社会福祉協議会への依頼による移送措置

ウ 指定避難所入所者の協力支援による移送措置

エ 茨城交通への依頼による移送措置

オ その他可能な手段による移送措置

3 第一期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、指定避難所開設期間中に必要な措置について、関係各部、各指定避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 指定避難所その他所在地における応急的な支援措置の実施

各指定避難所担当者若しくは市民からの要望により乳幼児対策上、保健福祉部長が必要と認める場合における指定避難所その他所在地における応急的な支援措置については、前項「災害発生初期の応急措置」に準じて行う。

(2) 保育所職員・ボランティアによる応急保育の実施

保育所職員・ボランティア保育士等により、各指定避難所内若しくは最寄り保育所において指定避難所開設期間中限りの「応急保育」を実施する。

(3) 保健師等による巡回保健指導の実施

ア 医師会並びに県派遣班等との連携・協力による健康チェック

イ ヘルパー、ボランティアの派遣による育児支援

ウ ケースワーカーやカウンセラー等による全般的な生活相談業務

(4) 妊産婦避難所の要請に基づく水・物資等の供給

本章第 8 節「救援計画」により行う。

(5) 乳幼児向け広報活動並びに相談業務

それぞれ本章第 3 節「災害時の広報」及び「被災者総合相談所の活用」により行う。

4 第二期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、指定避難所閉鎖以降、仮設住宅設置期間中に必要とされる措置については関係各部及び関係機関・団体等の協力を得て、「第二期応急ケア対策計画」を策定し、おおむね以下のとおり行う。

(1) 仮設住宅・入居待機者用施設内乳幼児向け応急ケアサービス

「本章第 12 節第 3 指定避難所開設期間中に必要な措置」に準じて行う。

第 3 章 災害応急対策計画

第 19 節 要配慮者等対策

(2) 健康診断の実施

日立保健所、市医師会等の協力を得て、1 歳 6 か月児、3 歳児の健康診断を実施する。なお、この場合、相当の連絡・周知期間を持ち実施するよう努める。

また、親類・知人等へ疎開している場合についても、もれなく伝わるよう、報道機関・県・他市町村等の協力を要請する。

(3) 公・私立保育所（園）運営に関する特別措置計画の検討・実施

非常災害発生後の被災者の生活復興を促進するための、入所児及び非入所児の特別保育に関しては、関係各部、議会並びに関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下の点に留意し検討・実施する。

- | |
|---------------------------------------|
| ア 保育所（園）定員の特別拡大措置 |
| イ 所得制限に関する特別緩和措置 |
| ウ 保育時間の特別延長 |
| エ 保育所職員の特別増員措置若しくは過重負担にならないための応援体制の確立 |

(4) 第二期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談受付業務

被災者総合相談所設置期間中は、相談所にて行い、被災者総合相談所閉鎖後は、保健福祉部内に置かれた乳幼児向け長期応急ケアサービスチーム事務局が窓口となり関係各部、関係機関・団体等の協力を得て行う。

第 5 その他要配慮者対策

活動項目
1 基本方針
2 災害発生初期の緊急措置
3 第一期応急ケア対策計画の実施
4 第二期応急ケア対策計画の実施

担当	責任者	保健福祉部長、生活環境部長 関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班、保健班、住宅班、生活環境部庶務班、 関係各部各班
	関係機関	各項目に記載

1 基本方針

(1) 各時期区分における措置の目安

市域を大規模な災害が襲った場合における「その他要配慮者」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度国・県・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後 7 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者の安否確認（保健所との連携） ○要配慮者安否不明者リストの作成 ○指定避難所等における要配慮者リストの作成 ○関係各機関並びに各支援・相互扶助組織との連絡・支援本部設置の要請 ○指定避難所等における応急的な支援措置の実施 ○人工透析施設その他必要な支援サービス施設の確保並びに必要な移送措置 ○その他要配慮者向け仮設住宅のニーズの把握 ○その他要配慮者向け広報活動並びに相談業務受付窓口の設置 ○関係各部・機関並びに各支援・相互扶助組織からなる応急ケアサービスチームの編成
第一期応急ケア対策 (指定避難所開設期間)	災害発生後 8 日目以降 14 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所等における第一期応急ケア対策の実施 ○必要な場合の支援サービス施設への移送措置 ○その他要配慮者向け仮設住宅供給計画案の作成 ○第二期応急ケア対策計画の検討並びに体制の確立 ○その他要配慮者向け広報の実施、相談業務窓口の運営 ○関係各部・機関並びに各支援・相互扶助組織からなる応急ケアサービスチームの運営

第3章 災害応急対策計画
第19節 要配慮者等対策

第二期応急ケア対策 (指定避難所閉鎖以降 仮設住宅設置期間中)	災害発生後 15日目以降	○第二期応急ケア対策計画の実施 ○第二期応急ケア計画に関する広報、相談受付業務
---------------------------------------	-----------------	--

(2) 応援要請先となる県その他関係機関・団体等の目安

保健福祉部長は、「その他要配慮者」の災害時における当面の応急的措置対策を迅速に行うため、以下を目安として迅速に応援・協力を要請する。「その他の在宅被災者」については、記載した要請先機関・団体等と安否確認等の実施体制について検討していく。

項目	要請先機関・団体等
外国人	外務省(各国大使館・公使館・領事館等への連絡・仲介を含む)、県(生活環境部、商工労働部)、NHK水戸放送局、県国際交流協会、日立国際交流協議会、日立市社会福祉協議会、市内及び周辺市町村各大学、ユネスコ協会、通訳ボランティア、日立市医師会、市内外資系企業、各種支援・相互扶助組織、新聞・テレビ・ラジオその他報道機関
難病患者	厚生労働省、県(保健福祉部、日立保健所)、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立市社会福祉協議会、県トラック協会日立支部、茨城交通、各支援・相互扶助組織
人工透析患者	県(保健福祉部、日立保健所)、日赤茨城県支部、日本透析医学会、日本透析医会、日立市医師会、日立市社会福祉協議会、県トラック協会日立支部、茨城交通、全国腎臓病患者連絡協議会、その他各支援・相互扶助組織
食物アレルギー	県(保健福祉部・日立保健所)、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立市社会福祉協議会、その他各支援・相互扶助組織
その他の在宅被災者	民生委員、自主防災組織、その他各支援・相互扶助組織

2 災害発生初期の緊急措置

保健福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、関係各部、各指定避難所担当部並びに関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

ア 主な確認ルート

<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員の調査に基づく報告 ○保健福祉部の現認に基づく報告 ○日立保健所の現認に基づく報告 ○救護所・医療機関受診名簿若しくは入院患者名簿に基づく報告 ○各支援・相互扶助組織による調査に基づく報告 ○県国際交流協会その他防災関係機関による調査に基づく報告

イ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所単位 ○必要となる支援要員の種別・規模を把握するために必要な項目 ○その他必要となる留意事項を把握するために必要な項目 ※飲料水支給上の特別配慮の要否、要援護用具の要否等
--

第 3 章 災害応急対策計画

第 19 節 要配慮者等対策

- (2) 関係機関並びに各支援・相互扶助組織への連絡及び支援対策本部の設置要請
本節第 3「障害者対策」に準じて行う。
- (3) その他の事項
本節第 3「障害者対策」に準じて行う。

3 第一期応急ケア対策計画の実施

本節第 3「障害者対策」に準じて行う。

4 第二期応急ケア対策計画の実施

本節第 3「障害者対策」に準じて行う。

第 6 帰宅困難者対策

活動項目
1 基本方針
2 普及啓発
3 備蓄の確保
4 情報提供
5 交通事業者との連携体制の整備
6 企業等の取組

担当	責任者	総務部長、都市建設部長
	班	総務班、都市建設部庶務班
	関係機関	各事業所、J R 東日本水戸支社、茨城交通

1 基本方針

災害発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

2 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

3 備蓄の確保

市は、帰宅できずに駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

4 情報提供

市は、交通事業者等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

5 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築するよう努める。

6 企業等の取組

(1) 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3 日分の必要な水、食糧、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

第 3 章 災害応急対策計画

第 19 節 要配慮者等対策

(3) 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画等への位置付け

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

(5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル 171、ソーシャル・ネットワーク・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

(6) 市、自主防災組織との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模災害発生時の対応を事前に取り決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

(7) 大規模集客施設の取組

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市町村や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

(8) 各学校の取組

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

また、代替バスの運行等や搬送体制の構築、飲料水等の備蓄に努めるものとする。

第 7 愛玩動物の保護対策

活動項目
1 基本方針
2 指定避難所における動物の適正飼養に係る措置等

担当	責任者	保健福祉部長、総務部長
	班	収容班、健康班、総務班
	関係機関	県（保健福祉部）、県獣医師会、県獣医師会第 3 支部、動物愛護関係団体

1 基本方針

災害時には、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想されるとともに、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じる。

このため、市は、動物愛護の観点から、県、県獣医師会等の関係機関、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及ぶ適正飼養について支援する。

2 指定避難所における動物の適正飼養に係る措置等

災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任を持って行うものとするが、市は、飼い主が指定避難所に愛玩動物と同行避難できるよう検討と協力して必要な措置を講ずる。

また、指定避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。

住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護や飼い主の発見については、県や関係機関等に協力するものとする。

第 20 節 災害救助法の適用

担当	責任者	保健福祉部長 ※ 法に基づく救助の総括
		各部長 ※ 各救助項目の実施及び記録作成
	班	保健福祉部庶務班、総務班、関係各部各班
	関係機関	県（保健福祉部、福祉指導課）、日赤茨城県支部

第 1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条第 1 項の規程による。

日立市に適用される具体的な基準は、次のいずれかの場合である。

■ 表 救助法の適用基準

区分	人口 平成 27 年 国勢調査	1 号適用 (市内の住家 減失世帯数)	2 号適用 (県内の住家 失 世 帯 数 2500 世帯以上 の 場 合)	3 号適用 (厚生労働大臣と事前に協議を 必要とする)	4 号適用
日立市	185, 149 人	100 世帯以上	50 世帯以上	※1、※2	※3

※1（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段）

県下の被害世帯数が 12, 000 以上あり、かつ日立市内の被害世帯数が多数であるとき。

※2（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段）

災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

※3（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

第 2 滅失（り災）世帯の算定

1 滅失（り災）世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第 1 条第 2 項の規程により、みなし換算する。

算 定 区 分	みなし換算
住家が全壊、全焼、流失等により滅失した 1 世帯	1 世帯
住家が半焼、半壊等著しく損傷した 1 世帯	2 分の 1 世帯
床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった 1 世帯	3 分の 1 世帯

2 被害程度の認定

災害救助法の認定に際しては、住家の被害程度の認定が重要な要素となる。

滅失、半壊等のおおよその基準は、次のとおりである。

■ 表 住家被害程度の認定基準

被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊 全焼 流失	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう。半壊・半焼の場合も同じ）の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊 半焼	住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、損壊又は焼失した床面積が延面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	上記 2 項目に該当しない場合であって、浸水が住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂、材木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。
<p>※ 「住家」とは、現実に居住するため使用している建物をいう。ただしアパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は 1 棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p> <p>※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p>	

第 3 災害救助法の適用手続

1 災害救助法の適用要請

災害に際し、日立市内の災害が、災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は、直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法適用を県知事に要請する。

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けるものとする。

また、災害救助期間の延長等特例申請については、県保健福祉部厚生総務課を通じて行う。

第 4 災害救助法による救助の実施

1 災害報告及び災害救助実施状況報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に伴い「発生報告」、「中間報告」、「決定報告」の 3 段階があり、その都度県知事に報告する必要がある。

また、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に記録して整理し、県保健福祉部福祉指導課を経由して、知事に報告する。

2 救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の種類、方法及び期間は資料編 資料 19-1 のとおりである。

第 5 災害救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、県知事に全面的に委任されている。

ただし、救助活動を迅速に実施するために必要なときは、救助に関する職権の一部を市町村長に委任しており、この場合、事務の内容及び期間を市長に通知する。

したがって、日立市の行う災害救助法に基づく救助活動については、県知事の補助又は委任による執行となり、市長が救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第 5 条に基づき本部長が応急措置を実施する。

■ 表 災害救助法適用後の救助種類及び実施者

救 助 の 種 類	実 施 者
指定避難所の設置及び収容	日 立 市 長
応急仮設住宅の供与	茨 城 県 知 事
炊き出しその他による食品の供与	日 立 市 長
飲料水の供給	日 立 市 長
被服、寝具等の給（貸）与	日 立 市 長
医 療	茨城県知事（日赤）及び日立市長
助 産	茨城県知事（日赤）及び日立市長
災害にかかった者の救出	日 立 市 長
災害にかかった住宅の応急修理	日 立 市 長
学 用 品 の 給 与	日 立 市 長
死 体 の 捜 索	日 立 市 長
死 体 の 処 理	日立市長及び茨城県知事（日赤）
死 体 の 埋 葬	日 立 市 長
障 害 物 の 除 去 ※災害によって住居又はその周辺に 運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの。	日 立 市 長 及 び 市 民

第 21 節 急傾斜等災害応急対策

担当	責任者	都市建設部長 ※ 情報の収集及び統括 総務部長 ※ 災害危険箇所等情報の収集 市長公室長 ※ 住民への伝達 消防長 ※ 災害危険箇所等情報の収集
	班	都市建設部各班、消防部各班、総務班、広報班
	関係機関	水戸地方气象台 県（防災・危機管理課、土木部、高萩工事事務所） 日立警察署、消防団、自主防災組織

第 1 情報の収集

都市建設部土木班及び消防部警防班は、危険箇所における災害情報の収集にあたり、次に掲げる内容を総務部長に報告し、総務部長は本部長へ報告する。

- (1) 危険箇所及びその付近の降雨量
- (2) 危険箇所における地表水又は湧水の状況
- (3) 危険箇所における亀裂の有無
- (4) 危険箇所における立木等の傾倒の状況
- (5) 危険箇所における建築物等の損壊の状況
- (6) 危険箇所における住民の数
- (7) その他災害予防又は応急対策上参考となる事項

第 2 警戒

1 警戒体制をとるべき時期

- (1) 危険区域の状況等に異常が生じた場合又は生じる（地震、地すべり発生時を含む。）おそれがある場合
- (2) 次表の雨量基準と当該区域の危険度を考慮して決定する。

区分	前日まで連続降雨量が 100mm 以上記録した場合	前日まで連続降雨量が 50～100mm 以上記録した場合	前日までの降雨量がない場合
第 1 警戒体制	当日の日雨量が 50mm をこえたとき。	当日の日雨量が 70mm をこえたとき。	当日の日雨量が 100mm をこえたとき、又は 2 時間雨量が 60mm をこえたとき。
第 2 警戒体制	当日の日雨量が 50mm をこえ、時雨量が 25mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 70mm をこえ、時雨量が 30mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 100mm をこえ、時雨量が 30mm 程度の強雨が降り始めたとき

降雨量の測定は、日立市天気相談所の雨量計の測定値によるものとし、必要に応じ簡易雨量計を設置して行う。

2 警戒体制の実施内容

(1) 第 1 警戒体制

危険区域の警戒巡視、住民に対する広報等を実施する。

(2) 第 2 警戒体制

住民に対して、避難準備を行うよう広報するほか、必要に応じ災害対策基本法第 56 条に規定する警告、同法 59 条に規定する事前措置、同法 60 条に規定する避難の指示等の処置を実施する。

第 3 住民への伝達

伝達担当者	伝達手段	伝達内容
広報班 警防班	1 防災行政無線（戸別受信機、屋外放送塔）による。 2 インターネット、ケーブルテレビ、コミュニティFM、携帯電話メールによる 3 広報車の放送による。 4 広報車のサイレン併用（緊急避難を要するとき） 5 口頭（ハンドマイク）による。 6 現地と災害対策本部間の指令又は報告は、一般加入電話及び消防通信施設を使用する。 7 必要に応じてNHK水戸放送局及び茨城放送に依頼して放送する。	1 気象情報、注意報又は警報 2 予想される危険の程度 3 避難の準備 4 病人、老人、子ども、婦人等第 1 次避難の勧告 5 避難先及び避難経路 6 避難要領 7 避難 8 その他必要な周知すべき事項

第 4 避難

1 避難指示等の基準

災害発生の危険が予想され、又は危険が切迫し、関係住民を避難させる場合は、災害の推移あるいは周囲の状況から次の 3 段階に区分して行う。

(1) 事前避難

現時点においては、差し迫って緊迫した危険性はないと判断されるが、長時間の降雨量による地勢、水勢の変化あるいは過去の実例からみて被害発生が予想される場合

(2) 緊急避難

危険度が目前に迫り、緊急に避難させる必要がある場合

(3) 収容避難

一旦指定緊急避難場所に避難させたが、その場所が更に危険な状態になったため、他の安全な指定避難所へ集団で緊急に避難させる場合

2 避難指示等の伝達

本部長は、必要があると認めるときは、その区域内住民に対し、避難指示等を発令する。

ただし、著しく危険が切迫し、本部長の避難指示等の発令を待ついとまがないときは、消防長は、これを行うことができるものとし、その旨を必ず本部長に報告する。

伝達については、次による。

- (1) 伝達広報を行う場合は、関係住民に迅速かつ確実に周知徹底させる。
- (2) 伝達広報の内容は、本節第 3 の伝達内容によるほか、次による。
 - ア 住家の戸締
 - イ 携帯品と服装
 - ウ 家財道具の整理及び家屋の補強（余裕があるとき）
 - エ 単独行動の制限
 - オ 誘導員の指示励行
- (3) 避難誘導方法

次により、関係住民を安全確実に指定避難所まで誘導する。

- ア 指定避難所を 1 単位として、危険区域ごとに避難誘導責任者及び誘導員を置く。
- イ 避難指示等は、危険区域指定箇所ごとによる。
- ウ 避難経路と表示
各区域の実態に応じ、異なった 2 以上の経路のうち最も安全な経路を選定する。
- エ 風雨が強いとき、病院の入院患者等については、バスその他の車両を使用する。
- オ 学校から児童・生徒を避難させる場合は、教育委員会及び学校長と協議し、本部長の指示により実施する。

指定避難所が開設され、避難住民を収容したときは、災害対策本部の教育部庶務班及び福祉第 1 班と密接な連絡のもとに、指定避難所の安全確保に努め、危険が迫ったときは、直ちに適切な措置をとれるよう警戒員を配置する。